

第 6 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号（1 2 月 3 日）（火曜日）

開 会	9
開 議	9
日程第 1 会議録署名議員の指名	9
日程第 2 会期の決定	9
日程第 3 諸般の報告	9
日程第 4 行政報告	9
宮路市長報告	9
日程第 5 認定第 1 号平成 2 4 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）	1 0
日程第 6 認定第 2 号平成 2 4 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）	1 0
日程第 7 認定第 3 号平成 2 4 年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）	1 0
日程第 8 認定第 4 号平成 2 4 年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）	1 0
日程第 9 認定第 5 号平成 2 4 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）	1 0
日程第 1 0 認定第 6 号平成 2 4 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）	1 0
日程第 1 1 認定第 7 号平成 2 4 年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）	1 0
日程第 1 2 認定第 8 号平成 2 4 年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）	1 0
日程第 1 3 認定第 9 号平成 2 4 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）	1 0
日程第 1 4 認定第 1 0 号平成 2 4 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）	1 0
日程第 1 5 認定第 1 1 号平成 2 4 年度日置市水道事業会計決算認定について（決算審査特別委員長報告）	1 0

	上園決算審査特別委員長	10
休	憩	19
	山口初美さん	19
	黒田澄子さん	20
	山口初美さん	21
	黒田澄子さん	22
	山口初美さん	24
	黒田澄子さん	24
日程第16	報告第11号専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴え の提起前の和解）の報告について	25
日程第17	報告第12号専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴え の提起前の和解）の報告について	25
	宮路市長提案理由説明	25
日程第18	議案第67号鹿児島本線伊集院駅舎整備工事施行協定の締結について	26
	宮路市長提案理由説明	26
	瀬戸産業建設部長	26
日程第19	議案第68号日置市デジタル防災行政無線整備工事請負契約の締結について	27
	宮路市長提案理由説明	27
	福元総務企画部長	27
日程第20	議案第69号日置市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の制定について	29
	宮路市長提案理由説明	29
	福元総務企画部長	29
	池満 渉君	30
	福元総務企画部長	30
	池満 渉君	30
	福元総務企画部長	30
	上園哲生君	30
	福元総務企画部長	30
日程第21	議案第70号延滞金の特例基準割合を定めることに伴う関係条例の整理に関する条 例の制定について	31
	宮路市長提案理由説明	31
	福元総務企画部長	31

休 憩	3 2
日程第 2 2 議案第 7 1 号社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	3 2
宮路市長提案理由説明	3 2
福元総務企画部長	3 3
山口初美さん	3 3
日程第 2 3 議案第 7 2 号日置市国民宿舎条例の一部改正について	3 4
宮路市長提案理由説明	3 4
福元総務企画部長	3 4
日程第 2 4 議案第 7 3 号日置市キャンプ村条例の廃止について	3 5
日程第 2 5 議案第 7 4 号日置市衛生処理場条例の廃止について	3 5
宮路市長提案理由説明	3 5
福元総務企画部長	3 5
吉丸市民福祉部長	3 6
山口初美さん	3 6
山之内吹上支所長	3 6
吉丸市民福祉部長	3 6
山口初美さん	3 6
吉丸市民福祉部長	3 6
山口初美さん	3 6
日程第 2 6 議案第 7 5 号日置市営公衆浴場条例の一部改正について	3 7
日程第 2 7 議案第 7 6 号日置市青少年問題協議会設置条例の廃止について	3 7
日程第 2 8 議案第 7 7 号日置市日吉ふれあいセンター条例の一部改正について	3 7
日程第 2 9 議案第 7 8 号日置市ひとり親家庭等医療費助成条例及び日置市営住宅条例の一部改正について	3 7
日程第 3 0 議案第 7 9 号日置市乳幼児医療費助成条例の一部改正について	3 7
宮路市長提案理由説明	3 7
吉丸市民福祉部長	3 8
瀬戸口産業建設部長	4 0
吉丸市民福祉部長	4 0

田畑純二君	4 0
田代日吉支所長	4 1
日程第 3 1 議案第 8 0 号日置市農政審議会条例の一部改正について	4 1
日程第 3 2 議案第 8 1 号日置市道路占用料等徴収条例の一部改正について	4 2
宮路市長提案理由説明	4 2
瀬戸口産業建設部長	4 2
日程第 3 3 議案第 8 2 号日置市社会教育委員条例等の一部改正について	4 3
宮路市長提案理由説明	4 3
内田教育次長	4 3
日程第 3 4 議案第 8 3 号平成 2 5 年度日置市一般会計補正予算（第 6 号）	4 4
宮路市長提案理由説明	4 4
休 憩	4 5
田畑純二君	4 6
東福祉課長	4 6
有村市民生活課長	4 7
瀬川農林水産課長	4 7
宇田教育総務課長	4 8
黒田澄子さん	4 9
東福祉課長	4 9
宇田教育総務課長	5 0
黒田澄子さん	5 0
東福祉課長	5 1
黒田澄子さん	5 1
日程第 3 5 議案第 8 4 号平成 2 5 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	5 1
日程第 3 6 議案第 8 5 号平成 2 5 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	5 1
日程第 3 7 議案第 8 6 号平成 2 5 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 3 号）	5 1
日程第 3 8 議案第 8 7 号平成 2 5 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	5 1
日程第 3 9 議案第 8 8 号平成 2 5 年度日置市水道事業会計補正予算（第 1 号）	5 1
宮路市長提案理由説明	5 1
日程第 4 0 陳情第 5 号日置市立ゆのもと保育所の民間移管に関する陳情	5 2
散 会	5 2

第2号（12月12日）（木曜日）

開 議	5 8
日程第1 一般質問	5 8
長野瑛や子さん	5 8
宮路市長	5 8
田代教育長	5 9
長野瑛や子さん	6 0
宮路市長	6 0
長野瑛や子さん	6 0
宮路市長	6 0
長野瑛や子さん	6 1
宮路市長	6 1
長野瑛や子さん	6 1
宮路市長	6 1
長野瑛や子さん	6 1
宮路市長	6 2
長野瑛や子さん	6 2
吉丸市民福祉部長	6 2
長野瑛や子さん	6 2
吉丸市民福祉部長	6 2
長野瑛や子さん	6 2
田代教育長	6 3
長野瑛や子さん	6 3
宮路市長	6 3
長野瑛や子さん	6 4
宮路市長	6 4
長野瑛や子さん	6 4
宮路市長	6 4
長野瑛や子さん	6 5
宮路市長	6 5
長野瑛や子さん	6 5
宮路市長	6 5

長野瑛や子さん	6 5
宮路市長	6 5
長野瑛や子さん	6 6
宮路市長	6 6
長野瑛や子さん	6 6
宮路市長	6 6
長野瑛や子さん	6 6
宮路市長	6 6
長野瑛や子さん	6 6
宮路市長	6 6
長野瑛や子さん	6 6
宮路市長	6 7
長野瑛や子さん	6 7
宮路市長	6 7
長野瑛や子さん	6 7
宮路市長	6 7
坂口洋之君	6 7
宮路市長	6 8
田代教育長	6 9
休 憩	7 0
坂口洋之君	7 0
田代教育長	7 0
坂口洋之君	7 1
田代教育長	7 1
坂口洋之君	7 1
田代教育長	7 1
坂口洋之君	7 1
片平学校教育課長	7 2
坂口洋之君	7 2
田代教育長	7 2
坂口洋之君	7 3
田代教育長	7 3

坂口洋之君	7 3
田代教育長	7 4
坂口洋之君	7 4
田代教育長	7 4
坂口洋之君	7 4
田代教育長	7 4
坂口洋之君	7 5
田代教育長	7 5
坂口洋之君	7 5
田代教育長	7 5
坂口洋之君	7 5
田代教育長	7 6
坂口洋之君	7 6
宮路市長	7 6
坂口洋之君	7 6
平田健康保険課長	7 7
坂口洋之君	7 7
宮路市長	7 7
坂口洋之君	7 7
平田健康保険課長	7 7
坂口洋之君	7 8
宮路市長	7 8
坂口洋之君	7 8
平田健康保険課長	7 8
坂口洋之君	7 8
宮路市長	7 8
坂口洋之君	7 9
平田健康保険課長	7 9
坂口洋之君	7 9
宮路市長	7 9
坂口洋之君	7 9
宮路市長	8 0

	坂口洋之君	8 0
	宮路市長	8 0
	坂口洋之君	8 0
	宮路市長	8 0
	坂口洋之君	8 0
	宮路市長	8 1
休	憩	8 1
	留盛浩一郎君	8 1
	宮路市長	8 2
	留盛浩一郎君	8 3
	宮路市長	8 4
	瀬川農林水産課長	8 4
	留盛浩一郎君	8 4
	宮路市長	8 5
	留盛浩一郎君	8 5
	宮路市長	8 5
	留盛浩一郎君	8 6
	宮路市長	8 6
	留盛浩一郎君	8 6
	瀬川農林水産課長	8 7
	留盛浩一郎君	8 7
	瀬川農林水産課長	8 7
	留盛浩一郎君	8 7
	宮路市長	8 7
	留盛浩一郎君	8 8
	瀬川農林水産課長	8 8
	留盛浩一郎君	8 8
	宮路市長	8 8
	留盛浩一郎君	8 9
	宮路市長	8 9
	留盛浩一郎君	8 9
	宮路市長	9 0

	花木千鶴さん	9 0
	宮路市長	9 1
	田代教育長	9 2
休	憩	9 2
	花木千鶴さん	9 2
	平田健康保険課長	9 2
	花木千鶴さん	9 3
	平田健康保険課長	9 3
	花木千鶴さん	9 3
	平田健康保険課長	9 3
	花木千鶴さん	9 4
	平田健康保険課長	9 4
	花木千鶴さん	9 4
	東福祉課長	9 5
	花木千鶴さん	9 5
	宮路市長	9 5
	花木千鶴さん	9 5
	宮路市長	9 6
	花木千鶴さん	9 6
	東福祉課長	9 6
	花木千鶴さん	9 7
	田代教育長	9 7
	花木千鶴さん	9 7
	田代教育長	9 8
	花木千鶴さん	9 8
	宮路市長	9 9
	花木千鶴さん	9 9
	宮路市長	9 9
	花木千鶴さん	1 0 0
	宮路市長	1 0 0
散	会	1 0 1

第3号（12月13日）（金曜日）

開 議	1 0 6
日程第1 一般質問	1 0 6
山口初美さん	1 0 6
宮路市長	1 0 7
山口初美さん	1 0 8
宮路市長	1 0 8
山口初美さん	1 0 8
宮路市長	1 0 9
山口初美さん	1 0 9
宮路市長	1 0 9
山口初美さん	1 1 0
宮路市長	1 1 0
山口初美さん	1 1 0
宮路市長	1 1 0
山口初美さん	1 1 0
宮路市長	1 1 0
山口初美さん	1 1 0
宮路市長	1 1 1
山口初美さん	1 1 1
宮路市長	1 1 1
山口初美さん	1 1 1
宮路市長	1 1 2
山口初美さん	1 1 2
宮路市長	1 1 2
山口初美さん	1 1 2
宮路市長	1 1 3
山口初美さん	1 1 3
宮路市長	1 1 3
山口初美さん	1 1 3
宮路市長	1 1 4
山口初美さん	1 1 4

	宮路市長	1 1 4
	山口初美さん	1 1 4
	宮路市長	1 1 4
	池満 渉君	1 1 5
	宮路市長	1 1 6
	田代教育長	1 1 7
休	憩	1 1 8
	池満 渉君	1 1 8
	片平学校教育課長	1 1 8
	池満 渉君	1 1 8
	片平学校教育課長	1 1 9
	池満 渉君	1 1 9
	田代教育長	1 2 0
	池満 渉君	1 2 0
	田代教育長	1 2 1
	池満 渉君	1 2 1
	片平学校教育課長	1 2 1
	池満 渉君	1 2 2
	片平学校教育課長	1 2 2
	池満 渉君	1 2 3
	田代教育長	1 2 3
	池満 渉君	1 2 3
	宮路市長	1 2 4
	田代教育長	1 2 4
	池満 渉君	1 2 4
	宮路市長	1 2 5
	池満 渉君	1 2 5
	瀬川農林水産課長	1 2 6
	池満 渉君	1 2 6
	宮路市長	1 2 7
	池満 渉君	1 2 7
	宮路市長	1 2 7

	池満 渉君	1 2 8
	宮路市長	1 2 8
休	憩	1 2 9
	上園哲生君	1 2 9
	宮路市長	1 3 0
	上園哲生君	1 3 1
	宮路市長	1 3 1
	上園哲生君	1 3 1
	宮路市長	1 3 1
	上園哲生君	1 3 2
	大園企画課長	1 3 2
	上園哲生君	1 3 2
	大園企画課長	1 3 2
	上園哲生君	1 3 2
	宮路市長	1 3 3
	上園哲生君	1 3 3
	宮路市長	1 3 3
	上園哲生君	1 3 4
	宮路市長	1 3 4
	上園哲生君	1 3 4
	宮路市長	1 3 5
	上園哲生君	1 3 5
	宮路市長	1 3 5
	上園哲生君	1 3 5
	宮路市長	1 3 6
	上園哲生君	1 3 6
	宮路市長	1 3 6
	上園哲生君	1 3 6
	宮路市長	1 3 7
	上園哲生君	1 3 7
	宮路市長	1 3 7
	上園哲生君	1 3 8

	宮路市長	1 3 8
	黒田澄子さん	1 3 8
	宮路市長	1 3 9
	田代教育長	1 4 1
休	憩	1 4 2
	黒田澄子さん	1 4 2
	上野消防本部消防長	1 4 2
	黒田澄子さん	1 4 2
	上野消防本部消防長	1 4 2
	黒田澄子さん	1 4 3
	上野消防本部消防長	1 4 3
	黒田澄子さん	1 4 3
	上野消防本部消防長	1 4 3
	黒田澄子さん	1 4 3
	上野消防本部消防長	1 4 4
	黒田澄子さん	1 4 4
	上野消防本部消防長	1 4 4
	黒田澄子さん	1 4 4
	上野消防本部消防長	1 4 4
	黒田澄子さん	1 4 4
	上野消防本部消防長	1 4 4
	黒田澄子さん	1 4 4
	上野消防本部消防長	1 4 4
	黒田澄子さん	1 4 5
	田代教育長	1 4 5
	黒田澄子さん	1 4 5
	満留財政管財課長	1 4 5
	黒田澄子さん	1 4 5
	満留財政管財課長	1 4 5
	黒田澄子さん	1 4 6
	宮路市長	1 4 6
	黒田澄子さん	1 4 6
	堂下地域づくり課長	1 4 6
	黒田澄子さん	1 4 7

堂下地域づくり課長	1 4 7
黒田澄子さん	1 4 7
堂下地域づくり課長	1 4 7
黒田澄子さん	1 4 7
堂下地域づくり課長	1 4 8
黒田澄子さん	1 4 8
片平学校教育課長	1 4 8
黒田澄子さん	1 4 8
片平学校教育課長	1 4 8
黒田澄子さん	1 4 8
片平学校教育課長	1 4 8
黒田澄子さん	1 4 9
片平学校教育課長	1 4 9
黒田澄子さん	1 5 0
平田健康保険課長	1 5 0
黒田澄子さん	1 5 0
東福祉課長	1 5 0
黒田澄子さん	1 5 1
堂下地域づくり課長	1 5 1
黒田澄子さん	1 5 1
野崎総務課長	1 5 1
片平学校教育課長	1 5 2
黒田澄子さん	1 5 2
野崎総務課長	1 5 2
黒田澄子さん	1 5 2
野崎総務課長	1 5 2
黒田澄子さん	1 5 3
野崎総務課長	1 5 3
黒田澄子さん	1 5 3
野崎総務課長	1 5 3
黒田澄子さん	1 5 3
宮路市長	1 5 3

散 会	1 5 3
-----------	-------

第4号（12月16日）（月曜日）

開 議	1 5 8
日程第1 一般質問	1 5 8
大園貴文君	1 5 8
宮路市長	1 5 8
大園貴文君	1 5 9
宮路市長	1 5 9
大園貴文君	1 5 9
宮路市長	1 5 9
大園貴文君	1 5 9
宮路市長	1 6 0
大園貴文君	1 6 0
宮路市長	1 6 0
大園貴文君	1 6 0
宮路市長	1 6 0
大園貴文君	1 6 1
宮路市長	1 6 1
大園貴文君	1 6 1
宮路市長	1 6 1
大園貴文君	1 6 2
宮路市長	1 6 2
大園貴文君	1 6 2
宮路市長	1 6 2
大園貴文君	1 6 2
宮路市長	1 6 3
大園貴文君	1 6 3
宮路市長	1 6 3
大園貴文君	1 6 3
宮路市長	1 6 3
大園貴文君	1 6 3

宮路市長	1 6 3
大園貴文君	1 6 3
満留財政管財課長	1 6 3
大園貴文君	1 6 3
満留財政管財課長	1 6 3
大園貴文君	1 6 4
宮路市長	1 6 4
大園貴文君	1 6 4
宮路市長	1 6 4
大園貴文君	1 6 4
宮路市長	1 6 4
大園貴文君	1 6 4
宮路市長	1 6 4
大園貴文君	1 6 4
宮路市長	1 6 5
大園貴文君	1 6 5
宮路市長	1 6 5
大園貴文君	1 6 5
宮路市長	1 6 5
大園貴文君	1 6 5
宮路市長	1 6 6
大園貴文君	1 6 6
宮路市長	1 6 6
大園貴文君	1 6 6
宮路市長	1 6 6
大園貴文君	1 6 6
宮路市長	1 6 6
大園貴文君	1 6 7
宮路市長	1 6 7
大園貴文君	1 6 7
宮路市長	1 6 7
大園貴文君	1 6 7
宮路市長	1 6 7
大園貴文君	1 6 7

宮路市長	1 6 7
大園貴文君	1 6 8
宮路市長	1 6 8
大園貴文君	1 6 8
宮路市長	1 6 8
大園貴文君	1 6 8
宮路市長	1 6 8
大園貴文君	1 6 8
宮路市長	1 6 9
大園貴文君	1 6 9
宮路市長	1 6 9
大園貴文君	1 6 9
宮路市長	1 6 9
大園貴文君	1 6 9
宮路市長	1 6 9
大園貴文君	1 6 9
宮路市長	1 6 9
大園貴文君	1 6 9
宮路市長	1 7 0
大園貴文君	1 7 0
宮路市長	1 7 0
休 憩	1 7 0
田畑純二君	1 7 1
宮路市長	1 7 4
田畑純二君	1 7 5
宮路市長	1 7 6
田畑純二君	1 7 6
宮路市長	1 7 6
田畑純二君	1 7 6
宮路市長	1 7 6
田畑純二君	1 7 7
宮路市長	1 7 7
田畑純二君	1 7 7
宮路市長	1 7 7

田畑純二君	1 7 7
宮路市長	1 7 8
田畑純二君	1 7 8
宮路市長	1 7 8
田畑純二君	1 7 8
宮路市長	1 7 8
田畑純二君	1 7 8
宮路市長	1 7 9
田畑純二君	1 7 9
宮路市長	1 7 9
田畑純二君	1 7 9
宮路市長	1 8 0
田畑純二君	1 8 0
宮路市長	1 8 0
田畑純二君	1 8 0
宮路市長	1 8 0
休 憩	1 8 0
出水賢太郎君	1 8 0
宮路市長	1 8 1
田代教育長	1 8 2
出水賢太郎君	1 8 3
宮路市長	1 8 3
出水賢太郎君	1 8 3
宮路市長	1 8 3
出水賢太郎君	1 8 4
有村市民生活課長	1 8 4
出水賢太郎君	1 8 4
宮路市長	1 8 4
出水賢太郎君	1 8 5
宮路市長	1 8 5
出水賢太郎君	1 8 5
宮路市長	1 8 6

出水賢太郎君	186
宮路市長	186
出水賢太郎君	186
片平学校教育課長	187
出水賢太郎君	187
田代教育長	187
出水賢太郎君	187
田代教育長	187
出水賢太郎君	188
宇田教育総務課長	188
出水賢太郎君	188
宮路市長	189
出水賢太郎君	189
宮路市長	190
出水賢太郎君	190
宮路市長	190
出水賢太郎君	191
宮路市長	191
出水賢太郎君	191
宮路市長	191
休 憩	192
日程第2 議案第89号日置市特別会計条例の一部改正について	192
日程第3 議案第90号平成25年度日置市一般会計補正予算(第7号)	192
日程第4 議案第91号平成25年度日置市健康交流館事業特別会計予算	192
宮路市長提案理由説明	
福元総務企画部長	193
長野瑛や子さん	193
満留財政管財課長	193
長野瑛や子さん	194
山之内吹上支所長	194
長野瑛や子さん	194
休 憩	195

山之内吹上支所長	195
満留財政管財課長	195
池満 渉君	195
宮路市長	195
散 会	196

第5号（12月25日）（水曜日）

開 議	200
日程第1 議案第69号日置市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の制定について（総務企画常任委員長報告）	200
日程第2 議案第72号日置市国民宿舎条例の一部改正について（総務企画常任委員長報告）	200
中島総務企画常任委員長報告	200
日程第3 議案第75号日置市営公衆浴場条例の一部改正について（文教厚生常任委員長報告）	202
日程第4 議案第77号日置市日吉ふれあいセンター条例の一部改正について（文教厚生常任委員長報告）	202
日程第5 議案第79号日置市乳幼児医療費助成条例の一部改正について（文教厚生常任委員長報告）	202
日程第6 議案第82号日置市社会教育委員条例等の一部改正について（文教厚生常任委員長報告）	202
出水文教厚生常任委員長報告	202
日程第7 議案第80号日置市農政審議会条例の一部改正について（産業建設常任委員長報告）	205
大園産業建設常任委員長報告	205
日程第8 議案第83号平成25年度日置市一般会計補正予算（第6号）（各常任委員長報告）	206
中島総務企画常任委員長報告	206
出水文教厚生常任委員長報告	208
大園産業建設常任委員長報告	210
休 憩	212
日程第9 議案第84号平成25年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（文教	

厚生常任委員長報告)	2 1 3
日程第 1 0 議案第 8 7 号平成 2 5 年度日置市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) (文教厚生常任委員長報告)	2 1 3
出水文教厚生常任委員長報告	2 1 3
日程第 1 1 議案第 8 5 号平成 2 5 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) (産業建設常任委員長報告)	2 1 5
日程第 1 2 議案第 8 8 号平成 2 5 年度日置市水道事業会計補正予算 (第 1 号) (産業建設常任委員長報告)	2 1 5
大園産業建設常任委員長報告	2 1 5
日程第 1 3 議案第 8 6 号平成 2 5 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算 (第 3 号) (総務企画常任委員長報告)	2 1 7
中島総務企画常任委員長報告	2 1 7
日程第 1 4 議案第 8 9 号日置市特別会計条例の一部改正について (総務企画常任委員長報告)	2 1 8
日程第 1 5 議案第 9 0 号平成 2 5 年度日置市一般会計補正予算 (第 7 号) (総務企画常任委員長報告)	2 1 8
日程第 1 6 議案第 9 1 号平成 2 5 年度日置市健康交流館事業特別会計予算 (総務企画常任委員長報告)	2 1 8
中島総務企画常任委員長報告	2 1 8
休 憩	2 2 3
日程第 1 7 議案第 9 2 号日置市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について	2 2 3
宮路市長提案理由説明	2 2 3
福元総務企画部長	2 2 3
花木千鶴さん	2 2 4
宮路市長	2 2 4
日程第 1 8 陳情第 6 号川内原発の拙速な再稼働に反対する意見書の採択について	2 2 5
日程第 1 9 閉会中の継続審査の申し出について	2 2 5
日程第 2 0 閉会中の継続調査の申し出について	2 2 5
日程第 2 1 議員派遣の件について	2 2 5
日程第 2 2 所管事務調査結果報告について	2 2 6
日程第 2 3 行政視察結果報告について	2 2 6
閉 会	2 2 6

宮路市長 2 2 6



平成25年第6回（12月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
12月 3日	火	本 会 議	決算報告、予算・他議案上程、質疑、表決、委員会付託
12月 4日	水	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設
12月 5日	木	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設
12月 6日	金	委 員 会	予備日
12月 7日	土	休 会	
12月 8日	日	休 会	
12月 9日	月	委 員 会	予備日
12月10日	火	委 員 会	予備日
12月11日	水	委 員 会	予備日
12月12日	木	本 会 議	一般質問
12月13日	金	本 会 議	一般質問
12月14日	土	休 会	
12月15日	日	休 会	
12月16日	月	本 会 議	一般質問、議案上程、質疑、委員会付託
12月17日	火	委 員 会	総務企画
12月18日	水	休 会	
12月19日	木	委 員 会	議会運営委員会
12月20日	金	休 会	
12月21日	土	休 会	
12月22日	日	休 会	
12月23日	月	休 会	
12月24日	火	休 会	
12月25日	水	本 会 議	付託事件審査結果報告、質疑、表決

2. 付議事件

議案番号 事 件 名

認定第 1号 平成24年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について

- 認定第 2 号 平成 24 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 号 平成 24 年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4 号 平成 24 年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5 号 平成 24 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6 号 平成 24 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7 号 平成 24 年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8 号 平成 24 年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9 号 平成 24 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 10 号 平成 24 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 11 号 平成 24 年度日置市水道事業会計決算認定について
- 報告第 11 号 専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）
の報告について
- 報告第 12 号 専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）
の報告について
- 議案第 67 号 鹿児島本線伊集院駅舎整備工事施行協定の締結について
- 議案第 68 号 日置市デジタル防災行政無線整備工事請負契約の締結について
- 議案第 69 号 日置市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の制定について
- 議案第 70 号 延滞金の特例基準割合を定めることに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 71 号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を
改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うた
めの地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例の制定について
- 議案第 72 号 日置市国民宿舎条例の一部改正について
- 議案第 73 号 日置市キャンプ村条例の廃止について
- 議案第 74 号 日置市衛生処理場条例の廃止について
- 議案第 75 号 日置市営公衆浴場条例の一部改正について
- 議案第 76 号 日置市青少年問題協議会設置条例の廃止について
- 議案第 77 号 日置市日吉ふれあいセンター条例の一部改正について
- 議案第 78 号 日置市ひとり親家庭等医療費助成条例及び日置市営住宅条例の一部改正について
- 議案第 79 号 日置市乳幼児医療費助成条例の一部改正について
- 議案第 80 号 日置市農政審議会条例の一部改正について
- 議案第 81 号 日置市道路占用料等徴収条例の一部改正について

- 議案第 8 2 号 日置市社会教育委員条例等の一部改正について
- 議案第 8 3 号 平成 2 5 年度日置市一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 8 4 号 平成 2 5 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 8 5 号 平成 2 5 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 8 6 号 平成 2 5 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 8 7 号 平成 2 5 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 8 8 号 平成 2 5 年度日置市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 8 9 号 日置市特別会計条例の一部改正について
- 議案第 9 0 号 平成 2 5 年度日置市一般会計補正予算（第 7 号）
- 議案第 9 1 号 平成 2 5 年度日置市健康交流館事業特別会計予算
- 議案第 9 2 号 日置市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 陳情第 5 号 日置市立ゆのもと保育所の民間移管に関する陳情
- 陳情第 6 号 川内原発の拙速な再稼働に反対する意見書の採決について

第 1 号 (1 2 月 3 日)

議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告（議長報告：監査結果等）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	認定第 1号 平成24年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第 6	認定第 2号 平成24年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第 7	認定第 3号 平成24年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第 8	認定第 4号 平成24年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第 9	認定第 5号 平成24年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第10	認定第 6号 平成24年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第11	認定第 7号 平成24年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第12	認定第 8号 平成24年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第13	認定第 9号 平成24年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第14	認定第10号 平成24年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第15	認定第11号 平成24年度日置市水道事業会計決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第16	報告第11号 専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について
日程第17	報告第12号 専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について
日程第18	議案第67号 鹿児島本線伊集院駅舎整備工事施行協定の締結について

- 日程第 19 議案第 68 号 日置市デジタル防災行政無線整備工事請負契約の締結について
- 日程第 20 議案第 69 号 日置市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の制定について
- 日程第 21 議案第 70 号 延滞金の特例基準割合を定めることに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 22 議案第 71 号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 23 議案第 72 号 日置市国民宿舎条例の一部改正について
- 日程第 24 議案第 73 号 日置市キャンプ村条例の廃止について
- 日程第 25 議案第 74 号 日置市衛生処理場条例の廃止について
- 日程第 26 議案第 75 号 日置市営公衆浴場条例の一部改正について
- 日程第 27 議案第 76 号 日置市青少年問題協議会設置条例の廃止について
- 日程第 28 議案第 77 号 日置市日吉ふれあいセンター条例の一部改正について
- 日程第 29 議案第 78 号 日置市ひとり親家庭等医療費助成条例及び日置市営住宅条例の一部改正について
- 日程第 30 議案第 79 号 日置市乳幼児医療費助成条例の一部改正について
- 日程第 31 議案第 80 号 日置市農政審議会条例の一部改正について
- 日程第 32 議案第 81 号 日置市道路占用料等徴収条例の一部改正について
- 日程第 33 議案第 82 号 日置市社会教育委員条例等の一部改正について
- 日程第 34 議案第 83 号 平成 25 年度日置市一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 35 議案第 84 号 平成 25 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 36 議案第 85 号 平成 25 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 37 議案第 86 号 平成 25 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 38 議案第 87 号 平成 25 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 39 議案第 88 号 平成 25 年度日置市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 40 陳情第 5 号 日置市立ゆのもと保育所の民間移管に関する陳情

本会議（12月3日）（火曜）

出席議員 21名

1番	中村 尉司 君	2番	畠中 弘紀 君
3番	留盛 浩一郎 君	4番	橋口 正人 君
5番	黒田 澄子さん	7番	山口 初美さん
8番	出水 賢太郎 君	9番	上園 哲生 君
10番	門松 慶一 君	11番	坂口 洋之 君
12番	花木 千鶴さん	13番	並松 安文 君
14番	大園 貴文 君	15番	漆島 政人 君
16番	中島 昭 君	17番	田畑 純二 君
18番	池満 渉 君	19番	長野 瑛や子さん
20番	松尾 公裕 君	21番	成田 浩 君
22番	宇田 栄 君		

欠席議員 1名

6番 下御領 昭博 君

事務局職員出席者

事務局 長	上園 博文 君	次長兼議事調査係長	恒吉 和正 君
議事調査係	下野 裕輝 君		

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮路 高光 君	副 市 長	小園 義徳 君
教 育 長	田代 宗夫 君	総務企画部長	福元 悟 君
市民福祉部長	吉丸 三郎 君	産業建設部長	瀬戸口 保 君
教 育 次 長	内田 隆志 君	消防本部消防長	上野 敏郎 君
東市来支所長	富迫 克彦 君	日吉支所長	田代 信行 君
吹上支所長	山之内 修 君	総務課長	野崎 博志 君
財政管財課長	満留 雅彦 君	企画課長	大園 俊昭 君
地域づくり課長	堂下 豪 君	税務課長兼特別滞納整理課長	鉾之原 政実 君
商工観光課長	田淵 裕 君	市民生活課長	有村 芳文 君
福祉課長	東 幸一 君	健康保険課長	平田 敏文 君
介護保険課長	福山 祥子 君	農林水産課長	瀬川 利英 君

農地整備課長	藤澤貴充君	建設課長	桃北清次君
上下水道課長	丸山太美雄君	教育総務課長	宇田和久君
学校教育課長	片平理君	社会教育課長	今村義文君
会計管理者	前田博君	監査委員事務局長	松田龍次君
農業委員会事務局長	福留正道君		

午前10時00分開会

△開 会

○議長（宇田 栄君）

お知らせいたします。下御領昭博君から欠席の旨の連絡がありましたので、ご報告をいたします。ただいまから平成25年第6回日置市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（宇田 栄君）

これより、本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宇田 栄君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。会議録署名議員は会議規則第88条の規定によって、上園哲生君、門松慶一君を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（宇田 栄君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月25日までの23日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月25日までの23日間に決定しました。

△日程第3 諸般の報告（議長報告：監査結果等）

○議長（宇田 栄君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりです。

次に、監査結果の報告であります。平成25年8月分から平成25年9月分までの例

月現金出納検査結果報告及び10月2日から11月12日まで行いました定期監査の報告がありましたので、その写しを配付いたしました。

以上、ご報告いたします。

これで、諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（宇田 栄君）

日程第4、行政報告を行います。市長から、行政報告の申し出がありました。これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

9月からの主な行政執行についてご報告申し上げます。

9月6日に、北海道弟子屈町との姉妹都市盟約30周年を記念し、弟子屈町において記念式典をとり行いました。9月20日には、日吉町毘沙門災害記念公園におきまして、毘沙門災害20年慰霊祭が開催されました。犠牲者のご冥福と今後再びこのような大災害が起こらないことを祈るとともに、本市の災害対策におきましてもこの教訓を生かしてまいりたいと存じます。

次に10月11日から12日の2日間にわたり、平成25年度原子力総合防災訓練が国県合同で開催され、避難誘導訓練、避難所開設訓練及び緊急被曝医療措置訓練等に参加し、関係機関相互の連携確認や地域住民の防災意識の向上を図りました。

次に、10月26日、岐阜県関ヶ原町との兄弟都市盟約50周年記念式典を行いました。また、記念事業として「島津の疾風」を上演いたしました。

次に、11月6日に、昭光通商株式会社と企業立地協定を締結いたしました。パナソニックのLEDチップ製造に携わる従業員の一部を雇用し、引き続き同地でLEDチップの

製造と供給体制を整え、国内外のLEDメーカーからの受注拡大を目指し、雇用を初め本市の経済浮揚に大きな期待をしております。

以下、11月20日までの主要な行政執行につきましても、報告書を提出させていただきますので確認をお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これで行政報告を終わります。

△日程第5 認定第1号平成24年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第6 認定第2号平成24年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第7 認定第3号平成24年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第8 認定第4号平成24年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第9 認定第5号平成24年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第10 認定第6号平成24年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第11 認定第7号平成24年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第12 認定第8号平成24年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第13 認定第9号平成24年度

日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第14 認定第10号平成24年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第15 認定第11号平成24年度日置市水道事業会計決算認定について

○議長（宇田 栄君）

日程第5、認定第1号平成24年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第15、認定第11号平成24年度日置市水道事業会計決算認定についてまでの11件を一括議題とします。

11件について、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

〔決算審査特別委員長上園哲生君登壇〕

○決算審査特別委員長（上園哲生君）

皆様、おはようございます。今議会からインターネットにより、日置市議会ライブの議会中継が配信されることになりました。その先陣を切ったの委員長報告です。心して報告させていただきます。ただいま議題となっております認定第1号平成24年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第11号平成24年度日置市水道事業会計決算認定についてまでの11議案についての決算審査特別委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

この11議案は、平成25年第5回定例議会において当委員会に付託され、閉会中の継続審査となりました。去る10月10日、11日、15日、16日、17日の5日間の日程で総務企画部、市民福祉部、産業建設部、農業委員会、教育委員会、監査委員会事務局、議会事務局の関係部課長、職員の出席を求め、慎重かつ効率的な審査になるよう努めて進め

てまいりました。

平成24年度は、東日本大震災の影響が引き続きしており、かつデフレ経済状況の中、国全体が閉塞感に包まれておりました。そのため、国の経済対策に伴うきめ細やかな交付金事業、光を注ぐ交付金事業も減額となり、普通交付税も地域振興費の事業費補正係数の減により、前年度より1億310万円も減額される財政状況の中で、社会保障に係る扶助費が膨らんでいくという厳しい状況でありました。そういう状況を打破すべく、政権交代を伴う衆議院選挙がなされた年度でもありました。国の政策も猫の目のように変化していく極めて厳しい情勢の中で、市民の視点に立って、一層の職員のやる気が必要とされておりました。

そこで、当委員会の審査におきましては、次の点に留意して行いました。

まず、議決した予算は当初の趣旨と目的に沿って適正に、しかも効率的に執行されたか。その結果、各種の事業は市民の福祉増進に寄与できたか。この決算が次年度の予算編成に、計画に、いかに活用されていくべきかという点で審査を行いました。

それではまず、認定第1号平成24年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。歳入確保については、対前年比5,862万円減額の253億3,236万円となり、自主財源26.8%、依存財源73.2%と、依然として自主財源に乏しい財政状況でありました。

歳出については、対前年比1億5,425万円減額の246億4,466万円となり、その内訳は義務経費が構成比51.5%、対前年比2億2,597万円増の126億8,702万円、投資的経費は構成比17%、対前年比2億4,904万円減の41億8,922万円、積立金を含めたその他の経費の構成比は31.5%、対前年比1億

3,117万円減の77億6,841万円でありました。結果として、経常収支比率90.1%と財政の硬直化が進んでいる状況であります。

それでは、当委員会でも出した主な質疑答弁についてご報告いたします。

まず、総務企画部の財政管財課については、財政力指数3カ年平均0.36は旧町単位では0.3%を下回っていたが、基準財政需要額は国の政策的なもので左右されるのかとの質疑に対し、財政力指数は基準財政収入額を基準財政需要額で除した値となっており、国の政策により指数に影響が出る。国の施策は今後も不透明であるので、2年前から一般財源枠配分方式を取り入れ、旧町時代からの前例踏襲主義を見直し、本当に必要な施策を限られた予算でより質の高い行政サービスを目指し進めているとの答弁。

次に企画課については、東市来地域の駅舎管理について、JR本社へのバリアフリー設置の要望書に対してJRの回答はどうかの質疑に対し、JR側としては利用者数やコスト面から考えると平面交差の方向で考えている。平面交差の場合、一駅当たり8,000万円かかるのではとの試算回答をいただいている。国のバリアフリー化の補助事業の要件は、乗降客が1日当たり2,000人を超えることに対し、現在の800人の利用客では市の負担割合が大幅にふえる可能性が高く、具体的には決まっていないとの答弁。

さらに空港バス利用実績はとの質疑に対し、日吉支所から湯之元経由空港までは5,183人、逆に空港から湯之元経由日吉支所間は4,286人で前年度より729人増の増加傾向にある。湯之元停留所にいちき串木野市の利用者がふえている点と、また本庁前のバス停増設が増加の要因となっているとの答弁。

吹上地域のミニ団地土地貸付事業で、未貸付地対策をどのように行ったかの質疑に対し、計9区画が未貸付地で残っているが、利用者

が金融機関に対して土地担保設定ができないため市場性に難があり、金融機関と何年か後の所有権取得を条件に土地担保を設定ができないか協議中であるとの答弁でありました。

次に地域づくり課については、共生協働のまちづくりを語る会の進捗状況、共生協働のまちづくり指針づくりの具体的な説明をとの質疑に対し、まちづくりを語る会は共生協働や市民参画のあり方を考える場ということで、若手の方が中心となってこれまでに10回開催している。この会に参加したメンバーは各地域のリーダーとして今後活躍してほしいと考えているのであって、各地区公民館の要望を伝える場ではない。共生協働のまちづくり指針は今年度中に他のまちづくりの指針や自治基本条例を広く参考にしながら、基本的な考え方の整理と方向づけをし、来年度、実際の策定作業に入る予定であるとの答弁。

総務課については、日置市人材育成基金に基づき、職員の資質向上を図ったとあるが、具体的な説明をとの質疑に対し、基本的には研修を主に実施している。全職員を対象とした法制研修であったり、個人的には31科目のうち、それぞれ自分の苦手な部分をスキルアップする選択研修、この研修は104人の参加があった。あと、幹部研修で経験年数に応じた職階層で、県内の他の職員と一緒に研修センターで講義を受講して資質向上に努めているとの答弁。

選挙管理委員会の事務局については、開票の時間短縮と経費節減にどのように努めたのかとの質疑に対し、読取分類機を購入し、この部分で20分程度の短縮、開票の流れの見直しをやり、前回の総選挙からすると約1時間程度短縮され、経費も約400万円ほど削減になったとの答弁。

税務課については、調定額が3億円ほど多いが調定にはさまざまな変動が起因するが、全体としてはどうであったのかの質疑に対し、

個人市民税が1億2,000万円ふえているが、この要因は年少扶養控除と、特定扶養控除が廃止されることによる1億円増であって、実質2,000万円ぐらいの増である。法人市民税は景気低迷が影響し、主に製造業、医療が減っており、全体として減額である。固定資産税にしても、平成24年度は評価がえの年度であったが、基準となる土地価格が下落しており、また家屋にしても古い家屋の評価を再建築価格で評価しているが、建築物価が基準となっており、これもマイナスになっているので減額となっている。軽自動車税については、若干の増であるが、軽貨物車は高齢者が運転できなくなり、廃車で減る要素が高まっているとの答弁であった。

特別滞納整理課については、担当課との具体的な連携のあり方についての質疑に対し、年度初めにそれぞれの業務の担当課をヒアリングを行って回り、その中で課題を浮き彫りにして解決を図っている。共通認識を持ってもらう意識づけが大事である。債権管理に関するレベルアップのために、内外部講師による研修を3回行っている。参加人数は計33人であったとの答弁。

商工観光課については、キャッシュバック事業の具体的な内容の実績と問題点についての質疑に対し、日置市内15の指定宿泊所のうち、利用があったのが9施設である。東京70組、大阪51組、愛知34組、兵庫25組、神奈川25組がベスト5であり、海外からは香港、台湾からの利用もある。ただ、6施設に利用がないわけで、施設利用の偏りがある。全事業者を対象にアンケート調査もしたが、リピーターとしてまた来たいという評価もある中で事業継続に消極的な意見もある。日置市のよさを内外にPRできてる傾向もあることを評価しているとの答弁であった。

消防本部については、救急車の適正利用にどのように取り組んでいるのかの質疑に対し、

市の広報紙、普通救命講習会、また自治会や事業所の講習会を行った際に説明をしているが、まだ常習犯的な方もいて、福祉課や民生委員と連携協力してもらっているとの答弁。レスポンスタイムはどのくらいかの質疑に対し、平成24年度は8.66分で例年どおりの8分合であるとの答弁。

会計課については、運用状況は例年と変わりなかったのかとの質疑に対し、地方交付税が11月に22億円入り、12月当初に特別地方交付税が少し入るが、1月から3月まで収入がない。そのため、基金からの一時借入れがないとやっていけない。2月15日から4月9日まで、財政調整基金から10億円、3月1日に不足したため、さらに4億円借入れをした。その途中で、施設整備基金から8億円借入れをし、3月22日から26日の間は総額22億円の基金借入れとなったが、最終的には4月から5月にかけて国庫補助金が入ってきて一部借入れ分の返済をした。毎年、こういうやり方になっているとの答弁でありました。

次に、市民福祉部における質疑答弁についてご報告いたします。

市民生活課については指定ごみ袋のサイズを変更したが、ごみ袋の不要残が出ているが状況はどのようであったのかとの質疑に対し、平成24年度4月から可燃ごみ特大、大、小、特小、資源ごみ大、小、特小、不燃ごみ大、小としたが、市民の要望が多かった可燃ごみの特大の販売量はさほど多くなかったが、資源ごみの特小は高齢者の利用が多く、よく売れている状況であるとの答弁。

また、ウミガメ上陸頭数、産卵頭数の状況、ウミガメ保護監視団体、県自然保護推進員の具体的な状況の説明を求める質疑に対し、上陸頭数427頭、産卵頭数169頭と、クリーンアップ作戦や市民ボランティア作業等により、海岸の環境がよくなり頭数が伸びて

きている。

また、ウミガメ保護監視団体は21団体で、その内訳は吹上地域16団体、参加人数370人、日吉地域4団体、63人、東市来地域1団体、20人、自然保護推進員各1名で計3人。全て障害保険に加入して活動しているとの答弁。

福祉課については、ほとんどの保育園が障がい児を受け入れているようであるが、臨床発達心理士による支援事業の状況、保育園側の反応、また療育機関との連携はどのようであったのかとの質疑に対し、発達障がい児等の支援事業の臨床発達心理士の業務は1地域1心理士が、毎月各園に巡回をしている。年間同じ園を3回程度回る。保健師と心理士が同行して、半日かけて子どもを見る。その後カンファレンスということで、支援の必要な子どもに対し、どのような方法がよいかを話し合っている。保育園側も、最初は発達障がい自体をなかなか理解しにくいところもあったが、保育士との関係を深め、信頼関係を構築し、説明を行い、現在では見方がよくわかってきたということで頼っていただけるようになってきている。また、療育施設等の連携は大学准教授から定期的に指導、助言を受けるなどはしているが、連携のための連絡会等は設置していない。今後は、療育機関指導員や保育園との連絡会を計画し、情報の共有を図っていききたいとの答弁。

健康保険課については、肺がん、骨粗しょう症の検診が極端に少ないが、その原因はどの質疑に対し、肺がんCTの実施は実施地域を分けて隔年で行っており、23年度は東市来、伊集院地域、24年度は日吉、吹上地域を実施した関係で人口規模の違いが要因である。骨粗しょう症の検診は、毎年しても骨量はそれほど変わらないということで、それまで年齢に関係なく助成してきたが、24年度から40歳以上の女性に対し、5歳刻みの節

目年齢のみの助成になったことがその要因である。骨粗しょう症は20代、30代をピークに、後は減少していくので、骨粗しょう症の教室も開催しているとの答弁。

さらに、自殺者の状況、その対策としてのゲートキーパーの養成講座はどのようなであったかとの質疑に対し、伊集院保健所管内では30歳から40歳代5人、50歳から60歳代3人、70歳以上で4人の合計19人であった。ゲートキーパーの養成講座を2回開催し、保健推進員、民生委員、母子保健推進員、自殺対策従事者など71人の参加であったとの答弁。

介護保険課については、ケアマネジャーの確保に苦勞しているようであるが、どのような状況であったのかとの質疑に対し、包括支援センターは3職種必須であるが、中でも介護予防支援のためのケアマネジャーが13人おり、1人当たり50件を担当している。50人の高齢者の生活を見ており、相談があれば訪問し、家族と介護サービスの事業所と調整をし、戻ってくれば報告し、できる限り質の高いプラン作成を求められている。

一方、頻繁に制度変更があり、そのための研修を受け、個人の車で回ってもらうため、ガソリン代の経費を含んだ待遇も1時間単価を150円値上げして、1,500円にしたが、厳しい状況である。そのケアマネジャーのケアということでストレスマネジメントの研修や個別の面談もしながら、途中退社につながるよう努めているとの答弁であった。

次に、産業建設部における主な質疑答弁についてご報告いたします。

まず、農業委員会については、担い手農家結婚支援モデル事業について、5年目の24年度は、申し込み数が女性8名、男性11名で中止になったが、参加人数の減った原因をどのように認識し、今後の対応、中止

の案内への反応はいかがであったかの質疑に対し、4年目までは情報誌に掲載した段階でキャンセル待ちになるほど女性の申し込みが来ていたが、24年度はそのような状況にはならなかった。分析した結果、24年度から南九州市が新たに同じようなイベントを始めていた。

また、南さつま市では、一般の方を含めたイベントが進められていた。同じようなイベントが続いたのが原因と考えている。中止の案内には非常に残念だとの意見もあり、今後については担い手農家への支援という位置づけもあり、協議会において、他の団体でやっているイベントとの連携ができるかどうか諮ってみたいとの答弁であった。

次に、農林水産課については、吹上地域で取り組んでいるそば産地活性化推進事業の実績はどの質疑に対し、吹上地域の4地域、田尻、中之里、入来、和田で80戸の農家で142haに作付した。それぞれのところで、そばの振興会をつくり、その部会を通じて耕作の実習、研修も行い、そばは水を嫌うため田んぼの耕運の仕方、種のまき方などを学び、適切な栽培の普及を図っている。そして、吹上そば振興会協議会を立ち上げ、新そば祭りを市内7店舗で実施した。基本的にはそば粉として卸しているが、ソマモンドという商品開発にも取り組み、100万円程度の実績を上げているとの答弁。

農地整備課については、県営かんがい排水事業の事業は完了したが、取水がうまくいかないということであったが、どのように対応されたのかとの質疑に対し、取水口の流入不足については県営事業で取水口を掘削して水位を下げ、取水できるように改修した。流木等が入ってきていたものは前面に壁を設けて対策を行ったとの答弁。

建設課については、橋梁長寿命化修繕計画のもとで危険度の高い橋梁から年次的に実施

されているが、後から、社会的状況の違いにより大型車両が頻繁に通ることがわかった場合の対応はとの質疑に対し、橋梁の重量制限と長寿命化の関連は、重量制限をしているから修繕の時期が早まるということはない。橋梁の損傷、重量度、第三者被害を検討して優先順位を決定している。橋梁寿命化は強度を強化するためではなく、維持延命のためであるとの答弁であった。

次に、教育委員会における教育総務課、学校教育課についての主な質疑答弁をご報告いたします。備品台帳が整備されて、全ての学校備品が見られるようになったが、自分の学校にない備品を他の学校から借りられるなどの有効活用の連携はどうであったかの質疑に対し、確かに全ての学校備品は見られるようになったが、まだ学校とそういった協議をしていないので、同じものなど今後調査をしていきたいとの答弁。

また、奨学資金と給食費の滞納の状況はとの質疑に対し、まず奨学資金については特別滞納整理課に介入してもらい、法的にどうしても徴収できないもの5件、124万7,600円を不納欠損とした。旧伊集院町時代のもので、約20年経過していた。現在1、2件おこなっているが、あとは順調に返還がなされている。24年度の給食費の滞納額は、東市来1人、2万9,250円、伊集院2人、8万5,250円、日置南はゼロである。その他、過年度分が若干あるが、子ども手当等で納入を図っているとの答弁。

社会教育課については、24年度の民俗芸能伝承事業についての執行状況はどうであったか。また補助金がなくなったら継続できなかったではよくないので、どのように引き継いでいくかの方向性が必要と考えるがとの質疑に対し、45団体、1,120万円の執行状況であった。現在は65団体になっている。2年目の今年度、この事業は伝統芸能の継承

ばかりでなく、地域を離れた人たちが行事に参加をしたり、世代間の交流という効果も生み出しているため、そのようなことも含めて方向性を検討中であるとの答弁。

ふるさと学寮の応募状況、参加者、保護者の意見、今後に向けての課題はとの質疑に対し、伊集院地域では定員の倍程度の応募があった。ほかの地域についても、定員に近い応募状況であった。参加した子どもたちの意見は、両親のありがたさがわかったなどの意見。保護者からの意見は、かねてできない経験をさせてやれた、今後も事業を充実させてほしいなどの意見であった。

今後への課題は施設の状況、平準化が課題であり、この事業が子どもを預かる事業ではなく、親子の事前研修、事後研修も取り入れ、親と子が一緒になって考える事業にしていきたいとの答弁でありました。

次に、監査委員会事務局については、監査における指導改善の実績の状況はどうかとの質疑に対し、市民の目線の立場から未収債権、収入未済額の収納対策、予算の適正な管理運用対策、体育施設の維持管理の適正な管理体制、小さな項目については、掲示板で公表しながら監査に基づいた指摘をしてきたとの答弁。

公平委員会については、市民からの開催の問い合わせはなかったのかとの質疑に対し、そういった問い合わせはない。申し出がなくても年に1回は定例開催し、処分の内容を委員会に説明し、質問に対応しているとの答弁。

議会事務局については、議事録作成を218万円の委託料で作成しているが、議事録作成のスピーディ化に向けて、音声認識して文字に変換するシステムを導入することは考えられないかとの質疑に対し、現在取り組んでいる南さつま市、伊佐市の調査を行った。発言者の独特なものもあり、音声認識が南さつま市50%強、伊佐市70%強という

ことで、文字に変換するのにかなり時間を要している。それでも、固有名詞等ソフトの学習能力が向上してきており、事務の効率化を進める上で、議場の整備も含めて検討していきたいとの答弁であった。

次に、特別会計及び企業会計についてご報告いたします。

認定第2号平成24年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。歳入総額70億2,813万4,000円、歳出総額67億1,943万9,000円、歳入歳出差し引き額は3億869万5,000円でありました。

質疑の主なものは、特定健診の受診率によって後期高齢者の支援金の加算、減算があるということ、受診勧奨に取り組み、受診率が23年度29.3%から24年度60%近い結果になったが、どのような感想を持っているかとの質疑に対し、本市の医療費が高いということを市民に訴えるために、市職員、行政嘱託員、保健推進員など800人で動いた。2月から4月にかけての各自治会の総会で、理解してもらえる資料をつくり、直接説明して回った。ただ、通知文を出して、受診してくださいでは効果が上がらない。特定健診という言葉すら浸透してなかった。市民への説明不足があったとの答弁。

健診がふえるということ、分析結果がより精度が高くなると考えるが、分析の仕方の研修はどうであったかとの質疑に対し、生活保護や介護保険課と分析結果を用いて連携会議をした。糖尿病重症化予防や脳卒中プロジェクトなどを重点的に取り組んでいかなければならないとの答弁。

次に認定第3号平成24年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

まず、歳入総額6億6,723万5,000円、歳出総額61億5,656万5,000円、歳

入歳出差引額は1,067万円でありました。

質疑の主なものは不納欠損の細かい状況と徴収の取り組みについての質疑に対し、不納欠損は最終の納期から5年を経過する案件で、昭和63年から平成15年までの34名、99件を対象に処理した。内容的には行方不明、競売などで相手先を特定できないもの、支払いが無理なものを受益者負担金審査委員会で説明し、処理した。公平な負担等を考えると、これから新築するところは下水道接続申請が出された時点で、建築されていて、競売等で処分されたところは、受益者負担金協力金として説明をし、徴収努力をしていくとの答弁。

終末処理場の長寿命化計画の推移と国庫補助率の関係、さらに今後の予定についての質疑に対し、23年度に汚泥処理設備の長寿命化計画を策定し、24年度に脱水ケーキ貯留ホッパー更新の設計委託。その設計に基づいて25年度建設工事を実施。長寿命化計画に基づいて行う工事は、処理場設備は10分の5.5、沈砂池などの設備で10分の5の補助率となる。次年度に水処理の長寿命化計画の策定を計画しているとの答弁。

次に認定第4号、平成24年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。歳入総額3,600万2,000円、歳出総額3,389万5,000円、歳入歳出差引額は300万6,000円でありました。執行部の詳細な説明で了承し、特に質疑はありませんでした。

次に、認定第5号平成24年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入総額2億2,390万円、歳出総額2億2,211万円、歳入歳出差し引き額は179万円でありました。質疑の主なものは、24年度の営業活動についての具体的な内容の説明と、稼働率はどれほどであったのかと

の質疑に対し、一番力を入れた営業活動は東京のエージェントとこれまで利用していただいている大学3校への活動である。3大学の2月、3月の利用による売り上げが1,000万円に上がった。さらに町内の営業を重点的にしている。稼働率は平均で61.1%、23年度は59.7%であったので、少し伸びてはいるが60%を切ると宿泊業界では非常に危険な状態と言われているので、目標を70%と考えているとの答弁。

バイキングの具体的な利用状況と食材の原価率はとの質疑に対し、24年度の7月から始めているが、9カ月の利用者数は1万7,941人であった。バイキングだけを捉えると原価率は52%かかっている。しかし、他の宴会の料理とトータルし、40%の原価率で考えている。名物料理薩摩へこ焼きという鉄板焼きを開発し、バイキングで残り、今まで廃棄していた昼の食材を生かしているとの答弁。

次に、認定第6号平成24年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入総額893万3,000円、歳出総額853万4,000円、歳入歳出差し引き額は39万9,000円でありました。執行部の詳細な説明で了承し、特に質疑はありませんでした。

次に、認定第7号平成24年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入総額137万円、歳出総額116万5,000円、歳入歳出差し引き額は20万5,000円でありました。温泉給湯事業から配湯される給湯量はどれほどで、この事業をとめた場合、他の施設へ配湯できるのかとの質疑に対し、毎分40ℓ配湯しているので、とめた場合、その分を配湯できる余裕はあるとの答弁。

次に、認定第8号平成24年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入総額47万4,000円、歳出総額44万1,000円、歳入歳出差し引き額は3万3,000円でありました。執行部の詳細な説明で了承し、特に質疑はありませんでした。

次に認定第9号平成24年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入総額51億3,018万円、歳出総額50億3,665万4,000円、歳入歳出差引額は9,352万5,000円でありました。質疑の主なものは、2次予防においてタクシーの送迎で、より参加しやすい状況になったということであるが、具体的にどういう状況でこの事業に取り組んでの効果がどのように上がっているのかとの質疑に対し、65歳以上の認定を受けていないが介護に近い人を対象に、介護認定にならないように2次予防の教室を開催している。体が不自由であったり、運転ができない方がほとんどで、この送迎により187人の参加があった。22年度に2次予防の参加者が認定に移ってるかどうかを調査したが、認定率が20%程度推移する中で、参加者の方々は10%未満と結果が出ているが、相対的な追跡調査はしていない。経年的にしていかなければならないとの答弁。

次に、認定第10号平成24年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入総額6億1,248万6,000円、歳出総額6億1,169万9,000円、歳入歳出差し引き額は、78万9,000円でありました。質疑の主なものは、本市1人当たりの医療費88万4,000円は県内ではどういう状況かの質疑に対し、県の広域連合の平均82万7,000円よりも高く、19市全

体で見ると4番目に高いとの答弁。

国保と後期高齢との関係性をどのように分析し、実態を捉えているのかとの質疑に対し、25年10月から国保データベースシステムが稼働し、国保、後期高齢、介護の医療費の関連についての報告ができると考える。データを用いた説明ができれば、実感を持った取り組みにつながると答弁。

次に、認定第11号平成24年度日置市水道事業会計決算認定についてご報告いたします。

水道事業収益7億7,459万7,000円、水道事業費用7億329万7,000円で、7,129万9,000円が当年度の純利益であります。資本的収支は、収入2億5,053万円、支出4億9,306万7,000円で差し引き2億4,253万6,000円の不足額となり、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額と過年度分の損益勘定留保資金で補填をされました。

質疑の主なものは、伊集院北地区の水道施設整備事業について、対象世帯数に対し24年度に何世帯が加入し、接続の意思の状況はどのようであったかの質疑に対し、野田、桑畑地区が整備され、受益者145人に対し給水申請が101人で、約7割の接続率であり、上神殿、中神殿、下神殿は本年度までの工事で、中神殿の一部が接続されているが、ほかのところは今後の接続となり、受益者377人で59人の接続で16%の接続率である。未普及地解消事業ということで、地区要望も9割あるということで実施しているので、工事が完了した時点で早目の接続をお願いしていくとの答弁。

24年度の滞納徴収状況はどうであったかの質疑に対し、未納が長期間とならないように早目の徴収ということで警告1,600件。公平な負担の観点からやむを得ない場合の給水停止218件を行った。前年度滞納分より

徴収率は上がっているとの答弁。ただいまの報告のほか、多くの質疑、答弁がありましたが、省略させていただきます。

それでは、討論、採決の結果についてご報告いたします。

まず、認定第1号平成24年度日置市一般会計歳入歳出決算認定については、キャッシュバック事業には不公平感があり、人権啓発事業についても特定の団体、部落解放同盟への支出、農業政策についても、農業を続けていけるような具体策が不十分との理由で反対討論がありました。一方、総体的に見ても問題視しなければならないことも見受けられず、キャッシュバック事業にしても先進的な事業であり、今後の波及効果を期待する。

また、飼育牛表彰も事業効果による成果であるとする賛成討論があり、採決の結果、賛成多数をもって認定すべきものと決定いたしました。

続いて、認定第2号平成24年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、国保税が余りにも高過ぎ、市民の負担が大き過ぎるとの理由で反対討論がありました。一方、国民健康保険制度を維持するため一生懸命取り組んでいる、何とか医療費を抑制していくため特定健診の受診率アップもその努力の成果であるとの理由で賛成討論があり、採決の結果、賛成多数をもって認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第3号平成24年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定から、認定第8号平成24年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定についてまでの6件については、討論もなく、採決の結果、全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第9号平成24年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、24年度に介護保険料の見直しがなされ、市

民の負担が大変大きくなったことを理由に反対討論がありました。一方、介護保険の介護給付費準備基金も底をつきかけ、この制度を保険料の相互扶助の精神で順調に回していくことが市民の利益につながっていくとの理由で賛成討論があり、採決の結果、賛成多数をもって認定すべきものと決定いたしました。

認定第10号平成24年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定と、認定第11号平成24年度日置市水道事業会計決算認定の2件については、討論もなく、採決の結果、全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

最後に委員から、審査に当たり次のような意見が出されましたので申し添えておきます。

行政改革を目指し、財政的にも効率よくやらなければならない中で、所管課を超えた横断的な取り組みについて、評価できるところまで至っていない。各課連携していけば、もっと効率よく成果が上がるのではという意見がありました。

いずれにしても、この平成24年度決算の結果を十分に生かし、改めるべきは改め、市民の幸せのために本市行政が進められていくことを切に願い、報告といたします。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告の11件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時5分といたします。

午前10時53分休憩

午前11時05分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから認定第1号平成24年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。発言通告がありますので順次発言を許可します。最初に山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○7番（山口初美さん）

私は、平成24年度日置市一般会計歳入歳出決算について反対討論を行います。

市民の所得は減り続け、地域経済も落ち込んでいます。こんなときだからこそ、市民の命や暮らし、営業を守るための自治体の果たす役割はますます重要になっています。24年度の決算の中でこの役割をきちんと果たすことができたのでしょうか。

住民福祉のための基幹である自治体の機能と役割の弱体化につながると考えますことから、まず指定管理者制度について申し上げます。診療所と特別養護老人ホーム青松園が24年度から新たに指定管理者に任されました。本市ではほかにも、多くの公共施設が3年ないし5年の契約で民間の指定管理者に任されておりますが、市民共有の貴重な財産であり、働く場、雇用の場を民間に丸投げするのではなく、市が直接責任を持って管理、運営すべきと私は考えます。住民サービスの低下と雇用の悪化につながる指定管理者制度を私は認めることはできません。

次に、商工観光課のレンタカーキャッシュバック事業につきましては、レンタカーを使って市内の宿泊施設にお泊りになったお客さんに現金を半額返すというものでございまして、24年度新たに導入された事業ですが、旅行どころではない暮らしの市民から見れば大変不公平感があり、市民の理解を得るのは難しいと私は考えます。

また、果たしてどれだけの経済効果があったのかも疑問でございまして。

苦勞して市民が収めた税金はもっと市民の本当に役に立つことに使うべきと私は考えま

す。

次に、市民課の人権啓発事業費でございますが、同和対策事業は既に終了しております。部落解放同盟という特定の団体への補助金であり、私は認めることはできません。

また、最後に教育費の就学援助費については、PTA会費、生徒会費、クラブ活動費も対象になっているのに、本市ではこれを対象にしていないのは問題と考えます。義務教育は無償と定めた、日本国憲法に基づき、どの子も行き届いた教育を受けることができるようにするための就学援助制度です。このままでは不十分と考えます。教育を受ける権利を保障するための就学援助制度、なぜこれを十分に本市では実施できないのでしょうか。

PTA会費や生徒会費を払えなくてもいいということでしょうか。クラブ活動をお金の心配なくできるように支援するべきではないのでしょうか、これで本当に風格ある教育のまちと言えるのでしょうか。教育のまちというのなら、これはしっかりやるべきと考えます。

以上、申し上げまして、簡単ですが反対討論といたします。

○議長（宇田 栄君）

次に、黒田澄子さんの賛成討論の発言を許可します。

○5番（黒田澄子さん）

私は、認定第1号平成24年度日置市一般会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論いたします。

政権交代後もまだまだ地方では、景気の上昇感は薄く、デフレ状態が続く中、本市においても大手企業の撤退決定との痛手もあり、一般会計歳入の状況は地方税では、年少扶養控除、特定扶養控除廃止に伴い個人の市民税の増や、軽自動車の登録台数322台増を伴う増加があったものの、法人税割額の減少、土地価格下落に伴う固定資産税の課税標準額

の減少等により対前年度比1,999万8,000円で0.5ポイント減となりました。

しかし、地方債については、合併特例債や過疎債など有利な市債を活用するとともに、借入額の抑制にも努め、対前年度比3億2,310万円で12.1ポイント減となり、事業展開にも努力が見られます。依存財源が73.2%と依然として自主財源に乏しい財政状況にはありますが、未利用土地24件の処分等で歳入確保にも努めている点は評価できるものであります。

指定管理者制度も24年度末で満了する28施設について審議した結果、18施設において引き続き制度の導入を行い、行政改革の推進を図られていると評価できます。指定管理者制度で民間委託されることによって経費削減され、削減された財源はほかの事業費となって有効に活用されていくわけですので、適正な制度と考えます。診療所が平成24年度から指定管理者制度への導入により入院の再開、診療科目の増設、送迎サービス等、市民サービスの向上と充実が図られました。人権事業費についても、人権啓発を市が行っていくことは当然のことであり、さらに市民に広く啓発されていくべきと考えます。

また、レンタカーキャッシュバック事業におきましては、指定宿泊所15施設のうち実際に利用があったのは9施設でありました。確かに、6施設は利用がありませんでしたので、偏りがあると言えそうですが、利用された施設はそれぞれがこの事業に対して積極的に営業活動をされており、その結果であるとも見受けられます。利用者アンケートでもまた日置市に来たいとの結果もいただいております、実際にリピーターもふえている現状であり、市としては、事業開始2年目に入り、日置市のよさをしっかりPRしているので評価できると考えます。

また、平成24年10月に日置市健康づく

り推進条例も策定され、26地区公民館で延べ1万5,899人の参加をもって健康づくり推進が図られました。

企業誘致においても日吉地域で、さらなる増設の立地協定も行われ、地域における就業機会の促進が図られました。

また、債権管理についても未納や滞納対策に担当課と特別滞納整理課との連携で夜間徴収や各戸訪問、納税相談等により154件中149件が分納、完納の成果報告がなされ、職員のご苦勞もあったことと想像され、高く評価されるものであります。

各地域における特性を踏まえ地域住民の考えを反映させる共生、協働の地域づくり推進、過疎地域への市町村協働の仕組みづくり推進により、地区公民館の域を超えた特定非営利活動法人化の推進など、限りある財源の中でさまざまな配慮がなされ、社会資本の整備、環境、福祉、教育、文化などの各分野においておおむね適正に執行されたと考えます。

よって、平成24年度一般会計決算はおおむね良好であり、原案のとおり認定すべきものと考え、賛成討論といたします。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

はい、よろしいです。起立多数です。したがって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号平成24年度日置市国民

健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。発言通告がありますので順次発言を許可します。最初に山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○7番（山口初美さん）

私は、平成24年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について反対討論を行います。

24年度からはコンビニでの納税ができるようになりました。都合のよいときにいつでも納めることができるようになった点は評価できます。しかし、高過ぎる国保税の負担は市民に余りにも重くのしかかり、払いたくても払えない世帯や、分納に追われる人など、多くの市民が苦しんでいます。国民健康保険制度はもともと国の財政支援がなければ成り立たない制度です。それを国が減らしてきたために市町村国保は厳しい財政状況を強いられています。

国庫負担の引き上げを強く要求するとともに、一般会計からの繰り入れをもっとふやして市民の負担を軽くすべきと考えます。

国保税を払えば病院に行くお金さえなくなるような重い負担は何としても軽くすべきです。市民の命と健康を守るために、重過ぎる市民の負担を軽くすることは、自治体として当然やるべきことと考えます。

病気になりたくてなる人はいません。誰もが安心して医療を受けることができるようにするための国民皆保険制度です。しかし、国保税を払えなければ当たり前の保険証が発行されず、資格証明書や短期保険証が発行され、病気になっても医者にかかれない人を生み出しています。私はこのような決算をこのまま認めるわけにはいきませんので反対いたします。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

次に、黒田澄子さんの賛成討論の発言を許可します。

○5番（黒田澄子さん）

私は、認定第2号平成24年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

日本は世界に類を見ない超高齢化社会を迎え、それは我が日置市でも同様であり、高齢化率は年々伸び続けています。

医療保険制度には健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合等さまざまありますが、国民健康保険制度は市が保険者となり、後期高齢者を除く農家や自営業者、非正規労働者、学生、無職者など所得の低い方々が加入されておられます。退職をされ国民健康保険に移管された方々は、高齢化の中で病気や治療に通う機会もふえており、市としてもこの年齢の方々に対応して元気な高齢者のための健康維持の施策も手がけ、努力しているところであります。

現状では基金も底をつき財源不足が見込まれ、既に一般会計からの法定外予算繰り入れも行い、国保加入者にも保険料の値上げをお願いしているところであり、さらなる一般財源からの繰り入れは他の保険加入者の理解が簡単に得られるものではないと判断いたします。また、国保会計にさらに入れ込むことによって削減される事業が出ることも懸念されます。当然、値上げされることは誰しも喜ばしくないのは当然ですが、国民皆保険制度を崩壊させると経済状況の違いによって受けられる医療の格差はさらに大きくなることは、火を見るよりも明らかであり、そのような事態は絶対に避けなくてはなりません。

医療費抑制策として早期発見、早期治療の点では特定健康診査等事業を平成20年度より30歳から74歳までの加入者を対象に実施し、受診率アップについても平成24年度は市民と担当課の協力が一体となって59.6%と例年を大きく上回るものとなり、担当課が延べ800人で自治会等に足を運び

説明を行うなど目標値60%を本気でやり上げたいとの働きは高く評価できるものであります。

また、健康づくり運動や各種がん検診、人間ドックへの助成、保健指導の推進、保険給付の適正化のためのレセプト点検の実施、ジェネリック医薬品の推進と、あらゆる視点で医療費是正に向けた取り組みを行っている点も高く評価するものです。費用対効果はもう少し時間をかけないと明確にはあられない現状ですが、少しずつ市民の意識を変えているものと判断します。

この努力が近い将来に数値としてあらわれ、安定した国保事業運営が図られることを期待するものでありつけ加え、賛成討論といたします。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで討論を終わります。

これから認定第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

はい、よろしいです。起立多数です。したがって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号平成24年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから認定第3号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員

長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第3号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号平成24年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから認定第4号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第4号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第5号平成24年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第5号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第6号平成24年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について、

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから認定第6号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第6号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第7号平成24年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから認定第7号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第7号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第8号平成24年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから認定第8号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第8号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第9号平成24年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。発言通告がありますので順次発言を許可します。最初に山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○7番（山口初美さん）

私は、平成24年度日置市介護保険特別会計に対する反対討論を行います。

24年度は介護保険料の大幅な値上げが行われましたのが反対する理由です。

受け取る年金は削られ、市民の所得は減り続ける中で24年度は介護保険料が値上げをされました。わずかな年金からも有無を言わず介護保険料が天引きされ、これでは暮らしていけないという声を何人の方からもお聞きいたしました。保険があつて介護なしと言われるように介護サービスはお金がなければ受けられないし、また施設が足りなくて申し込んでもすぐに入れない待機者の問題も深刻です。

介護保険制度は、介護する人にとっても、介護される人にとっても安心できる制度になっていないのです。介護の現場で働く人の人手不足や待遇改善も急がなければなりません。何より介護給付費の4分の1に満たない国庫負担の引き上げを強く要求しなければ市民の負担は限界です。

私はこの決算をこのまま認めるわけにいきません。

以上、反対討論といたします。

○議長（宇田 栄君）

次に、黒田澄子さんの賛成討論の発言を許可します。

○5番（黒田澄子さん）

私は、認定第9号日置市介護保険特別会計

歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

介護保険特別会計においても背景には、超高齢化社会があり、長い日本の歴史の中で長男の嫁等が一手に介護を行うことが当然とされたり、核家族化が進む中、近年では老老介護も当たり前となってきました。そんな中、超高齢化社会における日本のあり方として、社会の高齢者を社会で見守っていく仕組みとして介護保険制度が生まれたものの、日置市においては基金残高が底をつき、国保会計と同様に40歳以上の加入者にやむなく保険料の値上げをお願いした経緯があります。

これも、国保会計と同様に崩壊させられない大切な保険であるため、存続のための値上げであり、確かに年金暮らしの方々への値上げは避けたいわけですが、いたし方ないと判断します。

誰しも要介護状態は避けたいわけですが、もしそうなったときには大変に役立つ制度であり、この保険制度を崩壊させるわけにはいきません。

担当課でも要介護状態のおそれの高い65歳以上の高齢者に対して、要介護状態となることを予防する事業として、2次予防教室「いつまでも元気教室」の開催でタクシー送迎等が行われた結果、多くの参加も見ています。

高齢者を対象に1次予防事業として健康教室や健康相談の開催や、高齢者元気度アップポイント事業に取り組むなど、その効果がすぐにはあらわれないものの、市民啓発の努力は評価できるものであります。願わくは今後その効果が少しでもあらわれ、元気な高齢者がいつまでも地域で元気に幸福に過ごされることを期待し、以上のような理由で日置市介護保険特別会計の賛成討論といたします。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで討論を終わります。

これから認定第9号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

はい、よろしいです。起立多数です。したがって、認定第9号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第10号平成24年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから認定第10号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第10号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第11号平成24年度日置市水道事業会計決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから認定第11号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第11号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

△日程第16 報告第11号専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について

△日程第17 報告第12号専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について

○議長（宇田 栄君）

日程第16、報告第11号専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について、及び日程第17、報告第12号専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告についての2件を一括議題とします。

2件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

報告第11号及び報告第12号は、市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解の報告についてでございます。

今回の報告は、市営住宅の使用料を滞納していた事案でありまして、市では再三にわたり相手方との交渉を繰り返してまいりました。

その結果、今回双方合意による解決の見込みとなりましたので、民事訴訟法第275条「訴え提起前の和解」の申し立てを伊集院簡易裁判所に2件行い、いずれも分割で支払うことで和解に至ったものでございます。

つきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、以上2件、ご報告を申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから2件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。これで報告第11号及び報告第12号の報告を終わります。

△日程第18 議案第67号鹿児島本線
伊集院駅舎整備工事施行
協定の締結について

○議長（宇田 栄君）

日程第18、議案第67号鹿児島本線伊集院駅舎整備工事施行協定の締結についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第67号は、鹿児島本線伊集院駅舎整備工場施行協定の締結についてであります。

鹿児島本線伊集院駅自由通路等整備事業に伴う、鹿児島本線伊集院駅舎整備工事の施行を委託するため、仮協定を締結しましたので地方自治法第96条第1項第5項及び日置市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議をよろしく願いいたします。

○産業建設部長（瀬戸口保君）

議案第67号鹿児島本線伊集院駅舎整備工事施行協定の締結について補足説明申し上げます。

議案第67号は、鹿児島本線伊集院駅舎を

整備するために、JR九州と施行協定を締結するものです。

この協定の目的は、前回締結しました伊集院駅自由通路整備と、あわせて伊集院駅舎を整備し、伊集院駅の混雑の緩和、駅利用者の利便性の向上を図るためのものであり、本協定の工事請負対象が現在の伊集院駅舎であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約とするものであります。

なお、本協定は、工事請負契約と同様の扱いとなるものです。

協定金額は、4億4,010万円となります。内訳としまして、市負担額4億894万8,000円、相手方負担額3,115万2,000円となります。協定の相手方は、福岡市博多区博多駅前3丁目25番21号、九州旅客鉄道株式会社代表取締役社長唐池恒二。協定場所は日置市伊集院町徳重地内で、施行期間は、議決後から平成27年度までを予定しております。

この協定において、発注者と受注者はおのおの対等な立場における合意に基づいて、別添えの条項によって公正な基本協定を締結し、審議に従って誠実にこれを履行するもので、この協定のあかしとして、協定書2通を作成し、当事者が記名、押印の上、各自1通を保持するものであります。

なお、協定書の第17条で、この協定は仮協定とし、発注者が議会の議決を得たときは、本協定として効力を生ずるもので、仮協定の締結の日は、平成25年11月25日となります。

次に、資料の裏側につきましてご説明申し上げます。

伊集院駅舎整備工事配置図をお開きください。駅舎整備に係る箇所を赤色で着色しております。右側が駅舎工事で、左側が附帯して行うホームのかさ上げ工事であります。

駅舎の構造は鉄骨づくり2階建て、床面積は1階が、23.7m²、2階が373.9m²、合計で397.6m²となります。ホームのかさ上げは延長が61mで、整備後の駅舎からホームにおりる道が現在の跨線橋からホームにおりる位置より東市来寄りに移動するため、現在のホームの高さを延伸し、列車とホームの段差を解消するための工事であります。

右側の緑色は、前回、協定を締結しました自由通路でございます。

次に、伊集院駅舎整備工事1階2階平面図をお開きください。

1階部分には、待合室とエレベーターを整備し、2階部分には券売機室、改札口、トイレ、エレベーター及び役務室関係を整備いたします。駅舎には自由通路から直接乗り入れることができます。

次に、伊集院駅舎整備工事立面図をお開きください。各方向から見た立面図であります。

以上、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから本件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第67号は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第67号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案67号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。議案第67号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

△日程第19 議案第68号日置市デジタル防災行政無線整備工事請負契約の締結について

○議長（宇田 栄君）

日程第19、議案第68号日置市デジタル防災行政無線整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第68号は、日置市デジタル防災行政無線整備工事請負契約の締結についてであります。

日置市デジタル防災行政無線整備工事を施工するため、工事請負仮契約を締結しましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び日置市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（福元 悟君）

それでは、議案第68号日置市デジタル防災行政無線整備工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

日置市デジタル防災行政無線整備工事を施工するため、工事請負契約を次のとおり締結

するものでございます。

1、目的は日置市デジタル防災行政無線整備工事、2、方法は公募型指名競争入札、3、金額は7億7,633万6,400円、4、相手方は、東芝・芝浦電子工業特定建設工事共同企業体、代表者は、福岡市中央区長浜2丁目4番1号、株式会社東芝九州支社社長小野靖麿、構成員は、鹿児島市天保山町9番17号、芝浦電子工業株式会社代表取締役中田正男であります。

次のページは、建設工事請負契約書でございます。工事名が日置市デジタル防災行政無線整備工事でございます。工事場所は日置市伊集院町郡1丁目100番地ほか、工期は議決後平成28年3月17日までを予定いたしております。この工事において発注者と受注者はおのおの対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとし、また共同企業体は別紙の共同企業体協定書により契約書記載工事を共同連帯して建設工事の完成を請け負うものとするものであります。

なお、この契約は仮契約とし、発注者が議会の議決を得たときに本契約として効力を生ずるもので、仮契約の締結日は平成25年11月11日でございます。

それから、次のページに入札の結果を添付してございます。入札施行日は平成25年11月5日で、予定価格は消費税を抜いた金額7億9,870万円で、落札金額は、先ほど申し上げました7億7,633万6,400円でございます。入札は、6特定建設工事共同企業体の参加で行われました。結果につきましては記載のとおりでございます。

そして、次のページは、デジタル防災行政無線の主要な構成でございますが、まず、日置市市役所本庁に親局操作卓を設置いたします。また、各支所及び消防本部に遠隔制御卓

を設置し、本庁、支所及び消防本部から放送できるシステムであります。

次のページに配線構成図を添付してございますが、日置市市役所本庁を親機としてシステムを統合を行いまして、中継局を3局、再送信子局を7局介して日置市全機の屋外拡声子局までデジタル波で整備するものでございます。

落札者の工事経歴を記載しておりますがご確認をお願いいたします。

以上で、補足説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第68号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第68号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第68号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第68号を採決します。

お諮りします。議案第68号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

△日程第20 議案第69号日置市職員
の公益的法人等への派遣
に関する条例の制定につ
いて

○議長（宇田 栄君）

日程第20、議案第69号、日置市職員の
公益的法人等への派遣に関する条例の制定に
ついてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第69号は、日置市職員の公益的法人
等への派遣に関する条例の制定についてであ
ります。公益的法人等への職員を派遣するた
め条例を制定したいので、地方自治法第
96条第1項第1号の規定により提案するも
のであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明
をさせますので、ご審議をよろしく願いい
たします。

○総務企画部長（福元 悟君）

議案第69号日置市職員の公益的法人等へ
の派遣に関する条例の制定について補足説明
申し上げます。

このたびの条例制定に当たりましては、公
益財団法人鹿児島県市町村振興協会から職員
派遣要請に基づくもので、派遣先は自治研修
センターとし、県内自治体が順番により3年
ずつ派遣することとしております。

本案につきましては、地方公共団体が人的
支援を行うことが必要と認められる公益法人
等への一般職の地方公務員の派遣等に関する
法律に基づき、公益的法人等へ職員を派遣す
る場合の職員の派遣の範囲、派遣先との勤務
条件の取り決め、派遣職員の給与に関するこ
と、復職後の職員の任用、給与等の処遇等
について必要な事項を整備するものでござい
ます。

それでは、各条につきまして、ご説明いた

します。

第1条の趣旨につきましては、ただいま述
べさせていただいたとおりでございます。第
2条第1項は、職員の派遣をすることができ
る公益的法人等について定めております。同
条第2項でございますが、ここでは派遣する
ことができない職員を定めており、その職員
は再任用職員、非常勤職員、条件つき採用職
員等としております。同条第3項でございま
すが、職員派遣に当たって合意しておくべき
事項として、派遣職員に係る派遣団体におけ
る福利厚生及び従事の状況の連絡について定
めております。

第3条でございますが、第3条は派遣職員
が市業務へ復帰する場合を定めております。

第4条でございますが、派遣職員の給与に
ついて、職員派遣の期間中、派遣職員に対し
て給料、扶養手当、住居手当及び期末手当は
市が100分の100以内を支給することが
できることを定めております。

第5条でございますが、派遣期間中に負傷
し、もしくは疾病にかかり、また通勤により
負傷し、心身の故障のため休養を要する場合
に掲げる事由に該当して休職した場合は、派
遣先においてついていた業務を公務と見なす
ことを定めております。

第6条でございますが、派遣職員の復帰時
における処遇について、職務の級、給料月額
及び昇給期間につきましては、他の職員と均
衡を図ることを定めております。

第7条でございますが、派遣職員が派遣中
に退職または復帰後において退職した場合に
おいても、派遣先団体での業務を公務と見な
すこと及び派遣期間を退職手当の算定の基礎
となる勤続期間から除算せずに、一般職員と
同様の取り扱いをすることを定めております。

第8条につきましては、企業職員または単
純労務職員が派遣された場合の給与について、
給与等の種類を規定したものであります。

第9条につきましては、任命権者は派遣職員に関する状況を報告しなければならないことを定めております。

第10条としまして、この条例に定めるもののほかは、必要な事項は規則で定めるものであります。

附則第1項では、この条例は平成26年4月1日から施行するものであります。附則第2項及び第3項は、この条例制定に伴い、改正が必要となる事項につきまして、日置市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例及び日置市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の条文を整備するものでございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

○18番（池満 渉君）

1点お伺いをいたしますけれども、今回の条例の中で派遣先、いわゆる派遣先というのは、公益的法人の中で自治研修センターということでございました。県内の構成をする自治体がそれぞれでやってるわけですが、この自治研修センター以外に、例えばこの条例で適用するような公益的法人というか、そういったものがあるのでしょうか。ここだけ、今回は条例制定はここだけをとということのことになるのでしょうか。いかがでしょうか。

○総務企画部長（福元 悟君）

今回の条例の制定に当たりましては、ただいまご質問がありましたとおり、自治研修センターを目的としたものでございます。公益的法人等につきましては、団体の事務事業と密接な関係がある公益法人等については、この条例で派遣することができるわけですが、考えられるのが、県の市長会とか、そのような団体等につきましては、可能になってまいりますが、今回は研修センターということを想定した制定でございます。

以上です。

○18番（池満 渉君）

わかりました。では、この公益的法人等ということですが、今、総務部長がございましたけれども、今回の場合はここへということですが、ただし、今後ここ以外への派遣もありうるかもしれないという含みはあるわけですか。

○総務企画部長（福元 悟君）

先ほども申し上げました。今回の制定は県の自治研修センターということでの目的のために制定したものでございます。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（上園 哲生君）

この条例の中で、地域手当というのが出てくるわけなんですけれども、一応対象は鹿児島市内にある施設ですよ。こうした場合に、これは4条の2項ですか。市長が指定する地域に在勤する地域手当ということなんですけれども、ここらはどういうふうに、今回の、今、総務部長がお考えになってる地域の場合はどういうふうな対応でしょうか。

○総務企画部長（福元 悟君）

現在、職員を東京への研修派遣いたしておりますが、そういう場合、今の条例、給与条例等で、地域手当を支給することができるとして支給いたしております。今回のここで出しました地域手当は、条文を整理していくという意味で、ほかの条例との整合のための整備でございますが、今ありました県内の場合についてはこの規定は、手当は支給されないわけなんですけれども、条例整備上、地域手当も盛り込んであるというふうをお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。本案は、総務企画常任委員会に付託します。

△日程第21 議案第70号延滞金の特例基準割合を定めることに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（宇田 栄君）

日程第21、議案第70号延滞金の特例基準割合を定めることに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第70号は、延滞金の特例基準割合を定めることに伴う関係条例の整理に伴う条例の制定についてであります。地方税法の一部改正を勘案し、延滞金の特例基準割合を定めることに伴い、関係条例の整理を図るため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いたします。

○総務企画部長（福元 悟君）

それでは、議案第70号、延滞金の特例基準割合を定めることに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、補足説明申し上げます。

第1条においては、条例の題名を日置市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例に改め、次に、同条の第1条において見出しを趣旨として、この条例は地方自治法第231条の3第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の市の歳入に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関し、ほかの条例に定めるもののほか、この条例において、必要

な事項を定めるものとし、関係条例について必要な条文の整理を行うものであります。

第4条においては、延滞金の額を定める規定で、延滞金の額は納付すべき税外収入金にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて年14.6%、ただし、当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年7.3%の割合を乗じて計算した金額とするものであります。延滞金を算出する際は、その収入すべき金額に1,000円未満の端数があるときは切り捨て、またその金額が2,000円未満の場合は全額を切り捨てるものであります。このことは、行政実例により、市税条例に定めてある内容との均衡を失しないように措置される必要があるとされております。第2項では、うるう年の年でも365日で計算する規定であります。

第5条は延滞金の減免、第6条は徴収の方法を新たに設けるものです。また、附則第3項として延滞金の割合の特例を規定したもので、市税条例に準じて低金利の状況を勘案して、特例基準割合をもとに計算しようとする特例を設けるものであります。当分の間、第4条第1項の規定にかかわらず、最初の一月に係る年7.3%の割合については、各年の特例基準の割合が年7.3%に満たない場合はその特例基準割合とすることを規定したものでございます。

以下、あとの10本の条例の改正につきましては、この日置市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例に準じて改正を行い、あわせて条文整理を行うものであります。条文中第6条の日置市道路占用料徴収条例の一部改正。それから第8条の日置市東市来都市計画事業湯之元第1地区土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正、第9条の日置市伊集院都市計画事業徳重土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正、第10条の日

置市公共下水道事業受益者負担金条例の一部改正については、延滞金の利子の上限が関係法令で定められていますので、それぞれ個別の法律に基づき改正するものでございます。

附則としまして、この条例の改正は、平成26年1月1日から施行するものであります。

附則第2項については、延滞金に関する経過措置を規定するもので、延滞金のうち、この条例の施行の日以降の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては従前の例によるものとしております。第3項についてはお目通しをいただきたいと思っております。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第70号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第70号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第70号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第70号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第

70号は、原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩いたします。次の開議を午後1時といたします。

午後0時02分休憩

午後1時00分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第22 議案第71号社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（宇田 栄君）

日程第22、議案第71号社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第71号は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税

法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

消費税率及び地方消費税率の改定による使用料等の額の改定に伴い、関係条例の整理を図るため地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（福元 悟君）

それでは、議案第71号社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について補足説明を申し上げます。

別紙のほうお開きください。条例名はもう長くなりますので、省かさせていただきたいと思っております。

最初に目次としまして、第1章で、総務企画部に関係する条例は、第1条から第7条まで7本ございます。次に、第2章としまして、市民福祉部に関係する条例は第8条から第13条まで6本ございます。第3章では、産業建設部に関係する条例でございます、第14条から第21条まで8本ございます。第4章は教育委員会に關係する条例でございますが、22条から26条まで5本の構成で、条例の一部改正をいたしております。

内容につきましては、平成26年4月1日から消費税率が改定されることにより、公共施設の使用料、利用料、手数料、占用料及び入館料を改正するもので、消費税率3%の引き上げ分を使用料等に転嫁し、各本文中での改正と別表による改正とを行っており、合わせて26条例でございます。あわせて条文の

整理を行うものであります。

現在の使用料では、見直しによりまして、200円未満は据え置き、200円からの使用料等が10円の引き上げ、500円から20円、900円から30円引き上げられていくことになります。この影響額につきましては、430万円の増と見込んでいるところでございます。

附則としまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものであり、また各条例ごとに経過措置を規定してありますが、お目通しのほうをお願いいたします。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第71号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第71号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第71号について討論を行います。発言通告がありますので、順次発言を許可します。最初に、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○7番（山口初美さん）

私は、議案第71号社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、反

対討論を行います。

来年4月からの消費税の増税の実施に向けた条例の改定であり、私は消費税の増税に反対ですので、この議案にも反対をいたします。

社会保障の安定財源の確保を図るとあります。しかし、もともと社会保障の財源として消費税が導入をされましたけれども、社会保障は、この間、よくなったでしょうか。切り捨てと負担増が繰り返されてきたではありませんか。

また、今回の税率アップ5%を8%にすることにつきましても、これから先、社会保障の切り捨てのオンパレードとなっています。そもそも、所得の少ない人ほど、負担の重い消費税は社会保障の財源としては、最もふさわしくありません。また、所得が減り続けている中で増税をすれば、暮らしも経済も一層破壊されてしまいます。しかも、中小企業は、長期にわたる不況のもとで消費税を販売価格に転嫁できない状態が続いています。さらに、円安による原材料価格の上昇を価格転嫁できないという二重の苦しみの中にあります。消費税が増税されたら、店を畳むしかないという悲痛な声が広がっています。

この議案は国の悪政をそのまま市民に押しつけるものであり、私はこの議案に賛成するわけにはいきません。

以上、反対討論といたします。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで討論を終わります。

これから、議案第71号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

起立多数です。したがって、議案第71号

は、原案のとおり可決されました。

△日程第23 議案第72号日置市国民
宿舎条例の一部改正につ
いて

○議長（宇田 栄君）

日程第23、議案第72号日置市国民宿舎条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第72号は、日置市国民宿舎条例の一部改正についてであります。吹上砂丘荘の宿泊利用料の額を改定し、並びに消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、休憩利用料及び広間等利用料の額を改定するため所要の改正をし、あわせて条文の整理の図るための条例の一部を改正したいので地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますのでご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（福元 悟君）

それでは、議案第72号日置市国民宿舎条例の一部改正について補足説明を申し上げます。別紙をお開きください。

日置市国民宿舎条例の一部を改正する条例、日置市国民宿舎条例平成17年日置市条例第167号の一部を次のように改正する。

内容につきましては、消費税法の改正による利用料金の見直しはまず中ほどの1,050円を1,080円に、840円を860円に本文中で改めるもので、ゴールデンウィーク期間やお盆、年末年始のシーズン料金として1泊当たりの加算料金を見直すものでございます。

また、第7条の次に別表がありますが、今回の消費税の改定にあわせて洋室、特別室の

宿泊利用料の見直しを行うものであります。
第1項宿泊利用料の普通室では、大人4,940円、小学生4,200円、幼児1,470円に改定するものであります。生活様式の変化により、最近では宿泊を希望される方には和室が好まれて、洋室の利用は稼働率が低く、また合宿等で全館貸し切りの場合、和室と洋室に差があることが利用者にとって利用しづらいこともあって、今回、和室と洋室に差を設けず同額に改定し、稼働率のアップを図りたいと考えております。また、特別室では、大人5,650円、小学生4,830円、幼児1,470円に改めるものです。この特別室の宿泊利用料は大人料金6,950円で、普通部屋より2,150円高くなっております。このため特別室の稼働率が極端に低い状態です。県内の主だった国民宿舎の割増率に改定し、稼働率のアップを目指すものであります。

次に、第2項の休憩料金については普通室、特別室、広間の区分として、大人及び小学生の区分に見直し、消費税の転嫁分を改定したものであります。

次に、第3項、広間等利用料についても同様に消費税の転嫁分を改定したものであります。

附則としまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。ご審議よろしくお願ひします。

○議長（宇田 栄君）

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。ただいま議題となっています議案第72号は、総務企画常任委員会に付託します。

△日程第24 議案第73号日置市キャ

ンプ村条例の廃止について

△日程第25 議案第74号日置市衛生処理場条例の廃止について

○議長（宇田 栄君）

日程第24、議案第73号日置市キャンプ村条例の廃止について及び日程第25、議案第74号日置市衛生処理場条例の廃止についての2件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第73号は、日置市キャンプ村条例の廃止についてであります。日置市吹上キャンプ村を廃止することに伴い、条例を廃止したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。

次に議案第74号は日置市衛生処理場条例の廃止についてであります。日置市衛生処理場の公の施設としての使用を廃止することに伴い、条例を廃止したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。内容につきましては、市民福祉部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。

○総務企画部長（福元 悟君）

議案第73号日置市キャンプ村条例の廃止について補足説明を申しあげます。別紙のほう、お開きください。

日置市キャンプ村条例を廃止する条例、日置市キャンプ村条例、平成17年日置市条例第111号は廃止する。このことにつきましては、日置市吹上浜キャンプ村あり方検討委員会からの提言を受け、慎重に検討した結果、吹上浜キャンプ村を廃止し、日置市キャンプ

村条例の廃止を行うものであります。

附則としまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものであります。ご審議よろしくお願いいたします。

○市民福祉部長（吉丸三郎君）

それでは、議案第74号日置市衛生処理場条例の廃止について、別紙により補足説明を申し上げます。

伊集院町大田にあります当施設は、昭和57年にし尿の汚泥の発酵し、液肥、堆肥を生産する伊集院町自給肥料施設として建設されました。その中でし尿の海洋投棄が平成19年2月から禁止されたのに伴い、稼働を停止しております。今後におきましても、し尿の処理施設として活用が見込めないため、当条例を廃止するものであります。

なお、現在は伊集院地域、日吉地域、し尿の汚泥の中継タンクとして利用し、日吉地域分を串木野へ、伊集院分を南薩へ、大型車により搬入しております。

附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものであります。

以上が議案第74号の補足説明でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから、2件について質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○7番（山口初美さん）

73号、74号、両方について、今後はどうなるのかについてのご説明がなかったと思いますので、その点をご説明お願いします。

○吹上支所長（山之内修君）

キャンプ村条例の廃止について、今後のことについてのお尋ねでございますが、キャンプ村のあり方検討委員会の提言を生かしながら、跡地についてはそれなりに、この提言による意見を生かして、そして将来的には吹上浜公園と一体となった形の中で、交流人口をふやし、そしてまた地域経済の活性化に活用

できるような形での跡地対策については検討をしていきたいと考えています。

以上です。

○市民福祉部長（吉丸三郎君）

当施設については、今現在、中継タンクとして活用しております。と、いうのが各家での収集については小型の2トンダンプ、2トン収集車で収集を行っておりますけど、これを何回も走るということは地元でいろいろご迷惑をおかけしますので、一旦中継タンクの中に全部流し込んで貯まった段階で大型車の10トン車で、串木野とか南薩方面に台数を少なくして活用、搬入するちゅう、一つの考え方でございます。

以上でございます。

○7番（山口初美さん）

今の衛生処理場の点ですが、この提案理由のところに公の施設としての使用廃止というふうに説明が書いてあるものですかからお伺いしました。が、これは市の所有で今後もいくというふうに理解してよろしいわけですか。その点……。

○市民福祉部長（吉丸三郎君）

一応、施設については市のものがございます。その中で、単なるそこの中に各家庭から収集したし尿を投げ込んで、それがたまった段階で大型車に乗せかえての搬入ちゅう、一つの使用になります。

以上でございます。

○議長（宇田 栄君）

よろしいですか。

○7番（山口初美さん）

はい。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第73号及び議案第

74号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第73号及び議案第74号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第73号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第73号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第74号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第74号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

△日程第26 議案第75号日置市営公衆浴場条例の一部改正について

△日程第27 議案第76号日置市青少年問題協議会設置条例の廃止について

△日程第28 議案第77号日置市日吉ふれあいセンター条例の一部改正について

△日程第29 議案第78号日置市ひとり親家庭等医療費助成条例及び日置市営住宅条例の一部改正について

△日程第30 議案第79号日置市乳幼児医療費助成条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第26、議案第75号日置市営公衆浴場条例の一部改正についてから、日程第30、議案第79号日置市乳幼児医療費助成条例の一部改正についてを一括議題とします。

5件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第75号は、日置市営公衆浴場条例の一部改正についてであります。日置市営公衆浴場の使用料の額を改定するため、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第76号は、日置市青少年問題協議会設置条例の廃止についてであります。日置市青少年問題協議会を日置市子ども・子育て会議に統合するため条例を廃止したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第77号は、日置市日吉ふれあいセンター条例の一部改正についてであります。日置市日吉ふれあいセンターにテニスコートを設置することに伴い、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第78号は、日置市ひとり親家庭等医療費助成条例及び日置市市営住宅条例の一部改正についてであります。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴い条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第79号は、日置市乳幼児医療費助成条例の一部改正についてであります。医療費の助成対象となる者の対象年齢を中学校就学前までとするため所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、議案第75号、議案第76号、議案第77号及び議案第79号を市民福祉部長に、議案第78号は市民福祉部長及び産業建設部長にそれぞれ説明させますので、以上5件ご審議をよろしく願いいたします。

○市民福祉部長（吉丸三郎君）

それでは、議案第75号から議案第79号までについて補足説明を申し上げます。まず議案第75号の日置市営公衆浴場条例の一部改正について、別紙により説明を申し上げます。

今回の一部改正は現行使用料の見直しに伴い、あわせて条文の整理を行うものでございます。別紙により説明いたします。第1条から第4条につきましては条文の整理を行い、第5条の使用料については公衆浴場を使用するものは別表に定める使用料を前納しなきゃならないと改めております。第7条の次に、第8条として、損害賠償を加え、第11条、第13条についても条文の整理を行っております。詳しくは、ご確認をお願いいたします。

次のページになりますが、別紙について説明を申し上げます。

第5条、第12条の関係になります。今回

の使用料を改正する部分となっております。まず、一般浴場、大人の使用料1回分を280円から300円に改めております。それと、連続回数券、大人12枚つづり2,800円を3,000円に改めるものでございます。現行使用料については平成18年9月に改正からのものでございます。

消費税法だけの改正では280円で消費税分10円上がりの290円となりますが、以前から温泉旅館組合からの値上げ要請などもあり300円といたしました。また中人、小人、家族湯については利用者も少なく据え置くことといたしました。

また、吹上温泉旅館組合についても平成24年11月に、大人の料金を330円に、中人を150円、小人を80円に見直しを行っております。温泉組合とも協議し、温泉審議会に諮問し答申を得たところでございます。

附則といたしましては施行期日で、この条例は26年4月1日から施行するものであります。2項につきましては、日置市東市来総合福祉センター条例等の一部を改正する条例の一部改正で、附則の第3項を削るものでございます。

以上が議案第75号の補足説明となります。

次に、議案第76号日置市青少年問題協議会設置条例の廃止について、別紙により補足説明を申し上げます。

日置市青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法に基づき、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき審議することなど、年1回の会議を開催してきたところでございます。

しかしながら、平成25年10月4日に公布施行された日置市子ども子育て会議設置条例に基づき、設置する日置市子ども・子育て会議において、青少年問題を含めた子ども・子育て支援全般に関することを審議すること、また日置市の青少年育成推進の組織体系には、

その中核をなす日置市青少年育成市民会議が教育委員会部局にあり、本協議会を廃止してもその補完が十分期待できることから、今回この条例を廃止するものでございます。

附則につきましては、1項では施行期日として、この条例は26年4月1日から施行する。2項につきましては、日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。詳しくは、ご確認をお願いいたします。

以上が、議案第76号についての補足説明でございます。

続きまして、議案第77号日置市日吉ふれあいセンター条例の一部改正について別紙により補足説明を申し上げます。

日吉ふれあいセンターについては、多目的に使用できるよう人工芝への改修を行いました。その結果、ゲートボールだけでなくテニスコートとしても活用が可能となり、今回条例の改正を行うものでございます。

まず第1条につきましては、人工芝化にあわせて、施設が多様なスポーツレクリエーション等の場として利用できるようになりますので、文言の整理を行うもので、市民の福祉及び健康の増進を図るため、ふれあいセンターを設置するに改めるものでございます。

第3条を削除し、以下第4条の見出しを使用時間及び休館日に、第5条では使用の不許可、第6条では使用許可の取り消し等に改め、以下ほかの施設にあわせた条文の整理を行うものでございます。

次のページをお開きください。別紙について説明を申し上げます。

第7条関係、第16条関係についてでございますが、使用区分をゲートボール、テニス、上記以外のものに区分いたしました。使用者、利用料金1時間については、ゲートボールで1面で児童100円、上記以外の者について210円、テニス1面で児童150円、上記以外の者を320円、上記以外の者で全面で

児童320円、上記以外の者640円、半面で児童150円、上記以外の者320円に、それと照明料につきまして1時間につき150円に改めるものでございます。

使用料など他の施設と同様整合性を図り、あわせて消費税の対応による使用料に改めたところでございます。

備考につきましては、1項、2項については、使用料と利用者の関係。それと3項から5項について使用時間の関係、6項につきましては、市内に住所を有する者以外の者の使用の関係を明記してありますので、ご確認をお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は26年4月1日から施行するものでございます。

経過措置といたしまして、改正後の別表の規定は、条例の施行の日以後の使用に適用し、当日前の使用料については従前の例によるものでございます。

以上が、議案第77号の補足説明でございます。

次に、議案第78号日置市ひとり親家庭等医療費助成条例及び日置市営住宅条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

別紙により説明申し上げますが、私のほうからは日置市ひとり親家庭等医療費助成条例についての補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正により、法律の名称が変更されたため、法律の名称を引用している規定について改正が必要となったため改正を行うものでございます。

第2条第2項第6号中の、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律を、配偶者からの暴力及び廃止及び被害者の保護者等に関する法律に改めるものでございます。

保護を保護者等に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は26年

1月3日から施行するものでございます。

私のほうからは以上でございます。

○産業建設部長（瀬戸口保君）

議案第78号日置市営住宅条例の一部改正について、別紙により補足説明申し上げます。

今回の改正は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴うもので、生活の根拠をともしする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて法の適用対象とされることになったため、現行の日置市営住宅条例第6条入居者の資格を一部改正しようとするものであります。

附則として、この条例は平成26年1月3日から施行するものであります。

以上、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○市民福祉部長（吉丸三郎君）

それでは、最後になりますが、議案第79号日置市乳幼児医療費助成条例の一部改正について、別紙により補足説明を申し上げます。

現在の乳幼児医療費助成事業につきましては、小学校就学前までを対象に医療費の自己負担分を助成してましたが、小学校6年生までを対象拡大を行い、子育て支援の充実あわせて定住促進にもつなげるものでございます。

前の9月議会に一般質問の中でもありましたように、対象拡大をやるといことで市長のほうからも答弁がされたものでございます。

まず、題名を日置市子ども医療費助成条例に改めます。

第1条中第2条第1項中の乳幼児を子どもに6歳を12歳に改めるものであります。また、同条第2項中助成対象乳幼児を助成対象児に、また乳幼児でを子どもでに改めるものであります。第3条中についても乳幼児にを子どもに改め、助成対象乳幼児を助成対象児に改めるもので、第4条関係と6条関係、第

9条関係についても同じく条文の整理を行うものでございます。

附則といたしまして、1項で施行期日でこの条例は平成26年10月1月から施行するものであります。対象者の申請受付受給者証の作成、交付など事務の手續などによりまして26年の10月からを医療費の対象とするものでございます。

2項につきましては、経過措置でございます。施行日後の診察に係る医療費の助成について適用し、同月前の診療に係る医療費の助成については従前の例によるものであります。

3項の準備行為につきましては、改正前受給者対象者は、準備期間中に新条例の規定により受給者資格の登録をしたものとみなすことなど明記してございますのでご確認をお願いいたします。

以上が、議案第75号から議案79号までの補足説明でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（宇田 栄君）

これから議案第75号から議案79号まで5件について質疑を行います。質疑はありますか。

○17番（田畑純二君）

私は、議案第77号日置市日吉ふれあいセンター条例の一部改正について、質疑いたします。

ただいま部長のほうから説明はあったんですけど、もうちょっとこの日置市ふれあいセンター、人口芝化になったんですけど、その人工芝化になってもう、数日経過しておるんですけど、人工芝化になってからの市民の皆さんの利用の状況、それからこのテニスコートの設置することになるんですけども、このテニスコートの利用者の見込み、それとテニスコートを設置するとしたことを町民の皆さんに、市民の皆さんにどうしてPRしていか

によく活用してもらおうか、それと、この人工芝化になったことによって何かその管理、維持上の問題点とかそういうのがあって、どういふのがあってそれにどう対処しているのか、その3点をお聞きします。

○日吉支所長（田代信行君）

日吉のふれあいセンターの状況ですけれども、まず利用状況につきましては、従来ゲートボール、それとグラウンドゴルフ、それと各種イベント等の雨天時の利用と、そういったところ利用しておりましたけれども、今年度8月から10月にかけて、全面の人工芝のほうに改修がされております。

テニスコートにつきましては従来、日吉中学校のテニス部が雨天時等に、従来の土のコートで雨天に練習をしたりというようところで利用実績がございます。今度また、日吉の運動公園のほうにもテニスコートがありますけれども、雨天時の練習用として活用できるのではないかとこのように考えております。

ただし、天井が低いので正式の大会としてはちょっと活用できないと、あくまでも雨天時の練習等が主になるかと思っております。

また、管理につきましてはですけれども、当然、人工芝になりましたので従来産業祭等で餅をつくときに火をたいたりといったケースもありましたけれども、そういった火を使うことが当然できないと、それと当然飲食等につきましても芝を傷めるというところで先日、日置地域の産業祭がありましたけれども、下にブルーシートを敷いて保護をするといったところで活用していきたいというふうに考えてるところでございます。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第75号及び議案第77号並びに議案第79号は文教厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。議案第76号及び議案第78号は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第76号及び議案第78号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第76号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第76号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

これから議案第78号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第78号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

△日程第31 議案第80号日置市農政審議会条例の一部改正に

ついて

△日程第32 議案第81号日置市道路
占用料等徴収条例の一部
改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第31、議案第80号日置市農政審議会条例の一部改正について及び日程第32、議案第81号日置市道路占用料等徴収条例の一部改正についてを一括議題とします。

2件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第80号は、日置市農政審議会条例の一部改正についてであります。

日置市農政審議会の組織の見直しに伴い、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第81号は日置市道路占用料等徴収条例の一部改正についてであります。

道路法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては産業建設部長に説明させていただきますので、以上2件をご審議をよろしくお願いたします。

○産業建設部長（瀬戸口保君）

議案第80号日置市農政審議会条例の一部改正について、別紙により補足説明申し上げます。別紙をお開きください。

まず、題名につきましては、現行の農政審議会条例を農林水産審議会設置条例に改正しようとするものであります。

改正の理由は、農林水産課の所管する業務は、畜産業を含む農政関係、林業関係、水産業関係に分類されておりますが、審議会の委員構成に水産業関係者が入っておりません。

このため、審議会委員に水産業関係者を加えることにより、題名も農林水産審議会に改めるものであります。

第1条及び第2条は、題名の改正に伴う条文の整理であります。

第3条第1項では審議会の委員数を20名以内に改め、第2項では条文の整理と、第6号及び第7号に新たな委員として江口漁業協同組合と吹上町漁業協同組合の理事を加えるものであります。第8号では農業、林業、水産業の従事者の委員数を6名以内とするものであります。

第4条及び第5条は、条文の整理であり第6条では第6項を新たに設け、委員以外の者の会議への出席を可能とする規定であります。この規定により第7条を削除し、第9条は条文の整理であります。

附則として第1項では、本条例の施行期日を平成26年4月1日とし、第2項及び第3項では経過措置と委員任期の特例を定め、第4項では関係条例に定める委員名称を農林水産審議会委員と改めるものであります。

続きまして、議案第81号日置市道路占用料等徴収条例の一部改正について、別紙により補足説明申し上げます。

今回の改正は、道路法施行令の一部改正に伴うもので、現行の日置市道路占用料等徴収条例第2条占用料の額及び徴収方法、第3条徴収料の減免、別表第2条関係を一部改正するものです。

なお、2号、追加の占用物件は、令第7条第2号に掲げる工作物としては、太陽光発電設備及び風力発電設備、令第7条第3号に掲げる施設としては、津波からの一次的な避難場所としての機能を有する堅固な施設であります。

附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから2件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第80号は産業建設常任委員会に付託します。

お諮りします。議案第81号は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第81号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第81号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第81号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

△日程第33 議案第82号日置市社会教育委員条例等の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第33、議案第82号日置市社会教育委員条例等の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第82号は、日置市社会教育委員条例等の一部改正についてであります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第15条に規定する、社会教育法の一部改正及び日置市社会教育委員、日置市中央公民館運営審議会委員及び日置市図書館協議会委員の定数の見直しに伴い、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、教育次長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○教育次長（内田隆志君）

それでは、議案第82号日置市社会教育委員条例等の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

今回の条例改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第15条の規定する、社会教育法の一部改正に基づく改正であり、これまで社会教育法で定められていた社会教育委員の委嘱の基準を、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めるものであります。

また、日置市社会教育委員、日置市中央公民館運営審議会委員及び日置市図書館協議会委員の定数を見直し、あわせて条文の整理をしようとするものであります。

別紙をお開きください。

第1条は、日置市社会教育委員条例の一部改正であります。

第2条の見出しを定数及び任命に改め、同条中20人以内を13人以内に改め、委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに学識経験のある者の中から日置市教育委員会が任命す

るを加えるものですが、これは省令基準を参酌して検討した結果、これまでの基準を変更する用意もなく、必要かつ十分な基準であることから、参酌すべき省令基準のとおり定めるものであります。

また、定数については、関係、職種の重複や他審議会等との重複を避け、女性委員の登用や関係地域割、そして、関係、県内自治体の状況等を考慮し、13人以内としたところでございます。

次に、第2条は、日置市中央公民館条例の一部改正であります。

第1条第2項を審議会は委員13人以内で組織するに改めるものです。これは、社会教育委員が中央公民館運営審議会委員を兼ねることから、社会教育委員の定数に合わせたものであります。

次に、第3条は、日置市立図書館条例の一部改正であります。

第12条第2項を協議会は委員8人以内で組織するに改めるものです。定数につきましては、社会教育委員と同様に関係職種の重複や他審議会等との重複を避け、女性委員の登用や関係地域割等を考慮し、8人以内としたところであります。

附則として、この条例は平成26年4月1日から施行するものであります。

以上、説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第82号は文教厚生常任委員会に付託します。

△日程第34 議案第83号平成25年

度日置市一般会計補正予算（第6号）

○議長（宇田 栄君）

日程第34、議案第83号平成25年度日置市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第83号は、平成25年度日置市一般会計補正予算（第6号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,470万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ255億2,200万円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、本年度の収支見込みに伴うもののほか、歳入の国庫支出金で地域経済活性化・雇用創出臨時交付金の決定に伴う増額、歳出では、地方公務員の給与削減措置に伴う人件費の減額などの予算措置のほか、年度内に事業完成が見込めないものについて繰越明許費の設定、来年度の施設維持管理業務等を年度内に契約を行う必要があるものについて、債務負担行為の設定など所要の予算を編成いたしました。

まず、歳入の主なものでは、地方交付税で普通交付税を1億5,262万4,000円を増額計上いたしました。

分担金及び負担金では、児童福祉費負担金の入所児童数の見込み等に伴う保育料の増額などにより1,726万7,000円を増額計上いたしました。

国庫支出金の国庫負担金では、障害者医療費国庫負担金の対象者増に伴う増額、国庫補助金では地域経済活性化・雇用創出臨時交付金の決定に伴う増額などにより1億4,721万3,000円を増額計上いたしました。

県支出金の県負担金では、大里川公共施設管理者負担金の増額、県補助金では重度訪問

介護等市町村支援事業費県補助金、安心子ども基金事業費県補助金の増額、県委託金で参議院議員選挙費委託金の減額などにより5,722万2,000円を増額計上いたしました。

寄附金では、指定寄附金を100万円を増額計上いたしました。

繰入金では、施設整備のための施設整備基金繰入金の減額などにより9,396万3,000円を減額計上いたしました。

諸収入の雑入で、土地区画整理事業保留処分費の増額などにより1,999万7,000円を増額計上いたしました。

市債の衛生費では、汚泥再生処理施設整備事業債の減額などにより3億3,610万円を減額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、総務費の総務管理費で施設整備基金の積み立てに伴う増額、選挙費で市長・市議会議員選挙費の減額など2億3,295万9,000円を増額計上いたしました。

民生費の社会福祉費では、障害者医療給付事業費、障害児通所給付費の対象者増に伴う増額、児童福祉費では保育所運営費等の対象児童の増に伴う増額、生活保護費では前年度の実績による国庫負担金精算返納金の増額などにより1億3,789万2,000円を増額計上いたしました。

衛生費の保健衛生費では、南薩衛生処理組合建設負担金の確定に伴う衛生処理組合負担金の減額、清掃費ではクリーン・リサイクルセンターの運営費の委託料の執行残等に伴う減額などにより2億7,295万円を減額計上いたしました。

農林水産業費の農業費では、県茶業振興大会準備委員会助成金の増額、環境保全型農業直接支払交付金事業の交付額決定に伴う増額、農地集積協力金事業費の事業開始に伴う増額などにより423万1,000円を減額計上

いたしました。

商工費の観光費では、宿泊費キャッシュバック事業の補助金実積見込みに伴う増額、観光施設管理費で美山陶遊館の電気窯購入の執行残等に伴う減額などにより64万2,000円の減額計上いたしました。

土木費の河川総務費で急傾斜地崩壊対策事業、総合流域防災事業の市町村負担金の見込みに伴う減額、街路事業費では県街路郡中央通り線の事業費確定に伴う負担金の増額などにより565万2,000円を減額計上いたしました。

消防費の常備消防費では、南分遣署水槽付消防ポンプ自動車の入札執行残等に伴う減額などにより1,282万7,000円を減額計上いたしました。

教育費の小学校費で伊集院小学校校舎改築建設工事等に伴う試行残による減額、中学校費では東方来中学校運動場陥没対策調査業務委託料の増額、幼稚園費では幼稚園就園奨励費の対象者増に伴う増額、社会教育費では中央図書館システム機器等賃借料の執行見込みに伴う減額などにより1億55万8,000円を減額計上いたしました。

災害復旧費の農林水産施設災害復旧費では、落雷による永吉ダムゲート室の機側操作盤修繕などにより670万円を増額計上いたしました。

公債費の利子では、前年度事業に係る借入利率の確定により1,436万1,000円を減額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を14時10分といたします。

午後1時57分休憩

午後2時10分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。発言通告がありますので、順次許可をいたします。初めに田畑純二君の発言を許可します。

○17番（田畑純二君）

私は、議案第83号平成25年度日置市一般会計補正予算（第6号）について質疑します。

私は、私の所属する総務企画常任委員会に属する以外の案件について、4点ほど質疑します。

各担当部課長は、できるだけ細かく具体的に、わかりやすく誠意を持って答弁してください。

まず、説明資料の34ページ上段でございます。34ページの児童福祉総務費委託料、その他委託料、9放課後児童クラブ、実施箇所を増及び基準額の変更に伴う補正802万円でございます。

まず、ふえた実施箇所名、これで市内放課後児童クラブは全部含まれることになるのかも含めて、その点と基準額変更の具体的内容、それとこの実際の事業の予定時期、それから市内の放課後児童クラブの運営上の問題点、課題と、それらへの市の対応、対処策などを答弁願います。まず、これが1番目。

2番目でございます。2番目は37ページ環境衛生費。投資的経費のもの、補正前と補正の南薩衛生管理組合、汚泥再生処理負担金減額による2億3,469万6,000円の減額でございます。この負担金額減額の理由と、この金額の具体的計算根拠、それから、この負担金はいつからいつまでの分か、それと南薩衛生管理組合の運営上の問題点、課題と、それらへの市の対応、対処策など答弁願います。これが2番目。

3番目でございます。3番目は41ページ、それから42ページも同じ項目があるんですけども、農業振興費の産地づくり対策事業費

補正前事業費、補助的事业費内示4地域、補正、細目の変更に伴う補正、減額の1,766万8,000円とあります。この42ページの同じく産地づくり対策事業についての分と、投資的経費の分とこの分の関連はどうなっているのか。それと、この事業の具体的内容、それとこの細目の変更に伴う補正とありますけども、具体的にどんな細目の変更なのか、それと実際の事業の予定時期、それから産地づくり対策事業の実施上の問題点、課題と、への市の対応、対処策など答弁願います。

それから、一番最後、4点目でございます。4点目は62ページの学校建設費工事費補助事業、伊集院小学校校舎改築建築工事費、入札執行残に伴う補正8,203万7,000円の減額とございます。この入札執行残の具体的内容、大まかな工事費別に、それからこの工事の進捗状況、大体予定どおり完了するのか。それから3番目に、伊集院小学校以外にも市内の小中学校で近々校舎改築建設工事計画出てくるのか、その予定はあるのか。最後に、伊集院小学校では、この校舎改築建設工事の期間中の児童教育、児童の学校生活への影響と問題点、課題へどう対応しているのか、具体的にわかりやすく説明してほしい。

以上4点、答弁を求めます。

○福祉課長（東 幸一君）

それでは、12月補正予算の説明資料の34ページ、ご指摘のありました3款2項1目13節の委託料、その他委託料で放課後児童健全育成事業費でございます。こちらのふえた園につきましては、伊集院北幼稚園が1園でございます。（「保育園」と呼ぶ者あり）いじゅういんきた保育園でございます。失礼いたしました。

それから、今回の基準変更に関する園でございますが、実施いたしております、この1園ふえたのを含めて10の園でございます。補助金のこの変更につきましては、補助金

の基準のランクが6つございます。6段階ございますが、その段階ごとに補助金の額が増額になったものでございます。

例えば平均利用児童数が10人から19名といったところでありますと、これまで109万6,000円であったものが、今年度から119万3,000円、9万7,000円ほど増額しております。また、20名から35名につきましては198万4,000円が209万4,000円と、11万円増額をしてございます。

そういったところで、それぞれの園の対象児童のランクが増額になったということでご理解をいただきたいと思っております。

それから、この事業の年度でございますが、4月1日に始まりまして、翌年の3月31日までということになります。それから、運営上の問題点といったようなことでございました。運営上では、これまで鹿児島県のほうとも基準額の考え方についても協議をしてきた経緯もございますが、国県の額が同額の基準というようなことでございまして、今回の基準額が改定になったことを踏まえまして、施設に対して運営に係る経費が充実してきているというふうに考えております。

以上でございます。

○市民生活課長（有村芳文君）

ページが37ページでございます。環境衛生費の衛生処理組合負担金、南薩衛生管理組合汚泥再生処理負担金の減額についてでございます。

これにつきましては、負担金の減額の主な理由といたしまして、この負担金は平成25年7月下旬から28年3月を工事期間とする、汚泥再生処理施設の建設工事に係る負担金でございます。当初計画の工事費63億3,984万3,000円を見込んでおりましたけれども、落札額が31億1,850万円となって大幅な減額となったものでござい

ます。この負担金は、平成25年度から27年度の3カ年事業のうち、汚泥再生処理センター建設工事、25年度分が1億4,051万円でございます。これに対する交付金を除いた、それぞれの市の負担金がございます。これに対する均等割30%、人口割70%で積算された日置市の負担金分でございます。

また、運営上の問題点、課題等につきましては、28年度からリニューアルされた施設が稼働します。引き続き、施設への搬入車両が行き来するわけでございますので、ご迷惑をおかけすることになるということでございます。周辺の方々には、ご理解とご協力をいただかなければならない、そういった意味から、地域の方々の環境整備など配慮することも必要であると思っております。

以上でございます。

○農林水産課長（瀬川利英君）

田畑議員の総括質疑にお答えいたします。

1番目につきましてですけれども、通常19節の負担金補助及び交付金は細節として、事務費的なものは補助金及び交付金として計上し、農業用機械設備等の導入設置に係る補助は、投資的補助金として計上すべきでありましたけれども、投資的補助金を事務費的な補助金に計上していました。今回、そのために補正のほうに減額と増額を計上したのは、このような理由でございます。

それから、事業の具体的内容ですけれども、日置北部茶生産組合の導入する常用型摘採機3台、それからカッターナラシ機1台、茶生葉運搬コンテナ2台、これの導入経費の助成と、同じく伊集院の牧迫茶生産組合の導入する、常用型摘採機1台と、草刈り機アタッチメント一式の導入助成であります。

3番目の細目の変更でございますけれども、最初にお答えしましたように、事務費的な補助金から投資的な補助金への変更のことでございます。

それから、4番目の事業の実施時期は現在、機械の導入等について、業者のほうに見積書の提出を求めています。機械等の導入は、年明けになろうと見込んでおります。

それから、産地づくり対策事業を含めました事業実施上の問題点、課題、あるいは日置市の対応対処についてでありますけれども、厳しい意見や、あるいは市の財政上の都合もありまして、農家の皆さんの要望に全て応えられていないという部分がございます。要望の内容によりましては、事業年度の先送りもしておりますので、今後とも粘り強く県のほうとも交渉を進めていきたいと考えております。

最後になりますけれども、今回の補正内容につきましては、事務費的な錯誤でございます。今後は、このようなことがないように十分気をつけたいと思います。よろしく申し上げます。

○教育総務課長（宇田和久君）

62ページの学校建設費の工事請負費補助事業の伊集院小学校校舎改築建築工事の入札執行残の減額補正8,203万円についてでございます。

まず、この入札執行残の具体的内容等についてでございます。建設工事では、当初予算額5億6,522万4,000円に対し、落札額4億9,809万9,000円で執行残が6,712万5,000円となりました。また、設備工事費では、当初予算額1億4,761万4,000円に対し、落札額は1億3,720万7,000円で執行残が840万7,000円となり、その他、太陽光設備を含む附帯工事等の執行残額が約600万円ほど程度で、合計で8,203万7,000円の減額としております。

また、今後、12月以降にかけて若干の入札等もございまして、その状況によっては3月補正で若干減額することもございます。

なお、当初予算額8億1,350万円に対し、現時点での執行額の予定額は7億3,146万3,000円で、当初予算に対する執行見込み額の比率は約90%程度になる見込みでございます。

次に、この工事の進捗状況は予定どおりに完成するのか、についてでございます。11月30日に屋上の立ち上がりコンクリート打設を行い、附帯のコンクリート打設は終了いたしました。現在、1階から仕上げ工事に入っており、11月末現在の出来高は、建築1工区が56.2%、2工区が51%でございます。設備については、建築の進捗に合わせて進んでおり、全体的にも予定どおりに進んできております。

次に、伊集院小学校以外にも市内の小中学校で、近々、改築建設工事計画は出てくるのかということでございますが、予定はあるのかということについてでございます。市内の改築予定につきましては、来年度の26年度より伊作小学校の基本実施設計を実施し、27年から8年度にかけて2カ年で建設を行う予定でございます。

なお、伊集院北小学校につきましては、28年度に基本実施設計を実施し、29年から30年度の2カ年で建設する予定でございますが、今後、国等から耐震化を急ぎなさいというような指示等を受けた場合には、若干早まることもあるかもしれません。

次に、伊集院小学校では、この校舎改築建設工事の期間中の児童教育、児童の学校生活への影響と課題、問題点に対し、どう対応しているのか等についてでございます。

児童が工事箇所に入ることのないように、必要などころには仮囲いを設置し、また体育館への移動で工事車両との動線が重なる場所については、センサーで人に反応するパトライトを設置し、安全を確保しております。工事車両の進入については、児童の安全を最優

先に考え、必要な場所等においては、警備員や誘導員などの交通整理人を配置しております。

また、騒音等につきましても、少なからず影響はあると思いますが、学校や児童等を含め、保護者、周辺の住宅等からも苦情等は今まで来ておりませんことから、特に問題となるようなことはないと考えております。

今後とも、週1回の各業者との工程会議等で、児童を含めた周囲に対する安全な環境に十分な配慮をしていただくよう、指導してまいります。

以上でございます。

○議長（宇田 栄君）

次に、黒田澄子さんの発言を許可します。

○5番（黒田澄子さん）

先ほど、17番議員と少し同じ箇所でしたが、34ページのほうの児童福祉総務費の中で、放課後児童健全育成事業費、ここの質問をしたかったのですが、ほぼ答えておられまので、まだお答えになってない分を、ちょっと伺いたいと思います。

今回、伊集院北保育所が放課後児童クラブの実施箇所として、増設されるということで、すけれども、年度途中でこのように計上されてきた理由は何なのかということと、それから、いつからこれが開始されていくのかということと、それから保育に関する定員は大体どれくらいを予定されての増設になっていいますか、という点をまず、この箇所では伺いたいと思います。

その下の、児童措置費の中で、障害児保育事業費、単独のものが今回、補正で出てきておりますが、この実施保育園が2園増というのは、どこの保育園でこの実施がされていられるのか、その2園はまた、定員は何人ぐらいを障害児保育に関して想定されておられるか、それから、60ページと61ページにかかって、小学校維持修繕料ということで、

住吉小学校の1、2年生と、それから5、6年生の複式学級教室を改修というふうにございます。

隣の61ページのほうに、同じようにこの日置市の地域の住吉小学校、吉利小学校の教室の黒板に関しては、備品購入費が上がってきておりますが、黒板以外の何か改修があるのでないと思いますが、その改修の内容について伺いたいと思います。そして、61ページの最後になりますが、学校管理費の中の小学校管理費の中で、補正で減額補正がされております。その中に、吹上地域に関しての管内の小学校のダニアレルギー検査等と書いてございますが、これは、まあ、実施はされたんだと思うんですが、これについての詳細な説明を求めます。

○福祉課長（東 幸一君）

ご質問の件でございます。

まず、先に放課後児童健全育成事業についてでございます。

いじゅういんきた保育園の件でございます。理由といたしましては、当初、ご自分の園を卒園された方々を対象に四、五人で始めたということがございましたが、実際、始めてみましたところ、この放課後児童クラブの定員であります10名を超えたということで、5月から実施をしておるところでございます。定員につきましては、現在、14名で推移をしているという状況でございます。

それから、児童措置費のほうです。児童措置費のほうにつきましては、実施保育園はということですが、現在、美山保育園と扇尾保育園のほうで実施をいたしております。こちらについては、それぞれお一人ずつの受け入れということございまして、障がい児保育に対する定員というのはございません。園の定員内だというふうにご理解いただければいいかと思います。

それぞれ、障がい児を受け入れについては、

各園の判断によりますので、その園が受け入れた人数が現在、それぞれ今回については、お一人ずつということでございます。

以上でございます。

○教育総務課長（宇田和久君）

60ページの11節需用費の施設維持修繕料と、61ページの備品購入費で計上しております住吉小学校1、2年生と、吉利小学校5、6年生の複式学級に伴う既存かばん棚等の撤去と、照明設備の修繕及び黒板の設置の改修の方法についてでございます。複式学級では、1つの教室を前後に分けて、2学年で使用しなければならないため、教室後方に黒板をもう1つ設置しなければなりません。そのため、現在の教室の後方にある、かばん棚を撤去し、撤去した部分を補修するとともに、その壁にスチールグリーン曲面の黒板をビスどめで固定し、備品として設置するものでございます。かばん棚については、子どもたちに必要不可欠なことから新たに廊下側と窓側の両サイドにそれぞれ取りつけるものでございます。

また、新たに設置する黒板の文字が読めるように、黒板の天井上のほうに照明機具を取りつけるなどの改修を行っていくものでございます。

このほか、新たに来年度は土橋小学校の3年と4年生が新たに複式になるという予定でございまして、土橋小学校につきましては、旧町時代から既にもう3年生の教室の後ろのほうに黒板が設置されているということで、今回の補正は必要ございませんでした。

なお、住吉小学校の1年生の人数を申し上げますと、住吉小学校の1年生は3人、2年生が3人の計6人、吉利小学校が5年生で7人、6年生が8人の計15人、また、土橋小学校は3年生が5人、4年生が6人と、11人となっています。

続きまして、61ページの小学校管理費の

12節の手数料16万8,000円の減額でございます。吹上地域内4小学校の室内空気化学物質検査手数料12万2,000円の減と、ダニアレルギーの検査手数料4万6,000円の減額についてでございます。

まず、室内空気化学物質測定検査につきましては、検査項目が4つございまして、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼンというものがございまして、床面から大体1m程度の高さで空気を採取して検査をするものでございます。7月から8月にかけて薬剤師会試験センターに委託し、吹上地域内の4小学校のパソコン室等をそれぞれ行いましたが、特に4校ともに基準値内であり異常がなかったことから、今回、再検査等を含めた分を減額しております。

次に、ダニアレルギー検査の手数料の減ですが、これも吹上地域の4小学校の音楽室やパソコン室等の分でございまして1m²当たりダニがどれだけ分布するのかを検査するものでございます。各小学校でダニの温床になっている可能性が高いと思われるカーペット等のある部屋等について、学校の担当者が1カ所ずつを指定し薬剤師会試験センターに委託して実施しております。それぞれの学校で夏場の、これも7月から8月にかけて行いましたが、4校ともに検査結果は基準値以内で全て適合しており特に異常がなかったため、再検査等を含めた分を今回減額したということでございます。

以上でございます。

○議長（宇田 栄君）

黒田さん、よろしいですか。

○5番（黒田澄子さん）

大体、丁寧な説明をいただきましてわかりました。

34ページの先ほどの障がい児保育事業なんですが、補正前は6園でということで、今回は実施保育園2園増ってなってるんですが、

先ほどの課長の答弁だと美山と扇尾が既にやっているんですがというお話でしたが、合わせて8園になるのでしょうか、それとも6園ということなんでしょうか、そこがちょっと微妙にわからなかったんですが、もう一度……。

○福祉課長（東 幸一君）

大変失礼しました。現在まで6園であったところを8園になったということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（宇田 栄君）

よろしいですか。

○5番（黒田澄子さん）

はい。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第83号は、各常任委員会に分割付託します。

△日程第35 議案第84号平成25年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

△日程第36 議案第85号平成25年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

△日程第37 議案第86号平成25年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）

△日程第38 議案第87号平成25年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）

△日程第39 議案第88号平成25年度日置市水道事業会計補

正予算（第1号）

○議長（宇田 栄君）

日程第35、議案第84号平成25年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から、日程第39、議案第88号平成25年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）までを一括議題とします。

5件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第84号は、平成25年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,996万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,778万1,000円とするものであります。

歳入では、療養給付費交付金などの交付決定に伴う増額、繰入金で国保財政安定化支援事業費決定に伴う財政安定化支援事業繰入金の減額、前年度繰越金の確定に伴う増額など、歳出では、保険給付費で一般被保険者療養給付費や退職被保険者等療養給付費の見込み増などにより増額計上いたしました。

次に、議案第85号は、平成25年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,946万8,000円とするものであります。

歳入では、分担金及び負担金の事業費負担金で受益者負担金の猶予解除に伴う増額、繰入金で一般会計繰入金の減額、歳出では、事業費の下水道整備費で受益者負担金前納報奨金の増額などを計上いたしました。

次に、議案第86号は、平成25年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）

についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ531万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,948万2,000円とするものであります。

歳入では、営業収入でレストランランチ利用客増に伴う食事料の増額など、歳出では経営費で非常用照明器具改修工事等に伴う増額、利用客増に伴う消耗品費の増額などを計上いたしました。

次に、議案第87号は、平成25年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ452万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億6,762万9,000円とするものであります。

歳入では、国庫支出金で介護給付費負担金等の増額、県支出金では介護給付費負担金の減額など、歳出では、保険給付費で居宅介護サービス給付費の利用見込みに伴う増額、施設介護サービス給付費の利用見込みに伴う減額などを計上いたしました。

次に、議案第88号は、平成25年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

収益的収入及び支出の総額に、収益的収入及び支出をそれぞれ187万3,000円を追加し、予算の総額を収益的収入及び支出それぞれ7億4,405万7,000円とするものであります。

収益的収入では、宮城県岩沼市、職員派遣に伴う負担金の増額などにより187万3,000円を増額計上いたしました。

収益的支出では、漏水に伴う修繕費、材料費の増額、地方公務員の給与削減措置に伴う人件費の減額により187万3,000円を増額計上いたしました。

また、資本的収入及び支出の予算で、予算

第4条括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億1,983万7,000円を3億1,907万6,000円に、過年度分損益勘定留保資金3億9,000万円を3億923万7,000円に改め、資本的収入にあつては、資本的収入予算を1億8,980万6,000円と定め、資本的支出では、資本的支出予算の総額から76万3,000円を減額し、5億888万2,000円と決めました。資本的支出では、建設改良費で地方公務員の給与削減措置に伴う人件費の減額を計上いたしました。

以上5件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから議案第84号から議案第88号までの5件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第84号及び議案第87号は文教厚生常任委員会に、議案第85号及び議案第88号は産業建設常任委員会に、議案第86号は総務企画常任委員会にそれぞれ付託します。

△日程第40 陳情第5号日置市立ゆのもと保育所の民間移管に関する陳情

○議長（宇田 栄君）

日程第40、陳情第5号日置市立ゆのもと保育所の民間移管に関する陳情を議題とします。

本件は文教厚生常任委員会に付託します。

△散 会

○議長（宇田 栄君）

以上で、本日の日程は終了しました。

12月12日は午前10時から本会議を開
きます。

本日は、これで散会をいたします。

午後2時45分散会

第 2 号 (1 2 月 1 2 日)

本会議（12月12日）（木曜）

出席議員 21名

1番	中村 尉司 君	2番	畠中 弘紀 君
3番	留盛 浩一郎 君	4番	橋口 正人 君
5番	黒田 澄子さん	7番	山口 初美さん
8番	出水 賢太郎 君	9番	上園 哲生 君
10番	門松 慶一 君	11番	坂口 洋之 君
12番	花木 千鶴さん	13番	並松 安文 君
14番	大園 貴文 君	15番	漆島 政人 君
16番	中島 昭 君	17番	田畑 純二 君
18番	池満 渉 君	19番	長野 瑛や子さん
20番	松尾 公裕 君	21番	成田 浩 君
22番	宇田 栄 君		

欠席議員 1名

6番 下御領 昭博 君

事務局職員出席者

事務局 長	上園 博文 君	次長兼議事調査係長	恒吉 和正 君
議事調査係	下野 裕輝 君		

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮路 高光 君	副 市 長	小園 義徳 君
教 育 長	田代 宗夫 君	総務企画部長	福元 悟 君
市民福祉部長	吉丸 三郎 君	産業建設部長	瀬戸口 保 君
教 育 次 長	内田 隆志 君	消防本部消防長	上野 敏郎 君
東市来支所長	富迫 克彦 君	日吉支所長	田代 信行 君
吹上支所長	山之内 修 君	総務課長	野崎 博志 君
財政管財課長	満留 雅彦 君	企画課長	大園 俊昭 君
地域づくり課長	堂下 豪 君	税務課長兼特別滞納整理課長	鉾之原 政実 君
商工観光課長	田淵 裕 君	市民生活課長	有村 芳文 君
福祉課長	東 幸一 君	健康保険課長	平田 敏文 君
介護保険課長	福山 祥子 君	農林水産課長	瀬川 利英 君

農地整備課長	藤澤 貴充 君	建設課長	桃北 清次 君
上下水道課長	丸山 太美雄 君	教育総務課長	宇田 和久 君
学校教育課長	片平 理 君	社会教育課長	今村 義文 君
会計管理者	前田 博 君	監査委員事務局長	松田 龍次 君
農業委員会事務局長	福留 正道 君		

午前10時00分開議

△開 議

○議長（宇田 栄君）

下御領昭博君から欠席の連絡がありましたのでお知らせいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（宇田 栄君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、19番、長野瑛や子さんの質問を許可します。

〔19番長野瑛や子さん登壇〕

○19番（長野瑛や子さん）

さきに通告しました2項目について質問いたします。

まず、安心して安全に暮らしやすい福祉対策についてお尋ねします。

近年、我が国では、厳しい社会情勢を背景とした就職自立困窮者の増加、そして児童虐待、犯罪の悪質化など、これまで考えられなかった事件や事故で尊い命が失われつつあることは、まことに憂慮すべき状況にあります。誰もが安心して暮らすことのできる明るい社会づくりの取り組みは、ますます重要になってきております。

さて、このたびの社会保障と税の一体改革の重要なポイントは、子ども・子育て支援関連三法であり、その趣旨は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することにあります。

そこで、市長、教育長にお尋ねします。

（1）現在、少子化や核家族の進行、地域のつながりの希薄化が進む中、子育て、親育ちの支援策が推進される状況にあるが、1点目、子ども・子育て支援制度の平成27年度

からの本格施行に向けた事業計画の取り組み状況はどうか。

2点目、子ども・子育て会議では、子育て当事者の参画が義務づけられています。また、次世代育成支援対策協議会及び要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク等）との整合・連動はどう考えるのか。

3点目、鹿児島県家庭教育支援条例の設置に伴う具体的な市の取り組みは。

（2）空き室を活用した地域住民の犯罪や非行に関する相談、保護観察対象者との面接、情報交換、社会貢献活動などを行う更生保護サポートセンター設置の考えはどうか。

次に、歴史を掘り起こし観光振興等に生かす対策について伺います。

この件に関しては、以前よりお尋ねしていることですが、観光振興策として日置市のアイデンティティを広く伝える魅力発信の対策が必要と考え、市長に再びお尋ねします。

1点目、戦国時代の動乱の世に、豊かな薩摩独特の士風、学風、仁政、平和の精神を民衆のために築き上げた島津三代記（日新公・貴久公・義弘公など）の大河ドラマ実現に向けた誘致運動の取り組み状況はどうか。

2点目、大河ドラマ化への手法として、脚本家への交渉は必要と考えるが、その後の検討は。

3点目、市民の盛り上げの機会として、歴史を共有する姉妹都市、友好都市などへの誘致運動の働きかけをすべきでは。

以上で、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の、安心して安全に暮らしやすい福祉対策について、まずその1でございます。

（1）の①ということで、現在、委員の募集に作業を進めているところでございます。今年度は、就学前の子どもを持つ保護者を中心

にニーズ調査を行います。26年度は、その結果と国から示された施策により、子ども・子育て会議で審議し、実施していきたいと考えております。

②です。委員については、学校関係、主任児童委員や医療関係者など、次世代育成支援対策連絡協議会の委員を主に組織し、子育て当事者の参画については公募してまいりたいと考えます。また、委員に児童養護施設の代表者も委員として考えており、地域のネットワーク等の連携も図られると考えております。

3番目については教育長のほうに答弁をさせます。

2番目でございます。

更生保護サポートセンターは、市町村が所有する公的施設等の中に保護司活動の拠点として設置されるものであらうと思っております。市といたしましては、保護司会の活動に対して必要な協力をしていきたいと考えていますので、更生保護センターの設置については、保護司会と十分に協議しながら検討をしていきたいと考えております。

2番目の、歴史を掘り起こし観光振興等に生かす対策についてということでございます。

その1でございます。県内におけるNHK大河ドラマの誘致につきましては、県観光誘致促進協議会や県観光連盟などが中心となりまして、島津義弘公や薩摩義士を主役とする大河ドラマの誘致運動が、長年にわたって続けられてきました。12月3日に、平成27年度の大河ドラマは、吉田松陰の妹を主役にした「花燃ゆ」に決定したと発表があり、残念ながら島津義弘公を主役とした大河ドラマは実現しませんでした。また28年度以降に向けて、引き続き誘致運動が行われると思っております。本市の誘致運動の取り組みは、昨年を引き続き、6月にNHK鹿児島放送局に出向き、局長に直接お会いして強くお願いしたところでもございます。

今後、あらゆる機会を捉えて誘致運動を続けてまいります。

2番目でございます。大河ドラマ誘致に向けた脚本家への依頼は、今のところ行っておりません。誘致を進める上では、県を挙げた取り組みが大切だと思っておりますので、県観光誘致促進協議会など、各関係機関と連携を取りながら誘致実現に向けて取り組んでまいります。

3番目でございます。関ヶ原町、多賀町、大垣市との交流は、関ヶ原の戦いにおける島津義弘公、貴久公の遺徳を後世に引き継ぐために行っており、妙円寺詣りにも毎年3市町の関係者をお招きし、義弘公等の業績を一緒に顕彰しております。この中で、大河ドラマの誘致についてもお話を申し上げ、協力をお願いしているところでもございます。また、義弘公の没400年を迎えるに当たり、江戸時代における島津家及び鹿児島藩の礎を築いた義弘公の業績を顕彰するため、ゆかりの市町村である日置市、湧水町、始良市、えびの市の間において、事業推進のための三州同盟会議を締結し、記念事業を実施する動きがあります。詳細についてはこれからになります。4市町で巡回島津義弘公パネル展や、郷土史家による講演会、義弘公歴史探検バスツアーなどの構想があります。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

家庭教育支援条例の設置についてお答えいたします。

鹿児島県家庭教育支援条例は、本年10月に策定をされ、平成26年4月1日に施行をされます。現在のところ、具体的な施策等も明確にされておりませんので、今後、県の動向を見ながら対応してまいりたいと思っております。

現在の市の取り組みは、平成18年の教育基本法の改正に基づき、家庭教育学級や子育て

て講座などを通して家庭教育の充実を図ってきております。また、家庭教育の充実に向けた研修の機会を確保するために、PTA指導者研修会や県・地区等で行われる家庭教育に関する研修会へは積極的な参加を促し、家庭教育に対しての意識を高めるなど、家庭教育力向上を目指した取り組みを行っております。

次に、空き室についてでございますが、現在、学校施設及び社会教育施設については、更生保護サポートセンターを設置できるような空き室はないと考えております。

○19番（長野瑛や子さん）

質問事項について、市長、教育長に答弁いただきましたが、再度お尋ねいたします。

まず、1項目、(1)の1点目について。ただいまニーズ調査を今年度は行うということですが、市町村計画については、26年度半ばまでに現行の次世代法に基づく地域行動計画の評価の後、その策定が必要と考えますが、26年度は、そのニーズ調査の結果ですが、今の、前回のニーズ調査の子育て支援の中に入ってますけども、親の病气、また子どもの急病時面倒見れないというのが48%、それに対し、病児病後児保育事業、これが2カ所となっておりますけども、私は、できたら各4地域に設置すべきじゃないかなと、このほうがやはり子どもを即預けられると、そういうのができるんじゃないかなと思っておりますが、この点に関していかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

この子育て計画という中におきまして、今までは次世代計画等におきましてしてきましたけど、27年度は、本格的に厚労省のほうにおきまして、全国的に子ども・子育て支援計画をつくるということに義務づけられております。そういう中におきまして、今、議員から指摘ございました各地域とか、いろ

ろと課題、問題点あるかと思っておりますけど、この計画書にそういうものも反映できるような形の中でどうすべきかということは、この会議の中で、26年度、こういうものを策定しますので、今後の27年度以降の子育ての支援対策というのは、この計画書に盛り込まれていくべきであろうかというふうに思っております。

○19番（長野瑛や子さん）

26年度、来年の半ばまでに策定しないとイケないとなっておりますので、今回、ニーズ調査、やはり前回の数値目標があると思うんですよね。だから、それを達成したところ、先ほど、例を1つ言いましたけども、いろいろとまだ達ししてないと、数値目標がですね。そこあたりを加味されて、本当に子育てに合った保育の需要と供給のバランス、これをよく考えられて、今後の検討をされたいと思います。

現在の制度は、保育に欠ける判定ですね。保育所への入所決定を同時に行う仕組みでありますけども、新制度では、入所決定から客観的基準に基づいて保育の必要性を認定するとなっておりますが、その要件とか、地域の保育需要の把握、保育整備の計画、こういうことは万全なのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

特に、保育園におきます入所の判定、議論の中でございます。特に、地域におきましては、保育園のほうも定数に足りないところがあったり、それぞれ、このことについては保護者の選択という形になっております。それぞれ保育園におきましても、自主的な経営をしていくには、それぞれの、ある程度の定数というのは必要であろうかというふうに思っておりますので、特に、保育園の園長会、主任会、そういう中におきまして総合的にいろいろと意見交換をやっていきたいというふうに思っております。

○19番（長野瑛や子さん）

今後のことですが、よく保育の需要供給、ここあたりを考えられて取り組まれないと思いません。

幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、また、家庭・地域の子育て支援の充実、共通の施設型給付の創設、いろいろと盛り込まれてますけども、要は、質の高い教育と保育、一体的提供ということになると思うんですけども、やはり円滑な事務実施の体制整備が必要と考えます。ただいまのところ、施策の担当が、健康保険課、福祉課、学校教育課、社会教育課、また農林水産課、食育の件ですね。そういうことで、多岐にわたってますけども、今後、施策の一本化ということも、事業によってはなってますので、以前に、私提案いたしました子ども課なり子ども政策課、こういうのも必要になってくるんじゃないかなと思いますが、その創設の考え、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

このことについては、以前もご質問ございました。子ども課とか課の中でやっていくんだという、そういうことも含めて、私ども、今までも実施してきましたけど、この子ども・子育て支援センター、これを確立して連携していくんだと。課をつかって、それで縦割りだけでは済まない。よくこういう子どもにおきましては、さき、ご指摘ございましたように、学校、保険課、福祉課、また農林水産課、本当、横断的な部分がございますので、そういう意味での中で、この子ども支援センターを中心として子育てを今後ともやっていきたいと、そのように考えております。

○19番（長野瑛や子さん）

よく見てみたら、施策も一本化されます。また、それに伴って、住民の方々の、要は事業が一本化になれば、やはりそこあたりの整理っていうのも必要じゃないかなと、あっち

行ったりこっち行ったりすることもあろうかと思いますが、やはり子ども・子育て、こういうことが、もう、どんと名前も子ども・子育て支援事業として出てきますので、私はこれに伴って、ちゃんとわかりやすく子ども政策課、こういうことも他市ではやっていますので、まあ、うちうちのやり方と思いますが、子ども・子育て支援センターちゅうのは、やはり4地域に設置されてますので、それはそれでまた違うと思うんですよ、事業です。だから、こういう課をしっかりと一本化したほうがいいと思いますが、再度伺います。

○市長（宮路高光君）

おっしゃいますとおり、課を設定して、その中が1番ベターかもしれません。ですけど、やはり、さきも言いましたように、子どもを育てるには、多岐にいろんな分野がわたっております。今、ございます福祉課、保険課、学校、こういう部分におきまして、そういう課をつくったから、そしたら一本化できるかという、そういうものでは、私はないというふうに思っております。それぞれのところが役割をしていかなければ、それぞれが主体的にいくのは市民、また、子どもを育てる親、そういう方々に多岐にわたりますので、今のところ、課を新設していくという考え方は持っておりません。

○19番（長野瑛や子さん）

支障がないように、そこあたりや、市長がそこまでおっしゃるんだったら別にいいんですけど、とにかくこういう事業とか事務実施の支障がないようにされたいと思います。

2点目。子育て会議の役割としては、教育、保育、施設の利用転用を定める際とか、あと、計画策定、変更の際は意見を聞くとなっております。施策の実施状況を調査、審議し、また、ときにはそういう点検、評価、見直し、PDCを行っていく重要なことが示されております。

すが、先ほど、今後、委員の募集についていくということで、児童養護施設の代表者も入れるということですが、このメンバー構成の配慮が私は十分だと思います。子育ての当事者を入れなさいとなっておりますけども、この点はいかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今、ございましたとおり、このメンバーについて今後選定してかなきゃならない。今、おっしゃいましたとおり、こういうことについては、実際、母親、そういう子育てをしている方、こういう当事者がきちっと入っている、こういう意見がきちっと入っている、そういう形の中で委員の中には入れていくべきだというふうに思っております。

○19番（長野瑛や子さん）

とにかくここが1番肝心、子育ての当事者を入れると、そして意見を聞くとなっておりますので、また、そういう定員に対してもこの会議で決めていくということになってますので、配慮は十分されたいと思います。

要保護児童対策会議、うちでは地域ネットワークとなっておりますが、年1回の開催となっておりますけど、現状はいかがでしょうか。

○市民福祉部長（吉丸三郎君）

今の要保護児童対策の関係でございますけれども、とりあえず、今、日置市としては子育て支援センター、こういうのを設置しております。その中に、運営委員会という会を持っております。今、言われた要保護の部分についても、これとは同じような考え方でございますので、今の子ども支援センターの運営委員会のメンバーの中で協議をやって、それを活用してるちゅう状況でございます。

○19番（長野瑛や子さん）

このことはなかなか知られてないんですけども、市民も周知されてないと思いますけども、子どもを守る地域ネットワークですね。やはり、今後はきちんとされて、子育て支援

計画にはちゃんと入ってますね。入ってますけども、果たして機能してるのかどうかは、私がちょっと把握できてないんですけども、要は、要保護児童の要因として育児の孤立化、これがほとんどだと思うんですけども、やはりこれは、今後は地域で見守っていくというのが打ち出されてますので、家族、児童、近隣住民、学校、警察、医療機関、こういう相談体制ですね。本当に絵に描いた餅で終わるんじゃないかと、こういうのを機能させないといけないと思うんですが、相談体制の充実ですね。もちろん、市民への周知も含め、やはり、そういう虐待等があったときにはちゃんと届けるという義務もありますので、市民にもですね。ここあたりの、今後の対策をどうお考えですか。

○市民福祉部長（吉丸三郎君）

いろいろ子どもに対しての虐待、そういう部分もいろいろ問題があるちゅう1つの考え方から、こういった子ども支援センター、そういう部分で設置をしております。当然、その中で、先ほども申しましたように、要保護についての考え方と同じ考え方でございますので、この運営委員会を中心にした会議を進めておりますけど、この中に委員も13名といったような考え方、そういう中で見守っておりますけども、またその下の中には、今度ケース会議ちゅうのを設けております。そういう部分で、あらゆる事情に応じては、このケース会議で、当然、我々行政にしても福祉課とか保険課、学校関係、そういったメンバーを集めたケース会議を行い、また、それに基づいて運営委員会、そういう部分でまた協議をして見守っていく、そういう考え方で、今、進めているところでございます。

○19番（長野瑛や子さん）

次、3点目に入ります。

先ほど、教育長に答弁いただきましたが、教育基本法10条2項では、地方公共団体は

家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会、また情報の提供、その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講じるように努めなければならないと定めておりますが、先ほど、いろいろと教育学級、子育て講座の充実を図っていくということですが、やはり現在の社会は、経済状況は従来と比べ、本当に環境が変わってきてる、また価値観も大きく変わってきてると思いますけども、ここは、まずは家庭教育、本当にしっかりしないといけないと思うんですけど、「積極的な参加を促し」とありますが、やはり、ここあたりの本当の家庭の教育力向上というのを目指されないといけないと思うんですけど、私は、いつも親育ち、これを提言してるんですけど、子育て、親育ちですね。これを支援する施策として、親になる前からの親学習プログラムとか、あと、親子支援の事業、また、家庭や地域で子育て育む環境への支援、こういうことが必要じゃないかなと思いますけども、そこあたりのお考えいかがでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

現在、私ども、いろんな講座等やっておりますが、先ほどもちょっとお答え申し上げましたけども、今度のこの件の支援条例を見ますと、全く、今、議員がおっしゃいましたように、親になるための学びの推進とか、あるいは親としての学びを支援する学習機会の提供とか、こういうのが大きな柱として入っておりますので、ぜひ、これらと連携を取りながら、さらに、また、今までの施策と統合したりしながら進めていきたいと思っております。

○19番（長野瑛や子さん）

私たちにも、親になった者の、次に親になる責任というのも非常に感じるわけですが、とにかく、この子育て、親育ちですね。その前の親育ち、ここを重点的にされていかれたいと期待しております。

次に、（2）についてであります、市長のマニフェストの中に、私たちの日置市は優しさにあふれた安全と安心のまちづくりを目指しますと掲げてありますね。更生保護は、地域で発生した犯罪を地域で終結させるという役目があります。本当にボランティア活動であります、日置保護区には、現在49名の保護司と更生保護女性会員290名が、立ち直りの支援等に、ボランティア活動にかかわっております。対象者との面接、これも自宅でこうするということが、非常に対象者に対して、周りにも気兼ねをしますね。だから、何かそういう拠点があれば、私たちも非常にもっともこの啓発活動、そういうのをやりやすくなると思うんですけども、また、今後、こういう社会貢献活動、やはりそういうのにも、対象者をいろいろ引っぱっていかないといけないという使命もあるんですけども、市民が気兼ねなく出向ける拠点、お互いに出会う、そういう拠点づくりちゅうのが、今後、今、必要視されてますけども、県内でももちろん3カ所ぐらい、これが来ております。先ほどは、保護司さんと十分協議していくとおっしゃいましたけど、保護司会も、先日、日置保護区部の方々が、県内のサポートセンターを視察されてましたけど、これは本当に必要だなと感じたと、そういう報告も受けておりますので、ただ空き室がないとか、そういうことで済まされないで、今後はこういう本当に地域で終結させる、犯罪を起こったものを地域で起こって地域で終結させる、こういう使命もありますので、このことを再度お伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたとおり、この保護司の皆様方はボランティアということで、大変いろいろと更生する方々に相談に乗っているということも、実態も理解しております。その中で、特に接見、お会いできる場所がど

こなのか、こういう中で、やはり両方、いろいろと聞いてみなければ、私どもがサポートセンターをここに設置したからここに来なさいといっても、やはりいろんな事情があると思っております。そういう中で、十分、このことについてはその場所の位置づけとか、本当にそうすればいろいろと集まりにくい部分も出てくるのかなど。こういう保護司の方々は、大変ご苦労しながら、接見しながら、相手を更生させるということでございますので、十分、保護司会の皆様方、またそういう保護を受けている、そういう方のご意見というものもお聞きしながら、今後、このサポートセンターについては、設置については十分協議をさせていただき、設置をできるような方向の中で進めていきたいと思っております。

○19番（長野瑛や子さん）

地域に根差した犯罪、非行防止活動。犯罪ばかりじゃなくて、非行防止活動ですね。また、そういう地域支援ネットワークづくり、保護司の行う処遇活動ですね、先ほど言いました、そういう支援。結局は、罪を犯した人の立ち直り、また再犯を防止っていう、本当にきめ細かい支援の手が差し伸べられることは期待できますので、ここは、十分に保護司会との協議ということですので、できれば、いちき串木野と日置市が日置保護区ですので、ここあたりの、位置的にもどこがいいのか、また、そういう提供の場所を確保できたらこの上ないと思っておりますので、今後、このことを積極的な検討を望みます。

次に、観光振興策ですが、さきの質問で、戦国大名から菩薩と言われるまでに三代にわたって言われた人物はいないと言われておるということは、以前も申し上げたと思っておりますけど、三州統一をなした島津三代のストーリー化の提案をいたしましたけど、やはり、そこあたりは市長は発言をされたのかどうか、その対応はいかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

昨年だったと思いますけど、観光誘致促進協議会の皆様方と一緒に、私もNHKの名古屋、また渋谷のほうにも一緒に行かせていただき、また、NHKの幹部といいますか、理事といいましたか、そういう方々とも、この薩摩、島津義弘公につきまして誘致した経緯がございます。それと、ことしの6月も、さっきも申し上げましたとおり、鹿児島の方に行きまして、こういう形の中でお願いしたいということも申し上げました。大変、いろいろと今後も、関係機関の中と一緒にやっていかなければならないということをお大変痛感しまして、私どもの意思だけでこのことができることでもない、特に、県の理解、また観光連盟、こういう方々と、今後とも長く誘致活動というのはやっていきたいというふうには思っております。

○19番（長野瑛や子さん）

私は、義弘公を主役としての誘致なのか、私が申す、やはり義弘公の敵中突破、退け口、こういう戦いだけの、私は誘致というのは、どうも以前16年に、旧町時代にNHKに行ったときに、そこあたりを韓国との絡みとか、あと、そういう陶工たちを連れて帰ったとかいろいろですね。それでちょっとできないようなことを言われてましたので、私は、この三代にわたる、葵三代があったように、島津三代というのを打ち出したらどうかということをおっしゃったと思うんですが、そのことに関して発言はされたのかとお聞きしました。

○市長（宮路高光君）

基本的に、ドラマをつくるには、1つの主人公だけでなく、幅広い形の中でテーマをもっていかなきゃならない。1年間放映するには、本当にいろんな多面的にという部分の中で、島津といいますか、そういう形の中では、先般も、誘致する中では義弘公だけじゃない、やはり島津家の、そういうちょうど戦国時代

の島津におきますいろんな勇士っていいですか、そういうものがあるかということで、そういう形の中でNHKのほうにはお願いした経緯がございます。

○19番（長野瑛や子さん）

郷土の先人は、戦国時代の辛苦の中から、平和を願って文化の確立、また、陶器、紙すき、生糸などの産業を興しましたね。世のため、人のために、とにかく苦しいところから、自分たちでそういう産業を興して豊かになろうと、平和になろうということ、この偉業は、ずっと今の今まで後世に伝えられてきました。市長も、殖産の1つとして、今回、オリーブを手がけられましたね。観光の取り組みとして、私は、NHK大河ドラマへの新たな切り口でのアプローチを考えてみてはどうかと思いますけど、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

おっしゃいますとおり、この大河ドラマというのは、本当にいろんな観光資源にスポットが当たるということで、大きな効果があるというは十分認識しております。そういうことでございますので、どこの市町村も含め、どこの県におきましても、このことについては多くの誘致をしているのも事実でございます。そういう中におきまして、これは、本当に根気強く誘致していかなければ、ことしでだめだったからやめるといふんじゃなく、やはり、今から先、いろんな方々と手を組んでいかなきゃならないというふうに認識しております。

○19番（長野瑛や子さん）

オリーブを手がけられたから、それを1つの切り口にしたいということでしたけども。

先日、私はある会合で、先ほども市長もおっしゃいましたが、27年度の大河ドラマに安倍総理のふるさとですね。吉田松陰の妹の話、私も驚きましたけども、その会合で、私は、じゃ、次は中世時代の鹿児島を総理によ

ろしくと、近くの方に島津三代にまつわる資料をお渡ししてきました。とにかくこれを見てほしいということですね。明治維新ばかりじゃないと。鹿児島、中世時代に、その1番元があるんだ、ここをしないと鹿児島が語れないからどうかお願いしますということで、資料を二、三冊、お渡ししてきました。

前回の答弁でも、今後、あらゆる機会を捉えて誘致運動を続けたいということでしたけども、日置の今度、本田文庫というところに寄贈されましたね、ふるさと納税で。この方が、NHKの経営委員として就任されているという話ですけども、市長は把握されているのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

このことについては、もう前からいろいろと承知した中でございまして、1つの手段として、そういう、私ども郷土に先輩方がいらっしゃるというのを認識しております。そういういろんな方々と、さきも申し上げましたとおり、今後、連携しながら、この誘致活動をしていきたいというふうに思っております。

○19番（長野瑛や子さん）

この方は、安倍総理の家庭教師だったということですけども、そういうこともあって、今回、27年度にぱっと決まったのかなと思ってですね。こういう政治力も必要なのかなと思ったりしてのものでですね。やはり、本田勝彦さん、この方、経営委員ですので、また折に触れて、誘致運動はあらゆる機会を捉えておっしゃってますので、ぜひ、アポを取ってお話をされたいと思いますけども、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘いただいておりますし、また、私もそのような形の中で、あらゆる手を尽くしながらやっていくということでございますので、いろんな機会がありますので、そのときにお願いしなきゃならないというふうには

思っております。

○19番（長野瑛や子さん）

大いに期待いたしております。市長のマニフェストには、伊集院駅前銅像の義弘公が掲載されて、紙面の半分ぐらいはそれで占めていますけども、愛馬の、膝を曲げて左にくねった形をしていますけども、この様子の意味はご存じだと思いますがいかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

済いません。ちょっとそこまで、足を曲げた、ちょっと私が勉強不足で理解していません。

○19番（長野瑛や子さん）

これは私も聞いたとこですけど、主人を敵から守るため、膝つき栗毛というんですけど、膝つき栗毛ですね。義弘公を、とにかく矢などが来るときに突き返したという、その様子をあらわしてるということですけども、まさに人馬一体ということです。市政を担う市長の決意のあらわれと思って、私はこのマニフェストを見てたんですけどもどうですか。

○市長（宮路高光君）

そこまで奥深く考えたわけではなく、やはり1つの象徴として載せたということがございます。

○19番（長野瑛や子さん）

せっかく義弘公にあやかっておられる市長ですので、やはり人馬一体、私は市長と職員が人馬一体になってほしいと思いますけども、この積極的な活動展開、また情報発信、市長も前回やっていくということを申されていますので、こういう担当課の設置というのはできてるのかどうか。

○市長（宮路高光君）

特に、観光課の課長とも一緒にNHK等には行っておりますので、それぞれ私がしている行動については、それぞれの担当課も認識しているというふうには思っております。

○19番（長野瑛や子さん）

本当に、もう少し積極的に、待ってる状態じゃなくて、どんどん情報を発信されて、歴史の深い日置市ですので、4地域それぞれに関連したものがああります。それをまとめて、やはりどんどん情報発信に力を入れられたいと期待しております。

次、2点目です。義弘公の生誕地はうちでありますし、始良市は85歳の終焉の地として交流が続いておりますが、もう姉妹都市締結45年になりますね、始良市ですね。ことし2月に実行委員会が立ち上がっております。署名活動、また歴史作家の井川香四郎さんという人との交渉も始めたとのことですが、うちの脚本家への、これも提案しましたけども、このことはどうお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今の現時点においては、まだ脚本というところまではいってないというのが事実でございます。

○19番（長野瑛や子さん）

始良市は、郷土史に基づいて、いろいろとそういう歴史の詳しい人もいらっしやって、もうそこまで作家まで出されるということですけど、うちには幸い、伊作由来記、また、日新菩薩記、これは加世田からも、そういうのも、あらゆるものがあります。だから、こういうのも、資料をちゃんと提供するっていうんですかね。もっと、この、うち独自の生誕地というのが私は大事じゃないかなと思いますので、生まれ育ったところですね。だから、そういうことも、やはり今後は積極的にもっともっと意見を述べられたらどうかなと思いますけども、今後はいろいろ提携していくということなんですけど、他市ともですね。4市でしたかしら。やはり、生誕地としてのストーリー性、また人格形成があったバックグラウンド、そういうのも資料としてもありますので、もっともっとアピールしていくべきだと思いますけどいかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的に、さきも申し上げましたとおり、ゆかりの都市、そういう方々とは、このことについては連携していかなきゃならないというふうに考えておりますので、またお互いの情報を発信しながら交流させていきたいというふうには思っております。

○19番（長野瑛や子さん）

もう今度は、数をもっていくべきだと思います。先ほど、姉妹都市8市あるうち、6市が日本のほうですので、また、宮崎市なんかも、非常に市長も日置市には心を傾けておられますので、こういう署名活動、情報発信するには有効的じゃないかなと思いますので、うち独自の実行委員会の設置は考えられるのか、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

いろいろと、そういうのは時期といいますか、早いほうがいいというふうには思っておりますので、関係機関の皆様方と、十分協議しながらやっていきたいというふうに思います。

○19番（長野瑛や子さん）

というのは、今、県の知事もですけど、串木野ですね。吉田松陰の妹の話があってから、少し羽島から出発した留学生、この話もちよっと浮上してきてますので、私はこれもいいんですけど、やはり私たちの今やってきた分、また、うちの歴史が鹿児島県の中心ですので、やはりそういう留学生の話も浮上してきてると、県のほうでも。だから、今、本当にうちが情報発信をしないと、何か立ち消えになるんじゃないかなという心配もしてるんです。それには、やはりある程度の署名活動とかの数、これが必要じゃないかなと思ってますけども、そういう歴史に共通した各市、そういう方々と一緒になって連携していくべきだと思いますけども、もう一度、市長にこの考えを聞いて、積極的にやっていかれる考えをお聞

きして、質問を終わりたいと思います。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございましたとおり、署名活動にしたり、また脚本にしても、いろんな形にしても、それぞれの関係する市町とも十分連携しながら、その時期も踏まえまして前向きに取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

次に、11番、坂口洋之君の質問を許可します。

〔11番坂口洋之君登壇〕

○11番（坂口洋之君）

おはようございます。ことしも、早いもので残り20日間となりました。日置市も9年目に入り、ことしは、日置市で市長選挙、市議会議員選挙も実施され、県議選もあわせて全て無投票となりました。市民の中には、県政や市政に対して関心を示さない市民も多く、身近な市民の代表である議会の役割が、今、問われていると感じます。今回から、日置市議会において、本会議のライブ中継も始まり、ネットを活用して議会中継を見ることができます。また、来年1月、2月にかけては、市内4カ所で、議員との意見交換会も開催されます。市議会は、市民の代表である議員と行政との言論の場であり、活発な議論が今議会も実施されております。市民の命と暮らし、雇用を守る立場で社民党の自治体議員といたしまして、通告といたしまして、3点質問いたします。

1点目は、いじめ・不登校のない教育環境について質問いたします。

24年度の、子どものいじめの種類と予防・解決策の状況はどうかお伺いします。

2つ目に、ことし6月に、いじめ問題解消の法律として、いじめ防止対策基本法が成立しました。教育長は、日置市の教育行政にどのように生かしていくのか伺います。

3つ目は、不登校児童・生徒の原因と支援策について、本市としてどのように取り組まれているのか伺います。

次に、がん予防対策と受診率向上への取り組みについて伺います。

1つ目は、各種がん検診の受診率の状況について、本市としてどのように分析されているのか伺います。

2つ目に、がん検診の受診率の本市の取り組みと啓発の状況はどうか、お伺いいたします。

3つ目に、第2期の鹿児島県のがん対策推進計画について、本市としての見解をお伺いいたします。

3点目の質問いたします。

国が進める減反政策の見直しについて質問をいたします。

1つ目は、今回の安倍政権が進める減反政策の見直しについての、市長の見解をお伺いいたします。

2つ目に、本市においても、米の作付農家は多く、本市の農家、また大規模化が進み零細農家が廃業に追い込まれて、農家の荒廃が進むのではないかという、そういった指摘もあります。過疎地を含めた日置市の地域の影響についてどうかお伺いいたしまして、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目については、教育長のほうに答弁させます。

2番目の、がん予防対策と受診率の向上の取り組みについて、その1でございます。

市が実施している検診につきましては、子宮がん検診を除くほとんどの検診において、20%台の受診率であり、依然として低い状況でございます。一方、人間ドッグや職場検診を含めた検診受診率については、各種がん検診意向調査結果からしますと、胃がん検診

の男性受診率は37.6%、年齢によっては、40歳代男性は49.7%と、国の目標数値に近い検診もあり、県平均25%前後と比較しても高い状況にあります。

ただし、その内容を分析してみますと、40代から60代までの男性は、職場や人間ドッグで多く受診されていますが、国民健康保険の方の受診率が低く、また、退職後の60代以降の検診受診率が低い等が課題となっております。

2番目でございます。

本市は、受診率向上対策として、安価で多くの検診を1日で受けられるように、総合健診という形で実施しております。また、土曜日、日曜日の休日検診の実施で、働き盛りの方が検診を受けやすい体制を設けております。さらに、保健推進員や行政嘱託員のご協力をいただきながら、検診意向調査の回収を行い、対象者へのがん検診の周知や受診勧奨を行っております。このほか、広報誌等を活用し、がん検診受診の必要性についての記事掲載や、10月は乳がん検診普及のための中央公民館や各支所窓口にツリーを設置し、市民の皆様への啓発を行っております。

3番目でございます。

平成25年3月に開催されました県がん対策推進計画の重点課題として、がん医療の充実、がんの予防・早期発見、がん登録の推進を掲げております。市といたしましては、がんの予防・早期発見の分野において、より重点的に取り組む必要があると考えております。予防については、がん発生と関連づけられている生活習慣病対策、特に減塩対策や喫煙対策など、市民の皆様方への情報提供とともに事業を推進していきます。

また、早期発見につきましては、市民の全対象者が、がん検診の重要性について理解を深め、多くの方が受診していただけるよう情報提供を行っていきたいと考えております。

さらに、課題であります受診率向上のため、事業者や地区公民館等とも連携し、検診を受けやすい環境づくりに努めていきたいと考えております。

3番目の、国が進める減反政策の見直し、その1でございます。

政府が進める今回の減反政策につきましては、米の直接支払交付金を26年度から半減して、30年度から廃止することと、米価変動補填交付金は26年度産より廃止するものであります。一方、水田活用の飼料用米等への数量払いや産地交付金の充実などで拡充する方向でございます。さらに、多面的機能支払の創設として、農地・水保全管理支払交付金の共同活動分を組みかえ、農地維持支払と資源向上支払で拡充し、日本型直接支払とするものです。5年後をめどに、行政における生産数量目標の配分に頼らず、生産者・団体が、みずから需要に応じた米の生産や飼料用米等への転換を促すものでございますが、現実的には飼料用米の販売先も現状では限られており、今回の国の施策を生産現場の農家がどのように受けとめるかは、非常に不透明でございます。今後、県を通じまして具体的な説明会等があると思いますので、十分に内容を把握し、生産者への周知に努めていきたいと考えております。

2番目でございます。

今回の政策の細かい条件等が、まだ示されておりませんので、農家・地域への影響は不透明でございますが、飼料用米等の販売契約先を確保できない生産者は、主食用米を全ての水田で生産することも想定され、結果としては、全国的な米余りの中、米価の下落を誘発する可能性も懸念されます。一方、農村地域においては、従来の中山間地域等支払い直接支払制度や農地・水保全管理支払交付金の向上活動、さらには今回拡充された多面的機能支払制度を積極的に取り組んでいただくこ

とで、農村地域や集落の維持発展が図られることと考えております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

いじめの問題についてお答えをいたします。

1番目、いじめの種類として、小学校、中学校ともに、冷やかしやからかい、嫌なことを言われるが最も多く、次に、仲間はずれ、集団での無視となっております。また、携帯電話を介したものも1件ありました。

予防・解決策としましては、人権教育や道徳教育の充実を通して、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるように、心の教育の推進を図っております。おひさま運動の最初に掲げております「おはよりの声ひびく、思いやり育てる、やさしい町」の推進も、市民の総ぐるみでの取り組みの1つと考えております。

24年度に認知しましたいじめについては、現在解消されておりますが、見守りや相談活動等は継続するように指導いたしております。

2番目ですが、いじめ防止対策推進法については、国の成立を受けて、現在、県が基本方針の策定を行っている状況であります。今後、県の基本方針の策定を受けて、市の基本方針を策定することにしております。各学校におきましては、市の基本方針の策定を受けて、それぞれの実態に応じた基本方針も策定するように指導してまいります。いじめの未然防止が最も重要であり、その視点から、国・県の基本方針を精査しながら、日置市の実態に応じた基本方針を策定していきたいと考えております。

3番目です。

不登校の理由としては、友人関係のトラブルが最も多く、次に、無気力や家庭の生活環境の変化などとなっております。本人や保護者への支援として、子ども支援センターを中

心に、教育相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、家庭相談員による相談活動を行っております。不登校だけではなく、24年度は、延べ1,600件余りの相談件数になっております。不登校の原因が多様になっていることから、教育委員会だけでなく、福祉課、健康保険課等との連携がさらに重要であり、今後も連携を強めた相談体制の充実を図ってまいります。

また、学校復帰へのステップとしてふれあい教室を設置し、24年度に在籍していた8名は、高校への進学や学校への復帰が今年度できております。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時10分といたします。

午前10時58分休憩

午前11時10分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○11番（坂口洋之君）

市長、教育長から、先ほど答弁をいただきました。

まず最初の、いじめの種類と予防と解決策については、冷やかしやからかい、嫌なことを言われる、次に、仲間はずれ、集団での無視という、そういった答弁があったところでございます。

2011年に、滋賀県大津市で中学校2年生の男子生徒が、同級生、暴行・恐喝されて自殺をするという、大変悲しい事件が発生いたしました。この事件については、学校や教育委員会への対応、複数の教員が把握しながら対応が遅れた等の取り組みが非難されました。また、暴行した生徒についても悪質なケースと処分され、その加害者の親族も魔女狩りのように非難され、社会問題化になった

のはご存じのとおりでございます。いじめの問題については、これまでも各議員から質問され、本市としても専門の相談員の配置がされ、努力されてると私も考えております。

先般、鹿児島県の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校のいじめ認知件数が、24年度で1万201件、16.9人に1人という数字が示されました。ストレス社会の中で、いじめは、単に子どもたちだけの問題ではなく、大人の社会でも近年増加をしております。未然に防ぐことはもちろん、1人で悩まずに、いかに周囲が見逃さず、相談機能につなげ、早期解決することが大変重要であると感じ、今回、私は一般質問してまいりました。

いじめの認定件数については、昨日の新聞等も、全国、市も含めて、鹿児島県のいじめの認定件数については、2012年度の数字といたしましては3万2,167件ということで、掲載がされていたようでございます。このいじめの、まず調査をすることが、やはりまず1番の重要なことであり、職員や児童・生徒に意識が高まるのではないかと考えております。とにかく、いじめの件数が多い少ないではなく、やはり、いかにして子どもたちのいじめを含めた悩みを、不安解消をいかに把握し、1件でも多く相談につなげることがまず重要ではないかと考えておりますけれども、その件についての教育長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○教育長（田代宗夫君）

ご指摘のとおりだと、私も思っております。なかなかいじめがあっても、本人の子どもたちがいじめがあるということを、なかなか申し出てくれないことも多々ございますので、いじめが発見されなくても、やはりかねてから学校の教職員というのは、子どもの様子やいろんなところから、そういういじめを発見したり、あるいは小さな悩み事を相談に乗っ

てあげて解決してあげたり、こういうことがやはり大事だろうと思います。

○11番（坂口洋之君）

先ほど、大津の事件のことについても述べさせていただきましたが、本当にこの事件については、行政の対応、教育委員会の対応、学校の職員の対応ということが非常に問題視されておりますけれども、この事件について、日置市としてこういった形で教訓になったのかお尋ねをいたします。

○教育長（田代宗夫君）

あの事件では、まず学校の対応のまずさというのが本当に大きくクローズアップされたようでございますし、まず第1点は、いじめが事実あったにもかかわらず、それを見過ごしているという大変な初歩的な、ミスではないと思うんですが、ずさんであったということがまず言えますので、先ほど、申し上げましたように、いじめがなくても、それをいかに発見するかという努力をしてる中に、現実には起こっていることをいじめと判定しなかった、こういうのが大変な問題だと思います。

2点目は、やっぱり組織的な学校の対応というのが全くできていない。

その次には、やっぱりアンケート調査等も実施をいたしておりますが、この調査結果のまとめとか報告というのが隠蔽されたり、正式に報告もなされていないような状況である、こういうことが非常に問題だと思います。また、子どもは、今、もし、これはいじめじゃないかなと認定をされたら、必ず教育委員会に報告するようにいたしております。つまり、学校だけじゃなくて、教育委員会も一体として、この問題には取り組んでいきたいと。このような学校と、あるいは教育委員会を含めた組織的な対応というのができていないと、こういうあたりは大変大事な問題ですので、私どもの学校にあっても、教育委員会にあっても、校長会等で、今の件については同じ立

場で対応していくように指導しております。

○11番（坂口洋之君）

この事件は、非常に子どもにとっても衝撃的というか、やはり学校におけるいじめ対策に非常に警鐘を鳴らしたような、そういった大きな事件じゃなかったかと思っております。

次に質問いたします。

いじめというものは、なかなか判断というのは非常に難しいと思いますけれども、いじめなのか、喧嘩なのか、遊びなのか、そういった形で、いじめの加害者と被害者にとっては、その判定について非常に微妙な点もあるかもしれませんけれども、いじめの定義について、日置市としてはどういうふう考えているのかお尋ねをいたします。

○教育長（田代宗夫君）

いじめの定義については、大体、学校の先生方も同じ立場で臨まなければ発見できないと思いますので、いじめとは、一般的ということですか、国のほうも大体同じような捉え方をしてると思うんですが、当該その児童・生徒等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的、または物理的な影響を与える行為——これはインターネットを含めてでございます——であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じている、こんなふうに捉えております。心理的、それから物理的な影響を与えるような行為で当該児童・生徒が苦痛を感じていると、そんなふうに捉えております。

○11番（坂口洋之君）

いじめについての実態把握についてお尋ねいたします。

日置市内は、小規模校が割と多いですので、小規模校については、職員の方々から、普段から子どもたちの様子というのは、非常に把握しやすいと思うんですが、当然、伊集院小学校のように児童数が800人を超え

るようなそういった学校というのは、職員の方も、なかなか子どもたちのいじめの状況というのは、非常に把握しづらい状況もあるのではないかということをし少し危惧するわけなんですけれども、学校の中で、学級の様子や気になる児童の対応についての職員間の意見交換について、どのような形で学校で時間を設定されているのか、また、全職員、同じ対応、指導できるような体制が望ましいと考えておりますけれども、市としてどのような形で指導されているのかお尋ねをいたします。

○学校教育課長（片平 理君）

学校におけるいじめに関する共通理解、体制ということでお答えをさせていただきます。

まず、学校のほうでは、今、議員のほうからご指摘がありましたように、小規模校の場合は、日常的に情報交換ができるということで捉えておりますけれども、ある程度の規模のある学校につきましては、やはり定例の生徒指導部会というものを開催して、そこでそれぞれの気になる子どもたちの情報の共有を図るという形になっております。特に、中学校の場合は、週1回、時間の中に設定されておまして、その中で、各学年ごとの生徒指導担当等が集まりまして、情報交換をしているということで把握しております。

それから、市としてそういう体制で、とにかく全校体制でという指導を常に行っております。それと、把握につきましては、最低学期1回のアンケート調査を行うと、そして、その中で、確実に把握をしてという形で取り組ませているところでございます。それから、全職員が同じ目線ということで、これは県のほうからの配布資料でございますが、いじめ対策必携という、これでありまして、こういう冊子を全職員に配付して、これをもとに共通認識の中でいじめについては対応をするようにということで指導しておりますので、これを全職員が手元に置いて、常にいじめの

ことについては意識するようにさせております。

それから、市としては、先ほど教育長の答弁にもありましたけれども、とにかくいじめがないということはないだろうと、人間関係の中でですね。それがいじめであるのかないのかは別として、トラブルがないということは絶対にあり得ないという視点で、特に、管理職研修会、生徒指導担当者の研修会においては、常に言っておりますのが、いじめを多く発見して1つでも多く解決をする、それがこのいじめに対する1番の取り組みだということで、常に指導しております。

以上です。

○11番（坂口洋之君）

先ほど、課長から答弁もありました、学校の中でもきめ細かな形で非常に把握をされているということは、十分、私も理解できたわけなんですけれども、大津事件後に、文部科学省が文科省としてのいじめの実態把握のアンケートをとっていると思います。2011年度もされておりますし、2012年度もこの実態把握についてアンケートをとっております。先般の新聞等も、鹿児島県内児童生徒17万人の子どもたちに実態調査をされていると思いますけれども、この実態調査の目的と結果について、どのように分析されているのか、私もインターネットを見ますと、2012年度のアンケートの結果については、結果が誰でもわかるようになっていると思いますけれども、目的と結果の分析についての状況をご説明願いたいと思います。

○教育長（田代宗夫君）

国のほうも、県のほうも、私どもが調査するのは同じだと思うんですが、やはり先ほどから話題になっていきますように、いじめというのはなかなか発見しにくいですので、小さないじめの芽まで発見しようというのが、基本的な狙いだと思っております。したがって、

まず、アンケート等の実態調査をいたしますけれども、それだけでは、それこそ子どもが書くわけでございますから、それを今度は全部教師のほうで集約して、いじめがもし仮にあると答えた子どもについては、また呼んで、そして中を全部どういうことはいじめがあるか書いたのか、そのあたりを聞きながら、全部精査していきます。そして、これは本当のいじめなんだと、これは単なる喧嘩で終わってるんだと、これは単なる喧嘩で終わってるんだというのを把握した中で、最終的にはいじめを認知したという数を出しております。その件数につきましては、当然、学校といろんな相談機関が一緒になりまして対応して、ほぼといますか、全てではありませんが、解決している方向に向かっております。

○11番（坂口洋之君）

2012年については、先ほど申したとおり、インターネットで私も拝見する機会があったんですけども、ちょっとそのアンケートの結果について気になった点についてちょっとお聞きしたいと思います。

実は、議長に許可をいただきまして、こういった調査結果がありました。実は、あなたはいじめをされたらどのように感じますか、最も近いものを1つ選びなさいという、そういった項目がありました。誰にも相談できず、どうしていいかわからないという答えが、小学校で17.7%、中学校で19.3%、誰にも相談しないが自分で2解決しようと思っているのが、16.1%と15.2%、そして、相談できる人や一緒に考えてくれる人がいると、何とかなると思っているというのが約5割ということで、子どもたちの2人に1人は何らかの形で先生なり親なり、相談員なりに悩みを打ち明けているという状況がありました。しかし、児童生徒の2人に1人は、いざ、自分がいじめを受けたとしても、第三者の方になかなかそういった悩みについて打ち

明けていないという、そういった結果がありました。そういう今の結果について、教育長のご見解をお尋ねいたします。

○教育長（田代宗夫君）

いろいろ皆さんもお考えだろうと思うんですが、まず、この調査の結果で、1つ考えていただきたいのは、誰にも相談せずに自分で何とか解決しようとしたと、この考えには、2通りあるような気がいたします。1つは、本当に相談したいけれども、できなくて1人で解決したというのが1つあります。もう一つは、もう俺はそれぐらいは解決できるんだよという強い心というんですか、そういう子どもと両方いると思いますので、それをどう判断するかは、またいろいろあるだろうと思います。

したがって、ここでやはり問題になるのは、相談したいんだけど、なかなか相談ができにくい子どもがいるという事実がやっぱり問題になるんじゃないかなと思います。したがって、こういう子どもにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、この調査結果にあらわれない、これではないんですが、いじめをしたとかしないかという調査結果にあらわれない子どもについては、やはりかねてからの生活ノートを通したいじめかどうかの、悩めるかどうかの把握とか、あるいは先ほどの課長が申しましたチェックポイントによる状況で、こちらのほうから探してあげるような手だてをとっていかなければいけないんじゃないかなと思います。

○11番（坂口洋之君）

いじめについては、やっぱり私たちもなんですけども、なかなか自分が非常に悩みがあっても第三者に打ち明けられないという、大人も子どもも同じような感じだということをおも十分理解しております。しかし、悩んでいる子どもがいれば、1人でも2人でも相談にいかにつなげるかが、このことがやっぱ

り1番大事じゃないかなと思っております。

先ほども、もう一つボードがありまして、じゃ、いじめを受けたときは誰に相談をしますかという、こういった調査項目がありました。小学校で、担任の先生に相談する方が41.2%、中学校だと18%まで落ちます。そして、やはり1番多いのは、家族、友達という、そういった調査結果がありました。そういう意味でも、いかに相談を把握するには、学校の先生、家族、そして友人、友達へのやはりつながるような、そういった人間関係をどうつくるかがやはりこのいじめの実態把握には1番重要ではないかと、私は感じているわけでございますが、そのことについての教育長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○教育長（田代宗夫君）

今、おっしゃったとおりでございます。したがって、やっぱり自分たちのクラスとか、そういう仲間が、常にいい関係でつながった仲間づくりをするような学級でなければならぬ。だから、子どもたちにとって、学校というのが苦痛で学校に行くというんじゃないでして、学校に行くのが楽しいと、それは人間関係がうまくいってるし、勉強も楽しいでしょうし、いろんな要素が楽しいからこそ子どもは学校に行くわけでございますから、かねてからやっぱり子どもと先生、あるいは友達同時の人間関係というのが、個人の子どものために楽しいいい関係になるような指導をしていくことは大変大事だと思います。

○11番（坂口洋之君）

学校においては、やはり学校の先生と子どもたちの人間関係が1番大事だと思うんですけども、学校の先生に話をしますと、規模の小さな学校の先生たちは、割と把握しやすいと言われるんですけども、やっぱり伊集院あたりの大きな学校になりますと、非常に日常的な業務に追われて、子どもたちと十分話をする時間が、年々どうしても厳しくなっ

てきてるといふ、そういった声があります。

あの大津市のいじめ事件の第三者委員会の指摘事項の中でも、やはり学校の職員の多忙化というのを非常に指摘されておりますけれども、日置市の現状について、教育長はどのように認識されているのかお尋ねをいたします。

○教育長（田代宗夫君）

各学校の教職員の多忙化ということでございますけれども、当然、学校でございまして、授業いたしますし、また、授業の準備もいたしますし、また、給食の準備、あるいは部活があり、そういう活動が1日ございまして、先生方はどっちかという、いっぱいいっぱいの生活を送りしていると思います。そういう中にありまして、今、私どももなかなか厳しいんですが、行事をできたら精査をしたりとか、あるいは夏休みの長期休養中にできるものはそっちへもっていくかなどなど、努力はしておりますが、実際的には大変厳しい状況もございます。

○11番（坂口洋之君）

学校現場においては、管理職、一般職員においても、やはり国からのいろんな通学路の安全性の問題とか、いじめの問題とか、学力の向上の対策とか、いろんな形で国から懸案事項がおりてくるんですけども、なかなか現行の職員体制では非常に厳しいという、そういった声も一部では聞こえておりますので、やはり教育長としては、やはり人的配置の充実、また財政的な支援を含めた形で、国や県に、やっぱりこういった現場の声をしっかり伝えていくべきじゃないかと考えておりますが、教育長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○教育長（田代宗夫君）

いろんな取り組みをしていけばしていくほど、学校も忙しくなっております。したがって、国のほうに、県や国への要望をどうしてるのかということでございますが、私も、

当然、本当に教職員をふやしてもらうことについては、大変必要なことであり、現在もやはり学校に加配教員というのが、担任でない先生で授業を1クラスを2つにわけて少人数指導とか、いろんな取り組みをしておりますが、そういう加配の教員をふやしてもらうことなど、定数の改善については、もう常日頃からお願いをしております。これは、私どもは県の教育長会を中心にしながら、国への要望を行っているところでございます。

○11番（坂口洋之君）

次に、いじめ防止対策基本法について再度いたします。

基本方針については、現在、県のほうで作成する段階で、今後、自治体及び学校に設置されると思われましても、やはりいじめについても、こういった法律ができるということがいいのか悪いのか、私もよくわかりませんが、この法律ができた背景と、教育長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○教育長（田代宗夫君）

先ほどから、いろいろ議員のほうからもお話があったところでございますが、まず、大津市のいじめにかかわる自殺をした子ども等が出たということでもございますが、それプラス、いろんな形でいじめに関する事件等が出ております。そういうことから、私も、こういう法律をつくらなければならないような状況に今あるということは、大変残念なことではございますが、このことで、少しでもそれが解決すれば、そのことは大変ありがたいなと思っております。そのように、いじめというのが、やっぱり子どもたちの教育を受ける権利を著しく侵害したり、あるいは心や人格の形成に大きな影響を与えたりしている。さらには、自殺という、人の命を奪うことや、あるいは人の体を傷つけたりする、そういう状況があるために、こういう法律を設定しなきゃならない状況にきてると思っておりますので、

ぜひ、この法律ができたということを機会にしながら、こういういじめによる子どもが痛ましい事件にならないような対応をきちっとしていかなければならないと思っております。

○11番（坂口洋之君）

いじめ防止の基本指針については、学校には設置義務が義務づけられておりますし、自治体によっては努力義務というふうにお聞きをしてると思えますけれども、当然、学校の中においては、いじめ問題の連絡会というのを、もう設置がされると思えますけれども、今後、こういった形で設置に向けては、保護者の意見はもちろん、当事者である子どもたちもかわりを持った形で、設置に向けて市として努力をしていただきたいと思えますけれども、教育長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○教育長（田代宗夫君）

保護者にありましては、当然、子の保護者でございますので、いろんなそういう組織への参加とか、あるいは意見を述べる機会というのはいっぱいあると思うんですが、児童・生徒を、そういうものに意見を生かしてほしいということでもございますけども、やっぱりいじめの問題等というのは、私はいろんな問題がたくさんあって、解決方法もいろいろあると思うんですが、やっぱり子どもたちの自主的な活動、いじめに対する考え方や取り組み、そういう自主的な活動がやっぱり1番大事になってくるんじゃないかなと思っておりますので、そのような意味から考えますと、何らかの形で、子どもたちの意見が反映されるような方向をとらなければならないと思っております。

○11番（坂口洋之君）

私も、ちょうど4歳と3歳の子どもを持っておりますけども、やはり、子どもを持つ親といたしましては、いじめのない楽しい学校づくりを、やはり求めてまいりたいなと思っ

ております。

次に、不登校についてお尋ねをいたします。

24年度は、延べ1,600件余りの相談件数になったということで、日置市も教育相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、家族相談員等も、相談活動によって非常に活発な活動をされているということについて、私もお聞きしておりますけれども、先ほどの答弁の中で、やはり教育委員会だけでなく、福祉課、健康保険課との連携がさらに重要ということをお聞きしておりますけれども、今後、日置市として、どういった形でこの不登校対策について連携強化を強めた体制の充実を図っていきたいのか、教育長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○教育長（田代宗夫君）

やはり不登校対策というのは、一義的には、大体、第1番目にはやっぱり子どもたちの初期対応ですね。不登校に陥ろうとする、その前段階というんでしょうか、その段階、やっぱり大事にすべきだろうと思います。そういう意味で、やっぱり学校というのは、先ほど申し上げましたように、楽しいところであり、足が向くようなそういう学校づくりをするのが第1でございます。もし、不登校等になったと、あるいはそれになりかけたと、そういう状況になったときは、私どもの市にはありがたいことに、子ども支援センターというのがありまして、そういう子どもについては、ほとんどスクールソーシャルワーカーか誰かが関係して、家庭で子どもを送り出してあげたり、いろいろやっておりますので、当然、健康保険課、福祉課、この不登校の問題も、先ほどお答えいたしましたけれども、子どもだけの問題でない、家庭環境とか、いろんな問題もあるようございますので、総合的な立場から取り組んでいかなければ、不登校はなくなっていかないんじゃないかなと。そういう意味では、この支援センターの中で、本

当に情報をお互いに交換し合いながら進めていくことが大事だと思っております。

○11番（坂口洋之君）

昨日の新聞も、このいじめの把握件数についても、地域で対策ということで、非常に把握方法について各県いろんな対応があって、なかなか数字的にはばらばらな状況でありますので、やはり多い少ないにとらわれず、とにかく、やっぱり半数近い子どもたちがいじめがあったかもしれないけど、なかなかそれを第三者につなげるというのは、後の仕打ちがやっぱり怖いという、そういった子どもたちの声もやっぱり聞いておりますので、そういった形で、少しでもぜひ相談機能につなげていただきたいと思ひまして、次のがん検診の受診率向上について、再度質問をいたします。

本県の死亡の最大原因といたしまして、昭和58年から、がんが死亡原因第1位です。平成23年度を見ますと、鹿児島県で5,529人が、がんが原因で亡くなっております。世界の中でも、死亡原因が第1位なのは日本です。一方、がん検診の受診率の状況を見ますと、3割弱ということで、欧米諸国の7割と比べても、日本のがん検診の受診率が非常に低いという、そういった状況になっております。市長は、このことについてどのように認識されているのか、まずお尋ねをいたします。

○市長（宮路高光君）

特に、まず本市におきまして、がんで亡くなる方が200人前後ということでございますので、基本的に受診率が低いということでございますので、この受診率をどう高めるのか、これが1番大きな要因であると思っております。

○11番（坂口洋之君）

先ほどの答弁の中で、各種がん検診意向調査結果から見ますと、胃がん検診の男性受診

率が37.6%、年齢によっては40代男性49.7%というような目標数値に近い検診もあり、県平均25%前後と比較しても高い状況にあるというといった答弁がありました。まず、このことについて高く評価をしたいと思っております。市においても、やはり死亡原因の約25%、4人に1人ということは、本市で見ますと、人口比率で見ると200人弱の方が亡くなっていると推測されます。本市の死亡要因についてどのように分析されているのか、担当課長にお尋ねいたします。

○健康保険課長（平田敏文君）

本市におきましては、先ほども市長のほうも申しましたように、例年200人前後の方が、がんで亡くなっておられます。平成22年度までは、200人弱の死亡者数でございましたが、年々増加傾向にあるようでございます。死亡要因としましては、がんが1位、次に心疾患、肺炎と続きますが、圧倒的にがんが多い状況でございます。

また、死亡の内訳を見ますと、肝臓がん及び肺がんが多くなっているような状況となっております。

以上でございます。

○11番（坂口洋之君）

がんは、亡くなる方も多いのももちろんなんですけれども、がんになった場合は、働く人の3人に1人が会社をやめなければならないという、そういった長期療養を含めた就労的な厳しい現状があります。

また、がんを持つ家族の方々の負担というのも非常に大きいと思っておりますけれども、医療費はもちろんですけれども、社会的な損失について、市長はどのように認識をされているのかお尋ねをいたします。

○市長（宮路高光君）

がんが発生したときは、大変社会的にも、また家族的にも大きな負担があるというふうに思っておりますので、なるべく、やはり早

期にやっぱりがんにおきます予防、そういうものを実施していくことが1番いいというふうに思っています。

○11番（坂口洋之君）

今回、国の方針といたしましては、がんの受診率50%という、そういった目標を持っております。特定健診については、30%前後だったんですけれども、日置市も非常にこの数年、力を入れてきて、60%を超えるという、そういった数字が示されております。

次は、まさしく、がん検診の受診率をいかに高めるかが非常に重要でございます。そういった意味でも、啓発が欠かせないと思っております。私も、特定健診については、いろんなところを回りましたが、啓発の看板とか旗とか、いろんなところに掲載されておりました。そういった状況を含めまして、年間に鹿児島県で5,500人の方ががんで亡くなっているという実態というのは、市民の方、多くの方が知らないと思うんですよね。そして、日置市の死亡のがんで亡くなった方が年間200人という、こういった数字も多くの方の方がわかりませんので、ぜひ、こういった具体的な数字を示しながら、積極的な啓発活動を、もっと力を入れていいんじゃないかと私は感じておりますけれども、担当課長の考え方をお聞かせ願いたいと思っております。

○健康保険課長（平田敏文君）

がん検診の受診率につきましては死亡原因と、あるいはがんに関する情報について、市の広報誌や健康づくり推進協議会等におきまして情報提供行っているところでありますが、特定健診ほどの啓発活動には至っていないというのが現状でございます。今後は、市民一人一人に情報が行き届くような、そしてまた、この検診の受診に向けて関心を持っていただくような啓発活動が必要であると考えておりますので、今後はそういう方面に力を入れていきたいというふうに考えております。

以上です。

○11番（坂口洋之君）

特定健診も、先ほども申したとおり、いろんな地域と連携をしながら積極的な啓発活動をされていると思いますけれども、特定健診並みの受診率の向上に努めるような、そういった積極的な啓発をされると理解しているのか、市長にお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

基本は、特定健診の中でやっていく。いろんな専門的な病的なものがございまして、特に、今おっしゃいますように、死亡原因の高いのがんでございまして、この特定健診に倣った形の中で、また市民の皆様方に広く呼びかけをしていきたいと思っております。

○11番（坂口洋之君）

次は、がん対策の予防の推進計画についてお尋ねをいたします。

平成19年に、がん対策基本法が成立いたしましたして、平成20年から24年まで、鹿児島県としてもがん対策の推進計画が示されまして、この25年から、改定版の第2期となるがん対策の推進計画が示されてきてると思っておりますけれども、第1期の計画についての取り組みについて、再度お尋ねをいたします。

第1期については、特に、40代、50代の働き盛りの受診率の向上を図ると。また、当然、自治体、保険者、職場関係者の連携強化をうたわれておりますけれども、第1期計画についての現状と課題はどうだったのか。

また、がん検診の受診車両の整備費、受診機器等の整備を含めたがん治療の拠点病院、指定病院、医療の充実と受けやすい環境づくりを推進すると、具体的に第1期ではうたわれておりますけれども、成果はどうであったのか、お尋ねをいたします。

○健康保険課長（平田敏文君）

2つの質問の最初の質問でございますが、40代から50歳代の方が、がん検診を受け

やすいように、土曜、そしてまた日曜日の検診を設定をしているところでございます。

そして、また、本市におきましては、1日で多くの検診を受けられることができますように特定健診等と兼ね合しまして、総合健診という形を実施しております。さらに、各保険者に対しましては、総合健診の日程等、情報提供しまして、社会保険の被扶養者に伝達をしていただいているところでございます。

2点目の環境整備でございますが、検診機関との連携に関しましては、鹿児島県の検診機関におきまして、いち早くマンモグラフィ検診車、肺がん新規検診車の導入や検診日程、そして、また必要検診車の確保などを十分配慮いただいているところでございます。

日置管内におけるがん治療の環境整備につきましては、がんの種類によっては管内の医療機関での診療、そして手術等の対応が難しいものもありますが、隣接する鹿児島市にあります地域がん診療連携拠点病院等との連携は強化されているというようなことですので、他の地域と比較すると、がん治療が受けやすい環境にはあるのではないかというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○11番（坂口洋之君）

第1期の推進計画のがん検診の受診率の状況を見ますと、やはり60代以上の方のがん検診の受診率が非常に低かったような気がいたします。また、男性よりも女性のほうが、がん検診の受診率が低いという、そういった傾向が私は認識しておりますけれども、特に、この60代と女性の受診率の向上がやはり大事じゃないかと思っておりますけれども、25年度からの推進計画に向けて、新たな対策等があればお聞かせ願いたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘のとおり、特に60歳が多いということは、退職した後に、それぞれ職場に

おれば義務的にいろんなことをやったわけ
でございますけど、そういう関係の中で受診し
てないという傾向であると。男性より女性と
いうことでございますけど、それも、やはり
職場との関連がございまして女性のほうが低
いのかなと思っておりますので、今後、そう
いう低い方々にどうしたら受診できるか、こ
ういう対策を今後打っていきたいと思います。

○11番（坂口洋之君）

特定健診については、本市においては
860名の職員、自治会、保健推進員等がか
かわりを持って、60%を超えるという高い
受診につながったと、かなり私も評価してい
るわけでございますけれども、未受診者対策
については、市としても非常に苦勞されてい
ると思いますけれども、やはり市民の方に話
をしますと、がん検診は、なぜ、行政にここ
まで強制されないといけないのかという、そ
ういった批判の声もあるというのも事実でござ
います。そういった中で、いかにして市民
にがん検診の必要性、なぜ、がん検診が必要
なのかということを含めた受診奨励活動につ
いて、今後50%に向けてどのような形で考
えているのか、担当課長にお尋ねいたします。

○健康保険課長（平田敏文君）

がん検診の支援に対してでございますが、
特定健診の受診勧奨と同様に、がん検診の受
診勧奨に関しましても、早期発見の必要性、
そしてまた医療費、利点等について詳細に説
明し、市民の皆様に必要な性の理解を深めてい
ただくことが非常に必要であるというふうに
考えております。

また、職員や、各自治会に配置されていま
す保健推進員が、出前講座やサロン、自治会
等の総会に出向きまして、がん検診につきま
して触れまして、あらゆる場で情報提供を行
っていくなど、受診率の向上に向けて取り組
んでいきたいというふうに考えてるところでござ
います。

○11番（坂口洋之君）

健康保険課も、このがん検診の受診率につ
いても非常に力を入れてるということで、先
般、地域との連携、企業との連携で、県内で
先進的に取り組まれております大崎町に調査
に行かれたと思いますけれども、その状況と、
日置市のがん検診の受診率向上に向けて、ど
ういった形で反映できるような、そういった
施策があったのか、そこら辺の状況について
お尋ねをいたします。

○市長（宮路高光君）

特に、大崎におきましては、企業との連携
ということにおきまして、特に建設協会等
におきまして資格審査の評価点をあげたり、そ
の受診をしている方々に対します、そういう
ものやっておりますので、今後、本市にお
いても、そういういいことについては学んで
いきたいと思っております。

○11番（坂口洋之君）

大崎町もなんですけれども、先般、鹿児島
県のがん対策推進計画の中で、鹿児島県内
6つの企業と連携をした形で、企業との連携
で啓発も含めた形で受診率の向上に取り組む
ということで、企業の連携についても、鹿児
島県、その問題非常に力を入れてるという、
そういった状況でございますので、やはり各
市、県外を含めた形で、先進的な受診率の高
いところ、先進的な取り組みについては、市
として十分調査をしていただきたいなと思っ
ております。

ただ、一方、特定健診の65%という高い
目標もありますし、がん受診率についても
50%という目標があります。当然、受診率
が上がれば上がるほど、個別相談の対応とか
受診の対応という形で、職員の負担というの
は、非常に私も危惧されると思いますけれど
も、現状についてどうなのか。保健師の配置
の状況等も、毎年定期的に職員の採用されて
いると思いますけれども、多くの職員の方が

非常に若い方が多いということで、そういったことも含めて、現状についてどうなのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

特に、このことについては、1番大きな役目というのは、保健師の役目というのが大きなものだと思っております。私ども日置市におきましても、特に若い保健師が多いというのも事実でございます。そういう中におきまして、今後におきましても、この保健師の研修、若手の育成というのは十分やっていく必要があると思っております。

○11番（坂口洋之君）

受診率が上がれば上がるほど、職員の負担というのは非常にふえていくという、そういった状況もお聞きしておりますので、今後、職員の配置を含めた形で、やっぱり人的配置を含めた形で、しっかりとした体制づくりに努めていただきたいと思っております。

最後に、市長にがん検診の受診率50%に向けての決意をお聞きいたします。

○市長（宮路高光君）

特定健診の場合もございましたけど、やはりこのことについては、市の職員もですけど、地域のいろんな方々のご協力がなければできないことでございますので、そういう方々と連携していきたいと思っております。

○11番（坂口洋之君）

最後の、減反政策の見直しについてお尋ねをいたします。

11月26日に、米政策を大きく転換した減反政策の見直しが決定しました。減反に参加する農家に対して支給している10a当たり1万5,000円の定額補助金が、来年度から7,500円に半減、2018年度から支給を取りやめる、米の価格が下がった場合に払う変動準備金も来年度から廃止されます。一方、新しい日本型直接支払制度が14年度から創設され、農地を守る活動を支援するこ

とであると。主食用から家畜の餌となる飼料用米や、米粉用への米の転換を託すため転作補助金を拡充する。現在10a当たり8万円の定額補助金を収穫量に応じて支払う仕組みとして、農家で最大15万円受け取れるとのことでございます。そういった中で、今回の見直しは、まさにTPPを見越したアメリカからの圧力、大規模農業の促進と競争力の強化ではないかと感じております。

今回、まず感じたことは、現在、TPPの交渉の中で、米については聖域と脱退も辞さないという、そういった中で現在交渉に取り組みされております。しかし、現状を見ますと、交渉が最終的な結論が出ていない中で、今回の減反の見直しでございます。補助金の見直しについては、新聞の社説等見ますと、やむを得ないという意見もありますけれども、一方では、TPPが結論が出ない中で一方的な減反の見直しについておかしいという、そういった意見が出されておりますけれども、市長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宇田 栄君）

ちょっと待って。市長、待って。坂口君、あと1分ないですので、もう最後の質問にしてください。

○市長（宮路高光君）

このことについては、まだ私どもも新聞報道しかわかっておりませんので、また、県の説明会等ありまして、このことについて十分把握しながら、生産農家の皆様方にも周知していきたいと思っております。

○11番（坂口洋之君）

最後の質問になります。

国は、農地の8割を大規模農家に目指すという、そういったことが、きょうの新聞だったと思っております。本市においては、中山間地域が多くて、今後、米の価格も、外国との競争で相当下がることも、

私はちょっと危惧しておりますけれども、よい面だけが非常に報道されておりますけれども、本市においては、今後、農地の荒廃、過疎化がますます進んで、米づくりをされない方も相当ふえるんじゃないかということ、私はちょっと危惧するんですけども、そのことについて質問して、今回の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

特に、本市におきましては、中山間地域、80%の大規模農家というのは大変難しいというふうに思っておりますし、もう一つは、農家の高齢化、私は、この高齢化の問題をどう解決してくのか、ここが1番大きな本市においての課題であるというふうに認識しております。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時といたします。

午前11時58分休憩

午後1時00分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、留盛浩一郎君の質問を許可します。

〔3番留盛浩一郎君登壇〕

○3番（留盛浩一郎君）

食事も終わり、ちょうどよい時間帯になりました。私は、今回初めて一般質問をいたします。大変緊張しているところでありますが、一生懸命務めてまいります。午前中の同僚議員と重なる質問もありますが、私なりに質問をいたします。

それでは、さきに通告してありました2項目、5問について質問いたします。

2020年には、東京オリンピック、パラリンピックが決定し、他人を思いやる心、おもてなしの心などなど、すばらしさを世界に

アピールする絶好の機会と捉え、日本文化の積極的な発信による観光振興、地域活性化や日本景気向上の起爆剤として盛り上げていくべきであり、日本人として喜ばしい限りであります。

しかしながら、日本国内の現状に目を向けてみますと、東日本大震災の復興、原発問題等、早期に解決しなければならない問題も山積しております。とりわけ、農業に目を向けてみますと、大変重要なTPP問題がありますが、少し戦後の農政の歩みを見てみますと、食糧不足の解消に向け、政府は増産計画をし、干拓事業をして農地を広げ、国が全量を高値で買い入れる食糧管理制度のもとで生産拡大が続いた結果、米余りになり、1970年には作付を強制的に減らす減反政策に踏み切りました。

一方、米農家を保護してきた政府は、海外から市場開放を迫られ、ウルグアイ・ラウンドの同意に基づき、1995年からは最低輸入量による米輸入が始まり、その後、2004年新食糧法が出され、2010年には減反した農家に10a当たり1万5,000円の補助金を配る戸別所得補償制度を導入しました。政府が変わり、わずか4年余りで見直されたこととなりますが、制度が続くと思っただけで高価な農機具等を購入した農家も多いはずであります。

そこで、今回、国が示した米新政策の内容はどのようなもので、日置市にどのように影響を与えるか伺います。

次に、採算の面で、現状は今でも厳しい米づくりであります。高齢化で、70歳、80歳代の方が、年金をもらいながら、また健康維持のため、子や孫においしい米を食べてもらいたいという思いから、一生懸命耕作されていらっしゃる方がいます。そういう方々が農業をやめてしまえば、耕作放棄地がふえるのではないのでしょうか。そうなれば、集落営農

にお願いをせざるを得ません。しかし、営農組織も、簡単に返事ができない状況にあるのが現実ではないでしょうか。

そこで、2つ目は、今後における集落営農組織の経営に対する課題と支援策を伺います。

次に、今から12年前の平成13年度に、鹿児島県茶業振興大会が旧伊集院町で開催されました。7年間の準備期間で、平成11年度、12年度には、鹿児島茶品評会において産地賞第2位の成績をおさめ、出品者全員の団結の結果があらわれたことでした。

そこで、3つ目。平成28年度に、日置市で県茶業振興大会が開催の予定と聞いておりますが、市の取り組みについて伺います。

2項目目は、鳥獣被害対策について伺います。

25年度は、11月15日から狩猟期間が始まりました。私も、少しばかりですが、いろんな野菜を育てております。特に、芋類など、そろそろ収穫しようと思ったころになると、イノシシなどに食べられてしまい、悔しい思いをしているところです。本市といたしましては、農林産物に被害を及ぼす有害鳥獣を、各地域の猟友会と委託契約を結び捕獲駆除をし、農作物などの被害防止に努め、軽減を図っているところではあると思いますが、各地域の猟友会員の高齢化や会員の減少で、捕獲駆除の迅速化など、困難を来しているところと聞きます。

そこで、1つ目、日置市猟友会のメンバーも高齢化が進み、対応も困難になっていくと思いますが、猟友会の協力体制と現状対策について伺います。

2つ目は、荒廃地が多くなれば、有害鳥獣もふえ、被害も広がるとは思います。農地の管理と有効活用を伺います。

以上、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の、本市における農業対策について。

このことについては、先ほどの坂口議員の質問でも答弁いたしました。今回の国の米政策につきましては、日置市の現状を踏まえると、個々の生産者がどのように受けとめるかが非常に不透明でありますし、また、歓迎していないようにも推測しております。行政におきます生産数量目標の配分に頼らず、生産者・団体が、みずから需要に応じた米の生産や飼料用米等の転換を促すものでございますが、現実的には飼料用米の販売先は少ないため、全て主食用米を作付することも懸念されます。今後、県の説明会等を通じて十分に把握し、生産者への周知に努めたいと考えております。

一方、農地等の維持管理については、従来の制度に加え、今回の多面的機能支払制度により拡充されるものと考えております。

2番目でございます。

市内の集落営農組織の経営に対する課題といたしまして、各集落営農組織が主体として栽培する作物の安定生産や水田活用交付金の継続が重要であると考えております。また、農村地域の高齢化に伴い、集落営農組織の担う農地は増加していくことが想定され、オペレーター等の労力確保や省力化機械の導入、更新も課題となっております。さらに、経営規模の拡大に伴い、経営管理の面からも法人化への移行も必要であると考えております。これらの課題に対しましての支援といたしましても、主力作物の安定生産に向けた栽培技術指導や経営管理指導を含めた法人化への移行支援を、さらに必要な農業機械の導入補助等についても、県や関係機関と連携して支援してまいりたいと考えております。

平成28年度の日置市で開催される県茶業振興大会に向けて、日置市茶業振興会とJA、県の構成により、準備委員会を9月に発足しております。また、大会における品評会等で

の産地賞の受賞に向けて、既に品評会対象茶園も選定し、徹底した茶園管理を実施していくこととしております。今後も、定期的な茶園管理研修や先進地視察、製造調整を実施してまいります。このような取り組みに対しまして、日置市といたしましても準備委員会の事務局を務めるとともに、今回の12月補正においても、出品対策費として補助金を計上していただいております。

2番目の、鳥獣被害対策、その1でございます。

現在、日置市の猟友会の会員は74名で、平均年齢が66歳でございます。地域別では、伊集院地域が22名で71歳、東市来地域が22名で64歳、日吉地域が10名で64歳、吹上地域は20名で67歳でございます。

猟友会の協力態勢として、鳥獣ごとに班を組織し、隊長の支持のもと、捕獲・駆除に対応しております。多くの会員が各班に所属しており、現地調査や駆除における迅速に対応できる協力態勢を構築しています。また、農業従事者や一般の方が、わな免許を取得し、猟友会への入会もふえている状況にもございます。現状対策といたしまして、猟友会との業務委託で、安全技術向上費や出勤費、弾薬代、わな維持費、処理処分費及び狂犬病予防注射代等において委託契約を締結し、活動を支援しております。また、わな免許試験費用については、県猟友会からの助成もあり、免許取得の推進が図られております。

2問目でございます。

農地の荒廃の一因として、農業従事者の高齢化や作付面積の減少、不在村化による耕地放棄地の拡大、山際農地の維持・管理不足等が主な要因と考えられます。農地の管理といたしまして、農地周辺の環境整備、集団防衛、被害を受けにくい作物の導入、鳥獣を寄せつけない取り組みや環境が大事なことであると思っております。山際の農地は、電気柵を設置した

り、農作物は全て収穫し農地に放置しないなど、鳥獣が寄りつく要因を除外する対応の自主防衛策が大切だと思っております。

農地の有効活用といたしましては、個人営農から集落営農による共同での作付管理の取り組みを進めることや、農業委員会や土地改良区などと協議をすることが必要であると考えております。

以上でございます。

○3番（留盛浩一郎君）

質問事項について市長に答弁をいただいたところですが、再度、お尋ねをいたします。

まず1つ目の、米新政策ですが、市長答弁でもありました、不透明ですし、全て主食用米をつくるのではないかということですが、私も同感であります。農家の支援は、農地維持と転作促進を重視した政策にかわり、また家畜の餌になる飼料用米をつくる農家をふやして、主食用米が余るのを防ぐというのも重点の1つであります。所得が減って、打撃を受ける農家が出ることは避けられないと思うところです。2010年度に始めた戸別取得保障制度の見直しで、作付面積10a当たり1万5,000円の減反補助金の削減と、農地を守ることを目的に配る新たな交付金、日本型直接支払の創設、この背景には、減反補助金をばらまくと批判していたことや、農地の減少をとめなければ、世界的な凶作などで食糧の輸入が途絶えたときに対応できないとの危機感があることも事実だと思っております。

生産調整、いわゆる減反は、2018年度から廃止され、国が示す需給見通しを参考に農家が生産量を決定するとは、2018年度から自己責任により主食用米をつくるということと理解するところであります。大まかに米新政策のポイントとしましては、1、減反補助金は2014年度からは7,500円に半減、2018年度には廃止。2つ目、生産調整減反を2018年度をめぐりに廃止。

3つ目、変動補助金は2014年度にこれも廃止。4つ目、転作補助金は2014年度から拡充。5つ目、日本型直接支払は2014年度から創設され、農地維持支払と資源向上支払の2種類の交付金で農地を保全するという、この5つのことがポイントだと思っております。

米新政策の中で、転作補助金の充実、この中で、農水省試算によりますと、全国の農家の所得試算を8地域のモデルで提示してあります。いずれも、2014年度から補助金を拡充する飼料用米の生産が大幅にふえるなどと仮定し、3%から最高25%の所得の増という試算をいたしておりますが、鹿児島県での補助金見直し試算では、中核的米農家で10%の所得向上につながるのと試算を明らかにしております。主食用米から飼料用米に転換することでの試算であります。鹿児島県農産園芸課によると、経営面積4haの農家を想定しているとのことあります。ここで、日置市の場合、全耕作者が何人おられて、そのうち、米の直接支払交付金申請者が何人で、どれくらいの面積で作付をしてるのか、また、平均経営面積がどれくらいあるのか、そのほか、日置市での経営面積4haの農家はどれくらいあるのか伺います。実際は、4ha以下の小規模面積がほとんどだというふうに思っているのですが、お示し願いたいと思いません。

○市長（宮路高光君）

現状については課長のほうに説明させますけど、今、ご指摘のとおり、来年度から大きな米づくりの転換であるというふうに思っております。今月の17日に、土地改良連合組合の理事会がございまして、その席上で、農林省、農政局から来て、細かく説明をしていただけるということございまして、私も農地・水の県の会長をしている立場の中におきまして、今、ご指摘ございましたことにつき

まして、強く、またいろいろと、私ども、この中山間地域にあった制度設計、そういうものになるような要望を申し上げていきたいというふうに思っております。

○農林水産課長（瀬川利英君）

市内の生産農家の関係ですけれども、いわゆる米をつくってらっしゃる農家等で、平成24年度ベースで言いますけれども、2800名ほどいらっしゃいます。そのうち、戸別所得補償のほうに加入してらっしゃる方が900人程度というふうな形になります。

それと、農家数ですけれども、4ha以上つくってらっしゃる農家さんが、市内で29軒いらっしゃいます。内訳は、東市来で7軒、伊集院が4軒、日吉が3軒、14軒が吹上になってまいります。

それから、いわゆる大規模農家の方々の平均面積ですけれども、この29名の平均面積は7町4反の耕作面積になっております。

それから、いわゆる市内の米をつくってらっしゃる農家さんの平均面積でいいましたら、4反7畝というふうな数字になっております。

以上でございます。

○3番（留盛浩一郎君）

ただいま説明を受けたところでありますが、この人数からいいますと、日置市の農家の場合、新政策で所得向上をする農家、または、よい影響、所得が上がる農家ですね。これは、県の試算の中核的米農家の4haをとりますと、日置市全体で29人ということになります。ほとんどの人は、もうほとんどですね、二千何百人、所得向上はなく、また、この方は歓迎してないということがよくわかるかと思えます。そうした中で、県民の声が、先日、新聞に掲載されておりましたけれども、生産調整が5年間は維持されてよかったという人、用水路やあぜなど、田んぼ周辺の維持管理が心配だという人、また、数年後には小規模農家はやめてくれということになるのか等々、

さまざまな不安の声があるようです。まだまだ実施されていませんし、不透明であります。この新政策を実行していくうちに、農家の方が少しでも不安が解消され、また安心して耕作できるように、日置市としての確に説明していただきたいと思うのですが、いま一度、市長の見解を伺います。

○市長（宮路高光君）

さきも答弁いたしましたとおり、今回の政策が、私どもの日置市に合うかという、私は、やはりこの中山間地域におきます、この国策というのは合わないというふうに感じております。そういう考え方のもとにおきまして、国のほうにも、さき答弁いたしましたとおり、17日の日には、私どもの実態をきちっと答弁させていただき、また、私どももやはり説明責任の中で、農家の皆様方に少しでも不安がらせない形の中で考えなきゃならない。そのときにおいては、やはり市の単独の中におきましても助成をしながら、農家の皆様方に不安を抱えないような形の政策を、予算上にも計上していきたいというふうに思っております。

○3番（留盛浩一郎君）

国が決めることですので、どうしようもないっていえばどうしようもないんですけども、少しでも耕作者が安心して耕作できるように願いたいものであります。

次に、集落営農についてであります。

集落営農は、米を中心とした生産活動によって、農地を維持保全する機能を持っていますが、それ以外にもさまざまな作物を生産することによって、地域経済を維持・活性化する機能も持っています。携わっている人の声を聞いてみますと、機械の共同利用、作業の共同化により、経営の効率化を図る取り組みも行っているところではあるが、耕作地の面積が狭く、機械の効率が余りよくないのが現状、作物の安定生産にも努力しているが、土

地、天候によって、作柄が左右されているのが現状であるということであります。先ほどの市長答弁の中でも、水田活用交付金の継続、また経営規模拡大、経営管理の面からも法人化への移行も重要であるという答弁がありました。まさにそのとおりだと私も考えているところです。

田代ビレッジは平成23年度に法人化され、キタカタ営農組合は平成25年3月までに法人化の予定と伺っております。ここに、キタカタ営農組合、田代ビレッジの25年度の収支決算書があります。これを見ますと、大豆、そばの売り上げは、おおよそ111万円から115万円であります。面積はどちらも12ha。支出を見ますと、どちらも種代、肥料代、農薬代等の材料費が、これも110万円から130万円あります。これでおわかりのように、12haを耕作するだけで、後の製造経費、あるいは販売一般管理費、その他は、先ほどの答弁の中にありました水田活用交付金や助成金がなければ集落営農も成り立たない状況であります。キタカタ営農組合が、日置市産の大豆、麦、塩等を100%使用してみそをつくるという計画を伺いました。6次産業化に向けて、よい事だと思っております。原価の計算をすれば、かなりの効果になると予想されますが、知恵を出して販売の方法を考えれば、消費者は全世界にいると思っております。販売が成功すれば、他の営農組織の作物も確保でき、いろいろな団体との横の連携を密に取りながら、さまざまな商品化に向けた取り組みも必要だと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

本市におきましても、キタカタ、田代というすばらしい法人格の農事団体がございます。ご指摘のとおり、それぞれ特色ある作物の選定におきまして自主的な運営してるのも事実でございます。今、ご指摘のとおり、こうい

う交付金がなければ、今の中では、それぞれの健全な経営はできないというふうに思っております。特に、その中におきます6次産業化という中におきまして、やはり、私ども市としてもサポートしてかなきゃならない。やはり、6次産業化によって、付加価値をつけて販売を高めていかなきゃならない。それには、基本的に、やはり販売ルートというものがございまして、今後とも、関係機関の皆様方と十分精通しながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

○3番（留盛浩一郎君）

前向きなよい答弁をいただきました。これから、より一層、集落営農が活動活性化することを願いたいと思うところであります。

次に、茶業振興大会についてであります。

南薩のほうでは、商品品質で異物混入等があり、返品され、また、価格低迷等の影響もあり、8つの工場が廃業したと聞いたところであります。お茶離れ、価格低迷など、お茶を取り巻く環境は大変厳しいものがあります。そういう状況も踏まえ、最近では、この茶業振興大会に名乗りを上げることをちゅうちょするところが多いと聞いております。そうした中でも、日置市のお茶農家の若い担い手の人たちがやろうと手を上げたということは、頼もしく、大変喜ばしいことであると思っております。

伊集院地域では、約180ha、東市来地域で約70ha、合計しますと、日置市で250haのお茶の栽培がされております。日置市のお茶の知名度を上げる絶好のチャンスと思えます。これを成功させるには、当事者はもちろんですが、市としても多大な協力をとっているところであります。

早速、12月の補正予算で、総額307万8,000円の助成金を計上してあるようです。先ほどの市長答弁の中で、準備委員会を9月に発足し、品評会対象茶園も選定された

ということでありまして。しかし、その中で、茶園管理や先進地視察等の実施するというのも言われておりますけれども、今回の補正予算には計上されてありませんでした。前回の大会よりも準備期間が短いようですし、ぜひとも、26年、27年度の予算では十分な予算計上をして、産地賞をとることが大切だというふうに聞いておりますけれども、産地賞並びに農林水産大臣賞等の賞を獲得し、日置市のお茶を全国に知っていただくよう市を挙げて応援をしたいと思っておりますが、市長、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

私も、この県の大会、今まで2回経験しまして、今回3回目でございます。先般は、全国のお茶のサミットもさせていただきました。特に、25年度産のお茶の経営的な大きな打撃、大きな価格低迷ということで、茶農家の皆様方が大打撃を受けておられるのも事実でございます。そういう中におきまして、特に、今回は期間としても3年しかございません。通常、していくには、5年から以上なければ、すばらしい茶園もできないというふうに思っております。この短期間で、できることを農家の皆様方、また、県、JAと手を組んでやらなきゃならない。そういう中におきまして、また、今回は補正につきましては、とりあえず茶園だけの、やはり維持管理、その経費でございまして、今後、26年度におきましては、さき言いましたように、視察の問題とか、また人の問題とか、いろんな問題が出てまいりますので、また、26年度予算には、実行委員会のほうに十分な措置ができるよう予算計上もやっていきたいと思っております。

○3番（留盛浩一郎君）

市長の力強いご答弁をいただいたところであります。3年しかないということで、本当、お茶農家の方も大変かと思っておりますけれども、市一丸となって成功させていただきたいという

ふうにあります。

次に、猟友会の協力態勢と現状対策についてですが、さきの鹿児島県議会一般質問を傍聴した中で、狩猟登録者数が1978年度の約2万人をピークに、2013年度は4分の1の約4,700人に減っているということでありました。新規免許取得者は、この20年、おおむね200人台で推移していましたが、わなの狩猟免許取得への助成を始めた11年度からは300人台を超え、13年度は400人を超えたということでありました。

日置市の24年度の会員数はとっておりましたが、2回目の質問でなく、1回目ですら市長に答弁をいただきました。25年度は、多くの方がわな免許を取られたということで、これも各猟友会長のご努力があったと聞いておるところであります。この25年の免許取得者の人数を把握しておられましたらお示し願いたいと思います。これ、登録は26年度になるかと思っております。

○農林水産課長（瀬川利英君）

今、お話がありましたように、免許取得者がふえております。25年度が、日置市内で19名取得してもらっております。内訳は、東市来が17名、日吉が1名、吹上が1名でございます。

それから、24年度も資料がありますけれども、24年度は7名が免許を取得しています。内訳は、吹上が2名、日吉が1名、東市来が2名、伊集院が2名というふうになっております。

○3番（留盛浩一郎君）

済みません。もう一度お願いできますか。全体で何名でしょうか。

○農林水産課長（瀬川利英君）

平成25年度のわな免許の取得者が19名です。24年度が7名。この2年間で、26名がわな免許を取得していただいたとい

うことであります。

○3番（留盛浩一郎君）

そうですね。26名であります。とりわけ、東市来では、上市来校区の方々が多く取られたというふうに聞いております。やはり鳥獣被害が余りにも多く深刻になっているということで、免許を取られたと聞いております。本当にありがたいことであります。

こうした中、免許試験費用については、先ほどもありました、県から助成があったようでもありますけれども、それでも登録費や会費等、年間約2万円から3万円要するようであります。そういう中で、イノシシ等の箱わなが、約10万円前後するというふうに聞いております。こういうのを買ってまで年会費を払い、イノシシの10万円前後するのを買ってまで、そういう有害鳥獣をとってくださいというお願いをするのもどうかというふうに、私は思っているところであります。

先日、見学に行ったところの南大隅町では、この箱わなを20基購入されて、猟友会へ貸し出しているということでありました。この南大隅町では、猿とイノシシ用の箱穴で、シカはいないという説明でありましたが、偶然、帰るとき、道路上で本当にサルが二十数匹、私を見送っているのかなと思うぐらいの感じでありましたが、野生の、説明のとおり、いや、本当いるんだなということで、びっくりしながら帰ってきたところでありました。

また、阿久根市でも24年度には30基、25年度の12月議会で新たにまた12基購入する予定、隣のいちき串木野市では、来年度にですが10基購入の予定ということがあります。そこで、本市でも、この箱わなについての購入の予定はないか伺います。

○市長（宮路高光君）

先ほども課長が、わなの取得をしている人数のお話申し上げまして、特に、今後、わな

を取得する方、猟友会の方とやはり十分協力といたしますか。というのが、わながあっても、最後のしとめは銃を持って人じゃなきゃできない。そういう関係もございますので、十分、そこあたりも猟友会と連携をしてほしいと思っております。今、ございましたとおり、そういうものにつきまして、本市におきましても、特に被害が多い地域を含めて、市のほうでそういうものも貸し出しをやろうと、来年からそういう考え方持っておりますので、また、特にわなを取られた皆様方にも、負担を少ない形の中で捕獲をしていただきたいというふうに考えております。

○3番（留盛浩一郎君）

そうですね。とめ刺しは、やっぱり猟友会の方をお願いをしないとしないということも十分承知しているところであります。箱わなでなくても、くくりわなというのが安く、数千円であるとも聞いておりますけれども、その中で、今回、25年度にくくりわなの講習会、わな猟技術習得講習会、ことし、免許を取られた方の講習会が、12月8日であったということで文書をいただいております。この中で、くくりわな等についての安全対策についてどのように行われているのか、また十分安全対策をなされているのかというのをお聞きしたいと思います。

○農林水産課長（瀬川利英君）

くくりわなの講習会等につきましては、猟友会等のご協力をいただきながらやっているところではございます。ただ、現実的に、くくりわなであってもかかった、特にイノシシ等は非常に暴れます。ですので、わなの届く範囲というふうなものを自分で十分把握しとれないと、中に入ってしまうとイノシシからやられてしまう。あるいは、凶暴なイノシシは、くくりわなのほうで足をちぎってまで猟師のほうに向かってくるというふうなことで、各地でそういうふうな事故も発生しておりま

す。私も、そういうふうな話を聞いておりますけれども、決して小さなイノシシであっても、大変な力を持っているというふうな動物でありますので、そういうふうな、わなにかかっているから大丈夫というふうなことではないというふうなこと等も踏まえて、これからは猟友会の皆様方と一緒に、新しくわなを取った方々については、そのへんの面からも指導していきたいと思っております。

○3番（留盛浩一郎君）

今、説明がありましたけれども、くくりわなも安くて安価でありますけれども、やはり人間的に危ないと、危険が大き過ぎるということのお話でありました。私的には、箱穴のほうがいいのではないかなということで質問をさせていただいたところであります。十分検討していただきたいというふうに考えております。

平成19年12月に制定されました鳥獣被害防止特別処置法があるわけですが、県農村振興課に問い合わせましたところ、県内30市町村で実施しているところですが、日置市は、まだ設置されていないとのことでありまして、どうぞ早く実施してくださいとの返事をいただいたところであります。これまでの市長答弁の中でも、猟友会の高齢化等を懸念され、農協、森林組合、市職員等を含めて話をし、もちろん猟友会とも十分話をさせていただいてるところではありますが、まだ設置されていないということでもあります。これを設置しますと、いろんな交付金があるようで、その中に、鳥獣被害防止総合対策交付金等により、処理加工施設や新商品開発等を支援する等の交付金があります。阿久根市で、いから阿久根が処理加工施設を設置しておりますけれども、本市でも加工施設を設置する考えはないか伺います。

○市長（宮路高光君）

特に、まだ本市におきましては、そのよう

な中で設置をしておりますので、設置を早くして、それぞれの関係機関の皆様方を含めて駆除隊といいますか、そういうものを設置できるようにやっていきたいと思っております。

その後において、どういう施設、今おっしゃいましたとおり、シカ等、またイノシシを含めまして処理施設を含めた、基本的には、この処理施設で1番困ってるのは、最後の流通なんです。処理はするけど、ただそこで終わると。やはり処置施設つくる希望もございませぬけど、阿久根、伊佐、処理施設はつくっております。ですけど、後の売りさばきを含めた中で大変なことだということも聞いておりますので、設置するときは、そこあたりまで十分検討しながら設置をしていかなきゃならないというふうに思っております。

○3番（留盛浩一郎君）

ただいま答弁いただきましたけども、そのとおりですよ。交付金があつて、処理加工施設等、新商品開発をしておりますけれども、それを販売する、やはりそれが1番大変だということで、私の調べたところでも載っております。これを、いかにしてスムーズにいくかということが課題ではないかなというふうに思っておりますけれども、前向きに検討していただきたいというふうに思います。

続きまして、荒廃地の管理、有効活用についてであります。

市長答弁でもありました、農業従事者の高齢化や不在化による耕作放棄地がますますふえていくことが考えられます。その土地などの管理といいますか、荒廃地にしないために、先ほど出てきました営農組織がありますが、それも手が回らない状況になると思われませぬ。そこで、被害防止対策3つの柱というのがありますけれども、1つ、寄せつけない。集落点検、環境整備、餌場・耕作放棄地・やぶ等

の解消、被害を受けにくい作物の導入。2つ、侵入を防ぐ。防止柵の設置、緩衝帯や里山等の管理。3つ、捕獲する。農地周辺での捕獲、有害鳥獣捕獲の実施。この3つがありますが、耕作放棄地、やぶ等の解消では、せんだって研修させていただきました福岡県のうきは市では、繁殖和牛の放牧での農地再生を図り、その後にオリーブを植栽、栽培されてるということでもあります。また、南大隅町の大泊地区でも、牛放牧による耕作放棄地の解消、再生農地には、ショウガ等の植えつけを行っており、また、緩衝帯としても利用して、一石二鳥ではなくて、一石三鳥と喜んでいるということでもありました。これについて、市長の見解を伺います。

○市長（宮路高光君）

この牛の放牧によります荒廃地の解消、いろいろとあちこちで事例もございませぬ。その中で、やはり大がかりな牛による荒廃地の解消というのは難しいというふうに思っております。先般、鹿児島中央畜連が中心になりました荒川のほうでもやらせていただきました。それも現場を見させてもらいましたが、部分的な部分はできますけど、これが永続的にこれ拡大するというのは、大変、牛の管理もだし、またその後何を植えていくのか、こういうものもございませぬので、1つの方法とは思っておりますけど、このことで、全部荒廃地が解消できると思っております。今後、やはり、これは1つの検討課題という部分は、担当のほうにも指示しながら進めさせていきたいと思っております。

○議長（宇田 栄君）

留盛さん、あと2分弱です。

○3番（留盛浩一郎君）

市長答弁もありました。本当、大きな面積は大変かと思われませぬ。私も目の当たりにしまして、部分的、まあ二、三反ですかね。それぐらいであれば、牛の管理もできるのかとい

うふうには思っております。十分、今後の検討課題にさせていただきたいと思えます。

宮路市長の2期目のマニフェストの中に、耕作放棄地の有効利用ということで、市民農園の開設とありました。3期目のマニフェストにはありませんでしたけれども、この効果がどうだったのか。また、今進めている6次産業化へ向けてのオリーブ栽培もありますが、日置市では、フルーツ等の苗木を販売されている方がいらっしゃいます。その中に、森のバターと呼ばれているアボカドというのがありますけれども、これも病害虫に強く、手間がかからないということで、栽培ができるのではないかというふうに思っているところがあります。市長の見解を伺いまして、私の質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、市民農園という部分もございましたけど、今、それぞれ多くの方々が1坪菜園を含めた中で、集団的に家庭菜園というのもやっているのも事実でございます。特に、今、ご指摘ございましたとおり、新しい品種をしている東農園、すばらしい方もいらっしゃるようでございます。私ども、やはりオリーブをいたしても、やはり苗木をどうするのか、これも1番大きな課題でございます。今後、大きな課題を抱えながら、関係機関の皆様方と、また市民の皆様方と一緒に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（宇田 栄君）

次に、12番、花木千鶴さんの質問を許可します。

〔12番花木千鶴さん登壇〕

○12番（花木千鶴さん）

私は、さきに通告しました2件について質問いたします。

まず、1問目は、児童虐待の取り組みについて伺います。

児童虐待の防止に関する法律が、2000年11月に施行されました。それまでは、児童福祉法に通告の義務や立ち入り調査、一時保護、家庭裁判所への申し立てなどがありました。有効に行使されていないところでした。そのような中で、次第に子ども虐待の存在が社会問題化するようになり、さきの通称児童虐待防止法の成立となりました。この法律で、児童虐待を身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4種類に定義づけしています。しかしながら、年々、児童相談所における虐待に関する相談処理件数はふえ続け、激増が憂慮されたため、以後、2回の法改正と、それに伴う児童福祉法の改正を行って現在に至っているところであります。改正の中には、児童の前でドメスティックバイオレンスが行われることも含まれています。また、国及び地方公共団体の責務、通告義務の拡大、警察署長への援助要請、虐待を受けた児童等に対する支援などが細かく盛り込まれました。

そこで、まず、本市の虐待の現状をどのように捉えておられるのか。次に、相談や発見、通報体制は十分であるのか。専門相談員の配置についてはどうか。さらに、先般、鹿児島県家庭教育支援条例が制定され、来年4月から施行されます。この条例の前文には、少子化や核家族の進行、地域のつながりの希薄化による地域の教育力の低下、過保護、過干渉、放任など家庭教育力の低下、また、子育て等に対する親の不安や児童虐待などが問題となっている。現代社会は、親子の育ちを支える人間関係が弱まり、家庭教育が困難になっている社会と認識する必要があるとし、家庭教育が困難になっている家庭への支援は重要な社会的問題であることから、県を挙げて、家庭教育を支えていくために条例を制定するといった内容が明記されているのであります。

そこで、この条例を本市の家庭教育支援推進策にどのようにつなげていく考えかを伺い

ます。

2問目は、政策立案のための専門部署の設置についてを伺います。

今日、自治体の政策は、各課連携の横断的施策となるものが多くなり、これまでの縦割り行政では難しい面が出てまいりました。当面は、各課連携で乗り切れるのでしょうか。しかし、例えば、環境問題1つ取ってみましても、市民生活課が環境基本計画を作成していますが、実際に取り組む事業は、役所内の全ての課が取り組むべき内容となっています。どの課が、どのような事業に、どれくらいの予算を配分して取り組むのかは、それぞれの課が決めることになっているのです。計画がどのように進んでいくのかまで、市民生活課が口を挟めません。それぞれに環境に関する事業に取り組むとしても、少ない予算で相乗効果が発揮されるような工夫が必要ではないでしょうか。でなければ、せっかく高いお金をかけてつくった計画も、絵に書いた餅になるろうというものです。

そこで、各課が連携しなければならないような政策では、立案から連携のマネジメント、統括まで行う専門部署が必要と思われませんが、見解を伺って1問目といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の児童虐待防止の取り組みについて、その1でございます。

厚生労働省の統計によれば、全国的には児童虐待相談対応件数は毎年増加しております。本市においても、今年度中も虐待の恐れがある旨の通報等がありました。現地確認等行うなどしたところ、虐待認定に至るものはありませんでした。現状は、今申し上げましたとおりであります。育児放棄等の虐待の種類によっては、認定または発見が困難なケースがあることも承知していますので、今後も、日置市の子どもたちが健やかに家庭、地域で

生活できるように、現在取り組んでいる虐待防止対策事業を継続して推進してまいりたいと考えております。

2番目でございます。

児童家庭の相談窓口が、児童相談所のみでなく、身近な相談窓口として市町村でも対応するようになっており、事案により、本市と児童相談所、鹿児島県地域振興局と連携をとっております。本市では、子育ての孤立化を防ぐために、全ての乳児のいる家庭を訪問、また、児童を対象とする各健診時においても児童相談を行うなどの取り組みが、早期発見、早期支援、児童虐待の防止につながっていると考え、関係各課とも連携をしているところでございます。さらに、家庭相談員を専門相談員として2名配置し、さまざまな相談支援を行っております。今後も、子ども支援センターが中心となり、関係各課が連携し、相談支援活動に取り組んでいきたいと考えております。

3番目は教育長のほうに答弁させます。

2番目の、政策立案の専門部署を設置すべきではないかということです。

本市におきましても、厳しい財政状況を踏まえ、第1次行政改革大綱において、職員数の削減とあわせて、組織機構の見直しにも取り組んでまいりました。そのアクションプランにおきましても、平成18年度に消防本部を除き50あった課が、平成22年度までに40課以下という目標を掲げ、課の統廃合等の取り組みを進めた結果、22年度に36課になったところでございます。その中で、これまでも課の統廃合でなく、地域づくり課や特別滞納整理課なども新設するなど、横断的な施策を含む市の重要な施策については専門的な部署も設置し、また、各課の連携も図ってきているところでもございます。地方分権が進展する中、ご指摘の政策立案につきましても、ますます重要になってまいりますので、新たな行政事務や多様なニーズに的確に対応

できるよう、職員数等も十分勘案しながら組織体制の構築を目指してまいりたいと考えております。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

児童虐待についての1番目ですが、今年度、教育委員会、子ども支援センターで把握している事例はございません。24年度中に、子ども支援センターに学校から虐待ではないかとの連絡はあり、福祉課と連携をとり調査を行った結果、しばらく様子を見るという対応をとった事例が1件ありました。

②、虐待については、管理職を通して通告義務があることを、全職員周知させております。そのことを踏まえて、日ごろから、児童生徒の変化を見逃すことがないように指導してるところであります。

相談については、子ども支援センターを中心に、スクールカウンセラー、教育相談員、家庭相談員、スクールソーシャルワーカーが対応できる体制を整えております。また、福祉課を中心とした関係課との連携を図りながら、実態把握にも努めております。

鹿児島県家庭教育支援条例についてですが、3番です。鹿児島県家庭教育支援条例は、本年10月に策定され、平成26年4月1日に施行されます。現在のところ、具体的な施策等も明確にされておられませんので、今後、県の動向を見ながら対応してまいりたいと思います。

本市では、これまでも、家庭の教育力向上を目指したさまざまな手だてを行っております。家庭教育学級や子育て講座などを通して、家庭教育の充実を図ってきたところです。また、家庭教育の充実に向けた研修の機会を確保するために、PTA指導者研修会や県・地区等で行われる家庭教育に関する研修会へは積極的な参加を促しております。今、述べましたさまざまな取り組みをさらに進めると

もに、今年度から始めたブックスタート事業を活用して、幼児期からの読書の大切さや、さらに、おひさま運動を継続して、礼節や生涯学習の大切さ、心身の健康など、家庭教育で身につけるべき基本的な生活習慣の定着を図っていきたいと考えております。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を14時10分といたします。

午後1時57分休憩

午後2時10分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○12番（花木千鶴さん）

それでは、通告の順に沿って、さらに伺ってまいりたいと思います。

先ほど、答弁いただきました。現状の把握というものについては、保険課がスタート、家庭訪問したりしながら、そのあたりで拾うところからあって、本市に寄せられた相談や通報など、わかったケースで判断しているというような状況だったと思いますね。しかしながら、答弁にもありますように、それでも発見困難なケースがあるということは想定しているんだということでした。では、今やっている事業、取り組んでいるのとは違って、それでも発見できないケースがあるという想定、それについては、今後深めていかなければならないようなということがありましたが、具体的に、もっとどんなことを進めていかなければならないとお考えなんでしょうか。そして、それができていない課題等、その辺についてを、ちょっとご答弁いただけませんか。

○健康保険課長（平田敏文君）

ただいまのご質問でございますが、当然、対象者からの相談や通報などの待ち姿勢だけではないというふうと考えているところでございます。地域の母子保健推進員や保育園、

幼稚園、学校、地域の医療機関など、いろいろな場で気づけるような視点が必要であるというふうに考えます。そのためには、日ごろから、特に、保育園、幼稚園等と気になることがないかなどの情報交換を行っているところでございます。また、母子保健推進員につきましては、地域の気づきの重要な役割を担っていますが、その方々に対しましては、市においても研修会を開催し、訪問チェックマニュアルを作成し、訪問における視点等についても学んでいただいているところでございます。

以上でございます。

○12番（花木千鶴さん）

今のままでは不十分だから、さらなる取り組みは必要なんだと思います。

出生後4カ月あたりから、こんにちは赤ちゃん事業に取り組んでおられます。育児支援家庭訪問事業なるものもありまして、これには、母子保健推進員さん方の家庭訪問でやっている。この中で気づいたことをチェックすることになっていると思いますが、この推進員さん方のチェックというのはどういった内容になっているのか、ちょっと簡単でいいですので、どういったチェックをするのか教えていただけませんか。ここでご紹介ください。

○健康保険課長（平田敏文君）

家庭訪問での母子保健推進員のチェック内容の件でございますが、チェック表は、大きく4つに分かれております。母親の様子、子様子、家族の様子、家の様子というような4段階に分かれてまして、その中におきまして、産後うつと母親のメンタルや身体状態等の把握、そして、子どもの発達の状況、また、産後の育児サポートの体制の把握など、この辺をチェックをしていただきまして、虐待の疑いがないかなどをチェックをしていただいているところでございます。

以上でございます。

○12番（花木千鶴さん）

チェック内容が今ありました。推進員さんが、変わったこと、気づいたことなどをチェックするということなんですけど、子どもが、ここを発見のスタートとするなら、入り口とするならば、子どもが虐待を受けていないかどうか、夫婦間の間にDVはないのかどうか、こういうあたりを、単なる気づきにとどめないで、どんな視点で観察すれば、それが掘り起こすことができるのかとかですね。こういうデリケートな問題は、ただ気持ちに任せて聞けばいいというものではありません。本当にデリケートな問題は、どのように聞けばいいのか、どのようにすれば、どんな言い方をすれば話しやすくなるのかという技術が要るわけです。そういう具体的なこちらのほうがアプローチをする方法を、研修をする必要があると思うんですね。この辺のところは、どのようにお考えですか。

○健康保険課長（平田敏文君）

母子保健推進員のための訪問チェックマニュアルを作成しておりまして、中に、虐待発見の視点、例えば、人前でも不自然に子どもを叩く、子どもが親に対しびくびくしている、子どもの様子に無関心、あるいは泣いても気にしないなどが盛り込まれているところでございます。

現在、年に1回の市の合同の研修会におきまして、訪問チェックマニュアルをもとに、保健師から説明をさせていただきまして、客観的に誰でも気づけるような視点を学んでいただいているところでございます。また、市の合同研修において、虐待についての研修を盛り込んだこともありますが、毎年同じテーマでの研修は開催しておりませんので、虐待に特化したテーマでここ数年は研修はいたしておりませんが、臨床心理士による話の聞き方とか、あるいはカウンセリングの技術につ

いての研修会を、昨年は実施をしているところでございます。虐待予防という面では、お母さんの話をよく聞き、つらい気持ちを共有したりすることとても重要だと考えますので、効果的な研修内容であると考えております。

今後も、お母さんたちが話したくなるような、そういう話術的な向上対策の内容を盛り込んだ研修会も、今後また開催していきたいというふうに考えております。

以上です。

○12番（花木千鶴さん）

私も、実は何名かの推進員さん方にお話を伺っております。ぜひ、専門的な研修を受けたいと言っておられました。それぞれが、どれぐらいの経験年数があられる方かは知りませんが、たくさんの推進員さん方、交代もあります。やはり、ここが発見の入り口だとするならば、もっときちっとした研修を受けて、スキルアップをしておくことが大事だろうと思っていますので、ぜひ努力されたいと申しておきます。

私は、本市の子育て支援のための保健福祉課の取り組みは、それぞれの担当課で努力していることは、高く評価しています。特に、教育とも連携した子ども支援センターの評価も、外部からも高い評価を得ていることも理解しているところです。ですけれども、もっとできることはないのか、救いを求めている子どもはいるかもしれない、いるんじゃないか、いたらどうするのか。大きな事件が発生していない今だからこそ、今後、虐待が発生したら、すぐに救済する、必ず未然に防止するんだといった体制づくりをしておく必要があるので、今回、しつこく質問をさせていただこうと思っていますが、保健師サイドで発見しましたら、子ども支援センター、これは家庭教育相談員、先ほどありました。そこにつなぐことになってるんでしょうか。そうなりますね。この際、深刻なケースにある場

合、そういったケースでは、相談員による家庭訪問を、まず受け入れるのだろうかと思うのです。一般に、このセンターの家庭教育相談員は、不登校であったりとか、入り口のささやかな悩みとかでは専門的に対応できるのですが、ケースが深刻である場合、虐待をする保護者は、精神的には大変追いつめられている現状もたくさんあります。こういったケースに、まず家庭相談員が行くことになるわけですが、そこで対応できるのかどうか、どのようにお考えですか。

○健康保険課長（平田敏文君）

先ほど申しましたが、ここ数年は虐待に特化した研修を行ってはいないわけですが、各地域の定例研修の中、全体の研修の中で、虐待をテーマにした研修も今後取り入れていきたいというふうに考えております。

また、日ごろから、福祉課、健康保険課、教育委員会とは連携が十分に取れている状況でありまして、もし、虐待が発生した場合は、福祉課のほうへつなぎまして、3課で協議している状況でございます。また、子どもも含め、家庭訪問をするケースがありますが、その際は、保健師、家庭相談員と一緒に訪問を行い、抱え込まないような支援を広くできるような体制をとっているところでございます。

以上でございます。

○12番（花木千鶴さん）

先ほど来、午前中もありましたか、一言に家庭の教育力の低下だと言っても、実は、非常に今日的には非常に複雑な問題を抱えているケースがたくさんあります。育児ノイローゼですとか、発達不安の問題ですとか、パートナーによるDVなど、保護者が精神的に追い込まれているということもたくさんあります。当事者の相談ですとか、地域の住民の通報などは、子ども福祉課、子ども福祉係となっていますけれども、一般的な相談と違って、虐待やDVなどは担当者の高いスキルが要求

されます。また、実際に、人権や犯罪にも絡む問題であるだけに、顔見知りの市役所の職員には相談をしたくない、市役所の人が見ているところに相談に行きたくないといった心理があると言われていています。男女共同参画の取り組みも同じようなことが言えまして、ですから、相談員の配置がなされているところです。この虐待の分野でも同じようなことが言えます。発達の遅れている子どもに対する虐待の場合には、それなりの心理士が対応していることはありますが、この家庭そのものを支援していくという役割を担うのは、ほかに専門員の配置が必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○福祉課長（東 幸一君）

専門員ということでございます。現在は、今、議員が申されましたように、職員には話したくない、だから専門員が必要だということで、福祉課のほうでは、今、家庭相談員ということで2人配置はしております。この方々が、職員にかわってといたしますか、それぞれの問題を抱える家庭の中に入っただいて、お互い信頼関係を築きながら、その中で相談を受け、そういった事例に発展しないように事を進めているというのが現状でございます。

ただ、この方々が、常時役所のほうにいらっしゃるかというのと、このお二人についても、もう常に抱えていらっしゃる家庭も多ございますので、そちらを定期的に回ったり、保育所、それから学校、そして幼稚園等も回るケースが多ございます。そういった関係で、常駐はなかなか難しいですけれども、現在のところ、2人で対応しているというのがございます。

○12番（花木千鶴さん）

家庭相談員のお仕事も、私もよく理解しています。2名の皆さん、そのほかのチーム力で何とか努力されていることはよくわかって

います。

ただ、それだけではなくて、この分野が、専門的な能力を、スキルを要求される分野だということで申し上げます。児童虐待防止法の中でも、専門性を大変重視しているところです。児童相談所では、児童福祉士、心理職、医師などとなっていますけれども、市町村は関係者の研修どまりとなっています。しかし、虐待が子どもの成長発達に及ぼす影響ですとか、人権問題だと捉えた場合に、子ども支援センターに位置づけるという考え方もあると思います。うちは、だからこそ、センターの家庭相談員をその役割に充てているわけですけれども、もし財源を確保することができたとしたら、センターの役割は教育長がトップだと思いますが、財源確保が可能であるならば、この専門職をきちんと位置づけたいと、どの役にするかは別としても、そういった形で、もう少し強化するお考えは、財源の確保がもしできたらいかがですか。

○市長（宮路高光君）

すばらしいご提言いただき、その財源の確保がございましたら、きちっとやっていきたいと思っております。

○12番（花木千鶴さん）

そうですね。財源が1番問題になってくるころだと、私も十分に理解しています。きのうも、ちょっと自立支援協議会がありました。本市の子育ての分野での心理職の役割も大変大きなものだということも、それもやっぱり確保できたのも、財源の後押しがあったからですね。それ、よく十分わかっていますが、それも、この提案も、そこに行き着くわけです。財源の問題は、後から提案させていただきたいと思っておりますが、まずは人材が確保というところで、また新たな人を雇い上げるっていうのは、あんまり私もいいことではないんじゃないかと思ってるんです。ただ、

現在、支援センターのほうでは、非常勤の心理職、カウンセラーが1名いらっしゃいますが、もし財源確保ができれば、この位置づけの方を常勤にすることができれば、子ども支援センターのスキルは大変上がっていくと思っていますところなんです。ですので、新しい人を雇い上げる、人がいないじゃなくて、ここを何とかできないかと思っていますところなんです。この件についても、財源確保がもしできたならば、前向きに検討されたいと申し上げておきたいと思えます。

さて、行政には、いろんな相談が寄せられてまいります。人目を避けたい相談というのがあるんですね。ほかの相談事もそうですけれども。その場所の確保については、今2階の介護保険の向こうのほうに少し部屋を設置しました。1階のほうの保険サイドの前のところも少し使えるようになりました。しかしながら、役所の人目につくところは嫌だなというものもあります。その辺の場所の確保について、この間、一時的なものは設置したけれども、今後に向けてというところのお考えはいかがですか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、やはり相談する内容というのはさまざまありますし、人目に見られない部分もあります。また、私ども、設置している場所も、またどこがいいのか、人目につかないところじゃわからないし、そういう部分もございます。今、おっしゃいますとおり、この庁舎内を含めて、またそういう場所がございましたら、今、2カ所ですね、今、おっしゃいますとおり、1階と2階の介護保険の横につくってあるのが事実でございます。まだどっかにいろいろと空きがございましたら、今、ご指摘のことについては十分関係課で検討もしていくべきであろうかと思っております。

○12番（花木千鶴さん）

私どもも、いろんなところで研修もさせていただいているところですが、相談室と相談にかかわる人のスキルが、この相談する分野では最も重要なんだと言われます。私も、先般研修に行ったときに、相談室はどうなっていますかと、まず聞かれましたね。これ、大変重要なことなので前向きに検討されたいと思えますが、それと同時に、相談する人たちの、先ほどありましたが、周知をして、そして通報とかしてくれるような情報提供もしていかないといけないなという話もありましたけれども、それも通報しやすいっていうのが、それに見合った環境が整っていなければ通報はしたくない、知ってる人には相談もしたくない、相談する場所があそこじゃ行きたくない、それでは人の心は動かないわけです。ですから、ぜひとも検討されたいと申し上げておきます。

さて、本市では、事例が発生したら、先ほどあったように子ども支援センター、そして児童相談所などと連携して、保護の必要性について検討することに、今なっています。しかし、どうでしょうか。そうしている間に、連携を取ったり、話し合いをしている間に、もう死んでしまったというケースがニュースで流れてくるようになりました。そこで、本市の緊急的措置について通報があった場合、そして夜間にも通報できるようになっているのか。その辺のところを伺いたいわけです。そして、夜間に通報があったりして、ほかの機関と連絡が取れないという場合、緊急に保護しなければならぬという事案のとき、どのようにする体制になっていますか。

○福祉課長（東 幸一君）

緊急時のということでございます。通常から言いますと、先ほど議員がおっしゃったように、各課連携をしながら、またケース会議等開いて、その対応に当たるわけですが、緊急時の場合におきましては、もう私どものと

ころに直接通報があるか、あるいは児童相談所へ直接あるかといったような場合でございます。日置市においては、もう職員に直接入ってきます。そうした場合には、職員のほうで、これも48時間以内には確認をなさいという部分がありますので、早急に現地を確認することになります。その現地を確認する場合にも、関連の、例えばそういった緊急事態であれば、警察のほうに援助をお願いしながら現地を確認をすることになります。その現地を確認した際に、保護が必要ということであれば、即、そのまま日置市の5つの施設のほうに一時的に保護をする施設を委託契約をしておりますので、そちらのほうで、夜間であれ、施設のほうに移して保護をするということになります。また、その後、その経過によっては、児童相談所のほうに後を引き継ぐというようなことになるようでございます。

○12番（花木千鶴さん）

私は、先日、ある養護児童施設に行っていました。乳児院も行ってまいりました。そこで伺った話では、施設の側から見ても、児童虐待の現状が非常に深刻だが、行政の取り組みがいまいちだと残念がっておられたんですね。いろんな課題も伺いました。先ほど来の質問も、その辺を根拠にしているところもでございます。本市で、もう大きな問題があったわけではありません。しかしながら、本当はあっても気づいていないかもしれない、今後、事件になるかもしれない。そんな危機意識を持って、緊急的対応にも万全を期されたいと思うわけです。

一時保護について、5カ所と委託契約をしていると伺うことができ、ほっといたしました。いつ、いかなるときでも、緊急な場合には、もう即事務手続きの前にやらなければならないことをさっとやってくれるのかどうか、ここができるところとできない市町村の差があると、施設では言われたんです。です

から、ぜひ、その辺のところは、これまでケースはないかもしれないけれども、ぜひ、その辺のところは対処されたいと申し上げておきます。

県の条例については、先ほど、午前中も19番議員の質問もございました。先ほど来、私の質問にも答えていただきました。そのことを踏まえてですけれども、県の条例では、市町村の施策に対する支援助と財政措置についてが明記されているところですので、私は、市町村のほうから具体的な施策を打ち出して、その必要な支援を求めていくべきではないかと思っているんですね。教育長の答弁では、県の要綱ができるのを待ってとおっしゃいました。そうではなくて、こちらのほうから、必要なものを先に打ち出す姿勢が大事なのではないかと私は思っています。そこら辺のところ、教育長、どのようにお考えですか。

○教育長（田代宗夫君）

基本的に、県の責務というのがございますが、家庭教育支援施策を総合的に策定し及び実施する責務を有するというようになっておりますから、まず県が、どんな体制で何をどうしようとしているのかという大綱がわからないと、私、できないんじゃないかなと思います。私自身は、具体的にはいろんなことは考えております。ただ、何もまだわからないところにもっていくのは、まだ、今ちょっと早いんじゃないか。これができさえすれば、こんなことしてほしい、これに予算どうですかとか、そういうことは可能だと思うんですが。私は、そんなふうに捉えております。

○12番（花木千鶴さん）

それは、もうよくわかります。私も、議員になる前に、いろんな要請活動しておりました。その中で、やはり要綱づくり待ちというよりは、どんな要綱をつくってほしいのかということが大変重要だというふうに私は考えていて、今、教育長が答弁されたことも、手

続き上はそうだろうと思いますが、やはり、どんなことをしてでも、第1号の要綱ができたときの助成を受けるのは、日置市のこの施策にしてもらいたいというほどの気概を持って、県のほうにはぜひこういう盛り込みを、こういう課題を盛り込んでもらいたいというような働きかけが必要ではないかと。本市が施策をつくるということではなくて、それぐらいに働きかけはあっていいのかなと。

私は、先ほど、財源の話をして、財源があったら専門職を雇いますかというのもありました。市町村が現実には抱えている問題とか、今、本市が、子ども支援センターが担っている役割の需要さとか、そのことが充実すれば、もっと子育て全般に及ぼす影響であるとかということをアピールして、何とかそこに引っかかる制度になるようなものにしてもらいたいというような働きかけは大事ではないかという意味なんですけど、いかがでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

議員がおっしゃることも、大変よくわかります。わかりますけど、まだ当然県が、今、これから具体的に作業始めていくと思うんですが、その策定委員になる人が誰なのか、それもまだ今、私どものほうはわからないわけでございます。したがって、そういう作成委員が決まって、作成をされる段階があるだろうと思うんです。そして、まだそれがある程度作成されても、パブリックコメントなり何なりで、こちらのほうに、また原案なりが返ってくるだろうと思うんですが、そういうあたりで、必要なものは提言をしたりしていく必要があるんじゃないかと。私ども教育長会といたしましても、いろんなお願いもこれまでもしてまいっておる、大事なことにしております。そういうことが、どんな形で盛り込まれていくのか、あるいはどうなのか、全く、大変すばらしい条例ができていると、内容的には今思っておりますので、これがうまくで

きればかなり進むと、自分では思っております。ただ、もとの形なりそういうものがないのに、何も無いところに話をするというのは、もうちょっと待ってもいいんじゃないかなと思います。

○12番（花木千鶴さん）

そういった答弁を、これまではたくさん聞いてきたように思います。しかしながら、私もこの条例、評価してるんですよ。きょうも、3名ぐらい、子育てに関する質問がございました。これから、後も家庭教育、続いていきますね。それほどに広い分野であるし、求められてる施策ですので、私は、まあ、この場で教育長が答弁になれる範囲というのは限界があるかとは思いますが。しかしながら、今あったように、チャンスがあった時点では、もういろんな課題を1つでも解決するための施策は、県には働きかけてほしい。そして、一歩でも本市の施策が進むようなものと重なり合うような制度をつくってもらうために、骨を折っていただいたと申し上げておきたいと思っております。

教育の問題は、多岐にわたります。これまでも、多くの事業や取り組みがなされてきました。でも、問題は深刻化している現状の報告ばかりです。ですから、うたい文句ではなくて、個別な課題に対する具体的な取り組みが大事だと思っております。虐待問題への取り組みは、特別なことのように感じている人もいますかと思いますが、今の子育て世代の誰もが抱えている問題に、どこか重なっていると思っております。ですから、家庭教育を初めとして、子どもの健全発達を支える原点と捉えて、積極的に取り組んでいただきたいと思います。そして、次の質問に移ってまいります。

次の、最後の質問項目として、これは、今現在では、総合計画や基本計画といったようなものは、企画課が担当していますが、計画をつくるだけで、中の事業はそれぞれの所管

課が進めることに、今なっています。予算編成も課ごとに行うので、一体的な取り組みにはなっていません。市長の答弁は、先ほどの答弁では、少し前向きに取り組んでいただける姿勢かなと思ってほっとしたところですが、現状として、やっぱりそれぞれが同じ環境問題、例えば取り組むとしても、ばらばらにやってるだけじゃないかという感じがするんですね。その辺のところを、現状について市長はどのように認識しておられますか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございましたとおり、政策する、企画、また、原課、財政、この3つの中で、いろいろと行政におきます予算編成というのはなされてるといふふうに思っております。その中で、今、おっしゃいましたとおり、環境問題をとりましたも、全課に関係するいろんな幅広い部分があります。そういう中におきまして、特に大事なプロジェクトにおきましては、それぞれの課が、それぞれの担当を出して話し合いしていく。特に、この政策立案という部分で、それぞれの原課が事業ももってくるわけでございますけど、やはりそれぞれ持ってきたときに、どこまでどういうふうにどういう課に関連するのか、これは企画課のほうでもチェックをさせていただいております。大変こういう今出させてもらっているのは、本当に大きな問題でございまして、これがスリム化していく中においては、やはりすばらしい1つの政策立案が、さき言ったように、絵に書いた餅じゃなく実施できる、これが本当の1番望ましいことでございますので、現実的にそのような体制になるような形で、課の再編等もやっていかなきゃならないというふうに思っております。

○12番（花木千鶴さん）

私は、先ほど虐待の質問をさせていただきました。ここでは、子育て教育については保健福祉、教育委員会が連携しなければならない

いということをおわかっていて、本市でいち早く3課連携の支援センターを設置したと、これが高く評価されているところですね。それでも、まだ課題はたくさんあるというわけです。先ほど、午前中、19番議員も質問されましたけれども、私も、これまでこの課の方向性については、センターの方向性については、子ども支援課なりの設置をすべきじゃないかと提案もさせていただいてきているところです。それというのも、やっぱり、積極的な取り組みをすればするほど、先ほどあったように、すればするほど越えられない連携の限界っていうのにぶつかっていくからですよ。市長も、教育長も、大変大きくうなずいてくださっていますが、そうなんです。市長は、この分野の一本化は考えていないということでしたけれども、現場が1番それを願っているのではないだろうか、壁にぶつかって仕事をしなければならない、現場が1番わかっているのではないかと私は思っています。センターのそれと同じだと思うんですね。市長は、前向きに考えていきたいということでした。どの分野でやっていかれるのかはわかりません。しかし、これは、私の個人的な見解でもないわけです。本市は、ことし5月に開催した環境自治体会議においても、東京事務所から同じような指摘をされているはずなんですね。そのことを、市長はどのように受けとめられたのですか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございましたとおり、今、子ども支援センターのほうでもさき言いましたように、保険福祉課、福祉課、教育委員会やっております。今、おっしゃいましたとおり、それぞれの課という、政策課というのが大事なのか、政策という部分の中で一致するものなのか、そういうものを含めて、今、ご指摘ございました環境自治体会議するに至っても、当初のうちは、本当に大きな課題がたくさんござい

ました。担当だけで1人悩んで、1人で動いている部分もいっぱいあったというのも事実でございます。そういう中におきまして、期間を続けるに至って、最後のところで、やっとそういう関係課との調整ができたということで、いろいろと時間もかかる部分もあるのかなというふうに考えております。そういう中におきまして、今、ご指摘ございました専門家になればなるほど、本当は1点から考えていけば、そういう専門的な形が必要であるわけなんですけど、また、多面的にいろんな部分を考えたときには、専門部署の中では、またできない部分もいっぱいまた出てまいります。いつも言う、縦軸じゃなく、横軸をどうした形の中で行政は進めていくのか、これが課題でございますので、議員からご指摘ございますとおりに、こういうことを、いつも頭に課題であるということをお前提で仕事を進めていかなければならないというふうに思っております。

○12番（花木千鶴さん）

ええ、前向きにしてくださるのかなと思ったら、課題であると認識してるってんで、ちょっとトーンダウンしたような感じはするんですが、まあ、しっかりと課題であるということは捉えていて、前向きに進めていきたいというような意向も示されたというふうに理解していますね。それでいいという、うなずいておられますので、そういうご答弁でした。

各課、連携で行うものとしては、ほかに、新エネルギー施策ですとか、それとか環境も先ほど来ありました。それから、男女共同参画なども連携が必要とするところです。指示系統はどこなのかという、そこら辺のところが出てくる問題ではありますので、課題はたくさんございます。全庁的な取り組みでは、柱となる専門部署を設置して、各課連携に対する指示系統を明確にして、効率的で効果的な実績を上げる必要があるという前提に立っ

ています。私たち議員は、たくさんの自治体に研修に行かせていただいておりますが、行政評価の高い町では、もう既に、このような部署を設置して動いているところです。本市も、来年度で合併してから10年目となります。合併効果は、市民からの行政評価が高まることですが、まだまだ縦割りが強くてまだどかしいという市民の声が聞かれているのが実態です。

市長は、先ほどの思いの中では、これから何とかできるところから進めていきたいという答弁だったと思います。そのことは、大きな第一歩だったと私は理解しているところですけれども、今後、ダイナミックな機構改革、行政機構の話も答弁としてございましたが、ダイナミックな機構改革への将来的な考え方というもの、あるべき姿をちょっとお話をされましたけれども、そういった方向性でいく必要があるんだとおっしゃいました。ここの機会を第一歩として、将来的な考え方というものをお尋ねをして、私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

行政改革の中で、私どものこの組織の機構、やはりこれも大きな1つの今後のテーマでもございます。私どものところは、部制というのをとっております。部制の中で、特に福祉部門を含めた中では連携はする。また、産業におきましては、本当に災害時を含めた中で、部全体でやっていける。総務部におきまして、そのような連携は、それぞれの部制の中でとれてる部分もあります。また、今、ご指摘のとおり、支所の問題を含めまして、こういうものの本所、支所のそれぞれの仕事の分担、そういう部分の中で、今1番、私どもが考えているのは、特に産業建設の部分、技術者の問題、それぞれのところに配置しております。ただ、限られた人間でやる中において、やはりそういう一緒の部署の中において、み

んながそれぞれ分かれていかなければ、幾らたっても、このことは難しいということで、特に、この改革の中におきましては、産業建設の部の中において、そのようなものを、今後、やはり1つの目玉としてやりながら、議員もおっしゃっておりますとおり、やはりそれぞれの要望というのも、大変幅広く専門的になってきておりますので、今後、私ども職員も、市民に伝えられるような研修を今後やっていきたいと思っております。

○議長（宇田 栄君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（宇田 栄君）

以上で本日の日程は終了しました。あすは午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会をいたします。

午後2時48分散会

第 3 号 (1 2 月 1 3 日)

本会議（12月13日）（金曜）

出席議員 21名

1番	中村 尉司 君	2番	畠中 弘紀 君
3番	留盛 浩一郎 君	4番	橋口 正人 君
5番	黒田 澄子さん	7番	山口 初美さん
8番	出水 賢太郎 君	9番	上園 哲生 君
10番	門松 慶一 君	11番	坂口 洋之 君
12番	花木 千鶴さん	13番	並松 安文 君
14番	大園 貴文 君	15番	漆島 政人 君
16番	中島 昭 君	17番	田畑 純二 君
18番	池満 渉 君	19番	長野 瑛や子さん
20番	松尾 公裕 君	21番	成田 浩 君
22番	宇田 栄 君		

欠席議員 1名

6番 下御領 昭博 君

事務局職員出席者

事務局 長	上園 博文 君	次長兼議事調査係長	恒吉 和正 君
議事調査係	下野 裕輝 君		

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮路 高光 君	副 市 長	小園 義徳 君
教 育 長	田代 宗夫 君	総務企画部長	福元 悟 君
市民福祉部長	吉丸 三郎 君	産業建設部長	瀬戸口 保 君
教 育 次 長	内田 隆志 君	消防本部消防長	上野 敏郎 君
東市来支所長	富迫 克彦 君	日吉支所長	田代 信行 君
吹上支所長	山之内 修 君	総務課長	野崎 博志 君
財政管財課長	満留 雅彦 君	企画課長	大園 俊昭 君
地域づくり課長	堂下 豪 君	税務課長兼特別滞納整理課長	鉾之原 政実 君
商工観光課長	田淵 裕 君	市民生活課長	有村 芳文 君
福祉課長	東 幸一 君	健康保険課長	平田 敏文 君
介護保険課長	福山 祥子 君	農林水産課長	瀬川 利英 君

農地整備課長	藤澤 貴充 君	建設課長	桃北 清次 君
上下水道課長	丸山 太美雄 君	教育総務課長	宇田 和久 君
学校教育課長	片平 理 君	社会教育課長	今村 義文 君
会計管理者	前田 博 君	監査委員事務局長	松田 龍次 君
農業委員会事務局長	福留 正道 君		

午前10時00分開議

△開 議

○議長（宇田 栄君）

下御領昭博君から欠席の連絡がありましたので、お知らせをいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（宇田 栄君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、7番、山口初美さんの質問を許可します。

〔7番山口初美さん登壇〕

○7番（山口初美さん）

改めまして、皆様、おはようございます。私は、日本共産党を代表して一般質問を行います。市民の皆さんから寄せられた声や願いを市政に届け、実現するために、今回は大きな項目で5点について質問いたします。

まず、敬老祝金について伺います。

日置市の敬老祝金は、現在、節目支給となっております。88歳、99歳、100歳、100歳以上は毎年ということで支給されております。限られた一部の方にしか敬老祝金をお渡しできていないのです。私は、ご長寿をお祝いし、長年のご苦勞に感謝をし、敬意をあらわすという敬老祝金の趣旨からも、75歳以上の全ての高齢者に敬老祝金をお渡しできたらどんなにいいだろうと考えます。いかがでしょうか。市長はどのようにお考えか伺います。

2問目は、1期4年ごとに支給されております1,700万円の市長の退職金について伺います。

市の財政の大変厳しい中、そして市民の所得も減り続けている中、市長の退職金はなくすべきとの声が寄せられています。ことしの市長選挙も無投票でございましたので、なお

さら市民からは厳しい声が届いているわけでございます。市長みずからが判断されるべきと考えます。市長の誠意あるご答弁を期待します。

次の質問は、脱原発についてです。

福島原発事故から2年と9カ月経過しましたが、事故の現場では放射能汚染水の深刻な状況が続き、今も避難指示区域は1,150km²と広大な地域にわたっています。そして、たくさんの方々がふるさとに帰れない避難生活を余儀なくされておられます。

このように、終息とはほど遠い福島の現状です。さらに、きちんとした原因究明もされていないのに、九州電力は川内原発の再稼働申請を行い、現在、原子力規制庁において、新基準に基づく審査中です。しかし、その新基準は規制委員会自体が100%安全とはい切れないと言っております。市民の命と安心・安全な環境を守るためにも、再稼働に反対する意思をはっきりと表明する考えはありますか。市長の見解を伺います。

次に、秘密保護法について、市民への影響についての市長の見解を伺います。

秘密保護法は、今月6日、深夜の参議院本会議で、自民・公明の強行採決で成立しました。審議すればするほど憲法と相入れない法案の人権、民主主義、平和を踏みにじる本質が明らかになり、廃案と慎重審議を求める国民世論が日増しに広がる中での暴挙でした。この秘密保護法は、日本国憲法に明記された国民主権、基本的人権、平和主義をことごとくじゅうりんする違憲立法であり、この法律ばかりは、通ったから仕方がないでは済まないのです。市長は、この秘密保護法が市民にどのような影響を与えると考えておられるのか、見解を伺います。

最後の質問は、高過ぎる国民健康保険税の引き下げについてです。

市民は、国保税が高過ぎて、払うのにほん

とに苦勞しております。年内12月25日が国保税の納付期限となっております。この前、12月2日が納付日だったこともありまして、今月は2回分も国保税を納めなければなりません。国保税を無事に払って、安心して年を越せるのかどうか、大変心配されておられる方も少なくありません。毎回取り上げている問題でございますが、高過ぎる国保税は何としても引き下げが必要です。そして、払いたくても払えない、つらい思い、惨めな思いで年越しをされる方のことを思うと心が痛みます。

そこで伺います。まず、所得階層別の国保税滞納者数と資格証明書や短期保険証の発行数について伺います。

また、法定減免とは別に、市独自に低所得者や人数の多い世帯の国保税の引き下げや減免の考えはないかについて伺います。

以上、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の敬老祝金について。

敬老祝金については、平均寿命が大幅に伸びたことにより、対象者が急増し、今後のさらなる高齢化の進展を考えると制度の維持が困難であることと、また生きがいつくりや在宅福祉サービスを初めとする高齢者福祉事業を実施するための財源を確保することから、平成19年度に見直しを行い、現在の支給要件としているところでございます。

長年にわたり社会に貢献していただきました高齢者の方々を敬愛し、長寿をお祝いするための敬老祝金事業の維持のためにも、現行の支給要件としていきたいと考えております。

2番目の市長の退職金についてでございます。

本市は、鹿児島県市町村総合事務組合に加入しておりまして、39市町村の退職手当の事務を共同処理しております。退職金に係る

支給率やその負担につきましては、同組合において条例で定められており、この条例に基づきまして直接支給されておりますので、私だけが廃止できるものではないと思っております。

また、私の退職金につきましては、実際に税金を控除された後の受け取り額につきましては、1,700万円ということでございますけど、その3分の2という程度になっております。

3番目の脱原発についてです。

九州電力の川内原子力発電所1号機、2号機については、新規制基準の下、適合審査中であり、再稼働申請は適合審査後に提出されると認識しております。国において、原子力比率については、引き下げを行うとともに、再生エネルギーの普及と省エネルギーの推進を最大限加速させていく方針でございます。

これまでも申し上げておりますとおり、原発は今後段階的に縮小し、代替エネルギーの転換を推進すべきであると考えております。

4番目の秘密保護法案についてでございます。

国の安全と国民の生命・身体・財産を守るために必要な情報だけを特定秘密として指定し、大量破壊兵器や国際テロ活動に対処するため、安全保障に関する重要な情報の漏えいを防ぐ法整備と理解しております。特定秘密として、防衛・外交・スパイ防止・テロ防止の4つの分野に限定されていますが、国民の知る権利や報道の自由などが懸念され、賛否両論の意見が出されています。この法案が市民に与える影響が直接どうなるかと、そういった懸念される部分を十分に明確にした上で運用してほしいと考えております。

特別な保護に値する秘密は、具体的な事例ごと、専門的知識を持つ各機関等で判断していただき、市民に周知していただきたいと考えております。

5番目の高過ぎる国保税の引き下げについてでございます。

国保税については、世帯員における加入者の所得の総額を、加入者の人数である被保険者数に応じて区分したものが、課税における軽減判定の基準となり、例えば被保険者が2人の世帯では、所得が33万円以下は7割軽減、57万5,000円以下は5割軽減、103万円以下は2割軽減に、それぞれ該当し、103万円を超えると軽減はありません。この区分を所得階層として見た場合の平成24年度の実績では、7割軽減が3,028世帯、このうち滞納世帯は225世帯、7.4%の割合です。短期保険者証は80世帯、資格者証は24世帯に発行しております。

同様に、5割軽減は599世帯で、うち滞納世帯は82世帯、13.7%、短期者証は37世帯、資格者証は5世帯に発行し、2割軽減は1,202世帯で、うち滞納世帯は154世帯、12.8%、短期者証は68世帯、資格者証は9世帯に発行しております。

また、軽減なしの世帯は3,806世帯で、うち滞納世帯は514世帯、13.5%、短期保険者証は155世帯、資格者証は50世帯に発行しております。

2番目でございます。本市の国保税は、地方税及び国保税条例に基づき、世帯の所得と加入者人数による基準に応じて均等割額と平等割額を2割・5割・7割の各割合で軽減する措置と、非自発的に離職された方の軽減措置を講じております。このほかに、災害の被害を受けた場合、病気・失業等により所得が激減した場合のほか、後期高齢者医療制度への移行に伴う旧被扶養者に対する減免措置がございます。

これらの制度とは別に、さらに、市独自で新たな減免措置を設けることにつきましては、国保会計を運営する上でさらなる財政負担を伴いますので、国保税の引き下げや減免の制

度を導入することは困難であることをご理解していただきたいと存じます。

以上でございます。

○7番（山口初美さん）

お答えいただきましたので、さらに1点目から伺ってまいります。

私は、お金の問題ではなくて、ほんとに気持ちの問題ではないかというふうに思っております。これは皆さんに差し上げた場合に、日置市での財政負担、今節目ごとに支給されておりますその今の財政の範囲内で、それを皆さんにお渡しするということは考えられないのか、その点について伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今回、曾於市のほうが今の言った75歳、市長さんがおかわりになって、配付するという報道はお聞きいたしております。その中で、今私も、市の中に支給しているのは約420名、958万円という金額でございます。約1,000万円程度の金額を、これ75歳が1万人以上おったとしても幾らになるのか、もう割り算をすればすぐわかると思います。これがほんとにいいのかどうか、一応私どもも今回こういう19年度に制度改正をしまして、曾於市のほうがそのような配分をするということでございますので、曾於市のそういうご意見というのもお聞きしながら、見直すときは見直していかなきゃならないというふうには思っております。

○7番（山口初美さん）

今、市長が曾於市のことをおっしゃいましたので、私もこのことを言うつもりで準備しておりましたけれども、ことしの7月に曾於市では、「敬老祝金を75歳以上全員に」と公約をされた新しい市長が誕生しました。ことしは3,000円の敬老祝金が75歳以上の高齢対象者、曾於市では8,918人に手渡されたということです。それまで曾於市では、5年ごとに支給されていたそうですが、

毎年もらえらるとなると、いつまでも健康で長生きしようという励みになりますというふうに喜ばれているということも南日本新聞などでも報道されたところでございます。

日置市もほんとにわずかな年金で暮らしておられる高齢者の多いまちでございます。私何人かにご意見をお聞きしましたら、たとえば1,000円でもうれしいよとおっしゃる方もありました。これは私からの1つの提案として、ほんとに受け取っていただいて、今後の検討課題としていただけたらと思います。日置市では24年度の9月1日現在の75歳以上の高齢者は8,718人でございます。曾於市とは200人しか変わらない状態です。曾於市と同じように3,000円をこの方々に差し上げるとなると、2,615万4,000円というふうに計算がなるようでございます。予算の範囲内のできるのであれば、1,000円ずつでも差し上げるといようなことも今後は検討していただけたらと思うのですが、その点について、再度伺いたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

以前は、大変、各旧町ごとですけれど、多くの敬老金を配付しておりました。その中で、19年度にしまして、節目ということで、全員という部分じゃなく、その節目になったときにある程度の金額を出しているのが実情でございます。今おっしゃいますとおり、全員という部分も一つの考え方かもしれません。まずはその中で、今言うように私どもはまだ1,000万円程度の敬老金の金額しかございませんので、当分の間、この節目節目の中で配付をしていきたいと思っておりますし、特にこの場合、半分は商品券という部分もやっております、その中で地域におきますその貢献もある程度やっておりますので、ここあたりの部分も十分、今後におきましても精査するつもりでございますけど、当分の間は、

今19年度したこの節目の中で支給をやりたいと思っております。

○7番（山口初美さん）

現在、その節目でもらっておられる方々が420人、全員に支給するとなれば8,718人、ほんとにたくさんの方が喜んでいただけるようになるわけですので、ぜひ前向きにご検討いただけるように期待しております。

次の質問に移りたいと思います。市長の退職金の問題は、私は市長の政治市政が問われる問題だというふうに捉えております。今、ほんとに若い人たちも安定した仕事につけない、公務員の給与も減らされる。ボーナスも出ないような民間企業も少なくない。パートのかけ持ちでやっと暮らしているとか、ほんとに苦勞して税金を納めている。営業も経営も厳しいとか、こんなご時世です。そんな中で、1期4年で1,700万円もの退職金、これはほんとにおかしいとか、あんまりだといったような市民の声があるわけです。これをほんとに市長としても受けとめていただきまして、近い将来、市長みずからがこの退職金を廃止されるということを期待したいと思っております。制度上の問題だとかそういうことはやはり言いわけだというふうに私は考えますが、市長の見解を再度伺いたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

もう退職金の問題については、曾於市の市長の公約のほうに上がっておりました。それで、その相談に市町村会のほうに参りました。その中で、どういう手段の中でできるのか、基本的には、1つは、方法はできます。脱会しまして、市の中で条例をつくれれば今おっしゃったような姿勢はできます。やはりこれは共同の中で、今回脱会してそういうことをすることにおいて、どれだけの多くの不利益といえますか、これは職員も全部ですので、自分だけできるわけだったらそういう部分はできる方法かもしれません。やはり、今回曾於の

市長さんのする見方を私のほうも十分検討させていただき、今後の参考にさせていただきたいと思っております。

○7番（山口初美さん）

一応承っておきます。

次の質問に移りたいと思います。脱原発についてでございます。小泉純一郎元首相の原発ゼロ発言が注目をされております。もともと原発を推進してこられた方がそう言うっておられるわけですから、ほんとに注目を集めているわけですが、もっと早く言ってほしかったという声もあります。首相が決断すればできると、元首相が言っているのですから、これほど説得力のある話はないと思います。

「脱原発こそ日本の生きる道」と言われたこの小泉元首相のこの発言を、市長はどのように受けとめておられるでしょうか。その点について伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

その発言についてはいろいろな意見があるのかなと思っております。ほんと言え、自分がしている首相の立場の中で発言すりゃよかったと。今、自由な身の中で、発言はいろいろとできると思っております。やはりそれだけこのことにつきます発言というのは重い発言であるというふうに認識しております。

そういうことを含めて、やはり今の安倍総理におきましても、責任あるエネルギー政策というのを考えれば、軽々に脱原発ということも言えないのかなという感じも持っておりますし、やはり日本として全体的なエネルギー政策というのを十分方向づけをしていたことが大事なことであるというふうに思っております。

○7番（山口初美さん）

この小泉純一郎元首相がこういう発言をされてメッセージをマスコミに出された、その決定的な動機というのは、フィンランドに建造中の隠された施設という意味を持つ高レベ

ル放射性廃棄物最終処分場オンカロを見学してからだと言われておりますが、市長はこのことをご存じでしたか。

○市長（宮路高光君）

テレビの放映でございましたので、見ておりました。

○7番（山口初美さん）

原発から出る高濃度の放射性廃棄物が生物にとって安全なレベルに下がるまでには10万年ほどかかると言われております。そのための永久保存施設オンカロの入り口には、「危険、立ち入り禁止」の警告が文字や絵で表示されています。しかし、果たして10万年後の人類に、「この扉をあけてはいけません」の意味が理解できるでしょうか。遠い遠い未来の子どもたちにこの意味がちゃんと伝わって、未来の安全は保証されるのでしょうか。このことを市長はどう思われますか。

○市長（宮路高光君）

あの映像を見まして、地下何百m下にどのように保管してありました。さっき言いましたとおり、10万年先のこと、いろんな中で推測はできませんけど、やはり今、日本におきまして、そういう保管する場所がないという、これが一番大きな原発におきます課題であるというふうに認識しております。

○7番（山口初美さん）

再稼働をすればこの核のごみが、人類の今の技術ではどうにもならないその核のごみがたまり続け、つくり続けられるということになるわけです。日本の国土には54機の原発があり、放射性廃棄物、つまり核のごみは大量に生産されてきました。今、核廃棄物はそれぞれの発電所、原発のところに保管されておりますが、いずれはオンカロのような、地震に襲われても壊れない頑強な最終処分場もつくらなければならないのです。再稼働をすればコストも危険度もますます拡大するのは確かです。動かせば動かすほど手に負えない

廃棄物がつくり出されるというわけです。この核のごみの問題について再度市長の見解を伺います。

○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、この核の最終処分といいますか、まだ日本のほうにはないということでもあります。中間処理という部分がございますけど、やはりここが一番懸念することございまして、そういう意味を含めて、今54機ある原発が全部稼働することは大変難しいというふうに思っております。それにかわるエネルギーというのをやっていたら、特に日本にエネルギーがなくなるときに、こういう日本は工業国という形の中で、今以上にやはり海外に転出してしまいう企業が續出してしまいう。今それぞれ安定的に電気が供給されておりますけど、これが止まったりなしたりすることがまだ大きな生活の市民に対します不安が出てくるというふうに思っております。

○7番（山口初美さん）

責任あるエネルギー政策ということをして市長もおっしゃいましたけれども、安全な、本当に再生可能な自然なエネルギーという、ほんとにエネルギーへの転換を本腰を入れてしっかりとやっていく。そのためには、やはり再稼働をさせてはならないという、そこが一番肝心なことだと私は認識をしております。

あさって15日日曜日、薩摩川内市で原発の再稼働に反対する集会やパレード、イベントなどが開催される予定になっております。集会は2時からということで、日置市からもたくさん誘い合って参加することになっておりますが、市長も1度こういう集会などに参加して、私はお誘いしたいとかねがね思っておりますけれども、いかがでしょうか、ご一緒に参加していただけないでしょうか。

○市長（宮路高光君）

その部分が、さっきも言ったように、私

は基本的な考え方が脱原発といいますか、思っております。段階的な縮小という部分を思っておりますので、若干私と考え方が違う部分がありますので、その中でそういう集会に参加することは私はいたしません。

○7番（山口初美さん）

せっかくお誘いをしましたけれども、つれなくお断りで、私は、ほんとに市長がこの脱原発の初心に返られて、飯館村の村長さんの思いのようなことを市長には絶対してほしくないというふうに思っております。私どもは私どもなりに、この反原発の運動を進めていくということを申し上げまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

秘密保護法案のことでございますが、法案が成立した後もさまざまな人たち、団体などから抗議の声明だとかそういうのが次々に発表をされております。宗教界だとか出版界、言論出版の分野では日本ペンクラブ、出版界では日本出版者協議会、日本雑誌協会、日本書籍出版協会など、そういうところが連名で声明を次々と出しています。法曹界、日本弁護士連合会、自由法曹団とか、この秘密保護法は国民の知る権利を侵害し、国民主権を形骸化するという反対意見などにもほんとに耳をかさずに、短時間の審議で採決を強行したことに批判の声なども添えられましております。

日本民間放送連盟、また日本民間放送の労働組合連合会、新聞協会、それから労働運動全労連だとか日本国家公務員労働組合連合会、全日本教職員組合、日本自治体労働組合総連合、女性団体も日本婦人団体連合会、新日本婦人の会、この廃止へ広範な女性と国民と草の根の取り組みを広げていくと、そういう決意なども発表されております。そのほかにも業者、医療関係者、平和団体、商工団体、民主医療機関、全国保険医団体連合会、農民運動全国連合会、もうほんとにさまざまな方た

ちが声を上げているわけです。

市民への影響についての市長の見解を伺いまして、やはり市長も危機感を持っておられるというようなことも伺いましたけれども、この秘密保護法は——政府はこの法案を公務員から秘密が漏れることを防ぐためのものと説明をしております。しかし、処罰や捜査の対象は公務員とその周りの人に限定されていません。政府も、国会答弁で、広く国民が処罰されることを認めております。秘密を知ろうと話し合ったり、他人に進めたり、大勢の人に呼びかけたりするだけで処罰できる仕組みだからです。

最大の問題は、そもそも、国民には何が秘密か、それも秘密という、そういうことです。事故が心配で原発のことを調べたり、米軍基地被害のことを住民同士で話し合ったりしただけで、ある日突然捕まったりする、そういうことも考えられます。それから、秘密を扱う公務員や武器関連メーカーの社員には、秘密を漏らすおそれがないか、危険人物との接触がないか、国が監視することになります。調査対象は本人の個人情報だけではありません。家族や親族も調べられる。テロ活動などへの関与があるかどうかも対象です。しかし、市民とテロリストの区別が外見でつくわけではありません。盗聴やおとり捜査で、知らない間に私たちの政治的な主張や考え方が調査されて、危険人物扱いされる危険があるということです。

政府は、米国アメリカとの秘密情報を共有するためにこの法案が必要だと言っています。しかし、2003年、日本はイラクに大量破壊兵器があるという米国からのうその情報をもとに開戦を支持し、自衛隊を派遣しました。後方支援ということで。かつての日本の侵略戦争も大本営発表で突き進んでいきました。根拠の情報が秘密にされれば、国民はおろか国会でもまともな議論すら経ることなく戦争

を始めることになってしまうんです。本当のことがわからなければ、国民には憲法違反の戦争さえ食いとめる手段がないということになるんです。

このような市民にとってもほんとに大変大きな影響があるということ、このことについて、市長、再度見解を伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、私どもの認識では、防衛・外交・スパイ防止・テロ、こういうものをするというふうに認識しております。いろんな報道の中で、ご指摘もございましたこの知る権利や報道の自由、ここまで制約されるんじゃないかなという、大変そういう不安の中でいろんな論争が起こっているというふうに思っております。これ法案が通りましたけど、今からそれぞれ第三者機関とかいろんな中でまた審議もされるというふうにお伺いしておりますので、今の段階は、私どもはそういうものを見守っていくしかないというふうに思っております。

○7番（山口初美さん）

私たち地方議員は、住民の負託を受け、住民の代弁者として行政をチェックし、住民の命と暮らしを守るために力を尽くしていくことが求められておりますが、この秘密保護法によって議員としての調査活動や言論活動が制限されることとなります。米軍機の低空飛行のことなども質問できなくなる。原発のことも。鹿児島県内の地方議員86人が秘密保護法に抗議しています。抗議声明を発表し記者会見も行いました。県内の市長会などでは秘密保護法に関する議論はどのようにされているのか、市長に伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

このこと、市長会がもうございましたけれども、この秘密保護法について、そういうテーマに乗った論議はいたしておりません。

○7番（山口初美さん）

この秘密保護法、公務員から秘密が漏れることを防ぐものというふうに政府は言っているんです。何が秘密かもわからないのに、公務員が罰せられるかもしれない。そういうことで萎縮して情報公開に消極的になってしまふ、そういうことが十分に考えられるわけですが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

さっきもちょっとお話し申し上げました防衛・外交・スパイ・テロ、こういうものが私ども地方自治の職員等におきますことでそういう秘密が漏れるとかそういうことは大変難しいというふうに思っております。今もさっき申し上げましたとおり知る権利、行動の自由という部分の中において、今も情報公開というのはきちっとやっていきます。だから、今の中で原発とか低空飛行とか、そういうものを質問しても、何も構わないというふうに私は思っております。

○7番（山口初美さん）

その秘密保護法のことにつきましては、総選挙のときも参議院選挙のときも、自民党も公明党も公約には一切なかったのでございます。それを突然に出してきて、短期間にゴリ押しで、数の力で国民の反対意見には一切耳もかさずに、強引に通してしまったわけです。こういうやり方を許していいはずはないと私は思うんですが、このことについての市長の見解をお聞きしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

このことについては国会政府のほうのやり方の中でやったことございまして、私がどうこう評価できる問題じゃないというふうに思っております。

○7番（山口初美さん）

そうはいいまして、市民に大きな影響があるわけですから、私はここで市長にいろいろ見解をお伺いしているわけです。

まだまだこの中身を国民には本当に知らされてないわけです。そして、十分に議論も尽くさないで、国民の納得も得られていない中で、ほんとうにゴリ押しですよ。ほんとうに短期間に通してしまうというようなこういうやり方は暴挙としか言いようがないというふうに私は考えております。

それで、ほんとうにこの秘密保護法に抗議する集会やデモは次々に行われております。このデモについて、石破幹事長がデモをテロ扱いしたブログの問題にも少し触れたいと思いますが、この石破氏のブログの発言では、テロ防止を名目に国民を監視する秘密保護法の弾圧立法としての本質を示すものと言えるものではないでしょうか。石破氏が秘密保護法反対のデモをテロ行為と言い放ち、決して世論の共感を得ることはないなどと発言するのは、デモに集まった人々の声が、一部ではなくて、後ろに大勢の世論があるということを相当気にしているからではないでしょうか。石破氏の発言は民主主義の否定であり、彼の思想が本質的にファシズムであることがあらわれていると思うという人がいることも事実です。

この秘密保護法撤廃の運動の党派を超えた協働をさらに広げていこうと呼びかけたいと思います。再度このことを市長の見解を伺いまして、次の質問に移りたいと思います。

○議長（宇田 栄君）

山口さん、やっぱり一般質問というのは、市政に関するのがまず第1なんですけれども、ちょっと議員必携を読まれてもわかると思うんですけれども、ちゃんとそこを理解した上で質問していただきたいと思います。

○7番（山口初美さん）

それは十分に理解をしております。その上で質問をしております。市民に重大な影響があります。この市役所の職員たちの仕事にもかかわる問題です。そういう立場で私は一般

質問をさせていただいておりますので、そして今回が最後ですので、ぜひ市長にご答弁をお願いしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

議員のほうはそれぞれの主張をしている、議員は議員なりにこのことについては活動しては、それは何もやぶさかじゃないというふうに思っております。さっきも答弁いたしましたとおり、この秘密保護法については国のほうで論議をしたことをごさいます、またそれぞれの方々が丁寧にして、私もまだ何も実態とか、何が違法で何が合法なのか。そういうこともまだ存じ上げません。今後いろいろと説明をいただきながら、いろんな市民にそういうことが影響して罰せられたりそういうことが出てまいりましたら、私どももやはり抗議する部分があると思っておりますので、まだそういう事例もないということをごさいますので、このことについては国のほうで論議をしていただき、私どもにはやはり正確な情報をしていただきたい、そのように思っております。

○7番（山口初美さん）

まだまだいっぱい言いたいことがあるんですが、次の質問に移りたいと思います。

高過ぎる国民健康保険税の引き下げ、これは本当に市民みんなの願いであるというふうに私は思っております。先ほどご答弁をいただきましたけれども、所得階層別に7割軽減世帯で3,028世帯のうち滞納しておられるのが225世帯あるわけです。ほんとに7割軽減されている世帯でも225世帯が払えないで、分納の相談などにいらして、短期保険証が発行されているのが80世帯、資格者証というのは27世帯、これは資格者証というのは、何度連絡をしても連絡がとれないとか、分納の相談にも見えていない、そういう方でございます。

5割軽減でも82世帯の方が滞納をしてお

られる。その中で、分納の相談をして短期保険証が発行されているのが37世帯です。資格者証が5世帯。こういう方たちが市役所に相談に見えない、そこがやはり私としましては疑問に思うところなんです、私は以前、市長に、いろいろなところにお出かけになってご挨拶をされるときには、困ったときには市役所にぜひ相談に来てくださいと。必ず力になりますからというようなことをご挨拶の中で言っていたきたいということを申し上げたことがありましたが、それは言っていたいておりますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

いろんな会合に行きまして、相談がございましたら市役所のほうに、国保だけじゃなく、いろんな相談があったら市役所のほうにおいていただき、また私どものほうも出てくるということは、いろんな会合とか、また集会の中では話をさせてもらっております。

○議長（宇田 栄君）

山口初美さん、あと1分少々です。

○7番（山口初美さん）

この人頭割の、世帯の人数が多い世帯や、所得が本当に少ない世帯の法定減免ではなくて市独自の減免をとということを申し上げましたのは、やはりそういうところの世帯が払うのがほんとに大変だろうと思うからでございます。国の財政支援がなければ成り立たない国保会計です。国が地方自治体へ回すお金を削ってきたから、そのためにどの自治体の国保会計ももう限界となっています。ほんとに住民に重い負担を押しつけなければならない、押しつけざるを得ない、そういう異常なまでに重い負担となっている。このことを解決するためには、市長にもっともっと国に強く要望していただきたいと思っております。このことを最後にお聞きして、私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

特に、国保会計につきましては、25年度の会計を含め、また26年度の予算、今の税率でいきますと、大変これは危惧していきなさんならない。そういう中におきまして、議員がおっしゃいますとおり、国保の値下げということで行われます。市の独自も、今財源があったらしてあげたいというのはやまやまでございます。ですけど、医療費の高騰を含め、やはりこの保険の安定化をしていく中においては、その相当分をいただかなければ国保運営ができない、このことを十分議員のほうも理解していただきたいというふうに考えております。

○議長（宇田 栄君）

次に、池満渉君の質問を許可します。

〔18番池満 渉君登壇〕

○18番（池満 渉君）

65の国と地域から、約51万人が参加をした昨年の学習到達度調査の結果、我が国の高校1年生の学力がトップレベルに回復したとの新聞報道がありました。少人数教育や学力テストで指導改善に取り組んだ成果ではないかと文部科学省の分析記事も出ておりました。これまでの詰め込み過ぎの是正、つまりゆとり教育、これは学力の低下、公より個を重んじる教育は、陰湿ないじめや地域間のきずなの希薄さに形となってあらわれてまいりました。そして今、真の豊かさとは何か、模索をしながら、国の基本は人づくりと、国を挙げて教育の再生に向けて動き出したところでもあります。

そこで、2つのことについて市長、教育長に質問をいたします。

まず、児童生徒の学力を向上させるために、本市独自の取り組みはどのようなことがなされているのでしょうか。

また、全国学力テストの日置市の成績結果は、全国及び県内の水準と比較してどの程度あり、そのことをどう分析して生かしてい

れるのか質問をいたします。

さらに、全国では学校別の成績を公表するなどの動きもありますが、公表をすることについてはどのようにお考えになりますか。

学力の向上と合わせて、あるいはそれ以上かもしれませんが、道徳心の向上は必須であります。いじめ問題などを発端として、道徳教育の重要性から、道徳の教科化の動きもあります。このことについては、教育長はどのようにお考えになりますか。

教育基本法では、子どもの教育の第一義的な責任は親にあると規定をしております。学校での道徳教育以上に家庭教育、親学の重要性は衆目の一致するところですが、家庭教育の支援についてはどのようにお考えになるのか必要をいたします。

本市の基幹産業は、農業であると認識しておりますが、荒廃農地の増大、鳥獣被害、農家の高齢化、後継者不足が長年言われてきました。しかし、なかなか解決策を見出せないまま、TPP問題への対応も待ったなしの状況であります。その打開策として、本市は、基幹作物の一つに6次産業化までの夢を乗せてオリーブの栽培にも取り組み始めたところであります。

まず初めに、本市の農業、農家の現状と今後の本市農業の動向、先行きなどをどのように予測され、どう育てていかれるのか、マクロ的な質問になるかもしれませんが、お示しをいただきたいと思います。

次に、今農家が行政に対して望む支援策は何なのか、そして、それらの声に十分対応できているのかお尋ねいたします。やっぱり生業として食べていけるのか、子どもを育てていけるのが基本になります。そこで、経営の安定化を図るためには複合的、あるいは差別化のためには先駆的な取り組みが必要ですが、指導的立場でもある行政として、その研究についてはどのような取り組みがなされて

いるのか質問をいたします。

最後に、始まったばかりのオリーブ栽培事業です。その現状とこれからの計画、さらに協定に基づく鹿児島銀行、野村証券との技術支援は今後どのように進んでいくのでしょうか。オリーブの事業については多くの市民が関心を寄せていますし、自分たちにできることは早くから協力をしたいというような声も聞きます。また、可能な限り、専門分野の知恵と協力を仰ぐべきと考えますが、産学官の連携は十分にとれているのか、質問をいたします。市長、教育長の誠意ある答弁を期待いたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の、国を挙げて教育の再生が始まっている。本市の児童生徒の学力の向上、道徳教育の強化について、この1番目の項目については、教育長のほうに総括して答弁をさせます。

2番目の後継者不足、荒廃農地の増大、T P P問題など農業環境問題が厳しい中、6次産業化を目指しオリーブの栽培にも取り組むかとの質問の中で、その1でございます。

農業を取り巻く状況は、生産資材や燃料の高騰、高齢化も労働力不足等の影響を受け、大変厳しい状況であると認識しています。またT P P交渉の結果や米の生産調整の廃止に伴う日本型直接支払制度や新たな補助制度の行方など詳細な情報が伝わらず、現場では大きな不安と不満が渦巻いているところでもございます。

中山間地域を多く抱える日置市では、規模拡大によるコストダウン効果や農地の集約も限界があることから、国の進める農業改革は日置市の現状にはそぐわない部分もあると考えております。

年明けには、日置市では早期米の作付準備が始まりますので、当面、26年度産水稻の

作付に支障がないように情報の収集に努め、水田転作ではこうじ用米を、——加工用でございませけれども——を主軸に農家説明を進めていきたいと考えております。

2番目でございます。農家の望む支援策は多種多様であります。一般的には、農業生産性の向上や労働力不足を補う形の機械導入や設備設置が支援策として有効でございます。また、近年では、国の青年就農給付金のように、就農当初で経営が安定するまでの助成金があります。また、近年では、認定農業者が融資を活用して機械設備を導入する際に事業費の30%以内で助成を受ける経営体育成事業費補助金が創設されており、今後も幅広い活用が予想されています。

いずれにいたしましても、農家の求める支援策を十分お聞きした上で、関係機関とも連携して農家の声にお答えできるよう努めていきたいと思っております。

3番目でございます。現在のところ、農業関係では複合的・先駆的な取り組みとして、オリーブによる地域振興を計画しております。地域農業の活性化並びに農家の生き残りを図るために、現在の果樹農家の青果販売延長の状況から、ほかの作物への分散化、生産物の加工化、さらに商品の特産品化を目指し、オリーブ栽培の試験研究に取り組んでおります。

また、水産業では、吹上浜で水揚げされるとたて生シラスの販売化や地元産100%原材料のみそづくり等、新たな商品開発も支援したいと考えております。

4番目でございます。現在、東市来の養蚕試験場跡地に、8品種101本を試験栽培して植樹しております。来年度はさらに品種をふやし、かつ苗木の購入先についても比較するために、700本程度の植樹を予定しております。さらに、果樹農家を中心に栽培研究会を設立し、会員にも試験栽培を依頼することになっております。

また、職員や一般市民の女性を対象に、オリーブ教室を開催し、オリーブの基礎知識や調理実習等の普及も考えております。

鹿児島銀行や野村證券についても、毎月の定例会を開催し、情報の共有や今後の取り組みについて連携を図っております。また、鹿児島銀行において野村證券の協力のもと、職員をヨーロッパに2名派遣し、1カ月半滞在いたしまして、収穫・加工・販売の実態や今後日置市で進めていくための情報収集をしていただきました。

5番目でございます。各機関の協力につきましては、まず南九州でのオリーブ栽培に関して研究されておる宮崎大学農学部の中野教授により、試験栽培農地の土壌調査や大学での研究成果等の教示と信頼性の高い苗木購入先を紹介していただきました。

また、鹿児島大学の富永農学部長も現地視察にいられて、今後の連携や協力も視野に入れております。

特に、栽培技術の連携といたしまして、鹿児島県地域振興局の農政普及課日置駐在からの支援や、先進地である小豆島の関係者もしくは生産者からの技術支援も得られるよう要請をしていきたいと考えております。

さらに、果樹農家を中心とした研究会を設立し、栽培技術の研究や普及拡大を図ってまいります。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

学力向上等についてお答えいたします。

1番目ですが、市の学力向上の研究協力校を毎年指定し、その研究の成果を他の学校の参考にするために研究公開を実施いたしております。また、24年度からは小中高の連携による学力向上のための「のびゆくひおきっ子事業」で、中学校区ごとの学力向上への取り組みを進めているところでございます。

また、学力の基礎となる気力・体力についても「チェスト行けひおきっ子事業」に、毎年3校程度をし、児童生徒の気力・体力づくりの取り組みも推進をしているところであります。

全国学力テストは、毎年、受験者が変わることから、年度により多少の変化はありますが、おおむね県と同等の結果を上げております。今年度については、小学校の国語・算数のA問題は、国・県と同等、またはそれ以上の結果を上げておりますが、B問題は両方とも国・県を少し下回っております。

中学校は国語のB問題が国を少し下回るものの、その他は国、県を上回る結果を上げております。しかし、B問題、つまり応用力を必要とする問題については、小学校・中学校とも課題があります。その課題を解決するために考える力、表現する力を育てる授業づくりを指導いたしております。

2番目です。教育委員会では、現在、学校別の公表は行っておりません。各学校は校長の判断で、実態に合わせて公表をいたしております。学校別の公表については、小規模校では、個人が特定されるなど危惧され、慎重に検討しなければならないと考えております。

3番目です。道徳心の醸成は、いじめや自殺の問題等からも非常に重要なことであるとと考えております。本市の進める「風格ある教育」の最初に「きまりを守り、礼節を重んじる教育の推進」を掲げておりますのも、その視点からであります。しかしながら、道徳の教科化については、評価の問題等解決しなければならない課題もあり、今後国の動向を注視してまいりたいと考えております。

また、家庭とは学力向上・道徳心の醸成に非常に大切な役割を持っており、家庭と学校の連携がさらに重要になってきていると捉えております。家庭教育学級、PTA活動等への指導者の派遣、研修会の充実など、今後、

家庭の教育力の向上が図れるよう、多様な取り組みを進めてまいりたいと思っております。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を11時15分といたします。

午前11時02分休憩

午前11時15分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○18番（池満 渉君）

まず冒頭に、確認といいますか、言っておかなければならないことがございます。それは、私は決して学力だけがということを行っているわけではありません。ご承知のように、学校に元気で楽しく友達と勉強ができて、行ければ、それがまず第一だろうと思いますが、しかしながら、小学校、中学校での最低限教えるべきところは、可能な限り子どもたちに身につけていただくというのが、それが社会に出てからもためになるわけですので、我々大人の責任だと思っております。

今、答弁をいただきました本市独自の取り組み、日置市独自で学力向上についての取り組みを言っていただきましたけれども、「のびゆくひおきっ子事業」、中学校区ごとの学力向上の取り組みということではありますが、この取り組みについて、その検証と申しますか、そののびゆく事業は実はどうだったんだと、よかったのか悪かったのか。もしよかったのであればどのようなことがよかったとか、あるいはよくなかったことがあったとすれば、今後この事業をどのように変えていきたいということをお考えになっているかお示しをいただけませんか。

○学校教育課長（片平 理君）

それでは、お答えいたします。

この「のびゆくひおきっ子事業」は、今教育長の答弁の中にありました24年度からの

取り組みということでございます。23年度までも、中学校区ごとに小中連携の学力向上ということでやっておりましたけれども、そこで課題が見えたということで、24年度、昨年度からこの事業に取り組んだということでございます。

内容的には、高校まで入っていただきまして、同じ視点でということで、昨年度末に「のびゆくひおきっ子事業」というこのリーフレットを予算化していただきまして、この中に事業の進め方、それから事業のつくり方ということを示してございます。それが日置市全体で、ただそれぞれの中学校区ごとに特色もありますので、これをもとにしながら取り組んでもらうと。ですから、基本的にはこれが日置市全体の学力向上、事業づくりの基本になっているということで24年度から取り組んでいる事業でございます。

成果ということですが、24年度からということで、今年度の全国学力状況調査の結果に出ているのか、そこはまだなかなか検証ができないところではございますけれども、指導主事、私も含めまして5名の学校籍のものが、それぞれ120回以上、学校の研究授業等に参ります。その際に、これを使って授業研究を進めたりということで、教職員の資質向上、それから意識の高揚ということについてはつながっているというふうに捉えております。また、課題ということでは、今途中でございますので、さらに検証を進めながら取り組みを充実したものをしていきたいと考えております。

以上です。

○18番（池満 渉君）

今、本市独自の取り組みをお示しいただきましたが、これから成果が出たり課題が見えたりと、今回のこののびゆくにはそうだろうと思います。しっかりと検証したこと、また回してやっていただきたい。

通称全国学力テスト、これ学力学習状況調査というんですよね。その目的は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るということです。つまり、我が国の子どもたちの教育の機会均等を図って、少しでも全体の底上げをしながら、今の状況を、学力テストというのを毎年やりながら把握をして、どこがよかった、どこが悪かったかを改善をして、またよくなるようにやっていくというのが目的であります。

本市も学力テストを毎回受けているわけですが、今、その結果を本市の状況を答弁いただきましたけれども、これらについてはどのような改善、分析がなされ、どのようなやり方でなされてフィードバックをされた結果が、例えば昨年ののがことしにと、市ののびゆく、もうまだちょっと全て出てないかもしれないという答弁でしたけれども、どのようなことを改善して、ことしの、あるいはその前のが昨年のというふうの結果があらわれてきているのかということをお示しをいただけませんか。何か全体でなくてもいいですので、一、二例を挙げてお答えいただきたいと思います。

○学校教育課長（片平 理君）

お答えいたします。

今、議員のご指摘のありましたように、この全国学力状況調査、昨年度までは抽出ということでございました。ということで、21年度までは全校ということです。今年度、全校ということにまた悉皆検査ということになっております。基本的に、やはりずっと抽出の時代からも分析をしてきております。その結果については、当然、市教委のほうには各学校ごとのは来ておりますので、全て分析をしております。

答弁の中にもありましたけれども、やはりB問題、応用を必要とする問題、これについ

てはやはり課題が非常に残っております。その課題をほがすためにこの「のびゆくひおきっ子事業」の中に事業づくりの視点として自分の考えを書く活動、自分の考えを発表し話し合う活動を必ず入れるということで指導してきております。その成果、具体的にここがこうだということは私どもまだ捉えてはおりませんが、ただ、今年度の結果を見たときに、特に中学校のほうにおいては非常にいい結果が、鹿児島県全体、新聞等でも報道されましたけれども、中学生の学力が非常に課題だという指摘を受けております。全国でも下位のほうだということでしたけれども、本市に限っては、中学校のほうは全国を上回っております。そういう意味では、こういう地道な取り組みというのが非常にいい成果として出ているのかなというふうに思っております。それが一概にこの取り組みがそこにつながったという確定したものはございませんけれども、やっぱりそういうことは必要だろうというふうに思っております。

それからもう一つ、付随してあります生活実態調査につきましては、やはり本市の子どもたち、特に鹿児島県全体に言えることですが、非常に真面目な子どもたちです。読書も多いです。非常に決まりも守っております。ただ、授業への意欲的な取り組みという部分は全国に比べて低いということもございまして、そのところを改善する意味で、先ほど申し上げました事業づくりを進めているというふうにお考えいただければありがたいなと思います。

以上です。

○18番（池満 渉君）

ほんとにいい意味でその効果が出て、今後もう出ていくことを期待をしたいと思います。

さて、このテストの成績結果の公表についてであります。答弁にもありましたけれども、ほとんどの学校は学校別に保護者や地域に対

して到達度などの結果を今も公表しております。しかしながら、それぞれの学校ごとでの公表だし、また公表の仕方が違ったりとか、あるいは市全体というか、もっと全体の状況が、あるいは改善策がわかりづらいといったような声があるのも事実であります。そして、情報公開の趣旨があるわけだからもっと出していいじゃないかとか、あるいは教育委員会、学校関係者が説明責任というのを果たすべきじゃないかというような声もあります。そのような声に押されたというか、がありまして、市町村の教育委員会にその公表を任せるといような方針に変わってきたと思うんですが、例えば来年から、今後教育委員会が主体となってその公表をするというふうになれば、教育長は学校の規模とかいろんなことの弊害もあると、慎重に考えたいというか、方法を慎重に考えるということだろうと思いますか、もう少し詳しく、今後どのような形で公表をしていこうと想定をされているのか、今の、はっきりしたことじゃなくてもいいんですが、お気持ちを聞かせていただきたい。

そしてもう一つ、教育委員会が全体を公表すると、例えば学校別などを公表するときに、いわゆる本市の教育現場のほうからの声などはいかがでしょうか。どのような声が公表に対して上がってきているのか、知り得た範囲で結構ですのでお示しいただきたいと思います。

○教育長（田代宗夫君）

先ほどもお答えしたところでございますけれども、まず、本市は小規模校も大変多いですので、各学校ごと、平均でありましても、小規模校の場合には個人が特定されたり、あるいは学年間の比較などにつながることも危惧をされますので、私としましては、学校ごとの平均を出すという方法ではない方法で公表していきたい。例えば、国の平均、県の平均、市の平均は出したいと思います。それか

ら、先ほど出ましたように生活実態の傾向とか、もう一つは各学校の傾向、課題、それを踏まえた今後の取り組み、そういうもの等を含めたような公表のあり方がいいのではないのかなど。当然これから検討はしてまいりたいと思います。

それと、本市の校長等の意見等ということでございますが、やっぱり学校が特定されるような公表は配慮してほしいと。それと、市全体の傾向として、もちろん市の平均を出すつもりでありますので、それはしてほしいと、そういう現状であります。

先ほど議員のほうから、保護者、地域への説明責任ということがございましたが、説明責任は果たさないといけないと思いますので、公表はいたします。ただ、この学力テストというのは、目的が、やはり子どもたちの指導改善に生かすというのが私は目的だと思います。指導改善に生かすような公表であればいいのではないかと。何も1番がどこだ、2番がどこだという、公表する必要はないのではないかと、そんなふうに思っております。

○18番（池満 渉君）

もちろん毎年毎年、対象になる子どもたちは卒業していくわけですので、例えばことしの子どもの成績が来年に比べてどうかというのはなかなか比べにくいのはもう事実です。そして、地域によって、あるいは非常に変な言い方ですが、学校別を出したときに、あそこの学校が全体によかったとかここが悪かったとかいうのは年度によって出たりとかすると、我々の力ではどうしようもないのが結果として出るわけですので、そこ辺は非常にやりにくいだろうと思います。配慮が必要だろうと思います。しかしながら、小規模校が多いですので非常に難しいですけれども、個人を特定しなければ、何とかやっぱり学校あるいは地域とか、少し、競争というのは変な言い方ですが、もう少し比較ができるよう

なものがあれば研究もしていただきたいと思
います。

といいますのは、これまでやっぱりみんな
が平等平等というようなことで、序列化とい
うのを避けてきたんじゃないかというふうに
思います。そのために競争心などがそがれて、
学力の低下にもつながったんじゃないかと私
は思います。

大阪市などが学校別の公表ということを主
張しておりますけれども、教育長もご存じか
と思っておりますが、全国の自治体で唯一佐賀県の
武雄市が学校別の小学校、中学校の到達度を
県の平均などと比較をしてグラフにして公表
しております。もちろん、生活状況の調査、
朝ご飯を食べているかとか、地域の祭りにも
参加しているかとか、そういったのも全て公
表しております。学校任せに教育そのもの
をするんじゃないで、保護者や地域やいろん
な人たちにその実態を知っていただいて、子
育てを地域全体でやるんだと、その結果がこ
うなんだということで、市長も教育委員会の
ほうも言うておられますが、毎年続けて公表
すれば、その結果がどうかというのは、先ほ
ど言ったように非常に比較しにくいところは
あると思っておりますけれども、いかがでしょ
うか、教育長、この佐賀県の武雄市のレベルまで、
何とか本市の公表の方法も引き上げるとい
うか、小規模校があるから、そこ辺は何か避
けるにしても、何とかそこ辺に近づくような
レベルにこれからの公表の仕方を引き上げる
ということはお考えになりませんか。

○教育長（田代宗夫君）

先ほど申し上げましたように、平均点数と
いう形では公表はするつもりはございません。
ただ、各学校におきましては、学校の実情に
よって学校の点数を出しているところもござ
います。それは学校に任せてございますので、
そのような学校もありますし、私、第1回目
の答弁で申し上げましたように、平均よりは

低いですよとか、たくさん低いですよとか、
少し、ほぼ同じですよとか、こういう表現で
もできるわけでございますので、それぞれの
学校の判断に応じた公表というのもございま
すので、何も一律に並べてどうということに
ついては、今のところは私どうかと思いま
す。これはこれからまたいろんな関係の方々
とも話をしながら進めてまいりたいと思っ
ております。

○18番（池満 渉君）

今後に期待をしておきたいと思えます。こ
れはやり方を改善をしていくというのが目的
でございますので、何も公表そのものが目的
じゃないというのは私もよくわかりますけれ
ども、十分に今後期待をして、次の道德の質
間に移りたいと思えます。

我が日置市には、日新公のいろはうた、あ
るいは鹿児島郷中教育、いわゆる道德教育の
基本となるようなこれまでの伝統ある教えが
ありますけれども、日置市の教育の中、特に
道德教育の中で、こういったような地元の伝
統、ふるさとの伝統、教えというのはどのよ
うな形で示されているのか、質問をいたした
いと思えます。幾つか例などがあれば、それ
も交えて答弁をいただきたいと思えます。

○学校教育課長（片平 理君）

お答えいたします。

具体的には、伊作地域でいろはうた顕彰会
が主催しておりますいろはかるたの大会、こ
れにつきましては、吹上地域の小中学生を対
象としてかるたとり大会をやっております。
学年によりまして、発達段階によりましてそ
のいろはうたの内容をどれだけ理解できるか
という課題はありますけれども、やはりこう
いうものを暗唱することで中学生は中学生な
りにその中身の部分を理解していけるとい
うことで続けていただいているところでござ
います。

あと伊作小学校の学校の経営目標の基本に

なるのがこのいろはうたにうたわれた日新公の精神だということで把握はしております。具体的に学校の教育課程の中に文言としては出てきてはおりませんが、それが一つの基本だということで学校長のほうから聞いております。

あと、伊集院地域ですと妙円寺参りでありますとか、日吉地域であればせつぺどべでありますとか、そういう伝統行事等を生かしながら、郷土教育、それが郷中教育という具体的にものにはつながらないかもしれませんが、郷土を愛するという形の取り組みはそれぞれの地域で行っているということでございます。

ただ、1つ課題を感じております。それぞれの地域がその行事に、その地域の子どもたちは理解をして取り組んでおります。しかし、だから合併して日置市となったときに、日置市全ての子どもたちがそれぞれの地域の伝統行事、日置市に残る伝統行事を理解しているという部分では多少課題があるのかなということを感じておまして、来年度から、これは仮称ですけれども、日置ふるさと教育というものを進めていこうかなと、つまり、日置市の全ての学校で今例に申しあげました伝統行事でありますとか、そういうもの等を日置市の全ての学校で幾つかずつ取り組める、例えば東市来地域でもいろはうたをやる学校が出てくると。そういうものを総合的な学習の時間または道徳の授業の中で取り組んでいく。そういうものをつくれないうこと、来年度研究委員会的なものを発足して進めて、取り組んでいきたいというふうには思っております。

以上です。

○18番（池満 渉君）

小学校と中学校の学習指導要領では、いわゆる道徳の時間については年間35時間の授業時間数が充てられております。そして、それは道徳の時間をかなめとして、学校の教育

活動全体を通じて行うというふうに規定をされております。つまり、特別教科化ということでもなく、年間の学校の教育活動の中で35時間を充てていけばいいという表現ですが、日置市の小学校、中学校では、この35時間というのがしっかりとこの時間数が充てられているのでしょうか。中には、ちょっと道徳の時間のこの35時間のうちの2時間ぐらい、ほかのに使おうとかなんとかというようなことになっているんじゃないかと思うんですが、そこら辺はいかがですか。

そして、その効果が本市の小学校、中学校の子どもたちに道徳教育の効果が上がっていると、子どもたちはどうだと、本市の子どもたちは道徳観、倫理観はあるんじゃないかと、教育効果が上がって、今いいんじゃないかということをお感じになるかどうか、そこをお示しいただきたいと思っております。

○学校教育課長（片平 理君）

お答えいたします。

今ご指摘がございましたように、道徳の授業については小学校、中学校とも35時間ということでこれは定められております。本市の状況につきましては、この35時間というのは全て確保されているというふうに捉えております。学校からの報告もそのような形になっておりますので、それは間違いのないというふうに考えます。

それから、道徳の授業をかなめとするということで、これは議員からご指摘がありましたように、全教育活動でやると、そのかなめが道徳の授業であるということは、常に指導してきております。それから、毎年、地区の研究指定ということで、道徳の指定を受けておまして、昨年度は日吉中のほうで地区の道徳の、日吉中、日吉小のほうで、来年度吹上地域のほうでという形で、道徳の授業の充実には図っております。そういう意味で、職員の意識も高まっているというふうに考えて

おります。それが子どもたちの様子にどういう形で出ているかということは、議員のほうも先ほど申されましたけれども、心の問題です。数値化というのがなかなか難しいということで大まかなお答えになるかもしれませんが、今日置市の子どもたち、小学生、中学生の生活、学校での様子、それから地域での様子、中にはまだ挨拶が足りないとかというご指摘もいただいている学校もありますけれども、おおむね落ちついていい形の学校生活を過ごしているという部分からも、やはり道德の授業を中心とした道德教育という部分は充実しつつあるのかなと。

今話題になっておりますインターネット、メール等での問題、これもそれを介してのいじめかれこれはありません。ブログ等で個人情報が出ていて、それを削除しなさいという指摘は1件だけありましたけれども、そういうものも含めて、今のところ大きな問題もございません。そういう意味では、心の部分では育ちつつあるのかなというふうに感じております。

以上です。

○18番（池満 渉君）

まあ田舎というか、非常に変な言い方ですが、素朴な、まだ日置市も土地柄でございますので、子どもたちも素直で倫理観も道德観もまだまだ十分あると、教育成果ももちろんあるんでしょうが、いう答弁でしたけれども、しかし、日本全体であるいは国の中でもまたそれぞれあるんでしょうが、なぜ道德の教科化が言われているんだろうか。道德の教育をもっと強化しようということが言われているのかということです。

いじめを初め、ご承知のように、人間として社会で生きていく、その生き方を身につけさせなければならぬ。それが身につけてないということだろうと思います。社会での生き方です。

これまでの教育の中で、私は自由と責任、そして権利と義務というのがアンバランスだったんじゃないかというふうに思います。例えば、自由と責任の場合は、自由だけがどうもひとり歩きをしてしまって、そして権利と義務の場合は、義務を果たさずに権利ばかりの主張がきてしまったことのあらわれのような気がするんです。

例えば、平等といっても、全てが平等ではなかなか世の中いかないし、男性も女性ももちろん平等にですけれども、その前に性別が区別、性としての男と女との区別があるわけですので、そこら辺もしっかりと基本に教えていかなければならなかったんじゃないか。何もかもがどうも混同をしてきたことの結果のように思いますが、教育長は、なぜ教科化になったかということについてはどのようにお考えですか。

○教育長（田代宗夫君）

道德の教科化の問題については、これまで何回かあったようでございます。特に、今回でてまいりましたのは、やはりいじめの問題、この問題が子どもたちの命を奪うというような大変な結果になった。1カ所の問題だけではなくて、あちこちでこの問題が起きている。これが道德というんですか、心の病というんでしょうか、非常に大きな問題であると。そのようなことから、私はまた再度この教科化という問題が浮上してきたんだと思っております。

○18番（池満 渉君）

そうですね。道德というのは、言い換えれば、明るい社会をつくる、みんなで楽しく生活をしようという社会教育の運動でもあると私は思います。本市もおひさま運動に今取り組んでおります。元気よく挨拶をしましょう。そして読書をして学力向上にも努めましょう。運動、体力をしっかりとつくりましょう。みんなの力で安心・安全な社会をつくりましょ

うということで声かけをしておりますが、あいさつ運動、私の家にも1つのぼりをもらいましたけれども「元気にあいさつ地域の輪」というのを掲げておりますけれども、教育長、このおひさま運動の浸透ぐあいについてどのようにお感じになるかお尋ねしたいと思いません。

今回、補正予算に桃太郎旗の作成費が足りなかったということで計上されております。実際に、旗の掲示を、あるいは子どもたち、いろんな関係者にあいさつ運動のカードを配ったりして、その声は、「頑張りましょう、やりましょう」という声は十分に果たされていると私は思うんですが、どれぐらい実践ができていくのかというのがわからない。教育長としては、どのようにその浸透ぐあいをお感じになっているのかお尋ねいたします。

それからもう一つ、実は、やっぱり率先して何かをやるといったときに、まず挨拶をすることぐらいは市役所の職員がまずは率先をしてやるべきじゃないかと。そのことが、今、もちろん挨拶をされますけれども、今以上にやろうと。そのことが市役所に訪れた市民の方々、いろんな人たち、「お、日置市は何か元気が出たね」とか「今おひさま運動をやっているからじゃないか」ということでお手本としても出るんじゃないかと思うんですが、そこ辺についてはいかがでしょうか。これは教育長、市長でしょうか。市役所職員、我々議員もそうですが、率先して、もっと元気を出してこの運動を実践をするものになるべきだと思いますが、いかがですか。

○市長（宮路高光君）

特におひさま運動、私のほう課長会もしておりますけど、冒頭でお日様運動の標語をみんなで作っております。

このあいさつ運動、今までもいろいろとご指摘もございました。このことでみずから、相手からするのを待っているのではなく、

そういう指導はしておりますけれども、まだまだそれが徹底しているといえますか、いつもないと、そういう部分もあるというふうに思っておりますので、これは継続的に、一つの礼儀として、挨拶は「おはよう、お疲れさま」そういう部分は通りすがりの方にみずからしていくような形で、特に職員の研修という中でやっていきたいと思っております。

○教育長（田代宗夫君）

おひさま運動の浸透ぐあいはどうかということですが、はっきり言いまして、結論的にはまだまだこれからだと思っております。さまざまな桃太郎旗とか取り組みを進めてきておまして、カードを配ったりしております。今年度は、2番目の柱は、「広げよう読書、感動あふれ学びのまち」ということで、ブックスタート事業もあわせてスタートをしました。幼児を持っているお母さん方にとっては、大変これは好評で、「へえ、こんなことをすればいいんですか」と大変喜ばれたところがございます。しかしながら、まだまだ爽やかな汗、心と体を鍛える健康なまち、まだまだこれからき取り組みが必要であると考えております。意識のほうはある程度きているのかなと思いますが、実践という場面でまだまだ課題もあるようであります。

今後は、アンケート等の調査結果をもとに、どれぐらい意識が高まったとか、そういうのも今後はしていきながら、さらにこの運動の浸透を図っていくべきだなと、そんなことも考えております。

○18番（池満 渉君）

なかなか目に見えない運動成果で、そして道徳も心の問題ですので大変難しいだろうと思います。今回も鹿児島県の家庭教育支援条例の市町村の取り組みあるいは親学などについて、同僚議員からも質問がありました。今後に期待をしたいと思っております。

次に、なかなか妙案がない農業の振興策に

ついてであります。

私は、農業に関しては全くの素人でございます。田んぼを植えたこともないし野菜をつくったこともない。しかも農地も持たない。土地は、家があるその土地だけありますし、全くの素人である私がこういったことに議論をするのはおこがましいのでありますが、せめて、なかなか打開策がない中で、素人が素朴な質問、あるいは奇抜なアイデアとかいうのも耳を傾けていただきたいと思います。

最初に、多くの方々からたくさんの農家の方から行政に対しての支援策、要望があるということでした。しかしながら、なかなか全てには応えられないという答弁もありましたけれども、その千差万別、大小いろいろあると思いますが、応えられない場合の対応はどうされるんですか。例えば、もちろん個人的に、それは行政がやるべきことじゃないとかなんとかというものはあるけれども、今の段階でなかなかやれないというのがあったときの住民、要望者への対応はどのような形をされているんでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘がございましたとおり、農業で生計を立てていく、大変厳しい状況がございます。このことについては私ども市町村だけでできるわけでもないし、特にいろんな作物にいたしまして価格といいますか、そういうものもございます。いろいろと農業の場合は保護といいますか、こういう補助金で守られているという部分がありますけど、補助金で守られている以上でも生計ができるような所得が得られない。一番大きなのは、私は天気といいますか、天候等も大変左右される。また、生活の需要でございますので景気にも左右される。そういう中で、今私ども、それぞれ各種団体に対しまして、組織を1つにして意識高揚研修するそういう補助金制度、またいろいろ機械等を導入する中におきまして、これ

は共同利用という中でやります。その中におきまして、それぞれの個人のほうには基本的には融資、融資という形しかできないというのが補助金のあり方でございますので、さっきも言いましたように、この機械を買いたいんだけど補助金がなかろうかいといっても、個人の場合はできません。共同の場合できる。ここあたりが差異といいますか、同じであるかもしれませんが、そういう制約の中で若干農家の方々には不満があるというのも事実でございます。

そういう中におきまして、今後、そういう中で私は一番流通といいますか、これがやはりまだ複雑化しているというのも事実でございます。大型化になれば契約栽培というのもできますけれども、私ども日置市におきます小規模農家においては、そのような契約栽培もできん。やはり農協、また直販を通じた中の販売先しかないというのも事実でございますので、そういう多面的な中で農家の皆様方に満足のいける行政サービスができていくということは若干疑問がありますので、そういうもので100%はいきませんが、少しでも農家のためになるような政策をしていかなきゃならないと思っております。

○18番（池満 渉君）

やっぱり生活の安定の保証がないというのが一番だろうと思います。収入が少しでもよくなるといいわけであります。これはどの業種に対してもそうですけれども、そこで、作物の基本お米でございます。米についてありますが、減反の補助金の削減・廃止、それから飼料用米の作付補助金などいろいろ国のほうの制度も変わります。基準となる米価についてお尋ねいたします。

もちろん、米価あるいは流通については、国はもう関与しないよという、相対でやりなさいよというようなことでありますけれども、ことし25年産米の地元JAの主食用1等、

2等、3等の玄米30kg当たりの買入れ価格は幾らでしょうか。お示しをいただきたいと思います。

○農林水産課長（瀬川利英君）

本年の普通作の関係ですけれども、ヒノヒカリの場合で、1等米30kg1袋当たり5,700円、2等米5,350円、3等米4,850円となっているようでございます。

○18番（池満 渉君）

もちろん、今もうさっき言ったように食管法ありませんし、地元のJAの買入れをするときの事情、そういったようなのもあって強制はできないわけです。この価格はしかしどのような基準で決められるのか、これはもうJAがお決めになることですので、ここで議論することではないかもしれませんが、さっき市長がおっしゃいました農業の振興のためにはいろんな団体、あるいはJAとかも協力・協議をしながらやっていくという意味では、JAの毎年の価格の決定には、やっぱり行政ももう少し入り込んで、綿密に連携をとる必要があるんじゃないかというふうに思います。

実は、薩摩半島の主なJAの買入れ価格、コシヒカリ、アキホナミなどがありますが、1等玄米30kgで、伊佐、北薩摩、出水のJAが6,450円、始良のJAが6,300円、そしてお隣の加世田市を中心とする南薩摩が6,000円なんです。さつま日置の1等が5,700円、私が知るこの中では最も安い。

日置市の米はうまくないのでしょうか。品質が悪いのでしょうか。そして、例えばJA、あるいはいろんなところでお願いをしたときにも、ここから、5,700円からもみすり料、紙袋、運賃、袋詰め代、集荷料など大体800円ぐらい引かれるわけです。そうすると、手取りは5,000円を割り込んでしまうわけです。そこで乾燥代とかなんとかまだ頼んでしまうと相当手取りは悪くなる。必然

的に、今度は自由ですから、JAに出さんでも、どこか集荷業者に頼みやよかろうということ、それぞれ個人の相対取引をすりゃいいんだというようなこともあるでしょうが、JA以外の米集荷業者などに流れるんですが、今度はそこに米問屋が買いつけに来るわけですけれども、米問屋はその地域のその年のJAの買入れ価格を基準として買うわけです。ですから、一般の日置市内の集荷業者がお米を、JAに行かなかったのを買って、ほかの間屋に売ろうとしたときに、問屋のほうは、日置市のJAは1等5,700円ですよ。それよりちょっとぐらい高く買いませんかぐらいの交渉になっていってしまうんだそうです。

私は今、農家に対する支援策について質問もいたしました。やっぱり厳しい経営を支援するのであれば、もちろん機械化、いろんなこともそうですが、こういった全く最初の出口、米価の動向などについてもっと敏感に注視していくべきだろうと思います。

旧町時代に、たばこの就農がありました。今たばこ農家はもう少なくなりましたけれども、乾燥をさせて、きょうJTの係官のところを持って行って売るといって、ありましたよね。何等等とかいって買入れのあれが決められるときに、私どもの旧町とき、市長もそうだったかもしれませんが、大体町長もついていって、JTの人に、「なんとか高く買ってください」と、時には湯之元煎餅でも持って行って、茶菓子にしてくださいというぐらいの、これはどうかわかりませんが、それぐらい一緒になって買入れの価格の交渉をお願いしていたはずであります。

もちろんJAそのものの、さっき言ったように事情もありますけれども、やっぱり2,800人の米をつくる市民がいらっしやるという話でありました。4反7畝が大体の平均だろうということでしたけれども、ここ

ら辺をまず心配をして、100円でも交渉を
して上げるのが農家に対する行政の思いやり
じゃないかと思うんですが、いかがですか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、前は食管の中においては、
全国そんなに変わらない中でございました。
これが廃止されまして、それぞれの地域にお
きます相対の価格になっているのが実情で
ございます。さっきもご指摘がございましたと
おり、伊佐地域、また始良地域、それぞれ
の中で、これはJAの基本的な販売ルート、こ
ういうものがどうあるのか、そこが一番大き
な要因であるというふうに思っております。

そういうことでございますので、今後にお
きましては、やはり私ども行政といたしまし
ても、何とか農家の方々が手取りが少しでも
多くなるような形の中で、農協とも十分この
ことに打ち合わせをし、またいろんな資料を
もらいながら、価格についても十分やってい
かなければならない。

今ご指摘のとおり、たばこの場合について
は私もそこに行って売りさばきをするところ
に行ってお願ひもしたり、先般京都のほうに
牛を20頭持っていきました。そのときも、
バイヤーさんの方々に大分願ひをしました。
それで、少しはそういう効果があったのかな
と思っておりますで、ほかの作物についても、
やはりきちっとした日置市でつくっている作
物については、行政としてこの価格の問題に
ついては、関与していかなきゃならないとい
うふうに思っております。

○18番（池満 渉君）

農業問題は全てが複雑にリンクをしており
ますので、1つを解決すれば全部がうまくい
くというわけじゃないわけですが、そこで、
本市の農家の経営の形態をちょっとお尋ねい
たします。経営を安定させるために、いわゆ
る専業じゃなくても兼業とかなんとかいろい
ろあります。あるいは複合的な経営、作物を

昔で言えば米をつくりながら牛も飼いまし
ょうとか、そういったようなこともありました
けれども、兼業の場合は農業収入以外の収入
をどのような業種で得ているのか、カバーを
しているのか。本市の場合、大方わかるとこ
ろの業種などをお示しをいただければと思
います。

それから、複合的な経営として、作物など
のようなものを作物としてなされているの
かをお示しをいただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

私ども地域は、専業農家といいますか、こ
の比率とはいうのは大変低いわけございま
す。さっきも2,500戸ぐらいの米をつく
る方がいらっしゃいますけど、その中で専業
農家というのはほんとにわずかなものでござ
います。その主たるものについては、やはり
それぞれの企業ですか、企業に勤めていか
れる、またそれと半分は年金暮らし、こうい
う形の中で、農作物以外の現金収入で生計を
しているのが多いのかなと思っております。基
本的には、農家の一番大事なことは、複合
経営の中で、サラリーマンと同じように、も
しよかったらいろんな作物を複合して、毎月
ある程度収入が入ってこなきゃと。水稲なら
水稲のときはもう一時的には入ります。その
間は入らない。なるべく、私はこの中山間
地域でございますので、いろんなことを複
合していかなきゃ、畜産と水稲とか、イチ
ゴとか、また果樹とかいろんなものをして
いかなければならない。その中で1つ大き
いのは機械化の問題、機械のコストに複
合していけば複合していくほど機械を購
入しなきゃならない。そういうこともござ
いまして、機械のそれぞれの共同利用とい
う部分も考えていかなければならない。今
後、やはりこの集団営農、また法人化を含
めた中でしていく中においては、この複
合経営と機械化の問題、これは1つの課
題であろうかと思っております。

○18番（池満 渉君）

複合というか、他産業との組み合わせというようなことでは、島根県あたりは、特に新規就農者に、週のうち3日だけ介護施設で働いてもらって、あとを収入確保を図りながら農業をやるというようなことやいろいろやっております。本市ももちろん青年就農納付金などもあります。

今、ちょっと2つだけ、私素人考えでございしますが提案をさせて研究をしてはどうかということをおっしゃっていただきます。

本市もスマートコミュニティー構想で農業観光型の取り組みも今模索中ではありますが、茨城県のつくば、鹿島市あたりで、恐らくご存じだろうと思います。テレビでもやりましたが、耕作農地、いわゆる放棄地じゃなくて、今の農地に電気を植えるとして、売電収入と農業収入を合わせて収入を得るということをやって取り組みをしております。テレビでもやっておりましたのでご承知かもしれませんが、作物を植えてある農地の上に、いわゆる高いところに、3mぐらいのところに碁盤の目上、全部やれば日が来ませんので、碁盤の目状に張ってやるということが先駆的に取り組んでおられます。しかも、これまでは農地にということもありましたけれども、ことしの4月から、農林水産省が農地で太陽光発電を実施する場合の指針というふうに出して、優良農地でもそれが可能になってきたというようなことですので、ぜひ研究をしていただきたい。

それからもう一つですが、7年前に有機農業推進法ができました。今回の補正予算に該当する農家に154万円の交付金が交付されますが、もちろん時間はかかります。私は7月に熊本県の菊池市に自然農法の農家に研修に行きました。もちろんジャンボタニシと共存しているということで、日置市のジャンボタニシに困っている人たちが、何とかなら

ないかということで行ったんですが、いろいろ話を聞きました。その中で、富田さんという方です。30年ぐらい自然農法をやっている方ですが、4町歩田んぼをつくっていて、あと野菜などもつくっております。みそもつくっておりますが、本人と奥さんと息子と娘と、これだけ4人でやっている中で、玄米30kg当たり2万円で販売しておりました。大体4町で1,000万円、米だけでありますということでした。そして、それが販売しているのが渡辺商店というその市内の……。

○議長（宇田 栄君）

ちょっと話の途中ですけれども、もう時間が1分来ておりますので。

○18番（池満 渉君）

はい、終わります。菊池市内の商店で2万8,500円でまたさらに、全て完売でした。そのようなこともぜひ研究をしていただきたい。行政として指導していただきたい。

最後になりますけれども、いろんな複合の経営、作物の複合化なども含めて、その一つにオリーブのこともあります。ぜひこのオリーブについて、市民の声やら、これからどうするということなども広報をして、これからの行く先を適宜広報をしていただきたいと思います。いろんな関係機関とも十分意見を聞きながら頑張りたいと思いますが、最後に農業全体にかける市長の思いとオリーブのこれからについての思いをお聞かせいただいて、質問を終わりたいと思います。

○市長（宮路高光君）

いろいろとご指摘をいただきました。複合の問題、太陽光との問題を含め、現金収入をどう得られるのか。基本的にはさっきも言ったように、農業の今後のあり方というのは私もある程度価格だと思っております。価格をどういうふうにして継続的に維持できるのか、今の農作物を含めいろんな変動なんです。変

動によっていろんな農関係の継続的なのができないということがございますので、そういうものの中で、今回オリーブというのも出しました。6次産業ということもございます。また、オリーブを栽培していくには幾多の課題もたくさん残っておりますけど、やはり少しでも日置市におきます基幹作物なり、また農家の皆様方が少しでも経営が安定できればいい。そういう思いの中で、今後オリーブを含めほかの作物につきましてもそのような気持ちを持ちながら農政に努めていきたいと思っております。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を午後1時といたします。

午後0時04分休憩

午後1時00分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番、上園哲生君の質問を許可します。

〔9番上園哲生君登壇〕

○9番（上園哲生君）

さきの通告に従い、再生可能エネルギーの活用の現状と今後について質問をいたします。

市長は、これまで、段階的に原子力発電の停止を目指すべきと主張されてこられました。私も同感であります。長期的には、原子力発電の停止を前提にしながらも、現実的で建設的な対応が必要であると思います。現在の電気を利用した便利で快適な生活を続けていく中で、省エネの流通革新がどこまで進むのか、原子力発電のかわりに火力発電をふやすことによる天然ガス等の燃料調達費をどこまで押さえることができるのか。しかしながら、この件に関しましては地球温暖化対策としてCO₂を削減するためには化石燃料をできるだけ使用しないとしてきたこととの整合性をい

かに図るかという問題もあります。

一方、資源に左右される太陽光や風力、水力、地熱などの再生可能エネルギーの利用拡大はどこまで進められるのか、そのための電力会社による買い取り制度の中で、家庭や企業がどこまでの費用負担に応じられるのかなど、課題を見極めた上で原子力発電の位置づけを決めていくことが必要であり、単に賛成であるとか反対であるとかの二項対立を排し、現実的な視点で進めていくことが大事であると考えます。

さらに、使用済み核燃料から出る放射能の強い廃棄物処分の問題、原子力発電を安全に廃炉にしていくための原子力に携わる人材や技術の継承問題、再生可能エネルギーによる電気を受け入れる送電網整備への多額の投資問題などが山積みしており、国のエネルギー政策の不透明なところが多々あります。

そうした中、早速本市の自然的・地形的な地域特性を生かした再生可能エネルギーについて、スマートコミュニティー、地域で使うエネルギーはできるだけ地域で作り出すという考え方の中で取り組んでおられます。

昨年6月、再生可能エネルギー効率的事業事業化計画策定委員会が設置され、3回の委員会が開催をされ、その間の12月に省エネ再生可能エネルギーに関する市民アンケート調査も実施されました。太陽光、小水力、温泉熱湯の整備方針が検討され、事業化シミュレーションもなされていましたが、現状、進捗の状況はどうでしょうか。

また、既に民間企業によるメガソーラープラントが5カ所設置され運行がなされておりますが、今年度は桜島の降灰量も多く、当初予定の発電量が確保され計画どおりに推移しているのか。各民間設置事業者からの状況報告はどうだったでしょうかお尋ねをいたします。

次に、新たな太陽光発電を計画されている

事業者あるいは地権者自身が、日当たりのよい畑を転用し活用したいという希望が多いようですが、現状は行政区域の面積の8割以上が農業振興地域に指定されており、農地法により厳しく制限規制されております。さらに、今また農政は大きな転換期にあり、賃貸借による農地の集積による大規模化へ向かっております。しかしながら、生産者は高齢化が進み、長期間の賃貸借を望まず、後継者もおらず、近い将来、不耕作地となる可能性が極めて高い状況にあります。国は、競争力ある農業経営のための農地規模拡大を目指しておりますが、一方で、純国産の資源である再生可能エネルギーをできるだけ伸ばしたい意向でもあります。現状を踏まえた有効利用を勘案しますと、農地法を初めとする法改正を迫る政治的対応も必要と考えますが、市長はどのようにお考えになりますか。

3番目の質問として、スマートコミュニティーの報告書の中では検討されておりましたけれども、今回、平成27年に運行開始を予定する風力発電が上神殿に3基設置される計画が示されました。しかしながら、日本全体としては風力発電に適した場所を確保していくことは大変厳しい状況にあります。今現在、陸上の風力発電の約7割が北海道と東北に集中しており、十分な風が吹いても住宅地との兼ね合いあるいは資機材を運び込めない険しい場所での建設など極めて厳しい実情があります。

これに対し洋上風力発電は、海に囲まれた日本にとって領海と排他的経済水域を合わせた面積は国土の1.2倍で、潜在的な発電能力は6億kWを超え、今、日本にある発電設備全体の能力の2倍を超えると試算されております。

電力会社による全量買い取り制度の対象は、陸上での発電が想定されており、発電コストが陸上に比べ洋上は割高であります。そのた

め、今現在、経済産業省で洋上風力による買い取り価格についての検討も始まっております。洋上での設置には漁業関係者の理解が欠かせません。今、福島沖のプロジェクトは経済産業省、五島沖は環境省の主導により、洋上風力発電の実証試験が行われておりますが、五島沖では発電用の大型風車をチェーンで海底につなぐ浮体式という技術を使っており、そこは漁礁ともなり多くの魚が蟄集し、漁業者にも協力を得られやすい配慮がなされているということでもあります。

吹上浜における洋上風力発電、市長はどのようにお考えになりますでしょうか。さまざまな再生可能エネルギーに取り組む姿勢は、本市の新たなまちづくりの指針となり、自然環境を最大限に活用して、安心・安全な生活環境を整え、アピールしていくことは21世紀型の市民の誇れるふるさととなるのではないのでしょうか。市長の率直な答弁を期待しまして最初の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の再生可能エネルギーの活用の現状と今後についてです。太陽光発電に関しましては議員がおっしゃったとおりでございます。小水力発電の利活用につきましても、現在、東市来の玉田地区で、ひおき小水力発電推進協議会による小水力発電設備の実証事業に取り組んでおり、今後、同協議会は日置市内の河川等に5カ所小水力発電設備を設置する予定でございます。

風力発電につきましては、ことしの12月末までに官民協働による日置ウインドパワー株式会社を設立し、伊集院地域上神殿地区に2,300kWの風力発電設備を3基設置し、平成27年5月の稼働運転を目指す予定でございます。また、市独自の取り組みといたしまして、今後、市内小学校の改築事業、日吉・吹上支所の建てかえにおきましても太陽

光パネル等を検討し、地球温暖化の防止と省エネルギーの推進に取り組んでまいりたいと考えております。

2番目でございます。土地の有効活用という点について考えますと、再生エネルギーへの活用転用というのはよいことであると考えております。たとえ耕作放棄地であっても、農地を農地以外のものに転用しようとする場合は県知事の許可を受けなければならないとなっておりますので、その条件に合うところであれば活用は可能と考えます。

3番目でございます。蛸集漁法は、海面や海中層にいかりとロープなどで浮体を係留して、カツオ、マグロなどの魚類を集めて漁業を行う手法ですが、洋上風力発電もその効果があるのではないかと期待され、現在、国と民間企業が福島沖で実証実験中であります。

近年、日本近海での漁獲量が減少傾向にありますので、実証実験の結果を踏まえ、洋上風力発電の導入については今後検討すべきじゃないかと考えております。

○9番（上園哲生君）

ただいま市長より答弁をいただきましたけれども、もう少し掘り下げて具体的に質問させていただきます。

このスマートコミュニティーの報告書の中では、調査報告とともに、今後の推進について述べられておりますので、その点についてちょっと具体的にお聞きいたします。

そのまず全体としまして、現在、本市の電気料金の実績といたしましては、平成23年度は1億8,318万3,000円であったという決算でした。そこで、市職員の皆さんを初め皆さん方が一生懸命節電に努められ、そして、それこそ昼食時にはちょっと暗いんじゃないかなというような中で昼食をとられたりして努力をされております。その結果としまして、平成24年度は前年度よりも651万4,000円減額の1億7,669万

9,000円であったということでした。

ところが、平成25年度は九電より、発電のためのコストが上がっているということで値上げ率11.94%が示され、25年度の実績予測としましては2,109万円増額の1億9,776万3,000円となっていると。確かに、今回の補正予算の中にも、電気料金の増額補正というのは多々含まれておりました。

また一方、2012年の7月から始まりました売電の固定価格買い取り価格が、当初は42円から始まり、今年度は38円、そして利用者のいろいろな負担を考慮して、今後2年間で2割以上の値下げをする案がもう既に検討されております。

そうした中、本庁初め庁舎の屋上に太陽光パネルを設置して、自己消費はもとより売電してまでもと考えた計画が示されておりましたけれども、そのことについて、今の現状を踏まえまして市長はどのようにお考えになりますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

スマートコミュニティー構想の中におきまして、基本的に公共施設におきます太陽光の設置ということであります。この中におきまして、42円、38円、また2年後が幾らになるのか。基本的には買い取り価格が今後の推進に影響するというふうに思っておりますので、まだ次の、この普及する中において考えなきゃならないというふうに考えております。

○9番（上園哲生君）

今、そうした中で、国も恐らく自然再生エネルギーに向けましていろいろな交付金事業を検討されてきたと思いますけれども、そのことに対しての本市の対応というのはいかがになっておりますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

いろんな国の施策におきまして、この太陽

光の設置に対します交付金といいますか、そういうものがさまざまあります。その中におきまして、特に伊集院中学校の中におきます交付金につきましては、地域の活性化交付金ということで約100%程度の交付金をいただいで設置しました。そういう補助金がある中においては、有利な中で設置してもコスト的にペイはするのかなというふうに思っておりますけど、やはりある程度初期投資というのがどれだけかかるのか、そういうことをごさいますので、さっき申し上げましたとおり、今後公共施設につける場合についても十分試算をし直していかなきゃならないというふうに思っております。

○9番（上園哲生君）

今、伊集院中学校のことについて答弁があったわけですが、このスマートコミュニティの報告書の中で、本庁舎を初めいろいろな市の施設についてのいろいろな今後のシミュレーションも示されておったように考えますけれども、そこでの国との補助金の関係という検討はいかがになっておられるでしょうか。

○企画課長（大園俊昭君）

本庁あるいは支所の庁舎への太陽光発電装置の設置の見込みということでございますけれども、先般、県より、平成26年度以降につきまして、国の再生可能エネルギー等導入推進基金事業を活用いたしました発電設備整備のための意向調査が参っております。この事業につきましては、防災拠点となります公共施設への再生可能エネルギーの導入というのを行うものでございまして、本市におきましては、市役所の本庁舎と東市来庁舎及び平成27年度に建てかえ予定の日吉の庁舎につきまして太陽光発電設備をするということで調査表を提出いたしております。

なお、この事業につきましては、来年6月以降に国から県に対しまして配分額が決定通

知されるということになりますので、その事業決定を待ってから整備を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○9番（上園哲生君）

今、答弁の中で、再生可能エネルギー導入推進基金事業に応募をしていると、そして決定が来年の6月ごろという答弁があったわけですが、本庁舎あるいは文化会館を初め隣の建物はよくわかるんですが、この今後建てかえの予定になっております日吉庁舎、日吉庁舎も今応募には参加しているということをごさいますけれども、ここがまだ具体的な、どこにどういう形でというあり方検討会の検討中でございますので、そういう中で、そことの整合性あるいは吹上支所なんかは今後のことですが、こことの兼ね合いというものはどういうふうに考えておられるのでしょうか。

○企画課長（大園俊昭君）

今回の意向調査につきましては、事業実施期間が平成26年度から28年度までの3年間ということでございまして、平成27年度に庁舎の建てかえ等を予定いたしております日吉庁舎については、今回意向調査ということで応募いたしたところはでございます。

また、吹上庁舎につきましては、建てかえ予定期間が本事業の実施期間から外れるということもございまして、今回、調査表のほうについては提出をいたしていないということでございます。

○9番（上園哲生君）

今の説明でよくわかったわけですが、当然、今後建てかえられる庁舎は、これまでの市長の答弁の中でもいろんな多機能といいますか、時には災害に対しての避難場所というようなことも検討した市庁舎にしたいという答弁もあったわけですが、そうしますと、そういう避難所としての電源確保とい

いますか、そういう点も当然含まれてくるんだらうと思いますけれども、国の事業等も見守らなきゃなりませんけれども、やはり市長もいろんなところに出かけていかれる機会があると思いますので、ぜひとも自然再生可能エネルギーへの転換を図るべき国策というものに対して、いろいろな交付金事業というものに対して要望を出していただきたいということをお願いしておきます。

次に、今現在、遊休地となっている吹上の原あるいは本町住宅団地第2期工事予定地、それから剣壇塚住宅団地についてですけれども、この吹上の原におきましては、その近く、いわゆる隣接地でありましたキャンプ村がもう廃止を決定いたしました。ですから、こことの兼ね合いで今後の検討もされていくのであらうと思いますけれども、ここら辺の説明と、それからまた本町住宅団地の第2期工事予定地や剣壇塚住宅団地の当初の補助事業としての補助金適化法が、いわゆる指定期間がたしか平成26年の4月までということで、そこできれるということですが、キャンプ村の跡地利用のあり方検討会とか、あるいは住宅団地とのことでの計画変更の県との協議でありますとか、そういうところの後々の対応といいますか、タイムスケジュールを含めましてご説明いただけたらと思います。

○市長（宮路高光君）

特に、本町の住宅団地2期のところでございますけれども、今ご指摘がございましたとおり、26年4月30日以降で補助金適化法を含めた中で切れますので、また用途の変更ということで、県ともこのことについては協議もしていかなきゃならないと思っております。

また、吹上の原の整備予定地、キャンプ村でございます。このあり方検討委員会の中では、廃止とする方向は出ささせていただき、活用の問題もございます。そういう中におきま

して、今後ちょっと時間がかかるのかなというふうに思っております。すぐ太陽光がいいのか、それで地域の活性ができるのかどうか、ここあたりも十分まだ地域の意見等も集約しながら、今後の跡地等について検討すべきであらうと思っております。

○9番（上園哲生君）

確かにまだあり方検討委員会の検討の最中でありましたり、期限が切れてから県との協議なんだからと思いますので、そのところはまたこれからよく見守ってまいりたいと思っております。

次に、今度小水力発電です。先ほどちょっと答弁の中で、調査地点を5カ所ありましたから、その5カ所を中心に検討されておられるんだらうと思います。ことしの2月にもひおき小水力発電推進協議会も設立をされて、市長が会長になられました。その中で、まず一番進んでいるのが玉田地区の水田の用水路を活用しての発電ということで、いろいろと研究がなされているようではありますが、そこらのご説明をちょっといただきたいんですが。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘のとおり、この玉田地区におきまして、これは実験プラントといいますか、そういう中で市のほうも助成したというふうに思っております。また、ほかの5カ所につきまして、またこの協議会のほうで十分協議していかなきゃならない。出資を含めた中におきまして、どういう出資比率の中ですのか。またこれを銀行との問題で出資をするのかどうか、ここは大きな課題でございます。

それと、今私どもが県との中におきましては、永吉ダム、このことについて今全面的に実施設計を国の補助事業をいただいてやるということになっておりますので、これが先に小水力の場合には今後展開できるというふうに思っております。

○9番（上園哲生君）

今、永吉ダムのことの答弁がございましたけれども、先ほどちょっと触れましたように、玉田地区におきます、聞くところによりますと、ひおき発電研究会というのを立ち上げて、鹿児島高専との共同研究がなされているとも聞いておるんですけれども、そこらがどのような状況であるのか。また、それが今後のほかのところの小水力のところはどういうような展開をお考えになっておられるのか、そこらをご説明いただけたらと思います。

○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、玉田地区については実験プラントということで、売電というところまではいきません。基本的にその地域におきます電力に使う外灯とか、あそこにハウスがございますので、そういうものに電気を賄っていくということでございます。

今、高専との実験プラントの中におきましては、この小水力の高専のほうでその機能といますか、それを開発中ございまして、まだ今後開発に実験を含めた中できちっと実用化ができれば、その発電所を使ってほかのところにもできますけど、今回、玉田に据えつけてどれだけのある程度電力が出るのか、1年ぐらい実証していかなきゃならない。そういうものを見た後に、その発電機でほかのところにも適用するのかどうか、そういうことが一つの大きな要因がございますので、今回の玉田地区については、自家消費の中において、売電じゃなくて、その機械をきちっとした形のモデルといますか、そういうものにつくり上げていくというのが玉田地区の今回の発電の設備でございます。

○9番（上園哲生君）

今、市長から答弁をいただきまして、そのスマートコミュニティーの報告書が出てから今までのところの推移というのが少しはわかったわけですが、今後しっかり見守っ

ていきたいと。そして、こういうものが少しでも研究開発が進んで、自然再生エネルギーの事業に推進がかなうことはやっぱり願っております。

今私がちょっと言い間違いをしまして、ひおき小水力発電推進協議会というのをちょっと読み違えたみたいでございますので、ここをちょっと訂正をお願いいたします。

それでは、次に2番目の質問に移らさせていただきます。これまでも同僚議員が、今、国のほうでいろいろ検討されておりますこの農政の大転換期における問題につきまして質疑・答弁がございました。私もそれを聞きながら、私は自然再生エネルギーの観点との兼ね合いからちょっと質問をさせていただきたいんですけれども、今、国のほうで示されております農地集約新制度、これがこれまでの主食米の減反制度を5年後に廃止をしてというのが、言うなればTPPにかかわる農業競争力を上げるための一つのやり方ということで、産業競争力会議の中で審議をされてきております。

また一方、規制改革会議の中で審議された中が今新聞報道でいろいろされておりますけれども、その中で、臨時国会で農地の貸し借りを仲介し、担い手農家へ集約を加速化することを目的に、都道府県のほうに農地中間管理機構というのを立ち上げた。これが今度の法案として提出をされたわけです。そして、その中で見てみますと、例えばこれまで農林水産業が押し進めてきました、農林水産省としての方針としては、地域の話し合いで決めた担い手農家に農地を預けると。要するに、人・農地プランとのあわせての法制度化ということで進めてきたけれども、余りにもそれが閉鎖的ではないかと思われて、見送りになったという報道もありました。そして、その農地中間管理機構が農地を貸すとき、どんな借り手に渡すのか、白紙委任となる仕組みと

というようなことがあって、ここに懸念に示されておりました。

あわせて、この機構を通す農地の仲介には、農業委員会の許可を要しない仕組みを取り入れるなどというようなことがうたわれておるようでありますけれども、検討されておるようでありますけれども、地域のことをよく知っている農業委員会を外して、最初の想定されるような農地の集約化というものができるものなのかどうか、率直なところ、市長、どういうふうにお考えなんでしょうか。

○市長（宮路高光君）

まだ詳しい説明とか、農地中間管理機構を県に一体化するというんですけれども、県の中でもどこがするのか。基本的にはこういうものについては地域公社のほうがあるわけがございますけれども、いろいろとまだ詳細がわからない。このことが私ども鹿児島、また日置のほうに合うのかどうか、今言いましたように、基本的には農業委員会を通さなくてその機構がし、特に荒廃地等におきましては基盤整備をしてきちっと利用してそれを貸し出すと。特に、その場合、一番恐れているのが、貸し出し相手のほうが恐らく商社になったり、そうするおそれもあるのも事実です。ここあたりがはっきりした制約をかけていかなければ、大手のスーパーとかいろんな会社があって直営の中でやってしまったら、ほんとにそこの農地の産業といいますか、そういうものは行き詰まってしまうということがございますので、まだもう少し私どもにも詳しい説明がわかっておりませんので、またわかり次第いろんな情報は流していきたいというふうに思っています。

○9番（上園哲生君）

確かにまだ国のほうが決定的なところではなくて流動的な部分もあろうかと思えます。ですから、しっかり見守っていかなきゃならんとところもありますけれど、ただ、新聞報道

等に、先ほど申しましたように、農地が機構に預ける場合に、塩漬けとなるようなところは避けるために、機構はその再生困難な場所は引き受けないルールも盛られているとかいうような報道等が書かれてきますと、これはほんとに実効性のあるものになるだろうかという危惧をするわけです。そうした中、本市は平成26年度に農振地域の一斉見直しをすると伺っておりますけれども、この農振を排除することによりまして、自然再生エネルギーのための用地確保につなげたいという思いの地権者たちも多いわけですが、そこらのところにつきましては、市長、どういうふうにお考えになっているのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

農振地域の中におきまして、よほどでなければ除外できない。基本的にある程度の一定ルールがございまして、その農振地域を外すにはそれにかわるものを編入していく。やはり農振地域である中においては、特に国の補助事業、これとの絡みがございまして、むやみに農振地域を狭めていくということは大変危惧するといいますか、難しい状況であるというふうに思っております。

○9番（上園哲生君）

市長は答弁されれば大丈夫と理解するんですけれども、今現在、いわゆる第1種農地です。農地の集団性を考慮して、10ha以上の規模の1団地にはせ自然再生エネルギーの、いわゆる太陽光の設置施設としては許可はしないよということが原則ではなっているわけですが、やはりどこでも原則があれば例外ありで、要するに一体とした事業で隣接地がそういう対象で1種農地でない場合には、その1種農地が3分の1を超えなければ隣接の土地との一体となった事業許可というのは認められるというようなものもありますし、先ほど同僚議員の質問の中にありましたように、支柱を立てて、そして下は農作をしながら

ら、上は太陽光設置の施設としてという場合にも認められるというような例外規定のみたいなものがあるわけですが、ここらについて市長はどういうふうにお考えになりますか。

○市長（宮路高光君）

今の段階では、これは農業委員会の転用案件でございます、今おっしゃいますとおり第1種農地は太陽光は設置はできない。まして、隣接する分についても3分の1、そういう要件がございます。基本的には、今はそれぞれの農業委員会で認めるか認めないか、ここが一番大きな見解だというふうに思っておりますので、今県のほうで月に1回、そういう全体的な審査をするわけでございますけど、ほんとに多くの田畑が太陽光、もう今は住宅の転用の面積よりも、1カ月に上がってくるのは、もう3分の1程度になっております。そういう中を、私自身自身も審査をしている中で危惧している一人でございます、特に農業委員会等のその地域にあった現場を見て、きちっと判断をしていただくことが大事であるというふうに思っております。

○9番（上園哲生君）

やはり命を得るための食料も大事でありますし、一方でエネルギーも大事であります。その本市の土地の活用というもの、やはり現状に即して、そして何が一番有効利用できるか検討いただいて、そして、本市は本市の独自の指針というものもあってしかるべきだと思います。そのことについて、市長、どのようにお考えになられますか。

○市長（宮路高光君）

特にこの物件については、農業委員会、そういう部分の権限の部分がございまして、農業委員会とも今後十分協議をしながらやっていく。私は、基本的にはこの第1種農地に太陽光を設置するのは反対という考え方を持っております。今から先、どういう食料難

が来るのかわからない。農地はみんなで守っていかなきゃならない。ただ、太陽光が安価的にすぐ金銭になって、お金の交換できる、そういう考え方の中で転用していくのはいかななものかなと思っておりますので、そういう日置市としての指針は、さっき申し上げましたとおり、農業委員会と十分協議をしながら、今後の農政に負荷といいますか、汚点がないような形をやっていきたいと思います。

○9番（上園哲生君）

実情にあった、設置有効利用、なおかつ維持すべきものは維持するという姿勢で、我々もそういうふうに見守ってまいりたいと思います。

次に、3番目の質問となりましたこの洋上風力発電について、ちょっと質問いたします。

先ほども申しましたように、今、国内での実証試験やあるいは海外事例をもとにした洋上風力による建設コスト、あるいは発電効率など、そしてそれに基づく価格設定に必要なデータを集めながら今検討をされております。その中で今出てきていますのが、どうしても設備建設のコストが、洋上のほうは陸上の建設費もろもろのコストのやっぱり1.5倍から2倍ぐらい割高になる。そういうことで、今度は固定価格買い取りにつきましても、洋上のほうを優遇価格の検討も始まっております。長期的に見れば、導入の潜在力は陸上風力発電よりも大きいと考えられます。現に、日本の商社が茨城県沖で、早ければ2016年の稼働を目指し、出力24万kWの大規模な洋上風力発電の計画がもう示されております。

そうした中、私どものもう一つの大きな財産として吹上浜という財産を持っております。この吹上浜というのは、ご承知のとおり大変遠浅で、そして一部の区域は漁業禁止区域がある。それはN T Tの関連がありまして多くは述べられませんけれども、そういうことで下が岩盤の地域もあります。そうした吹上浜

の特性を生かした洋上風力発電、今後の国の政策の動向も見なきゃなりませんけれども、そのことにつきまして市長はどのようにお考えになられますか。

○市長（宮路高光君）

洋上風力でございますけれども、今、価格的に大変高いという部分があります。が、国が国の事業の中でやっているからある程度の採算ベース、試験プラントだと思っております。特に、私ども吹上浜海岸を考えたとき、やはり景観、あの砂地を含めた景観にそれがマッチするかどうか、またウミガメがどうあるのか、また、環境的にどう影響するのか、やはり風力のない場合については低周音波といえますか、そういうものも出てきます。そのことが海岸に住んでいる方々にどう影響するのか、やはり深い形の中で考えていかなければ難しいことであろうかというふうに考えております。

○9番（上園哲生君）

大変慎重な答弁でございますけれども、私は先ほども申しましたように、陸上の風力発電、ここもいろいろ問題があります。きのう覚書の調印式が、きょう各新聞紙上でも出ておりましたけれども、やはり陸上の場合はもっと限界があるんじゃないかな。そうした場合、四面を海に囲まれた日本の海というのは、こういう再生エネルギーには、今後のいろいろな試験データやら見なきゃなりませんけれども、個人によってはこれが一番、一方で今自然再生エネルギーのあり方について、余りにも太陽光に傾き過ぎたいびつな形になっているという指摘もございますので、ここ上がってくるんじゃないかなと思うんです。そうしましたときに、今ヨーロッパは物すごく洋上風力発電というのは盛んに設置されておるわけです。そうした場合に、そこと日本のやつの違いが先ほど市長の答弁にもありましたように、ヨーロッパのやつは、これは着床型

というやつで、海にきちっと据えつけるという形ですけれども、日本の場合は大分いろんなところに、先ほど私は漁業者への関係で話をしましたけれども、そういうところへの配慮をした学習効果、研究成果が出つつあるやに聞いています。そしてその着床型に対して浮体型、そしてそれは魚を蛸集をさせてくるということも報告を受けております。

先般、ここの吹上浜の漁協の3漁協から、組合長さんたちから、今チリメンのバッチ網、このバッチを沖出しを認めてくれんだろうかということで海区調整委員会に申請をするに当たって、議会にも協力を求めてきたわけです。私もびっくりしまして、地元のほかの漁業をやっているいわゆる起点引きの、要するに成魚をとっている漁業者、チリメンは幼魚ですから、そして我々は今育てる栽培漁業に一生懸命で、一方でマダイとかヒラメなんかの稚魚放流もやっている。要するに、編み目の小さい漁業を沖出しに出すということに對しまして、これを大きく育ててとろうと考えている漁業者、いわゆる成魚をとる漁業者との利害というのがどうなっているのかということで我々もちょっと確認をさせていただいた。ほんとにいいのか、進めてと。そうしましたら、もうそんなことを言うたられんと、要するに、環境なんかで海流の潮流の流れも変わって、魚がなかなかとれないということで、我々ももう漁協運営等も含めて、それを了承せざるを得なかったという返事をもらいまして、わかったと。そうであれば、それで我々も議会も協力をしましたと。だけど、何らかの手を打たなきゃいかんというときに、この魚を蛸集させることの洋上風力発電というものなんかも出てきたもんですから、いま一度市長のご答弁をお聞きしたいと思いたすが。

○市長（宮路高光君）

今、議員がおっしゃいましたとおりに、洋

上風力を含めた中はまだ今実験プラントとい
いますか、まだ途上であるというふうに思っ
ております。まだいろんなデータがはつきり
した部分を私どもも持っておりません。今後
の、国を含めた中でそういういろんな先進地
の事例等も参考にしながら、このことは検討
していかなきゃならないことだと思ってお
ります。

○議長（宇田 栄君）

あと1分ございませんので。

○9番（上園哲生君）

もう時間がなくなってまいりましたので、
いろいろ申し述べましたけれども、我々の本
市は山あり川あり、そしてダムあり、そして
農地あり、その上に海ありと、この自然を最
大限に生かして、自分たちで使う電力を自分
たちの地域でつくるということに徹したまち
づくりをしていきたいと思いますが、最後に
市長のご決意をもういっぺんお聞きをしまし
て、一般質問を終わらせていただきます。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘がございましたとおり、私ども約
2万世帯を超えるぐらいの世帯でございます。
そういう中で、私もこの再生エネルギーによ
って自分たちのまちの電力は自分たちのまち
でつくり得る、これが最小限であろうかとい
うふうに思っております。そういう中により
まして、今ご指摘がございました太陽光、水
力、風力、そういうものにいろいろと手がけ
ていかなきゃならないというふうに考えてお
りますので、いろんな関係の皆様方のご協力
をいただきたいと思います。

○議長（宇田 栄君）

次に、5番、黒田澄子さんの質問を許可し
ます。

〔5番黒田澄子さん登壇〕

○5番（黒田澄子さん）

本日最後の登壇となりました。12月4日
から10日までは人権週間でございます。

この間の現地時間12月5日、人権の闘士ネ
ルソン・ホリササ・マンデラ南アフリカ第
8代大統領が95歳で大往生されました。黒
人差別の人種隔離政策アパルトヘイトと無血
の戦い、対話主導を貫き、27年間の獄中性
を余儀なくされても、「私たちを抑圧する側
が実は抑圧されている人と同じように自分の
凝り固まった考えから解放されなければなら
ない」と白人の警務官と対話を重ね、憎しみ
よりも和解をと人々に憎しみの連鎖の先に何
もないということに対話し続け、人種差別を
融和へと導いた偉大な人生であり、世界中か
ら尊敬される人でありました。心よりご冥福
を祈るものであります。

ことしも残すところ18日、市民の皆様が
無事故で幸福に、年末年始を過ごされること
を願いつつ、12月定例議会におきまして公
明党所属議員として一般質問をさせていただきます。

初めに、市民の安心・安全の点から、AED
の作動点検等について伺います。

まず、厚生労働省は、ことしの9月27日
付で、いざというときに使えないことがない
ように、各県や関係市町村に対しAED点検
に関する再通知を出していますが、本市には
県からこの通知が届いていますか。

次に、本市にもAEDが多く設置されてお
り、それらは各課が予算化して購入したもの
のほか、寄贈や競艇によって設置されている
ものがございますが、AED作動点検の推進
と点検完了の集約は、現在どこが行ってお
られるか伺います。

今回、厚労省から再通知が出ていますが、
いざというとき、心肺停止状態のときに救急
車が到着するまでの手だてができることによ
って人命救助率が上がるAEDが全国的に設
置されてきました。しかし、点検不良によっ
て、いざというときに使えない事例が以前よ
り起こっており、平成21年に続き、厚生労

働省が再通知を出していることは、本市も重く受けとめ、早急に取り組むことであります。

そこで、本市でも毎年9月9日の救急の日を基準にして、その前後を利用してAED総点検の日としてAEDの研修会等を行い、全てのAEDを実際に作動させての点検をすべきと提案いたしますが、いかがお考えでしょうか。

2点目に、パーキングパーミットについて伺います。

現在、障がい者等に優先的な利用を促進するパーキングパーミットが市役所駐車場にも設置されています。現在のパーキングパーミットの利用について、市民からの苦情は市役所に届いていませんか。市役所の建築構造上、東西2カ所の入り口付近に駐車場が設置され、市民は正面玄関よりもそちらを利用する方が多い現状です。東口は高さのある階段しかありませんし、西口は入り口までにまず道路がある上、道路を渡ると勾配のある長い通路となっています。障がい者や高齢者には優しくないつくりであり、以前より私のもとには市民からの苦情が届いております。「若いころはこれくらい何ともなかったけど、西側の入り口付近で車をおろしてもらっても、通路が長くてね、歩行困難を来した高齢者には市役所に入ることも大変ですよ。だから反対側に行けばと思って階段しかないんです。本当に年をとったら市役所に行くのも一苦勞ですよ」と。障がいのある方はもっと大変です。

そこで、正面玄関にほとんど利用されることもない広場がありますが、そこを利用して、数台でもいいので、パーキングパーミットを新設できませんか。平たんであり、バリアフリーの観点からも、高齢化社会になっていく日置市の市民サービスとしてお考えにならないか伺います。

最後に、本市の男女共同参画行政の着実な推進のための各課の取り組みについて伺いま

す。

まず、日置市が目指すべき男女共同参画社会についての市長のご見解を伺います。

次に、ことし開催されました男女共同参画を学ぶワークショップ研修とDV研修に担当課より全課にお声かけをいただき、職員の皆様の参加がありました。このときの感想等はいかがだったか伺います。

3点目に、本市は基本計画をもとに、男女共同参画基本計画年度別実施計画を策定し、事業を進めています。各事業内容はどこが決めておられるのか伺います。

4点目に、事業内容と実績はホームページでも公開されているわけですが、記載がなかったりするところもあり、推進に向けての各課の理解ができているのかどうかと思える点もございます。その点の見解を伺います。

最後に、セクシャルハラスメントがあった場合に、市職員、また教職員からの相談はどこがお受けになり、どのような対応をしておられるかについて伺いし、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の市民の安心・安全のためのAED作業点検は万全かというご質問でございます。

その1でございます。AEDに関する通知の件でございますが、平成25年9月29日付厚生労働省からの都道府県知事へのAEDの適切な管理等の実施についての再通知後に、県からの各市町村宛での通知等は出ておりません。

2番目でございます。AEDの点検につきましては、法的な点検義務はないようでございますが、緊急時に正常な状態で使用するためには、購入時の段階で説明を受けた担当責任者が日常点検を適切に行い、常に正常な状態にしておく必要があります。AED本体に異常があれば、全てランプ等で表示されるよ

うになっていきますので、それぞれの事業所が責任を持って点検管理するよう指導しています。

3番目でございます。AEDの研修等の実施についてでございますが、毎年9月9日は消防本部で救急の日と定め、救急講習会の促進を図っています。AEDの点検等で外観・ランプ点灯・音声・バッテリー容量等についてその機器の点検手順に従って行う必要があります。実際に作動させることはできませんので、各事業所が実施する消防訓練等を利用してAED点検要領や取り扱いについても講習をさせたいと思っています。

2番目の市役所正面玄関近くにパーキングパーミットの新設をということでございます。

パーキングパーミットを利用しようとされる高齢者、障がい者、妊婦さん等からの駐車場位置についての苦情等のご意見は聞いていないところでございます。市役所本庁については、現在、西側駐車場にパーキングパーミットを2台分設けており、1台分の駐車スペースも3.75mの幅で、基準以上の広さを確保しているところでございます。駐車場から玄関までの距離が幾分長いと感じておりますが、その間、車椅子や歩行するに当たり支障のないように、段差等の解消も行っております。また、屋根つきの通路でありますので、雨天時もぬれずに歩行等ができる状況にあります。

ご質問の正面玄関付近における新たな設置については、現場において検討しましたが、車の出入りに対する歩行者の安全対策の部分や、本庁舎入り口への通路整備の部分等かなりの費用が必要と見込まれることから、現時点ではこれまでどおり西側の既存か東側の中央公民館に設置の既存箇所を利用させていただきたいと考えております。

3番目の男女共同参画の着実な推進のための各課の取り組み、その1でございます。

日置市男女共同参画基本計画の基本理念にもありますように、全ての人がお互いにその人権を尊重し、性別にとらわれることなく個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指すものであり、この視点に立った考え方が対等な立場で多様な人が参画し連携、協働していく共生・協働の地域づくりにもつながるものと考えております。

その2でございます。毎年、男女共同参画推進懇話会と連携し、職員にもDV防止研修会や講演会等への参加を呼びかけています。本年度は9月に新たにワークショップも開催し、職員も30人参加しています。ワークショップでは、男女共同参画の捉え方や視点を楽しくわかりやすく学ぶことができたと聞いております。男女共同参画社会を推進していくためには、今後も市職員の研修を継続し、意識啓発を図っていくことが必要だと考えております。

3番目です。男女共同参画基本計画の実効性を図っていくためには、基本目標、施策の方向分野ごとに市の施策、事業を実施計画という形で取りまとめています。毎年、年度初めに前年度の実績を評価し、当該年度の計画を立てていますが、事業内容につきましてはそれぞれ関係する所管課が作成いたします。

4番目です。実施計画の事業評価と事業計画につきましては、施策を推進していく上で重要なことでございます。施策を進めるに当たり、男女共同参画の意識や実際実態を把握し、点検していくわけですが、男女共同参画の視点からの内容に欠けるものもあるようでございます。職員が事業を推進していく上できちんと趣旨に沿った点検、改善をしていけるような意識啓発を図っていききたいと考えております。

5番目でございます。職員のセクシャルハラスメントに対する相談窓口につきましては、衛生管理者であります市保健師で対応するこ

とにしておりますが、あわせて市男女共同参画員にも相談できるような体制をとっているところでもございます。また、相談内容が職場内での問題であれば、総務課と連携を図りながら対応していくこととしております。

今後におきましても、セクシャルハラスメント対策については、職員への周知を図り、相談時の適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

AEDについて、2番目です。教育委員会におけるAEDについては、平成19年度から21年度にかけて、市内小中学校26校全てに設置をいたしております。また、社会教育施設に6カ所、社会体育施設に8カ所設置してあります。点検については、AED機器本体にセルフテスト機能がついており、毎日自動点検を行っております。また、バッテリーは5年ごと、パドルについては1年半ごとに有効期限に基づき定期交換を行い、その際にも動作確認を実施をいたしております。

点検等の集約については、教育委員会担当部署でAED台帳を整備して実施をいたしております。

3番目です。AED研修会につきましては、小中学校では救急訓練の際、消防署から来てもらい実施をしております。学校によってはPTAも一緒になって訓練を行っているところもあります。また、社会教育及び社会体育施設におきましても、消防署からの年1回の消防訓練時に職員及び管理人等を含め取り扱い研修を受けておりますので、適正な管理ができているものと思っております。

男女共同参画行政について、2番目ですが、教育委員会では、数名ずつがDV研修に参加し、本年度の職員行政課題研修でも学校主事等を含めた全員でセクハラ等の研修を行って

いるところです。

研修成果として、意見等の交換や研修レポート等の提出を行っておりますが、個々の理解度に少し差もあったようです。このようなことから、今後も教育行政に携わる職員としての資質向上を目指し、男女の人権意識の高揚が図られるような研修への参加を積極的に促していきたいと考えております。

③です。教育委員会は、教育総務課、学校教育課、社会教育課の3課で組織されており、事業内容等については各課で記載するようになっております。

④です。事業名で審議会・委員会等への女性の登用についてであります。教育委員会の所管する審議会・委員会については、ほとんど各団体の代表の方が委員となる構成になっております。このようなことから、女性の登用は教育委員会で決められない部分があり、公表しなかったところでもあります。

そういう中で、今年度、社会教育課では、社会教育委員の任期満了に合わせて、定数の見直しと女性の登用を検討し、社会教育委員の女性の登用率は38.5%となったところでもあります。

今後は、他の審議会・委員会等もできるところから見直しも検討したいと考えております。

⑤です。全学校で相談窓口を設け、男性教員・女性教員を担当として置いております。教育委員会でも同様に、男性・女性を担当者として窓口を設置し、学校に周知しているところでもあります。

なお、教員に対しては県がよろず相談、メンタルヘルス相談をする場を設定しており、常時相談ができる体制ができており、周知を図っております。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を14時15分といたします。

午後 2 時 03 分休憩

午後 2 時 15 分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○5 番（黒田澄子さん）

答弁いただきましたので、1 問ずつ質問していきます。

まず、AED について伺います。

平成 21 年にも通知されていますけれども、県より本市に通知は来ておりますでしょうか。また、県から通知が来るとしたら、通常市役所のどこの部門に来るのか伺います。

○消防本部消防長（上野敏郎君）

本年 9 月の通知は、来ておりません。

それと、21 年度、同じように通知のほうは来ておりません。

県のほうでは、受け取ったそれぞれの部署で違ってくるとは思いますけれども、今回のこの厚労省からの通知につきましては、県の薬務課のほうで受理しております。来るとすれば健康保険課に来るのかなというふうに思っております。

以上です。

○5 番（黒田澄子さん）

私の調査によりますと、薬務課もそうでしょうが、教育委員会部門もちゃんと届いているようで、また危機管理のほうにも県のほうには届いているようです。がしかし、市町村行政に落としていないということは、少し問題かなと思って、今回は質問させていただきました。

今回、再通知が来た背景には、総務省の国民の声の投稿に多くの AED 不動作のケースが投稿され、総務省が厚労省に関して、自分の所管なのでそういったものをもう一度周知すべきというふうな背景があったようです。総務省は本年 3 月に 3 県の 92 の国の出先機関で管理状態を調査、25 機関で日常点検を

していなかった、また、札幌市内 125カ所の駅、ホテル、デパートの調査でもバッテリー切れがあり、全体の 8 割を超えるものが管理不足であったことを受けてこのようなことを行ったというふうにされています。

今回、私は、厚労省と本市が購入している AED 販売会社に調査をさせていただきました。本市が購入した公的施設へ設置しているものは、消防本部設置のものを足すと 73 個、寄贈が 2 個、協定が 5 個、市の購入が 66 個、名前は伏せますが、A 社が 62 個、B 社が 4 個、C 社が 7 個となっています。この A 社、型番 9000 シリーズの 39 個は、本体の耐用期間が 7 年、バッテリー寿命が 5 年、型番の 1200 は、耐用期間が 6 年、バッテリー寿命が 2 年、もう既にこの 2 種類は廃盤になっていますが、本市にたくさん納入されています。残った型番 2100 のみが現在販売されています。これは耐用期間が 6 年、また、他社のものも全て調査しましたが、それぞれ本体の耐用期限、パッド、またバッテリーの使用期限がばらばら、年間がばらばらであるということです。そこで、管理の点で日置市 AED 設置一覧表から質問をさせていただきます。

まず、この一覧表には、設置年月日、バッテリー使用期限、メーカー、型番しかありませんが、本体の耐用年数と期限、パッドの耐用期間が必要であるというふうに思います。また、さらに年度別に、例えば来年度、何を交換しなければならないのか、何が更新されなければならないのか、そういったものが把握される一覧表、これが管理をする上では非常に必要だと思います。そのように思いますけど、いかがお考えでしょうか。

○消防本部消防長（上野敏郎君）

今ご指摘がありましたように、確かに必要なことであると考えます。本体、バッテリー、パッド、それぞれ有効期限を入れ込んだ一覧

表を作成いたしまして関係部署に配付したい
と思います。

○5番（黒田澄子さん）

前向きな答弁、ありがとうございますと言
ってはいけないんですが、前向きな答弁を
いただきました。本市の購入の85%を超え
る会社の製品、このAEDが毎年のように不
作動を起こしていることを担当課はご存じで
しょうか。

この件に関していかがお考えになるか伺
います。

○消防本部消防長（上野敏郎君）

全国各地で不作動を起こしているものに関
しましては、関係会社から文書等で連絡がご
ざいまして、業者が自主改修を実施しており
ます。今のところ、日置市が所有するAED
につきましては、不作動を起こしたものはご
ざいませぬ。

救命時に使用するものでありまして、たく
さんの奏功事例もございませぬけれども、迅速
な対応が迫られる中、あつてはならない事故
だと思っております。点検は確実に行き、点
検時に不備があれば、すぐに業者に連絡し、
修理あるいは交換をお願いするようにしてお
ります。

○5番（黒田澄子さん）

担当課で伺ったところ、5年間貸与のバッ
テリーが3年半で交換アラームが鳴った。ま
た、1年半耐用のパッドが購入時点で1年後
がもう交換時期になっていた等の現状がある
ようです。一覧表の中には、こういったこと
も盛り込まれて、5年と書いてあるけれども、
もうこの時点で変えましたよということがわ
かるようにしてほしいと思っておりますが、その点
いかがでしょうか。

○消防本部消防長（上野敏郎君）

確かに点検を重ねればバッテリー等の消耗
もどんどん進んでまいると思っております。一覧表
の中には、先ほど言いましたように、バッテ

リーの使用、有効期限とか書き入れますけれ
ども、2年でそれがなくなれば、また2年後
は一覧表をつくりかえるというような形で、
わかりやすく表示した形で配付したいと思っ
ております。

○5番（黒田澄子さん）

担当課のほうでは、AEDの不作動の件に
関してはご存じだったようです。がしかし、
私が調査したところによりますと、例えば、
ヒューズが溶解して、もう電源が切れてしま
った。電源を入れてももうヒューズが溶解し
ていた。ちょっとあり得ない話だと思つて
います。また、そのために設置者にセルフセッ
トを求めている。また、中途半端なあけ方だと、ふ
たがぱたっと閉じてしまって、もう作動でき
なかつた。そういったものが今回毎年のよう
に起こる中に入っております。命を救うAED
に不作動があつてはならない。今回の私の
調査で見えてきた部分ですけれども、あとの
B社、C社においても、バッテリー不足のラン
プがついていないのにB社では不作動があ
つた。その原因は何ですかということ、電源は
確かに残っているが、1回分には満たなかつ
た。だから使ったときに電源が入らなかつた。
そして、C社に対しては、じゃその電源が大
丈夫ですよというランプはどういった状態
でつくんですかということ、今後9回分は残
っていますが、一応アラームを鳴らしますと
いう会社の対応でございませぬ。そのよう
に、会社において製造されたもののアラーム
のなり方も、単なる電源が入っているとい
う観点と、9回分を残していても、命にか
かわることだから丁寧にアラームを鳴ら
して交換をしましよよというのを言つて
いる会社、そういったものがあるようであ
りました。

21年の通知は来ていないということでは
ありますが、点検担当者には日常点検の実
施と記録をお願いしてあります。まず、こ
れは行われているのか、また現状の点検
は何をも

って日常点検と考えているか伺います。

○消防本部消防長（上野敏郎君）

日常点検につきましては、それぞれの担当課で定期的実施されていると思っております。AED本体のインジケータのランプの色、それや表示によりまして、正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認することは容易にできると思います。必要なときに使えないということになりますと、人の命にかかわるものでございます。補償問題まで発展するのではと危惧いたしております。

ちなみに、私の消防本部では、勤務交代後の車両点検時に、消防署の当務員が積載備品も点検しますので、車両に積載してありますAEDにつきましても、毎朝点検を実施しております。記録のほうはとっております。

市内の学校や事業所など、救急校区集会等でAEDの取り扱いについて説明をいたしますので、その機会に日常点検の必要性についても指導しております。今後も救急の日だけではなく、立入検査等の機会を捉え、いろんな場で管理点検についても広めてまいりたいと思います。

また、この機会に記録の点検も行いたい。また、記録の用紙のほうも配付したいというふうに考えております。

○5番（黒田澄子さん）

そうですね。記録はちゃんとするようというふうに通知が出ていますので、お願いしたいと思います。

ちなみに、薩摩川内市では、うちでいう地区館に当たるコミュニティーでは、毎日目視点検を行って、日誌の中にちゃんと記録をとっているということでした。見るだけでできる、色をさっと見るだけでできることですので、ぜひ点検を定期的という部分で毎日点検を行うべきだと思います。もちろん土日祝日は別と思いますが、見るだけなんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○消防本部消防長（上野敏郎君）

確かにおっしゃいますように、ランプで使えるかどうかは判断できますので、見るだけです。毎日できる作業かと思っております。

○5番（黒田澄子さん）

あと一点提案をいたしますが、誰が見てもすぐわかるために、一個一個のAEDに貸与期限や次のバッテリー使用期限、またパッドの使用期限、それが大体何年ごろになるのかということを知りつけていただけないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○消防本部消防長（上野敏郎君）

確かにおっしゃるとおりでございます。誰が担当になっても、使用できるかどうか、そういった判断ができるように、わかりやすく本体のほうに表示していきたいと思っております。

ただ、先ほどから申しておりますように、張るだけでは意味がございません。それぞれの管理担当者が確実にそれを把握すると、確認するという作業も必要かと思っておりますので、そういったところも徹底してまいりたいというふうに思います。

○5番（黒田澄子さん）

前向きにやっていただけるということで、期待をしたいと思います。

先ほど私が、今回の通告で作動という部分を入れましたのは、本市に85%近く入っている会社のものがヒューズが溶解するというものは確かに今ないと思っておりますけれども、実際に作動させたときに、ふたのあけ方がどうかということだったりするものですから、やっぱり1回は作動を全部1回してほしいと思っておりますが、その点についてのご見解を伺います。

○消防本部消防長（上野敏郎君）

点検はできますけれども、実際に作動というのはこれはできません。ただ、点検の段階でボタンを押すと作動まではいきませんけれ

ども、ピピっという音がして、使えますよという状態を知らせてくれますので、そういった点検はできますけれども、実際に人体に、あるいは何も人体に触れてない状態での試験はできないということになっております。

○5番（黒田澄子さん）

先日ちょっと伺った、学校のほうで本市の設置したAEDが置いてあるわけなんですけれども、学校の中に置いてあるがために外での大会行事とか、土日にそういったものがあつたときに、事故があつてもすぐ取りにいけない。閉まがついて入れない。だから外に設置してほしい。これ薩摩川内市では既に外に設置してあるみたいなんですけれども、学校等は多くの行事等もありますので、その点、中のほうの設置ではなくて、門の外のところになつたという箱を設置したりすることをぜひ進めていただきたいと思つています。それは、地域住民の方も、すぐ学校がそばだったら走つてそれを利用することもできたりするわけですが、その点、教育長いかがお考えでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

その話については、私きょう初めて聞きましたので。近隣になつたようなAEDの設置があるかないかとか、いろいろな問題があるようですので、検討はしていきたいと思つています。

○5番（黒田澄子さん）

では、次に移りたいと思つています。パーキングパーミツトについて、県内官民合わせて本年3月で1,746カ所に設置されてつて、本市もこれに参加をしているわけだつです。県は「使える場所が使える幸せ」と掲げています。そこで、市役所のパーキングパーミツトの現状を、当局は、現在のこの使われ方、場所の設置についていかがお考えか、担当課答弁を願つたいと思つています。

○財政管財課長（満留雅彦君）

先ほど市長からの答弁もございましたとおりに、庁舎西側につきましてパーキングパー

ミツトを設置しているわけだつございますが、幾分距離が長いというふうに感じております。それから東側におきましては、先ほどのご質問のとおり階段箇所になつております。中央公民館に設置してあるパーキングパーミツトを利用していただきますと、中央公民館の中を通過して庁舎のほうに入つてくるということだつで、いずれにしても距離が幾分長いというふうに感じてつているところだつございます。

○5番（黒田澄子さん）

市役所の1階は各課の窓口のテーブルが以前は高かつたですが、今立つて相談することを前提にしないということだつで、座つて相談できる低いテーブルに変わりましたが、こういった利用者が、どんな人でどのように利用されるかといった相手の立場になつた視点が、パーキングパーミツトには一番重要だつと思つています。

特に、今市役所の1階には案内をされる職員の方が常時おられますけれども、そこからパーキングパーミツトを利用される方は全く見えない。実際パーキングパーミツトを利用される障がいの方は、車椅子への移乗も困難だつたり、雨が降つてるときなどはいつドア開けて出ようかとか、いろいろ困つておられるわけだつなんですけれども。

そういったときに、そばに設置されてせつかく案内の方がいらつしゃれば、ちょっと外を見たときに、私が申し上げた場所であるとおつ、あつお困りだ、と思つて傘を持っていくこともできるでしょうし、ちょっと手助けをすることもできると思つてつますが、今の状態では全くそういうことはできないわけだつです。であれば、本当に、ほら私たちがここに設置してつるでしょ、みたいな感じの全く優しくない場所に設置されてつている点は、やはり考え直すべきではないかなと思つてつますが、再度ご見解を伺つています。

○財政管財課長（満留雅彦君）

確かに本当に、基本となってそこは考えていかないといけないというふうに思っております。現状から見てみますと、庁舎の配置を見てみますと、なかなかそこをクリアできるというところに簡単にいかないということになってまいります。ですので、今回、来年度日吉支所を建設してまいります、その段階では本当に基本となって、そこ忠実に、優しい庁舎というような形で考えていきたいというふうに思います。

ただ今後、庁舎の外溝、本庁舎の外溝、それから建物等の改造等がございました段階では、そこを率先してやっていかないといけないというふうに考えております。

以上です。

○5番（黒田澄子さん）

市役所は、市民の皆様がいろいろ相談に来るわけでございます。あなたたちは来なくていいのよというわけではございませんが、設置がされていなければ来ることすらなかなか厳しい。誰かに頼まなければならない。そういう人がいなければなかなか市役所に来れない。そういった市民がおられることをぜひ心にしていただき、次の質問に移ります。

男女共同参画行政について、伺いたいと思います。日置市男女共同参画基本計画の策定に当たって、市長は国の考えとして、男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会においての最重要課題である、とのご認識の上で計画策定に当たったと述べておられます。昨日12番議員への答弁の中で、内容は若干違いますけれども、縦軸だけではなく横軸が大事だと言われました。私は心の中で拍手をいたしておりました。男女共同参画社会の実現には、まさにこの横軸が必要であるわけがあります。

最重要課題の計画策定の6年目に入った本年、推進の現状は随分進んできたのか否か、市長にはどのように見えておられますか、お

伺います。

○市長（宮路高光君）

今の現段階では、まだ皆さん方が満足しているところまでいかないと思っております。今後、今ご指摘ございましたことも十分把握しながら策定していかなきやならないというふうに思っています。

○5番（黒田澄子さん）

これはずっとやはりこつこつと意識革命をやっていくことだと思っておりますので、担当課の皆様にも一緒に進めていただきたいという思いで、今回は一般質問に立たせていただきました。1人の人が何かをこう考え方をちょっと変えるだけで、随分周りの環境が変わってくる、そういったことがございます。私もこの男女共同参画というものを学ぶ中で、もっと早く、もっと子育ての若い時期、また教育の現場の中で学んでおくべきだったなど、本当に残念な思いがしながら、今少しでもという思いで学んでいる最中でございます。

そこで、先日男女共同参画懇話会の皆様と共に、ワークショップやDV研修など行われました。市民を初め、本日議場におられる部課長の皆様も参加をくださり、このことは近隣市ではなかなか望めない、そういう部課長の参加が望めたということは高く評価されることだと考えています。

その中で、各所管の事業の実施や男女共同参画社会を担うリーダー、市民から信頼される職員として相談をお受けになることもあると思いますが、今後に生かせる点があったらお伺いします。

○地域づくり課長（堂下 豪君）

今年度は例年実施しておりますDV防止研修会に加えまして、これまでワークショップを開催しております。両方合わせまして100人近い参加があったかと思っておりますけれども、市の職員も56人ほど参加しております。

す。ワークショップでは、グループワークでの作業を通しまして、男女共同参画の意義がわかりやすく理解でき、関心も深まったものと思っております。

今議員もおっしゃいましたように、男女共同参画行政は全庁挙げまして、横断的、総合的に推進していく総合的な行政であります。事業や施策の実施に当たりましては、男女共同参画の視点や、あるいは精査によるニーズなどが反映されるように取り組んでいく、配慮していくことが大切になってきますので、研修等を生かして全庁的な取り組みが推進できるように努めていきたいと考えております。

○5番（黒田澄子さん）

それぞれの視点でいろいろと研修を受けて感じておられると思いますので、ぜひ今後の仕事の中でも生かしていただきたいと思えます。また19日には、県のリレーセミナーが本市でも行われることになっておりますので、ぜひ参加できる方はまたご参加いただきたいと思えます。

年度別実施計画は、20年度から事業が進められています。そこで数点伺っていききたいと思います。この実施計画書の中の整理番号11番、女性週間の設置がありますが、本市の女性週間はいつになりますか。またどのような事業を行っておられるか、伺います。

○地域づくり課長（堂下 豪君）

お答えいたします。市の女性週間というのは特に定めておりません。これまでは国や県の男女共同参画週間に合わせまして、男女平等意識啓発のための広報活動であったり、パンフレットの配布などを行っております。また、週間に近い日程に合わせまして、懇話会の開催とか研修会を開催しているような状況でございます。国や県の啓発期間に合わせる形でもいいかと思えますけれども、市の独自の取り組みを検討していきたいと考えております。

○5番（黒田澄子さん）

これは私が言ってるわけではなく、基本計画の中に事業名として、女性週間の設置というものは盛り込まれています。それは検討すべきことであり、担当課も決まっておりますが、ずっと実施をしてない、もしくは県や国の女性週間ではなく男女共同参画週間というもので、あっちでもこっちでも啓発をしましたよというふうになってはいますが、私が申し上げたいのは、市の女性週間の設置についてでございます。もう一度、女性週間いつまでに設置されるか、お伺いします。

○地域づくり課長（堂下 豪君）

今答弁いたしましたように、期間は、国や県の共同参画週間に合わせて実施する形が一番いいかと思えますけれども、その週間に合わせまして、市の女性週間というのの設定を考えまして、独自の取り組みをしていけるように来年度から検討していきたいと思っております。

○5番（黒田澄子さん）

22年度のこの事業の中には、国が定める女性週間4月10日から16日に合わせてやるとなっているのですが、残念ながら事業は実施していないとなっております。23年、24年、25年度は、今度は国の男女共同参画週間や県の男女共同参画週間と、文言が変わっています。突然、国の女性週間というのが取っ払われて、男女共同参画週間が入ってきているのですが、国が定める週間に合わせてもいいのかなと思ったりもしますが、その辺いかがでしょうか。

女性週間ですので、男女共同参画週間とはちょっと違うと思えます。これは性別による固定的は役割分担の改革という施策のこの方向性という部分、重点課題という部分にそういったものが盛り込まれていますので女性週間となっているわけでございますが、もう一度その辺のご答弁をお願いします。

○地域づくり課長（堂下 豪君）

おっしゃいますように、女性週間の趣旨と
いうのをきちんと整理した上で、来年検討し
ていきたいと思っております。

○5番（黒田澄子さん）

そのようによろしくやっていっていただき
たいと思います。

整理番号13番、学校教育課では技術家庭
教育の充実の中で、ここ5年間学習指導要領
の目標、内容を遵守し、家庭における男女相
互の理解や協力について学習を充実させる授
業を設定され、24年度は学校訪問、各学校
の取り組み状況の把握をするともに指導を
行ったとありますが、把握された内容とどの
ような指導がなされたのか記入がございませ
んが、その点についてお示しいただきたいと
思います。

○学校教育課長（片平 理君）

お答えいたします。この男女共同参画社会
を目指してということで、中学校の技術家庭、
家庭科のほうになります。その中に私たち
と家族、家庭という単元がございます。その
ところで男女共同参画社会を目指してという
言葉が出てまいります。ですから、私どもと
しましては、ここ数年、学習指導要領改定後、
その単元が確実に教育課程の中に入ってい
るのかということですね、当然入れておかな
きゃいけないことですのでその確認と、その
ことについて明確にしっかりと授業が行われ
るように指導をしているということで、こう
いう文言は使わせていただいているというこ
とでございます。

○5番（黒田澄子さん）

できれば抽象的な言葉に合わせて具体事例
等も入れていただくと、例え担当課の方が変
わられても、昨年はこのようなことを一生懸
命取り組んだんだ。一生懸命やったけれども
なかなかここは進まなかった。そういったこ
とが実績の中に書き加えられ、それが次の年

度に、また新たな授業の設定をする際に役立つ
のではないかと。幅広いものでございますので、
何か一つずつきちんと取り組んでいくと
か、そういったこともできるのではないかと
いう点で、今回お伺いをしました。その点い
かがでしょうか。

○学校教育課長（片平 理君）

お答えいたします。今ご指摘がありました
ように、一つずつ、確実にというご指摘は最
もだというふうに考えております。技術家庭
のその授業の部分だけではなくて、人権教育
の視点の中に、当然そういう男女平等という
部分が出てまいりますので、そういうことも
含めて検討していきたいというふうに思っ
ております。

○5番（黒田澄子さん）

次、整理番号14番、学校教育課では事業
の1点目、性犯罪、売春等の性別に起因する
暴力と暴力行為を含め、生命尊重・人権尊重
の観点から、各学校において生徒指導を進め
ていくとありますが、この点には実績が掲載
してありません。

今、子どもたちを取り巻くデートDVが問
題視されています。10月には東京都三鷹市
で、女子高校生のストーカー殺人事件が起き
ました。携帯電話のLINEで頻繁にメール
が送られていたわけですが、今は中高生で携
帯メールを介して友人や交際相手との連絡を
とることが日常的になっている中、交際相手
を自分の所有物のように扱うなど、人権の観
点で大きく問題点があり、殺人にまで発展し
ている昨今の状況を鑑み、この点について所
管課の認識と教職員の研修や生徒指導はどの
ように行われているのか、お伺いします。

○学校教育課長（片平 理君）

お答えいたします。性犯罪、売春、買春等
の性に対する起因する暴力、それから生命尊
重、人権ということでございますけど、その
ことにつきましては、基本的にやはり子ども

たちが全ての児童生徒、子どもたちが、社会の中で自分らしく生きていくことができる大人へ成長できるように、自分を大切にするとともに他を大切にするという視点の道徳教育、人権教育を重視している、そういうことの充実を図るように指導しているところでございます。特に道徳の授業でありますとか、それから保健体育の授業、保健体育の授業でそういう単元もございますので、男女、性の尊重という部分がありますので、そういうことも含みます。

それから特別活動ということ等もございません。それから、そういう中で体験活動ということを非常に指導はしてきているところでございます。昨日の新聞の中に、伊集院北中の子どもが、健康保険課ですかね、の授業でふれあい教室、いのちふれあい教室を実施してということの記事を書いてくれておりました。

そこでそういう授業についてはできるだけ各学校に回っていただいてやっていただくと。その授業も先日東市来中学校のほうで私どもも見ました。非常に子どもたちが生き生きと、中学生の男の子たちが逆に生き生きとそういう授業を受けておりましたので、そういう体験授業等を含めて、取り組みを進めているところでございます。

それから、携帯電話・LINE・メール等のこれにつきましても、具体的にはやっぱり、子どもたちへのそういう心の教育の部分をやったり大事にしていかなければ、ただ使うな、使い方だけでは防げない部分だと思っておりますので、そういう部分に指導を強めていきたいというふうに思っております。

それから、職員の研修のつきましては、当然私ども学校教育課のほうで教職員への指導という立場がございますので、その指導の中にいろいろな資料が、県のほうで作成した資料がございます。人権教育それから信頼される学校づくりを目指してという資料、それか

ら服務指導に関する資料、そういうものの中に、この男女共同それから生命尊重とかそういう部分を含めて資料が出ておりますので、学校への具体的な資料というのはその中に、例えば教職員が犯した不祥事の問題でありますとか過去の事例等も入っております。そういうことを具体的なものを含めて、学校のほうでは校長のほう等でワークショップ等しながら研修をするようにということで進めて、指導しているところでございます。

以上です。

○5番（黒田澄子さん）

実は既に昨年、市内の中学校で純心大学の教授をお呼びして、独自にDV防止、デートDV等についての授業が行われています、ワークショップが開催されています。その感想等を少し読ませていただきましたが、中学校1年生でも、非常に勉強してよかった。大人になるまでこのことは絶対に忘れない。相手に対しての束縛をすることはいけないんだ。そういったことがよくわかったということを書いてありました。そして、きょうの授業を受けられたことを本当にありがとうございますというふうに書いてありました。

心がきれいで今から大人として成長していく段階で、好きな人と交際をしたりすることは当然あるわけですが、その中で異常な状態が続いていることをしっかりと教えていっているということが、すごく私は評価されることだと思っています。予算的に教育委員会で予算を組むというのは、大変事情も財源的に厳しいのですが、県のほうにもそのような予算があるようですので、そういったものを利用されることは考えられませんか。

今、毎年7校分男女共同参画センターのほうで実施をしている授業がございますので、手を挙げていただけないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（片平 理君）

お答えいたします。その件につきましては昨年度も議員のほうからご紹介もいただきまして、学校にも紹介したところでございます。昨年度1校、そのことについて問い合わせがございました。ただその条件としまして、子どもたち、学校の職員それから保護者これが一つの研修のポイント、それからもう一つは子どもたちです。それともう一つは地域というこの3つをクリアすること、この3つが同時に行われることが条件だというのがございまして、学校のほうで検討した結果そこには手を挙げなくて、市の男女共同参画のほうから講師を派遣をしていただいているという形の研修になりました。

今年度も5月の時点で、その文書は全ての小中学校のほうに配付してございます。またそれぞれそういうものについて手が挙がる、その先ほど申し上げました3つの条件というのがあるものですから、なかなか手を挙げられない状況もございまして、学校のほうにはそういうことについてはまたできるだけということで、指導はしてまいりたいというふうに思っております。

○5番（黒田澄子さん）

では次に、整理番号19番、健康保険課事業の母子手帳、父子手帳の活用について、実績として活用の部分が入っていないのですが、しっかりと活用されておられると思っておりますが、どのような活用をされたかお示してください。

○健康保険課長（平田敏文君）

母子手帳、父子手帳の活用についてでございますが、現在のところ母子手帳の交付につきましては、集団で健康教育を行っているところでございます。その際、父子手帳の使用方法について説明は行っておりますが、ほとんどが母親のみで母子手帳の申請に来られますので、父親への説明は母親からに委ねられている状況であり、活用条件につきましては把握していない状況でございます。

今後は出生届には父親が来るケースが多いため、その際に父子手帳についても説明し、特に新生児から乳児の時期について説明を行い、夫婦が協力して育児ができるようなきっかけをつくる機会にしたいというふうに考えております。

また母子手帳の活用につきましては、妊婦健診や乳幼児健診、予防接種等母子手帳が必ず必要になっていきますので、この件につきましては十分活用されていると思っております。

以上でございます。

○5番（黒田澄子さん）

出生届のときなどに父子手帳の説明等を行うというのは、本当に前向きなことだと思いますので、ぜひ検討されたいと思っております。

整理番号24番で、各種事業の開催日時等の配慮というものが、全課において所管課になっています。20年度から本当に数課しかこの事業設定がありません。全課で行われるはずの事業になってはいますが、ここの取り組みに対する真剣さが問われているのではないかと思います。少しでも市民の参加をしていただく努力というものが全課において必要だということがあるわけですが、今年度福祉課において事業内容が設定されなかった理由は为什么呢。また来年度においてはどのような事業を設定されるおつもりか、伺います。

○福祉課長（東 幸一君）

お答えをいたします。各種事業の開催日時等の配慮についてでございます。これまでも日程調整に当たり、事業の内容や参加者の都合に合わせてよりよい効果的なスケジュールを設定し、事業を開催しております。この事業計画書に反映させることが徹底されておりました。来年度におきましてもこれまでどおり開催日時等について、配慮してまいります。また、実施計画への掲載については、今後きちんと掲載をしていきたいというふう

に思っております。

なお、私どものところであります計画につきましては、四、五本委員会等がございますので、その部分についてまた来年度掲載をきちんとしていきたいと思っております。

○5番（黒田澄子さん）

前向きな答弁でしたので、そのようにしていただきたいと思っております。

整理番号73番、講演会等開催時における託児スペースの確保について伺います。これも全課になっているわけなんですけれども、健康保険課だけが託児を実施されています。子育て中の保護者が社会参加を思いとどまるのは、子どもと一緒に参加できない点です。こういった予算をしっかりと取り入れていくべきだと思います。

社会福祉協議会にはボランティア登録もされていますのでお伺いをしましたら、そういったところの対応も要請があればできるのではないかというふうにおっしゃっておられましたが、この点に関するお考えはいかがでしょうか。

○地域づくり課長（堂下 豪君）

今年度一部の審議会等で、子育て中の委員の託児を実施したケースがございます。おっしゃいますように、行事や会議等の開催に当たりましては、性別にかかわらず、また生活多様な生活形態の違いが行事等への参加機会を阻害する要因とならないようにすることが、配慮することが望ましいことだと思えます。開催時間帯の考慮も含めまして、託児の実施など男女共同参画の視点から積極的に配慮していくように、庁舎内での取り組みの推進に努めていかなければいけないと思っております。

○議長（宇田 栄君）

黒田さん、その前に。ちょっと審議会の個々の内容についての質疑はちょっとどうかと思うんですけれども。相対的に質問される

のはいいんですけれども。この一つ一つの個々の内容でちょっと質問されるのは一般質問にはなじまないと思いますので、今後気をつけていただきたいと思います。

○5番（黒田澄子さん）

計画に載ってますから、それに基づいて実施計画がありまして、それについて質問しますので、これが範疇でないという意味がわからないんですけれど、議長。計画の中身ですよ。そこに全課の配置が事業名で書いてございますけれども、それがなじまないということが私にはちょっと理解できませんけれど。

○議長（宇田 栄君）

相対的なあれで質問していただければいいと思うんですけれど……はい、わかりました。

○5番（黒田澄子さん）

最後に、セクシャルハラスメント防止対策の推進について、総務課と学校教育課に伺います。日置市役所は市内でも最大の職員を有する職場であり、職場環境として模範的、先進的な対応が求められているところであります。

そこで総務課において、セクハラ防止研修会の実施はどのような内容でいつ行われていますか。また、部課長等会議でのハラスメント等会議対策の周知はどのようなものであったのか。同じく学校教育課で行われたセクハラ防止の周知は、どのようなものでいつ行われ、校内の相談窓口や学校教育課の相談窓口設置とありますが、実際それは機能していたのか。また相談に来られた人たちはどれくらいいたのかという点について伺います。

○総務課長（野崎博志君）

セクハラ防止研修会についてでございますが、今年度は行政課題研修としまして、9月から12月までの期間におきまして、全庁的に取り組んでももらいました。ハラスメントの研修につきましては、各課でセクハラやパワハラなどハラスメントに関しての研修実施を

お願いしたところであります。この研修では、それぞれの職場において職場内のコミュニケーションを図るという意味も含めまして、研修センターから借り上げたビデオ等を研修教材として、セクハラまたはパワハラについて現状と課題、今後の取り組み方針などを話し合いながら、共通認識としているところがございます。

それと、部課長等会議等での周知という部分でございますが、今年度は今申し上げましたとおりでございますが、昨年度と一昨年度につきましては、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメントの定義や判断のポイントと判断の際の注意点などにつきまして、判断基準には個人差があるということや受け取り手の感じ方でハラスメントになることなどについて、周知をしまいったところがございます。

○学校教育課長（片平 理君）

学校教育課のハラスメントに関する研修ということでお答えいたします。学校におきまして、教職員につきましては、当然これまでも服務指導の一環として指導、研修をしてきているところがございますけれども、昨年度ご承知のように教職員の不祥事ということで、非常にそのところが新聞等でもクローズアップされまして、私どもも指導を強めたところでございます。

8月と12月、これを不祥事根絶強調月間という事で、昨年度から今年度も含めて取り組んでおります。その際に使う資料としましては、先ほどお示ししました冊子でありますとかそういうもので、自分に振り返る、そして自分、それぞれ教職員が役割演技をしまして、そして自分のものとして受け取るような研修、参加型の研修ということで今取り組みをさせているところがございます。

相談窓口につきましては、教育委員会のほうは男性職員、女性職員1名ずつを配置して

おります。それから、24年度それから25年度の現在まで、そのところへの相談というのはございません。ただ学校教育課としては、総括は補佐のほうが管理担当ということでやっておりますので、ご承知おきいただければと思います。

○5番（黒田澄子さん）

今教育課長のほうから役割を演じてやっている、これは一番評価できるものだと思います。よくいじめの研修会等、またいろんなでも自分が当事者になってそう言われてみたときに、劇だとわかっていてもすごく傷つくとかっていうことが実際に体感できるので、せひこういった研修も市庁舎におきましてもやっていただけないものかと思います。実際に言われてみて初めて傷つく、そういったことはよくマスコミ等でもいっぱい報道されていますが、市のほうはそのようなことは考えにられないか、伺います。

○総務課長（野崎博志君）

役割の部分でございますが、相手の立場に立って役割を判断しながら協議をしていくということにしております。

○5番（黒田澄子さん）

私が言っているのは、役とかを演じる、劇を例えば設定して教育委員会はやっておられて、多分それは非常に効果的なので、市も大きな企業ではありませんけれども職場でありますし、女性もたくさん働いておられるわけですので、そういったことをやられてみる研修を取り込みませんかとおし上げたのですが、もう一度答弁願います。

○総務課長（野崎博志君）

申しわけありません。今おっしゃるようなものは今実際は取り組んではおりません。先ほど申し上げましたとおり、借り上げたビデオ等でいろんな場面が想定されますので、そういったものを見て共通認識を図っているところがございます。

○議長（宇田 栄君）

あと1分少々です。

○5番（黒田澄子さん）

セクハラの職員に対する相談の件で、市男女共同参画員というのは相談員のことでよろしかったでしょうか。

○総務課長（野崎博志君）

はい。福祉課のほうに今かけてもらっていらっしゃる男女共同参画相談員でよろしいです。

○5番（黒田澄子さん）

それで1点伺いますが、この方は職務に当たって、市の職員の相談が業務に入って最初からいたかどうかだけお伺いします。

○総務課長（野崎博志君）

男女共同参画相談員につきましては、市民向けの相談員ということでございます。ただ困難なケースとかいう部分も相談員のほうが周知しているということで、衛生委員会の中で講師としてお招きして講師として講演をさせていただいたんですが、その中で職員も一般市民という観点から相談に乗ってくださいというお願いをしてきたところでございます。

○5番（黒田澄子さん）

今回質問に立たせていただきましたのは、市の計画が10年間を区切ってございまして今6年目、来年度は7年目に入ります。いよいよ2期目に向かって、このやった評価というか効果というものが問われる年度に入りますので、もう一度きちんとこの実施計画を精査しながら、充実したものにしていっていただきたいという思いで立たせていただきました。

最後に市長の見解を伺って、私の一般質問を終わりたいと思います。

○市長（宮路高光君）

それぞれの担当課長がるるお答えいたしました。基本的にまた実施計画に基づきまして再点検しながら進めさせていただきたいと思

います。

○議長（宇田 栄君）

本日の一般質問は、これで終わります。

△散 会

○議長（宇田 栄君）

以上で本日の日程は終了しました。16日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会をいたします。

午後3時05分散会

第 4 号 (1 2 月 1 6 日)

議事日程（第4号）

日 程	事 件 名
日程第 1	一般質問（14番、17番、8番）
日程第 2	議案第89号 日置市特別会計条例の一部改正について
日程第 3	議案第90号 平成25年度日置市一般会計補正予算（第7号）
日程第 4	議案第91号 平成25年度日置市健康交流館事業特別会計予算

本会議（12月16日）（月曜）

出席議員 20名

1番	中村 尉司 君	2番	畠中 弘紀 君
3番	留盛 浩一郎 君	4番	橋口 正人 君
5番	黒田 澄子さん	7番	山口 初美さん
8番	出水 賢太郎 君	9番	上園 哲生 君
10番	門松 慶一 君	11番	坂口 洋之 君
12番	花木 千鶴さん	13番	並松 安文 君
14番	大園 貴文 君	15番	漆島 政人 君
16番	中島 昭 君	17番	田畑 純二 君
18番	池満 渉 君	19番	長野 瑛や子さん
21番	成田 浩 君	22番	宇田 栄 君

欠席議員 2名

6番	下御領 昭博 君	20番	松尾 公裕 君
----	----------	-----	---------

事務局職員出席者

事務局 長	上園 博文 君	次長兼議事調査係長	恒吉 和正 君
議事調査係	下野 裕輝 君		

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮路 高光 君	副 市 長	小園 義徳 君
教 育 長	田代 宗夫 君	総務企画部長	福元 悟 君
市民福祉部長	吉丸 三郎 君	産業建設部長	瀬戸口 保 君
教 育 次 長	内田 隆志 君	消防本部消防長	上野 敏郎 君
東市来支所長	富迫 克彦 君	日吉支所長	田代 信行 君
吹上支所長	山之内 修 君	総 務 課 長	野崎 博志 君
財政管財課長	満留 雅彦 君	企 画 課 長	大園 俊昭 君
地域づくり課長	堂下 豪 君	税務課長兼特別滞納整理課長	銚之原 政実 君
商工観光課長	田淵 裕 君	市民生活課長	有村 芳文 君
福 祉 課 長	東 幸一 君	健康保険課長	平田 敏文 君
介護保険課長	福山 祥子 君	農林水産課長	瀬川 利英 君
農地整備課長	藤澤 貴充 君	建 設 課 長	桃北 清次 君

上下水道課長 丸山 太美雄 君
学校教育課長 片平 理 君
会計管理者 前田 博 君
農業委員会事務局長 福留 正道 君

教育総務課長 宇田 和久 君
社会教育課長 今村 義文 君
監査委員事務局長 松田 龍次 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（宇田 栄君）

松尾公裕君と下御領昭博君から欠席の連絡がありましたので、お知らせをいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（宇田 栄君）

日程第1、一般質問を行います。

まず、14番、大園貴文君の質問を許可します。

〔14番大園貴文君登壇〕

○14番（大園貴文君）

おはようございます。きょうは、風邪引いておまして、聞きづらいところがあるかもしれませんが、一生懸命頑張っていきたいと思えます。

それでは、私はさきに通告してあります第1次日置市総合計画について市長に質問いたします。

1問目、本市は、平成18年度を初年度とし、平成27年度を目標年度とする第1次日置市総合計画を策定しました。そして、基本理念を地理的特性と歴史や自然との調和を生かしたふれあいあふれる健やかな都市づくりを目指しますとされております。

また、その実現を図るため、7つの分野別振興方向及び4地域ごとの地域別振興方向に基づきまちづくりを進めてきましたが、その間、社会情勢や住民のニーズが変化し、多様化してきたことにより、前期5年間の計画の実績を検証するとともに、これら社会情勢の変化と新たな行政課題に適切に対応するため、平成23年度から平成27年度までの後期計画を策定され、進行中ですが、どのように検証され行政課題について対策が図られ、基本理念を目指されているのか、具体的にお示しください。

そして、その市民にとってどのような効果、期待、魅力となり、改善が図られるのかをお聞きいたします。

2問目、地域別振興方向は、今後どのように進めていき、日置市創生プロジェクトを融合させ、日置市全体の魅力としていく計画なのか、お聞きします。

3問目、過疎地域の人口減少は、今後さらに加速が予想され、地域自治の存続、農地や空き家の荒廃、学校の統廃合などの課題は経済、財政、治安、環境に至るまで行政運営にも大きく影響してくると思います。昨今では、日置市の中でも過疎地域は、吹上、日吉、東市来に加え、伊集院の中心部以外にもその波は来ているのではないのでしょうか。

日置市独自の過疎地域の区割りの見直しと政策の改善、大胆な財政投資を図らないと経済効果もなく、移り変わる社会情勢に対応できないと考え、私は提案いたします。

定住促進対策補助金について、現在、移住者だけに限定した補助金制度を改め、市内に住んでいる人にも対象の枠を広げ、平等にすべきだと考えます。

また、過疎振興地域については、住宅を市内業者が建築する場合、建築補助金制度を導入して、過疎対策と地元企業の育成と雇用につなげていくべきではないかと考えます。

以上申し上げ、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の第1次日置市総合計画について、その1でございます。

市総合計画後期計画を策定する際に、平成21年度に市民まちづくりアンケートを実施し、今後、市民が、取り組みへの期待としまして、就業機会の創出、企業の誘致と育成、商店街の活性化、観光の振興がわかりました。長引くデフレ経済社会の結果であり、市といえども、工業団地への企業誘致や既存

企業への支援策を図り、また、就業者が、市に安心して定住するために、市営住宅の建設や定住促進対策事業費の補助金、住宅リフォーム支援事業等を実施しております。効果としましては、今後、徐々に上がってくるものと考えております。

また、とくとくひおき券の増刷や日置市宿泊キャッシュバック事業等により、市内商店街の活性化や観光の振興に寄与していくものと考えております。

2番目でございます。4地域、市民の皆様がどこに住んでいても安心・安全で、不便さを感じさせない環境づくりを進めてまいります。現状といたしましては、まちの中心部においては、商業施設等も多く、生活環境が整っています。しかし、周辺部の過疎地におきましては、生活環境も十分とは言えず、高齢化率も高い状況であります。

本市産業は、3次産業が主であります。過疎地においても1次産業に従事されている方が多いですので、今後、市の特産物の創造に支援したいと考えております。

また、日本三大砂丘の吹上浜を拠点とした地域におきましても、宿泊施設、物産館等と連携し、スポーツ大会・スポーツキャンプの誘致を進め、観光振興も推進したいと考えております。さらに、過疎地の山間部においては、美しい自然環境を生かして、グリーンツーリズムの推進や高校生の修学旅行の受け入れなどにさらに力を入れ、地域の方々が生き生きとした生活が送れるような環境づくりを推進し、日置市の魅力を県外へPRし、市の活性化に努めていきたいと考えております。

3番目でございます。定住促進事業補助金につきましては、平成24年度から市外から転入し、東市来、日吉、吹上地域において定住のために住宅を新築または購入された方へ補助金を交付する制度で、今までに16世帯補助金を交付し、54人の方が定住しており

ます。問い合わせも20件ほどありまして、一定の成果も出ているところでもあります。

現行制度につきましては、26年度までの制度となっており、今後、これまでの事業内容を検証し、事業の継続やご質問の項目も含め補助内容等について検討を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○14番（大園貴文君）

それでは、1番と2番は関連がありますので、連動して質問させていただきたいと思っております。

基本構想後期基本計画について、特に、追加や削除されたものはないと認識してもよろしいでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的には、そういう大きな削除もないというふうに考えております。

○14番（大園貴文君）

日置市になってから、過疎対策という大きな部分については、当初からの計画どおり、やはり改善されていないという認識でしょうか、市長の。

○市長（宮路高光君）

過疎対策ということで、基本的には私ども日置市におきますこの8年間を含めた中の人口減少というのは、二千五、六百名ぐらい減っておりますので、これは、過疎地域を含めた中におきまして、その対策がこの人口減とどういう関係が出ておるのか。このことはまだ今から検証もしなきゃならないんですけども、人口が減ってるということは、もう事実でございます。まだ、過疎対策に十分配慮が足りない部分もあるというのは十分認識しております。

○14番（大園貴文君）

やはり地域の活力は、人だということで、市長とも前回の一般質問の中で物から人へ投資する時代が来ているのではないのでしょうか

ということで、市長のほうも移住、定住に対する補助金も創設していただきました。それが、全てなのかということになりますと、また、違ってくるところもあろうかと思えます。

市政の展開方向を進めるに当たり、計画には地域の資源として日本三大砂丘吹上浜と豊かな歴史、文化資源、古くからの温泉街や新たな温泉施設を立地条件とし、県と鹿児島市に隣接する地理的優位性を生かした地域別振興方法を掲げ、4地区の魅力、特色を重点事業の推進によって日置市創生プロジェクトとリンクをされたものです。私もすばらしい基本計画であると認識いたしております。

しかしながら、4地区の特色について、市長は、このような特色をどのように捉え、重点事業を進めていく考えなのか。各町ごとにお示してください。

○市長（宮路高光君）

それぞれの地域におきましては、東市来におきましては、この振興策というのは、特にあそこ観光農園といいますか、それと、やはり蓬莱館を中心とした、そういう美山、そういう昔からのいろんなすばらしい伝統行事もございしますので、こういうものを基本的に進めていくべきであらうかというふうに思っております。

また、日吉地域につきましては、温暖といいますか、気候的にもこの伊集院地域とする二、三度違います。それで快適なその住環境の問題も考えておりますし、基本的には1次産業ということでございしますので、特に、日吉地域におきましては、この加工グループが大変活発にやっております。こういうことを今後ともやはり十分私どもも手助けをしていきたいというふうに思っております。

吹上地域におきましては、広大な土地を持っております。特に、この早期米を含めました早場米のこの米づくりを含め、また、特に、吹上浜海岸ということにおきまして、スポー

ツ合宿を含めて、いろいろとまだまだ私どもも整備をしながらする必要があらうかというふうには考えております。

○14番（大園貴文君）

市長、伊集院地域入っておりませんか。

○市長（宮路高光君）

過疎地域という考え方の中で。この伊集院地域は、やはり日置市におきます中核的な地域の役割、また基本的に鹿児島市にもなお一番隣接しております。特に、商業地域を中心とした形の中で、ひとつのまちづくりを展開していくことが大事であらうかというふうに考えております。

○14番（大園貴文君）

私は、4町の特色を次のように捉えています。

伊集院は、公共施設や公共交通が充実していることから、利便性がよく商工業と居住空間に適するベッドタウン地域、東市来は、鹿児島県を代表する伝統工芸の里、また、江口浜を中心としたマリンレジャーや漁業とフルーツの里、日吉は、肉用牛や酪農が盛んで、水稲を中心とした食と農の創造拠点として農業振興地域として、吹上は、歴史や文化と恵まれた自然の中にある運動公園を生かしたスポーツの交流を滞在して楽しむなどの4町の特色、魅力ではないかと考えます。

さて、4地域の特色について、方向性や重点事業、計画は各支所、全ての職員が共通した認識した上で、それぞれ支所の地域別振興方向について事業計画を提案できる環境に進めていくべきだと考えます。現在、どのような4地域の特色を支所単位で計画を、どの部署でやられているのか、お聞きいたします。

○市長（宮路高光君）

私が今答弁したのと、議員が答弁したのと、もうそんなに大きな差異はないというふうに認識しております。その中で、今それぞれの年度計画の中におきまして、特に、支所長を

中心として、それぞれの特色ある事業展開を毎年また、後期計画もごさいますけど、実施計画という中におきまして、毎年取り入れをしながら、また、継続するもの、短期で終わるもの、そういうものも仕分けをしながら今進めております。

○14番（大園貴文君）

計画に、地域別の特色については、市長のほうと私の考えと一致しているという認識で、その目標は、職員さんも全て同じ方向に向かっているという認識で確認をいたしました。

それでは、その先般の同僚議員の質問の中で、吹上浜キャンプ村の跡地利用、その周辺の跡地利用について、市長のほうは、それから、中原の住宅2工区目の団地について、太陽光の話をする部分があったんですが、それについては、この基本理念、計画とはマッチしないのではないかと考えますが、市長の考えをお聞きいたします。

○市長（宮路高光君）

それぞれの計画がある中におきまして、マッチしないという考え方が該当するのか、今、それぞれの需要に応じた形の中で若干変更していくべきなのか。ここあたりはまたそのときにおきまして、いろんな方々にご相談して進めなきゃならないというふうに思っております。

太陽光におきまして、今、それぞれの設置者のほうがいろいろとご要望も来ているのも事実でございまして。特に、このキャンプ村の後につきましても、また、大きな一つの方向性といいますか。これも出ていないのも事実でございまして。そういう中でございまして、今後、また、この後期計画の中でできない分については、2次総合計画の中でどううまく当てはめていくのか。こういうことも考えていく必要があるかと思っております。

○14番（大園貴文君）

太陽光の話でございましてけれども、行政は

企業ではない。市長のほうも太陽光を設置したから、そこに産業が、雇用が生まれるということはないと考えていらっしゃると思えます。

その中で、太陽光、もちろん自然エネルギーも大事なことだと思います。地域のやはりこの吹上浜のキャンプ村周辺の資源をつぶしてまで地域の活力が反映されるとは私は考えておりません。やはり基本的な理念や計画に基づいてスポーツ振興を通じて、そういったこと等を通じて、地域は地域の特色として進めていくべきだと考えております。

また、過疎対策で、計画している補助金を使って整備された中原団地につきましても、1工区がほぼ完売しているわけであって、少なからずとも2工区目については実施して、過疎の地域の活性化につなげていくべきだと考えます。

また、そこに定住する人たちがいることによって、家を建てることによって、財源も確保されると考えますが、市長の考えをお聞きします。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、太陽光の設置の中におきまして、その景観と不一致する部分もあろうかというふうに考えております。そういう中で、どこでもかしこでも太陽光を設置しているということはないというふうに思っております。

基本的には、人が定住するには、住宅といえますか、住宅をつくっていただけることが一番ありがたいというふうに考えておりますけど、やはり私どもの政策の中におきまして、やはりその好むといいますか。やはりその好んで、そこに作りたいという対象者の自由の問題、そういうものも一つ十分管理していかなければ、それぞれ行政として公社のほうで造成をしたんですけど、まだ、それぞれの前からの引き続きの中でまだ売り残っている

分もたくさんございます。こういうものもどうあったのか。ただ、いろいろとお膳立てをして、ある程度の投資をしてやってみても、そのような状況でございますので、やはりいつもこの住宅施策の中においては、需要と供給、このことがある程度一致していかなければ長年住宅環境を整えてみても、入る、また購入する方がいなければ、大きな損失になると、そのように認識しておりますので、住宅施策については、需要と供給がきちっとやってこなきゃならない。また、その周りに、いろいろとあいているといいますか、住宅の造成したところがあれば、そことも十分兼ね合わせていかなければならないというふうに思っています。

○14番（大園貴文君）

太陽光の誘致に、それではお聞きします、関する区域の指定。最近、あちこちで空き地があれば、つくっていくという形に見えるんですけども、そういう景観やいろんな資源、そういったものを使った区域の指定が日置市にはできているのでしょうか。私たちまだそこまで聞いたことがありません。

○市長（宮路高光君）

その指定はしておりません。いろいろと土地の所有者の関係もございますので、それは一番問題は、こういう太陽光におきます指定区域というのは、どこも私はしてないというふうに思っております。やはり基本的には、地元の方々との合意、またその土地をどういう活用をするのか。ずっと寝かせていくのか。20年間活用して、ある程度のそれぞれの土地の所有者、また、地域が活性化することはないんですけど、そこあたりも十分配慮した形の中でやっていかなきゃならないというふうに思っております。

○14番（大園貴文君）

今の市長の答弁の中で、地域が活性化することはないということも認識されている中で、

地域の資源をやはり有効活用できる方策としては、ある程度、地域の区域の指定は市としてはしていくべきだと考えます。

その辺はよく協議の中でも地元地権者、住民との間でも協議の中で進めていったほうがより日置市の魅力というものが損なわれない形でできていくのではないかと思います。

それでは、4地域の平成25年度経営方針、支所の経営方針が出ております。現状と課題、主な取り組みの方向、支所のほうでも東市来のほうでは、いろいろな調査の上、具体的なアクションを起こし、できるだけ早い時間に有効活用を進めると。いろんな地域の活動等について書いてあります。

日吉では、毎月課長補佐会議を定期的開催し、支所職員が情報共有するとともに、日置地域の課題解決に向けて取り組みを強化します。

吹上地域では、スポーツ施設等の拠点となるよう吹上浜公園の施設整備に努めるとともに、吹上浜キャンプ村のあり方について吹上浜アスリートの森構想からの視点も含め検討いたします。

それから、定住促進対策についての周知に努めるといふふうに書いてあります。この辺の支所との特色や課題については、執行部とはどういう打ち合わせをされているのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

それぞれ年度初めに、各支所長を含めた中におきまして、課題と問題提起、こういうものを提起させて、また年度末になりますと、その成果と経過、そのことで報告をしていただいておりますので、今、議員がご説明申し上げましたそのことは支所長のほうから私どものほうにもきちっとそのように課題の提言ということでもいただいております。

○14番（大園貴文君）

鹿児島県の地域振興局が1億円の予算をも

って地域の活性化を目的に国県補助対象外の事業について地方の整備を進めていますが、私はとてもいいことじゃないかなと考えています。本市も人員と組織、財源を確保し、地域別振興計画については、各支所の職員を合せ、地域振興課あるいは地域おこし課を設置し進めていくべきだと考えます。市長どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今の現在もその課を設置するということがなく、特に、農林水産部関係、また、観光関係、福祉関係を含めて、それぞれの振興局から私どものほうに依頼が来ておりますので、毎年この1億円のハード・ソフトを含め、そういうものに対しまして振興局のほうに提出をしております。

○14番（大園貴文君）

県はそうですね。私が言ってるのは、本市に吹上、日吉、東市来については、企画課なるものがないわけですね。そういったところに人と財源を確保して、4地域の特色をやはり平等に出されるようにすべきだと言っているわけなんです。その点についてお聞きします。

○市長（宮路高光君）

支所のほうにも振興課がございます。特に企画課とも連携しておりますので、特別、その支所のほうに企画課ということじゃなく、それぞれの支所と本所との交流といいますか、話し合いをしておりますので、私は今の体制の中で進めていけばいいというふうに思っております。

○14番（大園貴文君）

それでは、その中で、財源という部分については、鹿児島県みたいなそういったことはできないとか、お聞きしますが。

○市長（宮路高光君）

財源という、これは一般財源の配分かなというふうに思っております。それぞれ地域に

おきます特色ある中におきましては、総括して、財産管理課のほうで予算の当初予算にしてもヒアリング等行っておりまして、それぞれ一般枠の配分ということもやっておりますので、これは、その一部だけじゃなく、トータルで考えていかなければならないというふうに思っております。

○14番（大園貴文君）

4つの特色を出す、4つの町の特色を出すのに、私が言ってるのは、財源が明確に一般会計の中なんですけれども、明確に確保されていますかとお聞きいたしております。

○市長（宮路高光君）

一般会計でございますので、そんなに潤沢にあるわけじゃございません。その中でできる優先順位等を決めて、それぞれの地域からも上がっておりますので、それはまた予算査定を含めた中で選別といいますか、しながら今実施をしております。

○14番（大園貴文君）

その金額幾らっていう金額になってるんでしょうか。

○財政管財課長（満留雅彦君）

来年の平成26年度の当初予算の一般財源枠配分方式ということで実施しておりますが、一般財源を157億円、全ての課に配分しているところでございます。

○14番（大園貴文君）

一番大事な日置市のこの計画に進めるための財源の金額をお聞きいたしております。

○財政管財課長（満留雅彦君）

それぞれの目的ごとに積み上がってきております合計が157億円ということで、その地域振興策というのだけじゃなく、それぞれ所管課がございます。そちらから積み上がってきた金額の合計が157億円で、その地域振興策は幾らという数字は今手元には持っておりません。

以上です。

○14番（大園貴文君）

4つの町の特色を出して日置市の全体的なプログラムになっていくかと思います。そこについて、やはり各4町に財源ある程度、一つまとめたものをつくって、地域振興課と企画課が調整しながら4つの特色を生み出していくことによって目標が達成されると思います。そのためには、やっぱり、人、財源、組織というものが何かと思うし、市長、その財源についてやはり鹿児島県が1億円の財源持っているから、そういう補助対象やいろいろなことから外れたものについて地域活性化を目的にして実施しております。その辺について検討する考えはないのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今、その企画課だけじゃなくて、地域振興の中におきまして、特に地区館の中でそれぞれまた今のソフト・ハードを含めた中で予算は約1億5,000万円を、それはまたそれとして地域に合ったような形の中で私は使っておられるというふうに思っています。

○14番（大園貴文君）

各地区の振興計画と私は混同してはいけなと考えているんですね。日置市の総合計画は別物だと考えています。地区振興計画は、もちろんその地域の課題解決やいろいろなことに使っていくわけですね。しかし、その上にあるのは、日置市の総合計画に向かって進んでいっているものだと思います。ただ、その地区の振興計画とこのものは別物だと考えますが、市長の考えをお聞きいたします。

○市長（宮路高光君）

私は、別問題じゃないと思っております。地域を活性化していくには、そういう下地があって、その方向はそれぞれ伸びていくというふうに思っておりますので、やはりこれは関連していかなければ、これが別々であっていったら、本当にばらばらな形になりますので、地域振興計画あり、また、総合計画が上

に載ってきて、それをうまくそれぞれ地域づくり課で解決できるものは解決していく。また、その上でできないものについては、さっきおっしゃったそれぞれの市の方向性の総合計画の中でのとっていきべきであるというふうに思っております。

○14番（大園貴文君）

全然別物と僕は言ってるわけじゃなくて、リンクされていくべきではないかなと考えていまして、地区振興計画は、地域の課題、もちろんその中には目標が基本計画の中にあつて、それに沿っていったるわけですね。目指すべきは日置市の将来像。理念に基づいていっているんだと思います。

ただその中で、総合計画の中に、やはり財源も持って特色をそれぞれの町が行政としてやって進めていくべきだと考えています。その部分の予算が明確でないということをおっしゃるわけで、その辺についてどうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

その一般財源の問題、その振興策というのは、一般財源だけではできません。やはり起債もあり、補助金も必要とします。だから、その一般財源の枠だけでこの地域だけをできるわけじゃございませんので、それはその年度の国、県におきますそれぞれの予算配分の中でも決まっていますので、これはもう絶えずただ決まったから、その中でずっといけるということとはございませんので、私どもも絶えず県、国のまた起債等、そういうものもリンクしながら進めていかなきゃならないというふうに思っています。

○14番（大園貴文君）

そういった中で、やはり地区振興計画では、クリアできない部分については、やはり各支所単位で予算財源を持って一つずついろんな補助事業ひっくるめて進めるためには、ある程度市の中にも幾らかの予算を明確に分けておいたほうがいいのではないかと、そのよう

に考えますが、その考えはないでしょうか。

○市長（宮路高光君）

そういう一般財源の枠という部分もございますけど、その中においては、やはり計画に合った形の中で私は配分すべきであって、ただ、お金ありきの中で、やはりそれぞれするわけじゃなくて、その計画の中身に精査した中においては、その地域におきましては、その年度によっては多い配分もせざるを得ないと思っております。だから、そういう部分の中で、やはりいろんな中で、ただ部分的に考えたらそういう部分がありますけど、私ども市の運用するには、いろんな大きな幅広い形の中で物事を考えて、その予算配分ということもしていかなくちゃならないというふうに思っております。

○14番（大園貴文君）

地域の課題、経営方針、それから、改善策、そういったもの等、やはり企画課との調整が各支所長の意見がどこまで反映されてやっていけるか。また、若い職員の新しい斬新な発想やそういったもの等を、やはり財源があると活動もしやすくなり、そしてまた、それに向かって支所の活性化といいますか。今のところはどうしても何か支所の活動のほうが、言葉は悪いかもしれませんが、窓口的な感覚であるような気がします。そういったやはり職員の資質の向上、また、やる気、そういったもの等を反映するためには、そういう一つの大きなテーマを設けて、予算を持ってやるべきだと考えますが、市長、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今も支所で課題があった場合は、事前に企画調整会議等になっております。それが、職員から上がってきたいろんな新しい事業をするときには、企画調整会議、これは、特に、支所長、部長を含めた中でいつも会議をしておりますので、それがいいということじゃご

ざいませんで、今までもそれぞれの3地域から、また、本庁においても課題としてきた部分については、その企画調整会議で事前にいろいろとみんなで論議をしておりますので、今の方式の中で進めていけばいいと思っております。それが、職員の下からの声がないということじゃございませんで、企画調整会議に行くには下から声がきちっと上がってきた中で調整をしておるのが、今の企画調整会議であるというふうに認識しております。

○14番（大園貴文君）

それでは、企画調整会議でそれぞれの意見、支所からの意見、また、若い人たちの意見は十分反映されていると認識してもよろしいでしょうか。

○市長（宮路高光君）

十分まではいかないかもしれませんが、それは、支所長のほうが自分たちの地域の方向性を含めた1年間の企画理念の中でおりますので、これは支所の中でも十分論議をして持ってきておりますので、全部が十分、この企画調整会議で反映されるとは思ってはおりません。

○14番（大園貴文君）

今、市長のほうでは、企画調整会議で各支所の意見は十分それなりに反映されながらやっているということでございます。

それでは、その4つの町の特徴については、そういう会議の中で意見を支所長を中心にして反映され、そして、目指すべき総合計画に進めていっていただきたいと思っております。

また、その中で、日々変化するこの社会情勢に対応すべく、やはりこの基本の理念と計画が執行されていかないと、どこに向かうのかわからないというふうに考えます。やはりそれぞれの町の魅力を日置市としては創出して、県と鹿児島市に近い地理的条件を生かした日置市の活性化というものをつなげていくべきだと考えます。そのような考え方で今後、

執行部の体制は一層進んでいくと考えてよろしいでしょうか。

○市長（宮路高光君）

それぞれ毎週課はそれぞれの支所を含めて、毎日朝礼も1週間に1回やっております。私どもも三役会ということで1週間に1回やっております。その日程調整もそれぞれの地域のそれぞれの課題、これを1週間に1回もやっておりますので、そこに出てきたことについて、みんな課題的なまた事業推進、また、今、支所で行っている課題というのも1週間に1回の中でいわゆる会議といいますか、そういうものはやっておりますので、当分はこのスタイルの中で進めさせていただきたいというふうに思っております。

○14番（大園貴文君）

それでは、そういった形で各支所の支所長さんたちも忌憚なく、やはりいろんな地域づくりについて財源を含め、相談をされ、地域の特色が十二分に発揮できるように、また、支所の職員さんたちとも協議をしていって、また、報告もしていただきたいと思います。そういう体制がしっかりとれることによって日置市の総合計画は実現されていくものと考えます。

そのことについては、1番と2番については終わりました、3番目の定住促進対策事業補助金について質問させていただきます。

少子高齢化により、過疎化の歯どめがかからない現状はと考えますが、実効性の高い計画とするため、改善策として定住促進対策補助金について実績と効果、または対象者とならない市民の声はどのように届いていますか、お聞きいたします。

○市長（宮路高光君）

この定住促進につきましては、24年から26年まで3カ年という形でやらせてもらっております。特に24年度の実績でございますけど、金額におきまして当初はいろんなP

Rも足らなかったせいか、金額で3世帯の150万円ということになっております。また、25年度におきましては、13世帯の840万円という形になっております。特に、26年度までこのことは続けていきたいというふうに思っております。

それで、今、さっきも申し上げましたとおり、予算の関係もございまして、25年度に問い合わせの中でもちょっとお断りしているのも事実でございまして、26年度の予算で最終的には補正も打たなきゃならないのか。そういうふうにして今その私どものPRが今功を奏して、25年度は多くの方がご要望いただいているのも事実でございます。

今まで16世帯ということでご報告させていただきます。

○14番（大園貴文君）

今、市長の答弁の中で、お断りをしているところがあるという話ですが、どういったことなのか。それから、市内に住んでいる人たちから市内の声をお聞きできなかったんですか。

○市長（宮路高光君）

今、25年度で今13世帯ということで、約20件ぐらいの問い合わせがありました。まだ、すぐできないところもございましたので、そういう方にお断りといいますか、また来年度といいますか、26年度にお願いしたい、そういうことをしているのは事実でございます。

○14番（大園貴文君）

来年4月から消費税も上がるというこの時期に、お断りするのではなくて、しっかりその部分については日置市として定住促進を進めていってる。先ほどの基本理念なんですから、ここは、補正を組むべきだと考えます。その補正の提案はどうしてされないのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

その確定しておれば、また、電話で問い合わせがあっただけのことで、実質的にそういう書類的なのをきちっとすれば、補正をするつもりでございます。ただ、電話件数の中で、ただ、今どうなっているのかという部分でございましたので、そういうご回答をさせていただきました。

○14番（大園貴文君）

電話問い合わせじゃなくて、しっかりとそういう定住を目的にして、手続を踏んでくれば補正を組んでするという認識でよろしいでしょうか。

○市長（宮路高光君）

それが十分間に合っていけば、補正でも組んでも私はいいと思っております。

○14番（大園貴文君）

市長のほうには、市内のアパートや借家に住んでいる人たちから、対象にしてくれないんですかというご意見は市長部局には来てないのでしょうか。その点について、もし来ていればそういった人たちは何て答えていらっしゃるのか、お聞きします。

○市長（宮路高光君）

もうそのことは来ております。私のほうはいろいろと回っている中で、これは定住促進ということで、ひとつは人口対策をやると。今、おっしゃいましたとおり、その過疎地の定住もございますけど、この3年間したのは日置市の人口をふやしたいと、これが一番大きな大儀でございました。そういう方々については、またいろいろ要綱もまた今後見直しをしながら、それぞれの実績を踏まえた中でまた検討させていただきたいというふうにお答えしております。

○14番（大園貴文君）

私はこの政策を提案するときに、最初から言っておりました。やはり市税を納める市民が対象にならないというのは、アパートに住んで、借家からまた別な今度は、もっと最

近では、コンビニがある近くだとか、いろんなことを条件にして鹿児島市、同じ住むんだったら住もうかとかいったこと等もあるんですよね。やはりそこは改善を進めていくべきじゃないかと思いますが、3年という固守することはなくて、やはりそれが社会情勢の変化、そういったこと、また、消費税のアップにしてもそういったことなんですけど、そういった対象の枠を広げるべきだと考えます。市長の考えをお聞きします。

○市長（宮路高光君）

その定住促進がこの一つからすれば、そういう考えになりますけど、今回リフォームをしましたし、また来年子どもたちの無料化もやっていきます。全体的にすれば、この定住促進、そういうものについてもいろいろと一般財源が必要になってくるのは事実でございます。そこあたりも十分配慮した中でこの定住促進の制度をつくっていかなければ、本当に膨大になったときには、とりとめのつかない部分になろうかと思っておりますので、一方だけのただ定住促進だけで考えれば、やっぱり議員がおっしゃるようなこともしますけど、私たちは、子ども政策を含め、また、市民の皆様方には、別の形の中でも十分な、十分とは言えませんが、一般財源で活用をした中で事業の展開を今しているところでございます。

○14番（大園貴文君）

じゃ済みません。今、市民の方々には、別な形でと申されました。別な形とはどういったことでしょうか。

○市長（宮路高光君）

別な形というか、その端的に足をとるような言い方じゃなく、全体的に議会を含めて皆さん方が、市民の皆様方にいろんな農業団体であろうが、いろんな中でやっております。そういうことを幅広い形の中でご理解してほしいと思っております。

○14番（大園貴文君）

それから、私は、過疎地域の見直しを検討されたことはないか、お聞きいたします。

○市長（宮路高光君）

この過疎地域の定義の中において、私どもは今県の国の政策の中の過疎地域という考え方を持っております。議員がおっしゃいますとおり、伊集院地域にも過疎しているところはいっぱいございます。全体的にもう日置市全体ももう過疎しておる部分であろうと。今180ぐらい人口、自治会がございますけど、もう人口が増加しているところは、もう本当に若干しかない。もう90%以上がどの地域も過疎になっているのは事実でございます。そういう中でございますので、さっき言いましたように、この定住促進を含めた中においては、26年度までしていただき、27年度でどうあるのか。また、議会の皆様方とも論議をしながら進めていかなきゃならないというふうに思っています。

○14番（大園貴文君）

私は、過疎地域の振興地域を特定指定し、定住促進対策を図るべきだと考えます。例えば、伊集院では、郡、妙円寺、朝日ヶ丘、徳重を除く地域、東市来では、湯之元、湯田を除く地域、日吉では、日吉中央を除く地域、吹上では、中原を除く地域に限定した条件不利地について建設補助金制度を導入し、過疎対策を図るべきだと考えますが、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

一つに、ご提案の中で、この今回の事業の中、今、過疎地域の中でしているの過疎債を使ってやっております。だから、これは該当しないときには、どの財源を持ってくるのか。今、議員がおっしゃるのは、よう意味がわかります。だから、これを含めてこの過疎の対策の手当も十分した中でやっていかなければ、ただ、今区域をしたばっかしでは、どれだけ

の方がまた対象になるのか。ようわからない部分もございますので、この1年間ぐらい論議を続けて、いろんなご意見をいただいて、また、この27年度から新たな一つの政策を打っていくべきであろうかと思っております。

○14番（大園貴文君）

建設補助金制度とは、旧吹上町で実施していました。過疎地域に定住するための住宅を建築するときに地元の工務店を活用した場合、100万円の補助を定住者に交付するものです。

その今市長のお話の中でありましたように、過疎債を3地域については対象となるわけなんですけれども、伊集院地域については、過疎振興地域であっても過疎債は活用できない。それは、やはり日置市独自のもので、貸与をするような計画の中で、この対策を進めていくべきではないかと考えます。市長の考えをお聞きいたします。

○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げておりますとおり、1年間まだ今きょう軽々に、これを結論づけはちょっと難しいと思っておりますので、さっきも当初で言いましたように、27年度から打ち出すには、この定住促進のあり方をどうすべきなのか、その財源をどうするのか。ここまできちとした形の中で進んでいくべきであるというふうに思っております。

○14番（大園貴文君）

市長は、来年度1年間計画を練ってということでございますけれども、まあなかなかスピードをやっばこう持ってやっていかないと、なかなか過疎、限界集落等についてはなかなかそこから奮起できるような状況ではないかと考えます。

やはりそういったことを考え、日置市全体の地域別の中身をしっかりと見据えるべきではないかと思えます。その中で対策を練っていく。そういったことを事業の中に取り入れ

ていくべきではないでしょうか。

そして、今市長のほうでは、中原団地について事業を、需要と供給のバランスということで話をされましたけれども、そしてまた、近隣の住宅団地とのことを言われましたけれども、私はこの中原については、今までどおりの政策のやり方でいいんじゃないかなと。そして、それ以外の過疎振興地域について、やはりそれなりのことをやっていかないと、なかなか計画してあってもできない状態じゃないでしょうか。その辺について市長にお聞きします。

○市長（宮路高光君）

今中原、本町、さつき公社でした24区画した、その残りだというふうに認識しております。ここは、いろんな国の住宅政策の中でありまして、もう全部完売したと思っております。一番問題は、あそこの場合は地質の問題だと。私どもも造成してみても、本当に住宅が建てられたのかどうか。ここが一番大きな問題でございましたので、これは十分今後検討して、また、その2期目の造成には大変いろんな憂慮していかなければならないというふうに思っております。

○14番（大園貴文君）

今、補強等をして、あの土地の状態を整備されたと思いますけれども、その今建てられた方々で何か問題は起こってはいないでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今のところはちょっと苦情は聞いておりません。大変今言ったように、あそこの造成をした私どもも一番調査が足りなかった。私は本当にこのことに反省をしております。そういう中におきまして、恐らく今後強度が足りるような造成をするには、あの土を全部持ち出して、いろいろと軟弱な土を出さなければ、あの住宅としては大変また今回私どもが担いました1件当たり百四、五十万円の補助を出

していかきゃならない。そういう単価の部分があるのかなと思っておりますので、大変住宅、市が、都市開発が中心になって住宅を造成していくというのは、本当に大きな課題があるというふうに思っております。

○14番（大園貴文君）

そういった条件が不利な場所で一番場所的にはいい場所が使えないということになりますと、吹上町のほうではミニ住宅団地や、そういったもの等がまだ残っております。そういったところのやっぱり有料というものも考えていかないと、じゃ、宅地、空き地の対策という部分では、どのように住宅予定地としてつくってあるわけです。その辺はどう考えますか。

○市長（宮路高光君）

ご質問の中で、このミニ団地等を無償譲渡できないかということでございます。今後、無償譲渡がいいのか。また、そこあたりの価格を下げてやるのか。十分今後この部分については考える必要があろうかというふうに思っております。

○14番（大園貴文君）

その辺については、どのくらいの期間設けて考える予定でしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的に、私は無償譲渡というのは、ちょっと芳しいことじゃないと思っております。価格的にも今ある中において、今までのミニ団地の販売方法、これもまた改善しながら、価格的にもある程度下げても構わないし、それだけ需要があったら、そういうことも考えておりますので、このことについては、土地開発公社を含めた中で1年間ほどいろんな中で検討もさせていただきたいというふうに思っています。

○14番（大園貴文君）

無償譲渡は、非常に今つくっていらっしゃる方々に対して不平等が発生するかと思いま

す。私が今回提案した建設補助金というのは、そういったところに家を建てられる方々にとっては、補助という形でやっていったほうがいいのではないかと考えます。そういった検討の中に十分反映させていただいて対策をすべきだと考えます。その辺について市長にお聞きします。

○市長（宮路高光君）

今もそれぞれの工業団地、土地公社が持っているには、この定住促進を含めた中で、もう助成をやっております。それも含めております。そういうことでございますので、今ございましたとおり、まだ、特に吹上地域におきましても、このミニ団地が何カ所か残っておりますので、また、十分土地開発公社のほうでも検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（宇田 栄君）

大園さん、時間があと2分です。

○14番（大園貴文君）

大丈夫です。それじゃ今回の一般質問を通じて、日置市総合計画についてを質問事項とさせていただきます。やはり議員ももちろんですが、職員の皆さん方も日置市の船がどこに向かっていくのか。そして理念達成のためにどうしていけばいいのか。審議する時間、そしてまた、その中に、4つの地域の魅力というものをどうやって出されていくのか。ここは非常に大事なところであって、そしてまた、そこには、固定概念じゃない、新しい若い職員の人たちのアイデアやそして地域の声を審議会や検討委員会ではぶれることなく審議していくべきだと考えております。そのためには、そのことが達成することによって、県都鹿児島市に隣接する日置市の魅力というものが大きくクローズアップされてくるんだと考えております。その辺について市長のこの総合計画に対する理念、計画は同じ考えでございました。これからは、みんながその方

向に向かって進んでいくべきだと。そしてまた、必要な財源はしっかりと確保していくべきだというふうに考えています。

その中で、今度は過疎地域においては、また、過疎が進行していく地域においては、やはり地域の維持、活力、そういったもの等については、今回の中で鹿児島県が進めている1億円事業とまではいかななくても、やはり特定の財源をもって地域づくりに推進していくべきだと考えますが、市長の考えをお聞きして、私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

今、さっきも述べましたとおり、今後の日置市の方向性、この基本的には、この総合計画の中にお互いが乗りながら、私ども行政、議会、また、市民、そういう方々が同じ方向に進んでいかなきゃならない。ですけど、今大変私もかじ取りをさせてもらっておりますけど、言うはやすし、するは難しい。やはりこのことが一つの名句、私心にとまっております。いろいろと意見はいただきますけど、これを実施して、本当にその成果を出していく。大変この昨今の難しさの中に一つの壁があるのかなと思っております。ですけど、やはり今話のとおり、私どもはそういう責任がございますので、お互いに自分たちの責任を持ちながら日置市のまちづくりのために尽くしていきたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

ここで、しばらく休憩いたします。次の会議を11時10分といたします。

午前10時59分休憩

午前11時10分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番、田畑純二君の質問を許可します。

〔17番田畑純二君登壇〕

○17番（田畑純二君）

さきに通告しました通告書に従いまして3項目一般質問いたします。

さきの同僚議員の一般質問と重なる部分もありますが、私は私の立場で私なりに一般質問いたします。

市政最高レベルの方針を引き出す質問としまして、第1の問題、高齢者の社会参画とまちづくりについてであります。

我が国においては、世界史上未曾有の超高齢社会を迎えています。今私たちは、人生90年時代を迎えつつあります。2012年の日本人の平均寿命は男子79.94歳、女子86.41歳ですが、65歳を迎えた人は、平均的に男子84歳、女子89歳まで生きると言われております。このような時代に、私たちは、どのように老いを迎え、社会はどのようなシステムをつくれればよいのか問われています。とりわけ団塊の世代、ベビーブームの世代が前期高齢者に到達するのは2015年、後期高齢者75歳以上になるのが2025年であり、後期高齢者人口がおおむね5分の1を占める2025年を一つの目安として、社会の常識や価値観の変容も迫られています。

日本の高齢者人口の推移の特色は、高齢化の進展の早さと同時に、その高齢化率の高さ、高齢者数の多さにあります。現在、約2,950万人である高齢者人口が、2025年には約3,500万人に達すると推計されています。

ことし9月1日現在の我が日置市の65歳以上の高齢化率は人口5万892人のうち1万5,059人で29.59%、昨年は28.74%でした。90歳から99歳、1,147人、100歳以上、46人です。鹿児島県は27%台、全国では25%で、いずれも過去最高を更新しております。

このような現況下、まず市長にお尋ねいたします。

少子高齢化、人口減少時代の本市の現状と課題は何で、それにどう向き合っているか。具体的詳細に教えてください。

2番目、住民が参加して若者、中年を中心に据えたまちを子どもと高齢者も同じくして楽しく暮らせるまちに変えていく作業は、日本中でしなければならない作業であると主張する人もおります。高齢化社会における高齢者が全国あちこちで実に多様な社会参加活動を行っている様子が広く紹介されるようになり、高齢者が活躍できる地域づくりを目指す地方自治体がふえております。高齢者が活躍できる地方づくりを目指して市長は、どんな政策をどう実行し、成果効果はどうか、教えてください。

3番目、東北大学加齢医学研究所では、スマート・エイジングという言葉が提唱されています。スマートとは、賢いという意味で、スマート・エイジングは、賢く年を加えていくという意味で、年を重ねるごとにより賢い生き方をしていきたいと思いますという思想です。

私も含めて人は誰もが生きている限り元気に生き生きと、そして自分らしく人生を過ごしたいと思うでしょう。そのためのスマート・エイジングの秘訣として7つのことが言われておりますが、高齢者の社会参画とまちづくりの観点では、年金以外の収入を得ることが重要だと思われれます。スマート・エイジング、賢く年を加えていくという生き方を市長はどのように考え、本市行政の中でどう生かしているか。また、今後、それをどう生かしていくか。市長の明確、明快なる答弁を求めます。

4番目、多くの日本人は、我が国が高齢者大国の道を歩んでいることは理解していると思われれます。高齢者人口の増加という言葉は、我が国の行く末を不安にさせがちであります。それは、高齢者が社会的弱者というイメージを伴い、働けないや社会保障の対象者などと

いう印象を持つからです。しかし、全ての高齢者が社会的弱者ではないし、働けないわけでもありません。地方自治体には、元気で働く意欲もある高齢者の雇用確保に向けて政策を展開することが求められております。高齢者の雇用確保に向けて、地方自治体の役割は何であると市長は考え、その政策と課題の対応策を答弁願います。

5番目、誰もが安心できるまち、安全で災害に強いまちづくりのために防犯、防災、地域福祉など、各関係機関が幅広い分野で連携、協働して、日常的に助け合っていく地域づくりや安心・安全への取り組みを推進することを目的とした安心・安全ネットワークが、我が日置市にも必要だと私は思います。

高齢者を見守る安心・安全ネットを本市ではどう構築し、その成果課題をどう捉え、どう対処しているか、具体的にわかりやすく教えてください。

第2点、本市の空き家対策についてであります。

この問題は、前回の9月からの一般質問でも同僚議員が取り上げましたが、その後の国の動き、動向も進み、問題も深刻化していますので、私もまた質問いたします。

1、5年ごとに行われる総務省の住宅土地統計調査によりますと、2008年の全国の空き家は約757万戸で、住宅全体の約13%を占め、毎回約100万戸ベースでふえ続けてきました。研究者は、このうち放置された空き家が約35%に上るとしています。鹿児島県内の2008年の空き家は12万9,900戸で、空き家率は全国平均を上回る15.3%でした。放置された空き家は、災害時に倒壊するおそれがあるし、不審者が出入りし、犯罪の温床にもなりかねません。

このため、防災や防犯上の観点から条例を制定し、対策に取り組む市町村がふえており、近辺では枕崎市や鹿屋市などが制定しており

ます。本市に現在、どのぐらいの空き家があり、そのうち何軒が使用できない状態であるのか。また、その維持管理に市としてどう役立てるか、市長、具体的に答弁してください。

2番目は、与党は、空き家の実態調査や適正管理を促すため、秋の臨時国会に空き家対策特別措置法案を議員立法で提出する方針でありましたが、諸事情によりおこなわれているようです。空き家は、本来は所有者がみずからの責任で管理すべきですが、経済的問題や使用者不在、不明などの理由により管理が行き届かない空き家が私たちの近辺、全国各地で増加傾向にあります。市町村レベルでは条例を制定し、空き家を撤去する動きも出てきています。しかし、国レベルでは国土交通省など複数の省庁にまたがる調整が必要で、対策がおこなわれていました。このため、与党の空き家対策推進議員連盟は、防災、減災の観点からも立法化が必要だと判断しております。

空き家の実態調査や適正管理を促すため、国会の法案提出の方針を市長はどう把握し、どう対処していくか。今後の方策等を具体的に詳細に教えてください。

3番目、9月議会の同僚議員の一般質問の答弁は、大体次のようでした。すなわち、空き家の管理については、自治会等と提携しながら、連携しながら、所有者へ対処をお願いしている。本市では、第3期地区振興計画（平成27年度から29年度）において地域づくり推進事業費を活用して各地区公民館等单位で空き家対策に取り組むことも考えていきたい。要約すれば、国の動向を注視しながら検討していくということでした。

その後、上述しましたように、国の動向もより具体的に鮮明になってきていますので、ほかの先行自治体と同じように本市でも空き家対策条例を制定すべきだと思いますが、それに向けもっと研究検討していくつもりはないか、市長の基本的方針をお答え願います。

4番、空き家バンク制度は、自治体やNPOが空き家情報をインターネットなどで提供し、入居希望者を仲介する仕組みです。UターンやIターン者を促し、定住促進戦略としてさらに知恵を絞って利用していく必要があると私は考えます。

9月議会での同僚議員の答弁は次のようなものでした。すなわち空き家バンクの活用も検討しているが、家財道具の処分や大規模な修繕が必要でなかなかうまくいっていない。また、空き家を解体し、更地にすれば固定資産税が高くなる問題もあり、老朽家屋がそのままになっているのが現状だ。

現在、国会などで空き家対策法案の制定が検討されており、これらの問題が解消される可能性があるというものでした。

12月13日の南日本新聞で、始良市は、空き家バンク制度創設に向け12日2社と協定を締結と報道されました。本市でも空き家バンク制度をもっと研究、検討し、より有効に活用するつもりはないか、市長の具体的で明快なる答弁を求めます。

5番目、空き家がふえると地域の活気も失われますので、空き家対策は地域活性化としても重要であります。行政や地域がより一層連携を強め、幅広い対策が求められております。空き家が放置される理由としては、1、建物をつぶして更地にすれば、解体費用がかかる。2、さらに建物がなくなると、土地が利用されていないとして固定資産税が高くなる。3、消費者が不明だったり、相続問題が絡むケースもあるなどが考えられます。これらの実態を踏まえて、国が具体的な対策を打ち出せるかが鍵を握ると思われませんが、与党案では、固定資産税の軽減措置を講じることを打ち出しており、一定の効果が期待できそうです。

上述しました与党の空き家対策推進議員連盟の会長は、地元出身の衆議院議員です。市

長は、与党のこの衆議院連盟の存在をどう考え、連携協力して本市の条例制定に役立てていくつもりはないかを伺います。

第3点、最後です。祭り文化と地域の活性化についてお尋ねいたします。

1番目、祭りは、本来五穀豊穡を願うといった農耕民族の自然観に対する畏敬の精神から発生したものであります。祭りには、日ごろの労働にいそしんできた人間の肉体に新たなエネルギーをよみがえらせ、あすの労働に備える心身の蘇生と地域共同体としての秩序を保つというねらいがありました。しかし、今日ではそうした精神構造にはお構いなしに、伝承だから継承していくといった類のものが多そうです。

一方では、消えてしまった祭りを復活させたり、細々と継承してきた地域固有の祭りに活力を取り戻そうとする動きも日本全国、あちこちで活発化しているのも事実であります。

本市には、どんな祭りがあり、地域の活性化にどう役立っているか。4地域ごとにお知らせください。

2、祭りは、日本人がそれぞれ作り上げてきた一つの組織であり、経済資源でもあります。こういった資源をみすみす見過ごす手はなく、何とか地域の活性化に役立てていくべきだと私は思います。経済資源である祭りを地域活性化の方策として位置づけるためにはどのように考えたらいいか、市長の見解をお伺いいたします。

3番目、少子高齢化に伴い、地域の人口が減少し、祭りの継承者も少なくなってきました。つまり、祭りは豊作を祈り、感謝する具体性、目的を持っていたり、疫病などが起こらないようなことを願ったりしていますが、人々の生活実態は変わり、医学が進歩して、祭りの目的は時代に合わなくなっています。このため、祭りが注目されなくなってきましたのも事実です。少子高齢化、人口減少時代

で、祭りの継承確保は難しいですが、市としてはどんな政策を実行し、その成果・効果はどうか答弁してください。

4番目、地域住民の固いきずなを結んだり、地域の元気エネルギーを醸成したりして、地域活性化のために地域住民の皆さんが地域の祭りに積極的に参加していただく具体策をどのように考え、どう実行していくか、具体的詳細に答弁してください。

以上申し上げ、具体的で明確、内容のある誠意あふれる答弁を期待いたしまして、私の第1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の高齢者の社会参画とまちづくりについて、その1でございます。

本市では少子高齢化が進み、高齢化社会となっており、多様化する問題に対し、行政だけで解決することは難しく、声かけや見守りなど住民同士の助け合いを初めとして、自治会、民生委員、児童委員、福祉施設など各種団体、事業者の協力・連携が重要となってくると考えております。

いつまでも安心・安全な日置市で、いつまでも生き生き健やかにともに暮らし、ともに支え合う福祉のまちづくりに取り組んでまいります。

2番目、高齢者がその豊富な知識や経験・技能を生かし、市民参加による共生協働、元気で魅力ある地域づくりの担い手として、社会参加していただきたいと考えています。住みなれた地域での安心した生活、自立した生活を確保するために必要な支援として、高齢者クラブへの支援、ふれあいきいきサロンなど、推進に取り組んでいます。これらの支援により、高齢者の社会参加と生きがいづくりにつながっていると考えています。

3番目です。スマート・エイジングとは、加齢による変化に対して、前向きに楽しく年

をとることだと思えます。住みなれた地域で人生を生き生きと潤いのあるものとし、市民の生活の質を高めていきたいと考えております。

4番目です。高齢者の安定した雇用を確保することが地方自治体の役割であると考えております。単に生活のための収入を確保するだけでなく、健康管理や生きがいづくりなどの面でも意義があるため、シルバー人材センターなどの機能充実に努め、高齢者が活躍できる場をどうつくっていくかが課題だと感じています。

5番目でございます。本市では、地域での保健・医療・福祉体制を充実するとともに、病気や介護に対する予防を強化し、全ての市民が居住する地域で、それぞれの能力や状況において、生涯を通して健康で安心して暮らせるまちづくりを進めています。

2番目の本市の空き家対策のその1で、平成23年11月の調査で、市内全体で2,453軒の空き家を把握しております。空き家は個人の財産であることから、維持管理までかかりませんので、防災、防犯、環境衛生上において問題がある物件については、自治会等と連携を図っています。

2番目でございます。防災や治安確保の観点から対策法案提出の動きがありますので、国の動向を注視しながら検討を行いたいと思っております。

3番目でございます。空き家等の管理条例だけで規制できるものではないと考えており、現在はケースごとに個別に連絡をとるなど、対処をお願いしているところでございます。今後、国の動きにあわせて検討を行ってまいります。

4番目です。空き家の利活用につきましては、定住促進及び地域づくりの一環としての活用など研究することは大事であると考えますが、空き家の多くが家財道具等がそのまま

残っていることや大規模な修繕等が必要であることから、今すぐに空き家バンク制度を創設することは難しい状況にあると考えております。

5 番目でございます。地元選出の国会議員が中心になって対策法案提出の動きがあるということは存じております。本市といたしましても、先ほど申し上げましたとおり、国の動きにあわせて検討を行うこととしております。

3 番目の祭り文化と地域の活性化について、その1でございます。

市内には、妙円寺詣り、太鼓踊り、田植えおどり、流鏝馬など、昔からその地域で守り伝えられてきた歴史や文化、伝統芸能、祭りが数多く存在しております。

また、地域づくり拠点である地区公民館においても、26 地区全てで祭りに取り組んでいます。特に、地区公民館花火事業を契機に、13 地区において新たな祭りが企画されるなど、地区住民の一体感の醸成とコミュニティづくりに大いに寄与していると認識しております。

2 番目でございます。地域を元気にするためには、地域資源を活用することが不可欠でございます。地域資源の価値を見出し、その活用策の話し合い、イベントの構築という一連の活動が祭りと捉えていると考えております。

それが、継続的に取り組まれることにより、経済資源にもなり得ると認識しております。

3 番目でございます。歴史や伝統を継承していく伝統芸能などでは、有形無形を問わず、確かな目的を持って継承・発展させることが重要でございます。地区住民が主体性を持ちつつ、多様な主体と積極的に連携・協働することで維持・継承される事例もふえており、市といたしましては、そのような取り組みを支援しつつ、地区公民館への情報提供を行っ

ております。

また、平成24 年度から市内の民俗芸能との伝承及び保存団体が行う後継者育成活動や、民俗芸能の公開に必要な用具の修理、購入に対する交付金を45 団体に交付しております。

伝統芸能の存在価値と意義を多くの人々に浸透させるとともに、そこで育つ子どもたちが地域の伝統文化を体験し、習得することで、歴史、文化を尊重する豊かな人間性を育てる効果が生まれていると思います。

4 番目でございます。祭りへの参加は、祭りを楽しみに行く方、スタッフとして携わる方、いわゆる参加または参画という観点があると思っております。

さまざまな地区行事に顔を出させていたしておりますが、地区住民が積極的に参加している祭りには活気があります。そこには、明確なテーマと核となるイベントがあり、それらが周知されていることが共通しております。企画から準備、片づけまで取り組まれるスタッフの方々は、生き生きと運営を支えておられ、こうした参画者がふえることが祭りの存続、地域活性化に大きくかかわってくると考えております。

以上で終わります。

○17 番（田畑純二君）

市長からそれぞれ答弁をいただきましたが、さらに深く突っ込んで、別の角度、視点からも含めて、いろんな重点項目に絞って質問していきます。

高齢者の社会参画とまちづくりについて。人は、生物固体でありますから、必ず死にます。誰もが寄る年波には勝てません。加齢によってしみやしわがふえ、骨や筋力の衰え、動脈硬化やがんの発生率も高まります。しかし、老け込み、老いぼれ、老いさらばえ、老醜をさらすかどうかは、本人の生き方によるところが大きいと思われま

死ぬまで現役が超高齢社会の合い言葉であ

り、高齢者が超高齢社会を支えて生きるべきだと主張する人もおります。

市長は、こういう考え方をどう捉え、どう感じ、今後の市政運営にどう生かしていくか、具体的にわかりやすく教えてください。

○市長（宮路高光君）

現状といたしましては、今高齢者の方がその高齢者の方々をサポートする。これが現状であるというふうに思っております。本市におきましても、そのような形の中で地域の方々がサポートして、その地域で生き生きと生きていける。そういう地域、まちをつくっていくべきであろうと思っております。

○17番（田畑純二君）

地域社会との関連が薄れて、ひきこもりがふえ、寝たきり老人の増加へとつながることは、本人にとっても社会にとっても不幸なことです。町内会、自治会でも、老人クラブでも文化でもスポーツでも福祉ボランティアでも楽しく、熱中できるものがあり、それを通じて地域に貢献できる喜びを感じられる活動こそが要介護老人をふやさない有効な対策であると言われております。

高齢者が充実した日常生活を営むためには、身体を動かせること。足を使って自分で移動することができることであります。そのことにまず本人が頑張り、その自立を周辺が支援することです。高齢者が健康で元気に暮らせる地域では、高齢者が外出しやすいようにできるだけ居住宅と生活施設との出会いの場が近接しています。

先日、日本経済新聞でも報道されましたが、国土交通省も住宅の周辺に福祉医療施設がないといった課題に全国的に対応しようとしております。それで、高齢者の自立支援を市長は、どのように考え、本市行政の中でどう生かしているか。また、それらへの課題は何で、どう対応しているか。市長の方策をお答えください。

○市長（宮路高光君）

特に、本市におきましては、それぞれの地域に高齢者クラブという団体がございます。その中で加入している方々というのは、まだ50%もいってないのも事実でございます。また、地域においては、今生き生きサロンというのを立ち上げてやっておりますけど、この生き生きサロンに参加するのは女性の方が多いということでございまして、まだ、高齢者の方々がそういう団体に参加しない方が多いというのも事実でございますので、そういう方々がそういう団体、また、生き生きサロンに参加しやすい形の中で私どもはまた呼びかけをしていかなきゃならないというふうに思っております。

○17番（田畑純二君）

高齢者の自立支援は、気合の理念であるだけでなく、地域、まちのあり方であるとも言われております。老いが来て、誇りと生きがい失って生きるのは切ないものであります。高齢者がほかの人との関係で、自分が生きている意味を実感しつつ、元気で天寿を全うするには、居場所と出番が必要であると言われ、そう思われます。居場所と出番。それこそが、超高齢社会の常態にすべきだと思われます。市長は、このことをどう思われ、今後の市政の中でどう生かしていくか、さらに詳しく教えてください。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたとおり、高齢者の皆さん方の出番と居場所、これが一番大事なことでありと思っております。特に、今高齢者クラブが中心にグラウンドゴルフというのがあるんですけど、これには多くの皆様方が参加して、生き生きとしている姿を見て、大変うれしく思っておりますけど、それにさっきも申し上げましたとおり、高齢者クラブのほうにも参加しない方。やはりこういう方もいっぱいおるんだということをいつも認識

しておりますので、今私ども課題としては、そういう参加しない方をどうして居場所をつくっていくのか。これが私ども行政、また、地域のいろんな世話役の方に対しましても大きな課題であろうかというふうに思っております。

○17番（田畑純二君）

1問目でも述べましたが、スマート・エイジングのための秘訣として、次の7つをお勧めしたいとある人は言っております。

1 番目、有酸素運動をする。2、筋力トレーニングを行う。3、脳のトレーニングを行う。4、年金以外の収入を得る。5、他人の役に立つことをする。6、明確な目標を持つ。好きなことに取り組む。

このようにしてスマート・エイジングを実践することによって、人間が本来持っている生きる意欲をかき立てることが結果として、最も自然な介護予防になると思われま

す。行政は、高齢者がふえる分だけ医療介護予算をふやすという発想ではなく、高齢者一人一人の生きる意欲をかき立てるための社会参画の機会創出を支援すべきだ。

先ほど市長もそのような答弁がありましたですけども、まさしくそのとおりでと思います。それで、市長は、この点をもう1回、どう思われ、どうされていくつもりか、今後の対処策について、もう一度お答えください。

○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、やはりこの高齢者の予防をするには、参画していく。いろんな中で集会等にも出ていく。とじこもりといたしますか、ひきこもりといたしますか、これが一番大きな一つの病的になる要因であるというふうに思っておりますので、ここあたりも、私どもも今後特に民生委員さんとか、見守り活動をしている方、特にひとり暮らしの方がやはりそういう形の夫婦ご健在の場合は、まだいいというふうに思っておりますけ

ど、今後ひとり暮らしの方々にそういう手法、手段を持ちながら進めていかなきゃならないというふうに思っています。

○17番（田畑純二君）

1問目でも少し触れたんですけども、今後、多くの自治体において高齢者人口増加していき、元気で就業意欲も高い高齢者が多くなります。これら的高齢者に対して、高齢者雇用確保条例（仮称）を制定し、高齢者が生涯現役で生き生きと過ごすための活躍の舞台、条例による制度設計を提供をすることがこれからの地方自治体の一つの役割でもあるという人もおります。

この種の条例制定に向けて、今後も研究、検討していくつもりはないか。市長の考えをお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

今特に高齢者の皆様方に、うまく動く中で条例化という部分がございますけど、行政がそういう条例化しても動かない方は動かないというふうに思っております。今、シルバー人材センターの中でも、約230人ぐらいの会員がおりますけど、まだそれ以外の方もいっぱいいらっしゃるというふうに思っております。やはりそういうことを今後とも進めていくべきであろうかというふうに思います。

○17番（田畑純二君）

いつまでも元気としてあるんですけども、高齢化社会につきまして、暗いイメージばかりが宣伝されているように思われます。つまり年金、医療などの社会保障にお金がかかり、介護の負担は家庭崩壊につながるほど大きいなどと、しかし、本当にそうなのでしょう。今こそ逆手にとる発想が必要だと思われま

す。高齢化社会とは、長生きできるよい社会なのではないでしょうか。お年寄り、経験と知恵に満ちています。そういう人たちが多くいる社会とは、むしろ成熟した、安定した社会なのではないでしょ

うか。

マイナスとされていることをプラスに考え、ピンチをチャンスに変える発想の転換が必要だとも考えられ、弱みとわれてきた面こそが、実は強みかもしれません。超高齢者社会に向かう中で、お年寄りを活用しないのは、最大の資源の無駄ではないか。そう考えると、少しは明るくなり希望が持てるのであります。

今の日本は、老いを嫌う、嫌老好若社会だと。好老社会をつくらないといけない。そのためにも、高齢者は、誇りと楽しみを持って生きていってほしいと呼びかける作家もおります。このことを市長はどう思われ、今後どう生かしていきますか。

○市長（宮路高光君）

今後も高齢者の経験ていいますか、技術といますか、そういうものを活用する場というのをつくっていくべきであるというふうに思っています。

○17番（田畑純二君）

ちょっと具体的に申しますと、高齢者が介護施設などでボランティア活動をするとう換金可能なポイントがたまる。そんな制度が全国でじわじわと広がってきています。ボランティア活動を後押しし、本人の生きがいがづくり、介護予防につなげるというねらいであります。

高齢化が進む中、シニアの力を引き出す。どう引き出すかは、大きなテーマとなっているだけに、今後さらに関心が高まりそうであります。本市でもこのような制度を研究、検討し、有効に活用していくつもりはないか。市長の見解と今後の方針をお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

特に、介護予防におきまして、ボランティアの方々を活用できる、そういう制度というのも今、社協を含めた中でもやっておりますので、今後、こういうものも充実していくべきであろうかというふうに思います。

○17番（田畑純二君）

来るべき本格的な高齢社会を前に、自治体はどのような手を打っているのか、高齢者にとって地域のハード・ソフト両面の関係はどんな状況なのかと、探ろうと日本経済新聞社は、初の全国地区高齢化対応度調査を実施しました。医療、介護、生活支援予防（健康づくり）、高齢者の社会参加などについて幅広く聞き、点数をつけてランキング化しました。総合首位は、栃木県小山市、東京都荒川区、新宿が続きました。財政基盤が比較的良好、首長が高齢化対策を重視している市区が上位を占める傾向のようで、分野別では北陸、九州が健闘しました。

全国の789市と東京23区の計812市で、調査機関は8月16日から9月25日まで25日で86.5%に当たる702市から回答がありました。この702市の中に日置市も含まれており、日置市は486位で、総合得点は36.4375でした。市長は、この順位をどう評価されますか。また、この順位を上げるようにされるのか。もしそうなら、今後どうしていくつもりか、お答え願います。

○市長（宮路高光君）

その調査の内容がどういう形だったかちょっと認識しておりませんが、今ご指摘ございました四百五、六十番というのは、半分よりもちょっと下のほうかなと思っております。特に、高齢者福祉の中におきましては、やはりこの一般財源が豊富なところ、さっき言った財政力のいいところは、それだけ充実した形の制度設計ができますので、私どものこの財政力を含めた中におきましては、大変今そこあたりの部分が精いっぱいのことかなというふうに思っております。

○17番（田畑純二君）

それでは、今財政力のことに触れられましたがけれども、その件についてもさらに突っ込んでちょっとお伺いします。

これからの高齢化に対峙するには、コミュニティ単位、新しい地域のデザイン力が求められます。各地でそれぞれの地域課題に応じた取り組みが動き出してはいますが、首長の力が課題対応を左右すると思われます。積極的に取り組む首長がいる自治体と、そうでないところで、先々格差は広がっていくのではないかというふうに考えられます。扶助費や介護負担が重くなる中、高齢化対策は財政事情とバランスをとって進める必要があります。先ほど市長も言われた。

2015年度からの介護保険サービス、保険料の見直しを前に、健康づくり、介護予防の拡充を通じた財政負担の抑制は、自治体にとって今後の大きな課題になると思われます。市長は、この大きな課題に今後どう取り組んでいかれるか。市長の見解をもう一度、今後の方針とともにお示しいただきたい。

○市長（宮路高光君）

介護保険制度におきましても、27年度からまた新たな保険料の算定もしなきゃならない。また、国民健康保険もだと思っております。本市におきます介護保険、国民健康保険という財政状況は、大変喫緊の課題といいますか、いい状況じゃないというふうに思っております。そういう中におきまして、やはりこの需要の扶助費の問題につきましては、やはり十分私どもも市民の皆様方にその状況もきちっと説明をしながら、また、今後におきます健康づくりにいろんな形の中で参画していただける、そのようなことをお願いしていかなきゃならないというふうに思っております。

○17番（田畑純二君）

それから、少子高齢化、単独高齢者の増加を背景に、空き家の問題ですけれども、今後、空き家がますますさらにふえ、問題が深刻化している。もう既にそういう状況が我々の身の周りにいっぱいあるんです。それで、政府は、実効性ある法整備を急ぎ、地方自治体を

後押ししてほしいというふうに思われます。

与党は、先ほども申しましたように、管理不十分な空き家の増加を受け、防災や治安確保の徹底を図る新たな対策法案をつくる方針を固めております。市町村に立ち入り検査権を与え、所有者への改善命令を可能とするのが柱で、空き家への不法投棄など問題化するごみ屋敷の改善命令も視野に入れています。

それで、この法案ではいろんなことを検討しているいろんなことがもう既に報道され、それ言われてるんですけども、先ほどの市長の答弁では、もうちょっともうちょっとまだ前向きにどんだんここの法案を研究しながら、日置市の実態に即す、そういう条例を日置市でももうちょっとつくっていくような、そういう気概を持って進めていくべきじゃないかと私は思うんですけども、市長、この法案の中身を現時点でどのようにどう把握理解し、本市の条例づくりにどう役立てるか。もう一度詳しく具体的にその対策を、市長の考え方をもう1回聞かせていただきたい。

○市長（宮路高光君）

今、お話ございましたとおり、市町村の立入権という部分があるかと思っています。私は、この立入権という部分よりも、やはりこの国として空き家対策に組みする財源対策、解体を含めて、いろんな財源が必要になる。条例というものと財源とでは一体となっていかなきゃならない。だから、国としても今回の法案をつくるには、この財源をどうして受けるのか。やはりこのことを十分検討してほしいと思っています。

○17番（田畑純二君）

それから、ちょっと1番目でも述べたんですけども、9月議会での同僚議員への答弁以降、本市では空き家対策について何がどのように進展しているのか。先ほど、9月議会での同僚議員の一般質問の概略は申し上げましたですけども、本市でのその推移の実態、

さらに具体的にどうなっているのか。その後の状況ですね。それもう1回答えてください。

○市長（宮路高光君）

その後については、大きな進展はしておりません。条例をつくるとか、そういう条例をつくるから、そういう検討はまだ今してないというのが実態でございます。

○議長（宇田 栄君）

あと2分ありませんのでね。

○17番（田畑純二君）

では、ちょっと具体的にちょっと申しますと、枕崎市のNPO法人子育てふれあいグループ自然花（じねんか）が、急増する空き家の問題に対応しようと、空き家活用塾を開いて、空き家活動を指南しておる。こういうことについて、たくさんの方がこの塾に取り組もうとして勉強しているんですけども、これは県の県事業の一環としての一つとしてこういうこともこのNPO法人はやってるということでございます。

それと、ほかに今度は福岡県みやこ町は、空き家見学ツアーを開催しました。そして、田舎暮らしを考えている人に気軽に空き家を見学してもらい、移住後の具体的なイメージを持ってもらうのがねらい。だから、もうちょっとこれ具体的に各担当者が本市においてもうちょっとあちこち行ったり、見たり、聞いたりあるいはもっと研究して、この条例の制定に向けて、もうちょっと真剣にやるべきじゃないかというふうに思うんですけども、市長、どうでしょうかね。

○市長（宮路高光君）

それぞれのいろんな情報というのは、習得しながら研究していくべきだろうと思っています。

○議長（宇田 栄君）

もう1分ありません。

○17番（田畑純二君）

もう最後です。関連の質問ですけど、日吉

路アートめぐりちゅうことで、11月1日から3日までやっとなんですけど、それについては、後援が日吉商工会のみとなっておりますので、それについて、日置市も観光協会も加わってもいいんじゃないかと私は思うんですけど、それどうでしょうかね。それだから、そのことを聞いて、最後の質問といたします。

○市長（宮路高光君）

11月1日から4日まで、この日吉路のアートめぐりというのがあります。ここに後援ということで、実行委員会が主催しておりますので、この後援については、また、それぞれ観光課を含めまして、観光協会、こういう方々と今後十分検討しながらやっていきたいと思っております。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を午後1時といたします。

午前11時55分休憩

午後1時00分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、出水賢太郎君の質問を許可します。

〔8番出水賢太郎君登壇〕

○8番（出水賢太郎君）

ことし最後の一般質問となりました。しっかりとトリを務めたいと思いますので、しばらくの間、ご拝聴いただきたいと思います。

それでは、さきに通告をいたしておりました桜島の火山活動への対策についてを質問いたします。

近年桜島の火山活動が活発化したしております。爆発的噴火、いわゆる爆発は、平成20年に29回だったものが、平成21年に548回、22年に896回、23年に996回、24年に885回と急激にふえており、ことしは12月12日現在で825回

を数えております。

ことしの爆発は、大規模で、噴煙が高く上がるため、上空の風の影響で日置市まで火山灰が降ることが多くなりました。特に、8月18日の爆発は、上空5,000mまで噴煙が上がり、東の風に乗って鹿児島市から日置市にかけて大量の降灰があったことはまだ記憶に新しいところであります。

現在は、爆発があっても、火山灰は北西の季節風に乗って大隅半島へと流れていきますが、また、来年の夏場になれば、大量の降灰に悩ませることは間違いはありません。

これまで鹿児島市や垂水市など桜島に近い地域では、さまざまな降灰対策事業が実施されておりますが、日置市では、これまで降灰が少なかったこともあり、農業関係の活動火山周辺地域防災営農対策事業だけが実施されているような状況でありました。

しかしながら、これだけ降灰量が増加をしてくれば、市として何らかの対策をとらざるを得ないのではないかと考えます。

さらに、大正3年1月の大噴火から100年を迎えようとしておりますが、今後、大噴火への備えも必要となってきます。桜島の火山活動のもとになっている始良カルデラ直下のマグマの蓄積量は、既に大正大噴火の9割程度に回復をしており、このままいきますと、2020年台には大正大噴火の水準に到達し、再び大噴火を起こす可能性があるとのことであります。

大正大噴火は、冬に起きましたので、大量の降灰、また、噴石は主に大隅方面に落ちましたが、これがもし夏だったら、季節風の影響で日置市に大量の噴石や火山灰が落ちてくる可能性も大きくなります。

また、地震の心配もあります。大正3年の大噴火の前年には、串木野南方沖を震源とするマグニチュード5.7の地震があり、日置市内でも大きな被害があったとの記録があり

ます。

そして、桜島の大噴火のときには、鹿児島湾直下を震源とするマグニチュード7.1の大地震があり、伊集院や日吉で家屋や石垣の倒壊で死者も出たとの記録が残っております。

桜島の火山活動は、私たちにとって避けて通れない大きな自然現象であり、私たちは、火山活動の中でどう生きていくか、また、被害をどのようにして最小限に食い止めていくのか、知恵を絞りながら生活をしていかなければなりません。

そこで、6点を質問いたします。

①最近の爆発は大規模なものが多いですが、本市への影響はどうなっていますか。②降灰量の増加に対する来年度以降の対策はどうするのでしょうか。③活動火山周辺地域防災営農対策事業の拡充を求めるべきと考えますが、どうでしょうか。④小中学校での降灰の影響と対策はどうなっているのでしょうか。⑤今後、大正大噴火級の火山活動が予測されておりますが、本市の防災対策はどうしていくお考えでしょうか。そして、6番目、各種防災対策の一環として、本市ではデジタル防災行政無線を今後整備してまいります。戸別受信機の現在の設置状況はどうなっていますか。未設置世帯も多いと聞いておりますが、この対応をどうしていくのでしょうか。

以上、6点、当局の誠意ある答弁を求め1問目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の桜島の火山活動への対策、その1でございます。

大正3年の桜島大噴火は、我が国が20世紀に経験した最大の火山災害であり、再び大規模な火山災害が発生すると、広い範囲に影響が及ぶことが予想されております。

大正噴火では、激しい噴火活動に加え、マグニチュード7.1の地震が錦江湾内で発生

し、噴出物による被災、大量の降灰による土砂災害、地震災害など、被害は桜島にとどまらず、薩摩半島、大隅半島まで発生しております。大規模噴火が発生すると、本市へも同じような被害が考えられます。

その2です。市民の方から家庭で収集した火山灰の回収について問い合わせがあります。現在、可燃ごみ袋に入れて、決められたごみステーションへ出していただくようお願いしておりますが、平成26年度から火山灰専用の回収袋を降灰袋として必要な方へ無料配付する計画でございます。

家庭で収集された火山灰は、この降灰袋に入れて、今、ご利用のごみステーションに出していただき、その後、市で回収する計画であります。

詳細につきましては、今後さらに検討を重ね、早い機会に収集していきたいと思っております。

3番目でございます。県では、平成3年1月に鹿児島県防災営農推進協議会を組織し、桜島の降灰被害に対する防災営農施策の協議、関係法令の整備拡充、国及び関係機関への意見の反映を図る等の総合的な施策を推進しております。現在、この協議会には、県本土全域の25市町が加盟しており、降灰による農作物被害を軽減・防止するために、防災営農施設整備計画に基づき、被覆施設や洗浄施設の整備を進めております。特に、平成21年冬以降、火山活動が活発化していることから、国に対して強い要請を進めてきました結果、平成24年度補正予算として新たに農村地域防災減災事業が創設されました。また、同じく24年度から鹿児島・宮崎の桜島防災営農対策のための事業として、特殊自然災害対策施設緊急整備事業が創設され、特に、洗浄機械施設の整備拡充が図られております。

4番目は教育長のほうに答弁させます。

5番目でございます。国の桜島広域火山防

災マップによりますと、大規模噴火が発生した場合には、震度5の地震と30から50cmの大量の降灰が予測されています。地震時の余震で倒壊する危険のある建物からの避難、山・崖崩れ等の予想される地域での避難、出火・延焼が予想される地域からの避難など、人命や身体に対する危険を防止するため、住民の安全・安心の確保に万全を期することが必要であると考えております。

6番目です。戸別受信機の設置は、伊集院、日吉、吹上の3地域で89.01%です。東市来地域については、各自治会の管理・運営になっております。

未設置世帯については、毎年度当初お知らせ版を利用して設置の呼びかけを行っており、引き続き設置を呼びかけてまいります。

なお、防災行政無線のデジタル化に当たっては、地域コミュニティ無線の戸別受信機を全世帯に設置するよう今後計画しております。以上でございます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

小中学校での降灰の影響と対策はどうかということですが、小中学校の施設において、降灰の影響といたしましては、屋上などの灰の堆積による排水口の詰まりや教室への飛来、プール授業での降灰の堆積による影響があると考えております。

屋上の灰の堆積による排水口の詰まり等については、定期的に点検清掃を実施しているところです。

プールへの降灰による影響については、降灰がひどいときには、プール授業を中止し、水中クリーナーで清掃するか、水の入れかえなど対応を行っている状況であります。

プールろ過機についての影響については、カートリッジ式ろ過機の場合は、目詰まりがあるため、その都度清掃を実施し、砂式のろ過機の場合は、逆洗浄を行い対応をすること

により影響は少ないと考えております。

○8番（出水賢太郎君）

お答えをいただきましたので順次2問目、細かく質問をさせていただきます。

まず1番目の本市への降灰の影響ということでお聞きしたいわけですが、先ほどの市長の答弁では全体的には、もし大噴火が起きたときの答弁でしたけれども、例えば昨年からことしにかけてかなり降灰量がふえておりますけれども、例えば、本市内でどれぐらいの降灰量があったのか。また、どういった影響、具体的に何か市民の方から市役所のほうへ灰をどうにかしてほしいとかいう形の、そういった要望とか苦情とか、いろんなのがお声が上がってきているのかどうか。まずその辺のところをお伺いしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

本年度におきましては、さっき議員も言いました8月に大変大きな噴火があり、特に、あれは妙円寺地区の夏祭りのときもだったと思うんですけど、もうとても前が見れるような状況でもない状況で、大変な状況であったと思っております。

そういうような中で、さっき2番目と関連いたしますけど、市民の皆様方から特にあのような団地のところにおったら、降灰を処理したけど、その処理の方法をどうしたらいいのか。そういう問い合わせもございますし、特に、お茶農家を含めたところから洗浄機を含めてそういう設置をしたいと、そういうご要望も来ているのも事実でございます。

○8番（出水賢太郎君）

そうですね。非常にあの妙円寺の夏祭りの日でした。黒い帯の雲というか、雲のような一筋の流れができて、妙円寺に向かって、こう黒いのが動いているのが、私も見ておりました、これは大変だなと思いつつ、ちょうど鹿児島市内に私もおりましたので、帰り道見ながら帰ってきた次第でありましたけれども、

一番、降灰が最近ひどいんですが、一番多かったのが昭和60年、今から28年前、一番ひどかったようでございまして、日置市内には、日吉のほうに観測所が、県の観測所があるそうです。全県下で58カ所降灰の観測所があるそうなんですけど、日置市内では、日吉、それから、お隣の松元、郡山あたりでも近辺では観測されてますが、昭和60年、日吉では809g、1m²当たりの灰の量が809g、松元で5,575g——5kgですね、以上あったようです。

それから、平成17年は、日吉で17g、それが平成21年になると111g、22年に335g、平成23年が490g、平成24年が511、そしてことしがまだ10月までですけども、681gという数字になってるようでございます。

松元も似たような数字なんですけど、松元については、平成25年10月まででもう既に860g、灰が降ってきてるということでもあります。

県と国のその降灰対策の事業の補助率の指針になっているのが、1m²当たり1,000g以上——1kg以上灰が降った場合は、いろいろな措置を講じるというような数字になっているようでございますが、このままいきますと、日置市内でも1,000gを超える可能性が今後出てくるかなと思うわけでありまして。

そこでお尋ねしたいんですが、本市では日吉地域だけに観測所があるんですけども、やはり地域的に風の流れによってもかなり違って来るかと思っております。特にことしは伊集院地域は相当量が降ってきてると思うんですけども、独自で何かこう観測をするとかいう考えはお持ちではないでしょうか。

○市長（宮路高光君）

本市の地形は、大変南北に長い地域でございますので、日吉地域だけに降った量というのは大変参考に当たるのか、ちょっと疑問を

呈する部分もございます。

そういうような中で、県の観測しているところにも、また、私どもも要望もしていきたいと思っております。そのような中で、旧町ごと、ちょっと風向きで、これは本当にその年も含めて風向きで今の現状の中で南北に長いもんですから、伊集院地域に降るとき、日吉降るとき、吹上降るとき、本当に一概に同じところに、全地域に来るといのは大変難しいというふうに思っておりますので、今、ご指摘ございましたので、市の独自という部分もあろうかと思えますけど、また県のほうに、この観測の地点をふやす形ができないものなのか、こういうご要望から先にしていきたいと思っております。

○8番（出水賢太郎君）

やはり補助事業の基準にもなってくる数字なもんですから、なるべく各地域ごとに細かく数字が把握できれば、なおよしなのかなというふうに思いますので、ご努力をいただきたいというふうに思います。

それでは、先ほど市長のほうからその市民の方からの声、いろいろ上げていただきました。全くもうそのとおりでないと私も思います。それで、来年度以降の対策ということで、市長のほうから降灰袋を配付して集めるというお答えがありました。これについては、私も環境保全審議会のほうでお聞きしたわけですが、これは、どうなんでしょうか。やはり財政的な裏づけがないとできないと思うんですが、大体その事業的に幾らぐらい。それからまた、何回ぐらい回収をされるのか。鹿児島市ですと、月に1回程度指定のその灰置き場ですか。そこで回収をするような仕組みになってるようではございますけれども、大きな灰が降ったときは、緊急的に、臨時的に回収もしてるようなんですけれども、その辺の概要というのはどうでしょうか。

○市民生活課長（有村芳文君）

財政的には、平成26年度から始めますけれども、1世帯10枚程度ということで2万5,000セットで250万円程度を考えております。

そして、予算的には、今、可燃ごみとか、袋の作成をしておりますけれども、そちらのほうの予算の中で対応していきたいというふうに思っております。25年度の予算の執行残等もございますので、そちらのほうで対処できないか、考えているところです。

それから、回収につきましては、現在、不燃ごみを月1回程度、それぞれの地域で回収をしておりますけれども、それにあわせて回収できないか、今、検討しているところです。

以上です。

○8番（出水賢太郎君）

この事業も鹿児島市と旧桜島町城ですね。と鹿児島市の域に関しては、補助も、やはりこれも降灰除去事業ということで、1㎡当たり1,000g以上のところでは、補助率が2分の1ということで、国庫補助事業の対象になっているようですが、こういうのも日置市もまた1,000gを超えてくれば、当てはまってくるのかなと。今鹿児島市だけの対象になっておりますけれども、こういうのも国に求めていただきたいと思うんですが。市長、どうお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

1年中というわけじゃなく、特にさっきもありましたとおり、私ども日置市はこの夏まだ偏西風ですね。乗ってまいります。冬場については、さほどないというのが今までの経緯であろうかと思っております。そのような状況で、この一つの基準になった1,000mmという、そういうことがこの今までの経過の中におきましては、1,000mmまではいつてない。多くても700か、それぐらいのところまでとまっておるのが事実でございます。本市だけでなく、ほかの関連ちいいますか。

また、地域とも十分このことは話をしていかなきゃならないというふうに思っておりますので、この協議会等がございまして、その中でご意見を申し上げていきたいというふうに思っております。

○ 8 番（出水賢太郎君）

昭和 60 年のときの例を挙げますと、確かに日吉は 809 g だったわけですが、松元は 5,000 g から降ってるんですね。松元の観測所がどこにあるのか私もよくわかりませんが、距離から言えば、伊集院のほうも近いので、そういうかなりの量が降ってくるんじゃないかなと。今増加傾向にありますので、今後、ご検討いただきたいというふうに思います。

それでは、次に、3 番目、農業のほうのことをお伺いしたいんですけども、やはり先ほど市長がおっしゃったように、お茶の関係ですが、具体的にその灰が降ることで、どういった被害、茶業の中で具体的にどういった形で出てるのか。洗浄しなければと。いろいろ品質にも問題が出ると思うわけですが、あともう一つ、施設園芸でもかなり影響が出ると思うわけですが、その辺がどうなのか。具体的にちょっとお答えいただきたいと思います。

○ 市長（宮路高光君）

今はお茶の場合、大変厳しくて、灰が降ろうが降らまいが、この灰が入っているお茶は買わないと。その中で一番厳しいのは、製造した中においても、返品というのが来ます。そういう中で、今は、この降灰が降ってなくても、洗浄してから製造しているのが実態でございまして。そういう中におきまして、機械の整備等していかなきゃなりませんけど、大変、茶業農家の皆様方にとってこの降灰というのは、大変大きな一つのお荷物になっているのも事実でございまして。また、作物につきましても、ビニールハウス等の設置がしてお

るんですけど、その夏といたしますか、イチゴは 6 月までで大体終わりますけど、ほかの軟弱野菜をつくっている方、施設でなく露地にした場合に、特に私どもの地域は、やっぱり物産館等にも出すわけなんですけど、家で水道で洗ったという状況ばかりじゃ中の小さなあれは落ちてない。そういう中で若干の苦情があったというのをお聞きしておりますので、やはり農家の皆様方には、それぞれ市場とか、その物産館等に出荷するときは、きれいに洗わなきゃならない。そのためには、大変手間がかかる。そういう部分で大変この桜島の降灰に悩まされているというのが実態であらうかと思えます。

○ 8 番（出水賢太郎君）

全くおっしゃるとおりで、特にことしの灰は砂の質というんですか。きめ細かいんですね。いつもはざらざらとこの目が荒い砂が飛んでくるんですが、ことしのは非常に細かい上に、中に入り込んでくる。ですので、例えば、ビニールハウスにしても、巻き上げるところにこびりついて故障したりとか、あとも普通だったら風とかで飛んでいくぐらいの量ですけども、量が多いもんですから、雨が降って、こんなこびりついて、その日照に影響が出るとか、いろいろそういうお話も聞いております。

そういった中で、ビニールの例えば張りかえですね。やはり火山灰というのは、有害物質というか、そういう化学物質も含まれてる部分がありますから、変質をしたりとか、ビニールが。そういったのも考えられるようですけれども、ただ、今回の今までやっているこの降灰対策事業に関しては、やはりその最初のハードの整備をするときの 1 回切りの事業ですよ、これに関しては、ですので、これを今後は、やはり更新ですね。施設の更新とかに、そういうのにやはり拡充を図っていただけないのかなと思うんですが、市長のお

考えをお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘のとおり、施設というのはやっぱり15年以上もてます。それぞれ2分の1から15%の中の補助というのはあるわけなんですけど、毎年ではないんですけど、張りかえる費用というのも大変かかるし、また、灰等が降れば、恐らく日照不足といいますか、そういうものになってきますので、どこの範囲まですればいいのかようわかりませんが、どこの地域もこのことについては、張りかえの中におきましても助成ができないものか、こういうご要望もいっぱい聞いているのは事実でございますので、また国のほう等にもそういう要望については、一応申し入れしていきたいと思っております。

○8番（出水賢太郎君）

この降灰事業ですけれども、農業の部分に関しては、今まで国のほうから70%の補助があつて、そして、市が10%補助を足して80%で、あと2割が受益者負担という形になつたわけですけれども、これがまた制度が変わって24年度から65%と5%減つて、その分、今市のほうで5%上乘せして何とかこう制度を維持してるような状況ですけれども、やはり市の財政負担のことも考えれば、やはり国にしっかり、これはもう自然災害ですので、我々住民も市町村もどんなに頑張つたって限度があるわけですよ。こういったところで、やはり国にもう一度またもとに戻していただきたいというような、そういった陳情というのは、されていかれるのかどうか、お伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

今回のこのような制度の中で、国の補助率が下がつたということでありまして、いろいろ各地域からも上がつてきておりまして、まだ、それを満たしておるような予算確保というものはされてないという部分もございます。

そういう中におきまして、やはりこの特殊のといいますか、この降灰の事業でしている地域というのが基本的には鹿児島県と宮崎県が主であろうかと思っておりますので、国としても幾ら特殊事情といいますか。そういう事情の中で国全域にそういうものがありやまだ強いものがあるわけなんですけど、農林省のほうにいても、すぐするにはこの特殊な火山の中で、ここの地域だけという分もちょっと何回かそういうご回答もいただきました。ですけれど、現実的に農家のほうに大変負担が来るということでございますので、今ご指摘ございました補助率もですけど、どうしてもこの買かえのビニールが、今降灰事業しまして、また、新しくつくられる方については、また、そこは若干昔からすると緩和もされたというふうに認識もしておりますので、また、新たなそういう事業といいますか、農家のご要望がありますので、また、国のほうにきちつとご要望していきたいと思つています。

○8番（出水賢太郎君）

やはりこの張りかえも含めた施設の更新ちゅうのは、後継者の育成にも絡む部分があるもんですから、どうしても1回切りの補助事業であると、もうその後、次の世代につなげたくても多額のその施設の設備投資が要ということでちゅうちょしている、そういった現実もありますので、ぜひ国に強く市長みずからご要望をいただきたいというふうに思つています。

それでは、次に4番目の学校の関係ですが、先ほど教育長からお答えいただいたのは、プールの件でしたけれども、例えば、ことしの場合は、非常に教室で窓をあけてるときに灰が入ってきたり、あと登下校のときに吸い込むというか、いろいろマスクをしたりとか、いろんな目を守るためとか、いろいろあつたと思うんですが、学校現場ではその灰に対

する備え、子どもたちはどのようにしてきているのか。具体的にお答えをいただきたいと思います。

○学校教育課長（片平 理君）

学校での具体的な備えということですが、具体的に降灰のためにということでは、対策をしているということは把握しておりません。ただ、先ほどありました降灰がひどいとき、これは当然マスクでありますとか、どうこう、そういうもの等は学校の独自でやっではいるというふうに聞いておりますけれども、具体的に学校として降灰対策のためにということはやっておりません。ただ、降灰が激しいときには、外での活動ですね。これについては、室内へ変えるというような形の対応をしてるという状況でございます。

○8番（出水賢太郎君）

教育長も課長も恐らく鹿児島市内の学校でも勤務をされていたんじゃないかなと思うんですけども、どうなんでしょうか。その鹿児島市の学校の対応というのはどんなものなのか。それに比べて日置市では確かに今まではそこまで降っていなかったからでしょうけれども、ことしみたいひどい場合には、やっぱりいろいろあると思うんですが、どうなんでしょうか、その辺の対応は。ほかの市と比べたらどうなのか。鹿児島市の例とかも出していただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

私も昭和48年から56年までは学校で体育主任をしたりしておりましたので、毎日プールに入った灰の日は7時ごろからクリーナーで取って、それだけでも済みませんので、今度はその後は浄化槽を逆流させてするとか、そういう作業をやっておりました。

でもしかしながら、子どもたちへの対応というのは、特に、マスクをはめなさいとか、そういう指導はしておりませんでした。

また、これも昔の記憶ですけれども、これだけ灰が降ったら、桜島の子どもたちはぜんそくとか、そういう病気にかかっているんじゃないかという非常に大きな話題がありましたけれども、その当時私の記憶では、いろいろ検査した結果、特にそういう影響は今のところは見られないと、そういうことはございました。

以上です。

○8番（出水賢太郎君）

この灰というのは、ある意味ガラス質というんでしょうかね。顕微鏡で見るとすごいとげが出ているような感じらしいんですね。見た目じゃわかりませんが。非常にですから、こういうのが目に入ったりとか、呼吸器の中に入ったりすると、やっぱり人体に悪影響を与えるというのが最近わかってきております。

報道等で先日あったんですけども、PM2.5のその成分の一部がやっぱり火山灰にも含まれているというお話もあったようです。

ですので、やはり今までは、私も小さいころは鹿児島におりましたから、昭和60年当時は非常にマスクをして、帽子も真っ黒になって帰ってきた覚えあるんですけども、当時は何とも思わなかったのですが、そういった報道を聞いたりすると、今の保護者の方々も非常に不安なんじゃないかなと思うわけですね。その辺で、学校で研究とか、そういった対応というのは、何か話し合われているのでしょうか、どうでしょうか。今後そして、どうなんでしょうか。ご検討されますかどうか。

○教育長（田代宗夫君）

現在は、学校とか、いろんな指導はしなくても、そういう状況であれば、子どもたちはよくマスクをはめたり、自然とやっではいるようです。しかしながら、今のお話を聞きますと、何か影響がありそうな話もありますが、そういうあたりは、もう少し研究してみない

といけないと思うんですが、ただやっぱり空気が汚れているということは、マスクをしたりとか、あるいは帰ったらうがいしなさいとか、こういう指導は日常的な指導だと思えますので、当然、それはするべきだとは思いますが、特別みんなにマスクをはめて必ず来なさいよとかいう指導するかどうかとか、そういうことについてはもう少しそのあたりも研究しながらやっていきたいと思えます。

○8番（出水賢太郎君）

それから、先ほどもプールの話が出たんですが、このプールの水中クリーナーというのは、全学校にもう配置されてるんでしょうか。もしこれも国庫補助の対象になるんですね。降灰地域等学校保健事業ということで、これは貸与ですね。国から貸与することによって補助率100%でやっている事業も鹿児島市が恐らく入れてると思うんですが、この辺もどうなのか。

そして、もう一つは、先ほどその学校の清掃ちゅうのもありましたけれども、屋上ですね。これも文教施設等降灰防除事業ということで国の補助が2分の1から3分の2ということで、これは恐らくエアコンも入ってると思うんですが、そういった形でやってるようでございます。これがどういった形で日置市に適用されるかどうかわかりませんが、今後検討する必要があると思えますが、いかがお考えでしょうか。

○教育総務課長（宇田和久君）

お答えいたします。

プールの水中クリーナーにつきましては、7校ということで、26校中7校しかないということで、あと下にたまった灰についてはことしのは特に比重が重いということで下に沈むということで、水の入れかえ等をしながら排除してるということでございます。

それと、先ほど降灰の防除地域に指定されれば、そういう制度等があるということでご

ざいますが、降灰防除地域につきましては、今鹿児島県では、鹿児島市、旧鹿児島市、旧桜島町、垂水市、それと霧島、旧霧島市の旧福山町、今の鹿屋市の旧輝北町ということで、その部分が指定されているということで、昭和53年7月28日に鹿児島市が指定されているようございますが、鹿児島市のほうも先ほどエアコンとかございましたが、谷山地区においては、全てがまだ済んでいないということで、聞いたところによりますと、ことし谷山中が済んで、来年がまた和田中、福平というような形であるようございます。

そんな形の中で、先ほど言いました1,000mg、その対象になるのかならないのか。そこら辺また検討等もちょっとお聞きしながらなればいいんですが、旧松元町、郡山町、喜入町ともなっておりませんので、そういう形で聞いてはみたいと思っております。

以上です。

○8番（出水賢太郎君）

済みません。1,000gですので、mgじゃないですので。単位が大分違いますのでよろしく願いいたします。

それで、先ほど課長のほうから、その対象地域が福山、輝北とか鹿児島市、旧桜島、垂水関係ということだったんですが、過去の、現在と過去の降灰量とかも調べますと、福山なんかは日吉よりも少ないんですよ、ことし、降灰量が。これもうずっと続けてなんです。輝北は確かに多いんですけども、記録をちょっととって調べていくと、やっぱ風向きによって大分違うんですね。

特にことしは日置市に向かって来る灰が多かったということで、それで先ほど市長にもうちょっと詳細に降灰量を調べられるような、そういった体制を整えてほしいとお願いしたわけでありまして。やはりこれがそういったところに絡んできますので、特に、その距

離もなんですが、その福山町か輝北町とか、もともとそうやって指定されてたところに関しては、そういう財政的な支援も恵まれているわけですが、我々この日置市の場合は、そういったものも全て外されております、本当に農業の分野だけですので。今後、やはりこれは市長と教育長にも頑張っていたきたいんですが、対象地域をやはりしっかりと広げていただく。灰が降ってくれば、逃げるわけいきませんから、この辺は、今後しっかりとやっていただきたいなというふうに思います。

それでは、次に5番目と6番目、これ防災対策ですので、ちょっとまとめて質問をさせていただきます。

先ほどの答弁では、震度5の地震と30cmから50cmの大量の降灰が降ってくるということで国が予測しているというお話でございました。私のほうも調べたんですが、大正の大噴火のときに、大隅方面にこう灰が行きました。記録では、当時の記録では、一番多いところで大体これですと5尺で書いてありますから、大体1m50cmぐらい、ずっと一番多いところからだんだんだんだん軽石やらも落ちてきてるんですけども、この大隅半島に降った冬場の記録をそのまま今度は夏もし降った場合ということで、逆に地図をひっくり返して、その積もった厚さの地図をずっと広げていくと、伊集院のあたりが1尺ですから、大体30cmですね。30cmから大体0.7尺ですから、今20cmから30cmといったところが伊集院から東市来にかけてです。日吉から吹上方面は0.2尺から0.4尺で書いてますから、大体6cmから10cm、12cmですか。どっかそれぐらい積るんだろうという予測が出てきております。これもちょっと私のほうで調べさせていただきました。

そうすると、この20cm、30cm積もったって想像できないんですけども、まず車も通れなくなるでしょうし、スリップもするで

しょう。また、インフラ関係でも、例えば、水道とか、地下水以外で川の水をとっている水道とか、そういったことも影響が出てくるかと思えます。こういった影響をシミュレーションするということは、非常に大事なことだと思うんですが、今、どうでしょうか。その辺の検討はまだされていないと思うんですが、庁舎内で具体的な話ちゅうのは、どうでしょう、されてますか、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今、大正噴火から100年ということで、鹿児島市、来月ですかね、いろいろと訓練等は聞いております。本市においては、まだそういうことを見るだけで、この防災会議等の中でこの噴火ていいますか、桜島噴火に対しての検討は今のところはまだ何もしておりません。

○8番（出水賢太郎君）

今後は、しっかりとちょっとシミュレーションしていただきたいなと思います。

私も10月でしたかねか。ちょうど空港に行くとき、始良で高速乗って走ってるときに、灰がばあって来たんですね。そしたら、もうフロントガラスの前がワイパーをかけてもどんどん来るもんですから、そのうちワイパーが灰で水をあれすると固まりますよね、灰でですね。もう前が全く見えない状態で、それで、前を走ってる車等ももう横に路側帯によけていっとき灰が過ぎるのを待ったというような、そういった状況に私も遭遇しました。

ただ、あの灰でも恐らく積もっても何cmかのもんだと思うんですね。それでもそういった状況ですので、例えば、防災計画をつくる上で、避難してくださいと言っても、皆さん今の時代だったら車で避難する人もほとんど多いかと思えます。でも車で避難したら逆に危ないこともあります。かといって、今度はじゃ家の中にいてくださいとしたときに、地震が発生しましたと。地震が発生したら、や

っぱり避難所に避難しないといけないという、
こういうジレンマも発生するかと思います。

非常に私たちもどういった対応をしたらいい
んだろうと迷うところが出てくるかと思いま
す。そういった意味で今後防災計画、そし
て、避難体制の強化という意味で検討を進め
ていただきたいというふうに思います。

それともう一つ、当時の大正大噴火のとき
に、桜島やら鹿児島市内からこちらのほうに
避難してきた方々が相当いらっしゃったと。
当時の記録で、これ桜島だけの人数なんです
が、伊集院だけで953人の方が桜島から避
難をされてきた。これにプラス鹿児島市民、
当時は7万人ぐらいだったそうですけれども、
が皆さん避難をしてきたと。当時は、デマと
かいろいろあったそうです。ガスが、毒ガス
が来るんじゃないかとか、今はそういうこと
はないと思います。しかしながら、やはりそ
ういう避難してくる人が大挙して押し寄せ
てきた場合に、私たちこの日置市民というの
はどう対応したらいいのかというのも出てく
るかと思いますが、そういったところでの対応
というのは、何もまだお考えではないでしょ
うか、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

これは降灰だけでなく、家が隣接する中
において、その中におきましては、やはりこ
ういう避難してきた場合、それとこの降灰と
いう部分じゃなく、ほかの災害と一緒に私ども
はやっぱり自分たちのところが被害状況の中
である程度住まれるような状況だったら受け
入れ体制をしていく。今いろんな避難所もご
ざいますので、そういうことを再活用してい
く。そういう考え方を持っております。

○8番（出水賢太郎君）

今後、やはり広域の隣の市町村、鹿児島市
だったりとか、南さつま市、これ原子力の問
題も出てくると思うんですが、広域のその防
災体制、協定を結ぶなり、いざというときに

そこをできるような体制づくりを市長みずか
らがリーダーシップをとってやっていただき
たいなというふうに思います。

それから、今度は、防災無線のことなんで
すけれども、やはり大正の大噴火のときは、
通信網も途絶して、さまざまな先ほど言いま
したデマというか、いろんな情報が飛び交っ
て、駅もごった返して、JRもそのときは国
鉄もとまってたそうですけれども、いろんな
逃げまどう人の情報が錯綜して大変だったそ
うです。今は、こういった無線というのが発
達してますので、この防災無線の機能とい
うのが非常に大きくなっていく。正しい情報
を正しいときにしっかりと流すことで、市民
が冷静に判断をして避難ができる、こ
ういった体制づくりがもう基本だと思いま
す。

しかしながら、先ほどのご答弁であったよ
うに、89%の戸別受信機の設置率とい
うことで、非常にこれはよろしくない傾向だ
なと思います。私の住んでる自治会でもいろ
いろ聞いてみますと、最初はつけてたけども、
もう外したいう方がかなりおりました。回
覧板でそれで自治会長さんがちゃんと設置
してくださいと。ない方は市役所に行っ
てもらってきてくださいと呼びかけました。
こういったのをもう一回再度点検をして、
全戸設置になるように呼びかけていくべき
だと思うんですが、その辺はどうお考えで
しょうか。

○市長（宮路高光君）

この無線化と同時にデジタル化と、今後
コミュニティの全戸をやります。そのとき
にそれぞれの家を回ってやります。そうい
う中でやっていきたいと思っております。

今おっしゃいましたとおり、特に、アパ
ートを含めた中において、恐らく拒否をす
る。私どもは基本的に行政連絡という部分
の中でもやっておりまして、それすら子
どもが泣いたりしてこんな要らないと一
斉に返納持ってくるのもいっぱいお
ります。ですけど、こ

これは、災害の場合は強制でもできますけど、私どもは通常行政連絡もやっておりますので、この強制というのは、行政連絡の中でできるのかどうか。災害という部分だったらいろんな勧告、いろんなのは強制でもできますけど、そこあたりもちょっとできないのかな。恐らく、今回の設置をするにしても何%かは設置できないところもあろうという想定はしておりますので、そういうところについては、リストもきちっと作り上げながら、またその対策というのはしなきゃならんというふうに思っております。

○8番（出水賢太郎君）

日ごろは音が鳴らないようにしてても、緊急が入ったときは自動的に音声が入る、そういった受信機もあるようですので、ご検討いただきたいと思います。

あと家にいる人はいいんですけど、車で移動中、災害に遭った人なんかはわからないわけですね。この辺の対応はどうされるのか。携帯のメール等もあると思うんですが、FMの活用とか、いろいろ考えられると思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

家にいる場合と、その屋外は屋外のありますが、車でおったら、屋外の拡声器も聞こえないというのも事実でございます。そういう中で、今言ったように、FMとか、ラジオ局を通じた中です。そうしたって運転手でそれもつけてない方も大半だし、大変ここあたりで難しい部分があるというふうには思っておりますけど、とりあえずそういう想定するという部分もありますけど、やはり私どもはそれぞれ今、安心・安全、住宅というものを基本に考えていかなければ、いろいろと考えれば限りのないことでございますので、今回無線を設置、戸別受信機を設置するときは、住宅もしくはこの事業所、日置市にございます、そこが主体的になって、車まではそうい

う部分まではちょっと難しい部分がありますので、そういうところについては、災害の内容によっては緊急にラジオとかFMとか、そういうものも活用していかなきゃならんというふうに思います。

○8番（出水賢太郎君）

車社会ですから、やっぱり何とかして、例えば、携帯でこういった情報が流れますよちゅうのまだ知らない方も結構いらっしゃいますので、そういったところも周知いただきたいというふうに思います。

最後に1つ、桜島の火山活動対策協議会というのが、鹿児島市と垂水市、そして、鹿屋市、霧島市、この4市で構成されております。この会は、昭和52年に設置されてるんですけども、この桜島の継続的な火山活動に伴う対応策の協議、関係法令の整備、そして、国、県への意見の反映などを推進するという事で要望活動されております。

今まで申し上げてきたとおり、火山活動が活発化することによって、日置市にもかなり影響が出てきていることを考えれば、この協議会に参加するとか、連携を図るとか、必要になってくると思うわけですが、市長はどうお考えでしょうか。質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたとおり、昔の中で激甚地域という部分で今その地域が昔の合併しない前は旧市町と、4市町が入ってございました。それから、この降灰対策の事業が導入できるかということで、何年間かかって要望申し上げまして、10年ぐらいかかって、それぞれ拡大をしていきました。距離もあるし、いろんな部分。地域もありました。そういう営農対策の中で必要とされて拡大されてきた経緯がございます。そういう中において今さっきもございましたとおり、今26市町村ぐらいの営農対策のほうは協議会はあるわけでございますので、ちょっとそこと一緒にでき

るのかどうなのか。その今鹿児島市、旧桜島、垂水、そういう部分と、できればちょっと私もわかりませんが、私どものほうは今まで来たのはこの営農の農作物の被害という形の中でこの事業が展開が来た経緯がございます。そういう中で拡大もされてまいりましたので、今後またそこあたりの部分について、その激甚の地域の方々と一緒にできるのか。基本的には、今後のやっぱり降灰の、さっき言った量の問題、やはり国としてもバックデータといえますか。やはり今後こうという予定、これだけ過去にあったからそれに基づいてやるという、これがもう恐らく補助事業の制度設計だと思っております。幾ら今後これぐらいという部分では国としても動きません。だから、今後の降灰の、さっき言いましたように、この降灰の量というのを的確にいつも私どもは把握していくべきだろうというふうに思っておりますので、その状況の中で今後、国、県のほうに要望していきたいと思っております。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を14時5分といたします。

午後1時53分休憩

午後2時05分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を始めます。
一般質問を終わります。

-
- △日程第2 議案第89号日置市特別会計条例の一部改正について
 - △日程第3 議案第90号平成25年度日置市一般会計補正予算（第7号）
 - △日程第4 議案第91号平成25年度日置市健康交流館事業特別会計予算

○議長（宇田 栄君）

日程第2、議案第89号日置市特別会計条例の一部改正についてから日程第4、議案第91号平成25年度日置市健康交流館事業特別会計予算までの3件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第89号は、日置市特別会計条例の一部改正についてであります。

日置市健康交流館「ゆーぷる吹上」の指定管理者の指定取り消しにより、市がみずから当該施設の運営に当たることに伴い、特別会計を設置するため、条例の一部を改正したので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明をさせます。

次に、議案第90号は、平成25年度日置市一般会計補正予算（第7号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ530万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ255億2,730万円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、健康交流館「ゆーぷる吹上」の指定管理者の指定取り消しによる所要の予算を編成しました。

まず、歳入では、繰入金で財源調整のため財政調整基金繰入金の増額により530万円を増額計上しました。

次に、歳出では、民生費の健康交流施設費で、健康交流館「ゆーぷる吹上」の指定管理料の減額により228万6,000円を減額計上しました。

商工費の観光費で、健康交流館事業特別会計への繰出金758万6,000円を増額計上しました。

次に、議案第91号は、平成25年度日置市健康交流館事業特別会計予算についてであ

ります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,093万円と定めるものであります。

今回の予算の概要は、健康交流館「ゆーぷる吹上」の指定管理者の指定取り消しにより、市がみずから当該施設の運営に当たることに伴い、特別会計を設置し、所要の予算を編成しました。

まず、歳入の主なものでは、事業収入で食事料を552万4,000円、売店売上料を150万9,000円、プール利用料を373万9,000円、入浴料を160万円等見込み、総額で1,334万4,000円の予算を計上しました。

繰入金につきましては、一般会計からの繰入金を758万6,000円見込みました。

次に、歳出の主なものでは、経営費で、支配人、調理長等に係る賃金を769万8,000円、燃料費、光熱水費、賄い材料費等の需用費を811万4,000円、し尿浄化槽管理委託料等の委託料を33万4,000円、コンビオープン等の備品購入費を277万3,000円、魚市場取引契約保証金として20万円を見込み、総額で2,063万円と予備費30万円の予算を計上いたしました。

以上3件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（福元 悟君）

議案第89号日置市特別会計条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

今回の条例改正は、先ほど提案理由にもありましたが、指定管理者の指定取り消しにより、市が健康交流館事業特別会計を新たに設置するものであります。

この施設は、市の直営として運営していくこととなりますが、経営を事業収入により行っており、経営管理を明確にしていくために特別会計を設置するものであります。

別紙のほうをお開きください。

日置市特別会計条例の一部を改正する条例、日置市特別会計条例、平成17年日置市条例第57号の一部を次のように改正する。

中身につきましては、第3号の次に第4号として健康交流館事業特別会計、健康交流館事業を追加して規定し、第4号から1号ずつ繰り下げて改正するものであります。

附則としまして、この条例は、平成26年2月1日から施行するものであります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから3件について関連がありますので、一括して質疑を行います。

発言通告がありますので、長野瑛や子さんの発言を許可します。

○19番（長野瑛や子さん）

議案第89号についてであります。ただいま提案理由をお聞きしました。指定管理者の指定取り消しによる市がみずから当該施設の運営に当たる。また、経営を明確にしておくことと説明がありましたが、まず、「ゆーぷる吹上」事業のこの特別会計へ移行する根拠、それとほかの類似施設事業との整合性はどうか、お尋ねします。

○財政管財課長（満留雅彦君）

地方自治法の規定によりまして、特定の歳入をもって特定の歳出に充てるものにつきましては、一般の歳入歳出を区別して経費を区別する必要があるというふうな規定がございます。それに従いまして「ゆーぷる吹上」につきましては、食事、売り上げ、売店売上料をもってレストランの賄い材料費または調理長等の人件費等に充てるというのがあった関係で一般会計とは区別して整理するものが適当であるというふうに考えております。

それからまた、類似施設とご質問がございましたけれども、伊集院の健康の複合施設の「ゆすいん」がございます。「ゆすいん」も

当然直営となりまして、レストラン、それから、売店等の売り上げが直営での作業になってきた場合につきましては、同じように特別会計を設けていかないといけないという考え方でおります。

以上です。

○19番（長野瑛や子さん）

まず、施設管理「ゆーぷる吹上」のこの前管理業者ですが、施設管理担当の採用、また、将来展望の経営方針に対して協定書では9条の利用促進、また、12条の条件変更の協議、46条には運営協議会の設置が示されていますが、事業運営へ反映するというその取り組みですね。1年も待たずして取り消しになった状況であります。そういう反映する取り組みがなされたその結果でこの国保への移行ということになったのか、ここをお尋ねします。

また、特別会計への繰入金の上程がされますが、施設維持管理というのは、営業面に非常に支障を及ぼすものですが、「ゆーぷる吹上」の管理運営基準額ですね、当初の。これまた類似施設と比較した場合、積算の妥当性はどうかだったのか、ここをお尋ねします。

○吹上支所長（山之内修君）

お答えいたします。

まず、今回、指定管理者となっております第3期の指定管理者につきましては、当初計画に基づいてかなり営業努力なり、そういった取り組み等もされてきておりました。ただ、実際、それなりの取り組みをしましたけれども、思ったような収入は上げられなかったということで経営として、これ以上いわば赤字といえますか、発生することによって経営が成り立たなくなるということをお社のほうで判断されて指定の取り下げ申請をされたというのが大きな経緯でございます。

それから、指定管理基準の考え方でございますが、さきに資料を差し上げてござい

た。その中で、やはり指定管理基準については、1期、2期、3期、それぞれそれまでの経過を踏まえて基準をお示ししてございますので、基準額そのもの、指定管理料については、市の示した額というものはご承知のとおりそう変わっておりません。

ただ、私は、さきの資料でもお示したように、仮に第1期のときの実績を踏まえて基準額を来ております。これは、支出においては、その施設を運営するについては、1期、2期、3期、そう変わらないだろうというのがもう当然あります。ただ、収入の部分が第1期のときとしますと、第2期でかなり落ち込んでしまいました。これが第3期で当然これについては、説明会のときも申し上げているわけですが、第3期に手を挙げられたこの指定管理者の方については、やはり吹上山公園の立地条件、それとやっぱその地域の取り組み等を見れば、この指定管理者が現在取り組んでます薩摩川内市の同じ施設と同様に最初からやっぱりかなり営業努力もして取り組んでおりますので、かなりの収益が見込まれるだろうということで取り組まれたんじゃないかなと思います。ただ、しかしながら、現実の結果として、上半期を経過した中では、そういったような収益は上げられなかったというのが実情でございますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

以上です。

○19番（長野瑛や子さん）

先ほど9条、12条、46条のこの対応はどうかだったのか。事業運営反映されたのか。取り組みがあったのかということをお聞きしましたけれども、これも答えていただきたいと思っております。

それと、あと前指定管理者の営業不振のこの原因究明というんですかね。これが非常に大事じゃないかなと。また、その検証ですね。これを次の今後の特別会計にどう生かされる

のか。また、その後、この特別会計設置条例にこういう急激な需要の増大とか減とか、そういうところにかかわる弾力条項というのがありますが、この適用をどう考えるのか、お尋ねいたします。

○議長（宇田 栄君）

しばらく休憩いたします。

午後 2 時 18 分 休憩

午後 2 時 19 分 開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○吹上支所長（山之内修君）

9 条のことですね。業務の範囲の分ですが、この事項については、現在の指定管理者については、おおむねというか、それなりに取り組んでいっております。

それから、16 条、16 条については、管理施設の不備があった場合の改修とか、この区分の件ですよ。適切になされた。

（「12 条」と呼ぶ者あり）12 条——第 12 条については、業務範囲及び業務実施条件の変更ということですが、これについても、業務をやっている場合につきましては、これについては変更とか、これは当然、求めて、業務ですから、本来のそういうプロの営業だと思っておりますが、これについては、営業そのものの変更とかは求めてきておりません。ただ、それなりに経営をする中で、赤字幅が膨らんでくるということによって、いわゆる指定管理料の支援というか、経営の支援は求めた経緯がございます。以上です。

46 条では、運営協議会の設置ですが、協議会については設置はしておりませんが、随時、経営状況が上がってきますので、その中で向こうの支配人等との打ち合わせについては定期的に行ってきております。

以上です。

○財政管財課長（満留雅彦君）

特別会計条例におきます弾力条項につきましては、第 1 項から、第 1 条の第 1 項から第 4 号までの適用が弾力条項を適用することができるというふうになっております。この第 1 条の中に、この今回の特別会計のほうも入ってまいりますので、そのまま弾力条項が適用できるということになります。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○18 番（池満 渉君）

総務委員会の付託でございますので、個々については申し上げませんが、基本的な考え方についてお尋ねをいたします。

これまで市の施設を指定管理をずっとしてきたわけでありましたが、当初の業者との契約によってお願いをするわけですが、例え、営業不振とか、いろんなことで取り下げ、あるいは解除ということの申し出があった場合に、今後ほかの指定管理をしているような施設、業者に対しての影響というのは懸念されないものでしょうか。そこ辺はどうでしょうか。

それから、もう 1 点ですが、特別会計で続けて営業をしていかないといけないわけですが、今後、またさらに続けて、続けてというか、もう 1 回指定管理なり、どこかにというようなふうに向かおうか。現時点でのお気持ちをお示しをいただきたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

今回のこういう取り消しの中で、ほかのところにも影響が及ばないということはないというふうに思っております。

今後、このことについては、当分直営をしながら、また新たな指定管理で、この中身を検討しながら、またそういう公募はやっていきたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第89号及び議案第90号並びに議案第91号は、総務企画常任委員会に付託します。

△散 会

○議長（宇田 栄君）

以上で、本日の日程は終了しました。

12月25日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会をいたします。

午後2時24分散会

第 5 号 (1 2 月 2 5 日)

議事日程（第5号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第69号 日置市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の制定について（総務企画常任委員長報告）
日程第 2	議案第72号 日置市国民宿舎条例の一部改正について（総務企画常任委員長報告）
日程第 3	議案第75号 日置市営公衆浴場条例の一部改正について（文教厚生常任委員長報告）
日程第 4	議案第77号 日置市日吉ふれあいセンター条例の一部改正について（文教厚生常任委員長報告）
日程第 5	議案第79号 日置市乳幼児医療費助成条例の一部改正について（文教厚生常任委員長報告）
日程第 6	議案第82号 日置市社会教育委員条例等の一部改正について（文教厚生常任委員長報告）
日程第 7	議案第80号 日置市農政審議会条例の一部改正について（産業建設常任委員長報告）
日程第 8	議案第83号 平成25年度日置市一般会計補正予算（第6号）（各常任委員長報告）
日程第 9	議案第84号 平成25年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第10	議案第87号 平成25年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第11	議案第85号 平成25年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）（産業建設常任委員長報告）
日程第12	議案第88号 平成25年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）（産業建設常任委員長報告）
日程第13	議案第86号 平成25年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）（総務企画常任委員長報告）
日程第14	議案第89号 日置市特別会計条例の一部改正について（総務企画常任委員長報告）
日程第15	議案第90号 平成25年度日置市一般会計補正予算（第7号）（総務企画常任委員長報告）
日程第16	議案第91号 平成25年度日置市健康交流館事業特別会計予算（総務企画常任委員長報告）
日程第17	議案第92号 日置市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
日程第18	陳情第 6号 川内原発の拙速な再稼働に反対する意見書の採決について
日程第19	閉会中の継続審査の申し出について
日程第20	閉会中の継続調査の申し出について
日程第21	議員派遣の件について
日程第22	所管事務調査結果報告について
日程第23	行政視察結果報告について

本会議（12月25日）（水曜）

出席議員 21名

1番	中村 尉司 君	2番	畠中 弘紀 君
3番	留盛 浩一郎 君	4番	橋口 正人 君
5番	黒田 澄子さん	7番	山口 初美さん
8番	出水 賢太郎 君	9番	上園 哲生 君
10番	門松 慶一 君	11番	坂口 洋之 君
12番	花木 千鶴さん	13番	並松 安文 君
14番	大園 貴文 君	15番	漆島 政人 君
16番	中島 昭 君	17番	田畑 純二 君
18番	池満 渉 君	19番	長野 瑛や子さん
20番	松尾 公裕 君	21番	成田 浩 君
22番	宇田 栄 君		

欠席議員 1名

6番 下御領 昭博 君

事務局職員出席者

事務局 長	上園 博文 君	次長兼議事調査係長	恒吉 和正 君
議事調査係	下野 裕輝 君		

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮路 高光 君	副 市 長	小園 義徳 君
教 育 長	田代 宗夫 君	総務企画部長	福元 悟 君
市民福祉部長	吉丸 三郎 君	産業建設部長	瀬戸口 保 君
教 育 次 長	内田 隆志 君	消防本部消防長	上野 敏郎 君
東市来支所長	富迫 克彦 君	日吉支所長	田代 信行 君
吹上支所長	山之内 修 君	総務課長	野崎 博志 君
財政管財課長	満留 雅彦 君	企画課長	大園 俊昭 君
地域づくり課長	堂下 豪 君	税務課長兼特別滞納整理課長	鉾之原 政実 君
商工観光課長	田淵 裕 君	市民生活課長	有村 芳文 君
福祉課長	東 幸一 君	健康保険課長	平田 敏文 君
介護保険課長	福山 祥子 君	農林水産課長	瀬川 利英 君

農地整備課長	藤澤 貴充 君	建設課長	桃北 清次 君
上下水道課長	丸山 太美雄 君	教育総務課長	宇田 和久 君
学校教育課長	片平 理 君	社会教育課長	今村 義文 君
会計管理者	前田 博 君	監査委員事務局長	松田 龍次 君
農業委員会事務局長	福留 正道 君		

午前10時00分開議

△開 議

○議長（宇田 栄君）

下御領昭博君から欠席の旨連絡がありましたので、お知らせをいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第69号日置市職員の
公益的法人等への派遣に関
する条例の制定について

△日程第2 議案第72号日置市国民宿
舎条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第1、議案第69号日置市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の制定について、及び日程第2、議案第72号日置市国民宿舎条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長中島昭君登壇〕

○総務企画常任委員長（中島 昭君）

皆さん、おはようございます。

私ども総務企画常任委員会は、新人の方が二人いらっしゃいますけども、活発な議論と慎重な審査を行っております。ことし最後の12月定例議会になりましたけれども、来年も市民の皆さま方から私ども議会に対しまして絶大なるご理解とご協力、そして叱咤激励を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいま議題となっております議案第69号日置市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の制定について報告いたします。

12月3日の本会議におきまして本委員会に付託され、12月4日に本委員会委員出席のもと委員会を開催して、総務企画部長、総務課長などの説明を求め質疑、討論、採決を

行いました。

これから本案についての審査の経過と結果をご報告いたします。

本条例は、公益財団法人鹿児島県市町村振興協会からの職員派遣要請に基づくもので、派遣先は自治研修センターとし県内自治体が順番性により3年間ずつ派遣することとしております。

本案につきましては、地方公共団体が人的支援を行うことが必要と認められる公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、公益法人等へ職員を派遣する場合の職員の派遣の範囲、派遣先との勤務条件の取り決め、派遣職員の給与に関すること、復職後の職員の任用、給与等の処遇等について必要な事項を整備するものであります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

今回は、公益財団法人鹿児島県市町村振興協会からの要請だが、ほかの団体からの要請があった場合はどうなるのかとの問いに、例えば、市長会や議長会などと公益的な組織はこの条例で対応する。今回は、本市から1名を3年間派遣すると答弁。

派遣された職員の給与はどかが支払うのかとの問いに、基本的に派遣先が支払う。しかし、派遣期間中に特別に本市の業務をする場合は、本市が給与を支払うが本来そのようなケースはないと思えると答弁。

今まで人事交流などでは条例を定めていないが、今回はなぜかとの問いに、今回、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき条例を定めると答弁。

鹿児島銀行など民間とも交流しているが、その場合の給与はどかが支払うのかとの問いに、この場合は派遣元で支払うと答弁。

離島など地域手当等はどのようになるのか、また給与の変動があった場合はどうなるのかとの問いに、国が定めているそれに基づいて行う。県内での手当ては発生しない。九州で

は福岡だけが発生する。また、給与は1年間分ずつ清算すると答弁。

その他、多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、討論を終了、採決の結果、議案第69号日置市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、本委員会としましては職員の派遣について、今回、条例制定がされましたが、この条例以外の職員の交流、研修などはっきりと区別がつかない場合がありますので、今後、議会への報告をされますよう申し添えておきます。

次に、議題となっております議案第72号日置市国民宿舎条例の一部改正については、12月3日の本会議におきまして本委員会に付託され、12月4日に本委員会委員出席のもと委員会を開催して、総務企画部長、商工観光課長などの説明を求め質疑、討論、採決を行いました。

これから本案についての審査の経過と結果をご報告いたします。

本案は、宿泊利用料の額を改定し並びに消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、休憩利用料及び広間と利用料の額を改定するため所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るものであります。

基本的には現在、普通室、洗面トイレ付室、洋室、特別室に分かれている料金体系を普通室と特別室に区分するものであり、あわせて消費税率及び地方消費税の改定、改正に対応するものであります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

改正に対して稼働率など影響をどのように考えるかとの問いに、団体の利用者で、特に同窓会の利用者から和室と洋室で利用金が違うので幹事さんから要望などがあったが、均一料金体系にすることで利用しやすくなると

思う。稼働率は昨年10月から本年9月が63.9%だった。洋室の稼働率を上げて70%を目指したいと答弁。

稼働率などお客様のニーズにお応えするためにどのように考えてるかとの問いに、国民宿舎の魅力は料金の安さだと思う、安だけでなく稼働率を上げるためには、やはり食事、接客マナーの向上を目指していきたいと答弁。

その他、多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、討論を終了、採決の結果、議案第72号日置市国民宿舎条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから2件の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第69号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第69号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第69号日置市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

これから議案第72号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。議案第72号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第72号日置市国民宿舎条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第3 議案第75号日置市営公衆浴場条例の一部改正について

△日程第4 議案第77号日置市日吉ふれあいセンター条例の一部改正について

△日程第5 議案第79号日置市乳幼児医療費助成条例の一部改正について

△日程第6 議案第82号日置市社会教育委員条例等の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第3、議案第75号日置市営公衆浴場条例の一部改正についてから、日程第6、議案第82号日置市社会教育委員条例等の一部改正についての4件を一括議題とします。

4件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長出水賢太郎君登壇〕

○文教厚生常任委員長（出水賢太郎君）

ただいま議題となっております議案第75号日置市営公衆浴場条例の一部改正についてから議案第82号日置市社会教育委員条例等の一部改正についての議案4件につきま

しては、12月3日の本会議におきまして文教厚生常任委員会に付託され、12月4日に委員会を開催し、各担当課の説明を求め質疑を行いました。翌12月5日に討論、採決を行いました。なお、議案第77号日置市日吉ふれあいセンター条例の一部改正については、12月5日に現場を視察し、施設の状況を確認いたしました。

それでは、各議案の本委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず初めに、議案第75号日置市営公衆浴場条例の一部改正についてをご報告いたします。

本案は、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に変更されることに伴い、吹上地域にあります日置市営公衆浴場の使用料の改定を行うとともに、条文の一部を改正するために提案されました。使用料は一般浴場が大人280円を300円に、12枚つづりの回数券が2,800円を3,000円に改定するものであります。

また、条文の改正は規定の第3条管理の部分削除し、新たに第4条入館等の制限、第8条損害賠償、第11条開館時間及び休館日の変更、第13条準用を追加するとともに、あわせて条文の整理を行うものであります。

次に、質疑の報告でございますが、委員から吹上温泉審議会でも議論をされこの料金改定に至ったと思うが、他の施設の料金はどうなっているのかとの質疑があり、平成24年11月に料金改定がなされ大人の入浴料は高いところで500円、低いところで330円となっている。なお、市の温泉施設の現在の料金は、ゆーふる吹上が大人400円、ゆすいんが300円、日吉老人福祉センターが210円となっているとの答弁がありました。

このほかに質疑はなく、当局の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第75号日置市営公

衆浴場条例の一部改正については、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第77号日置市日吉ふれあいセンター条例の一部改正についてをご報告いたします。

本案は、日置市日吉ふれあいセンターの屋内ゲートボール場にテニスコートを設置することに伴い、条例の一部を改正するものであります。

1時間当たりの使用料はゲートボール一面で児童が100円、それ以外のものが210円、テニスコート一面で児童が150円、それ以外のものが320円、またそれ以外のその他の利用をする場合は全面利用で児童が320円、それ以外のものは640円、半面の利用で児童が150円、それ以外のものの利用が320円となります。

また、条文の改正については、第3条の管理と第7条の使用権の譲渡等の禁止を削除し、新たに第5条使用の不許可、第10条権利譲渡等の禁止、第15条利用時間及び休館日の変更、第17条準用を追加するとともに、あわせて条文の整理を行うものであります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、利用実績と今後の見込みはどうかとの質疑があり、現在年間5,000名ほどの利用がある。日吉運動公園のテニスコートが年間2,300人の利用があるが、日吉中学校テニス部の利用が見込まれるので今後ふえていくだろう。今回、人工芝となり地域の自治会のレクリエーションやグラウンドゴルフの利用もできるようになった。老人福祉センターの一部として健康増進を目的に社会体育も含めて多目的に利用していただきたいと答弁がありました。

次に、以前請願が提出されたがトイレの改修や季節風の風よけの対策はどうなっているのかとの質疑には、トイレはバリアフリー対

応済みである。旧町時代に風よけカーテンを設置したが余り利用されなかった。もう少し様子を見たいとの答弁でございました。

なお、現地視察をした際、天井を支える鉄骨のうち北西の季節風が当たる部分が腐食し、さびが人工芝に落ちている状況であったため、さびどめの対策をとられることを申し添えております。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第77号日置市日吉ふれあいセンター条例の一部改正については、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第79号日置市乳幼児医療費補助条例の一部改正についてをご報告いたします。

本案は、子どもの医療費の助成について対象年齢を小学校就学前から中学校就学の前までに拡大することに伴い、条例の名前を日置市子ども医療費助成条例に変更し合わせて条文の整理を行うものであります。

なお、附則にありますとおり、この条例は平成26年10月1日から施行するため、公布の日から9月30日までは登録申請や資格者証の交付などの準備期間とし、この期間中はこれまでどおり小学校就学前の乳幼児のみが医療費助成の対象となります。

主な質疑として、今回の医療費助成に係る費用はどれくらいかとの質疑があり、平成24年度の小学校就学前までの乳幼児の医療費助成に約7,800万円かかっているが、今回小学校6年生まで対象を拡大することで年間に4,800万円の増額を見込んでいる。なお、平成26年度は10月からスタートし1月に支給予定なので、3カ月分の1,400万円を計上する予定であると答弁がありました。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しまし

たが、討論はなく、採決の結果、議案第79号日置市乳幼児医療費助成条例の一部改正については、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第82号日置市社会教育委員条例等の一部改正についてをご報告いたします。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権一括法の成立に伴う社会教育法の一部改正に基づいて、社会教育委員の委嘱の基準を文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定め、日置市社会教育委員、日置市中央公民館運営審議会委員、日置市図書館協議会委員の定数の見直しを行い、あわせて条文の整理を行うため日置市社会教育委員条例、日置市中央公民館条例及び日置市立図書館条例のそれぞれを一部改正するものであります。

日置市社会教育委員と日置市中央公民館運営審議会委員は兼務となっており、今回定数を20人以内から13人以内に改めます。また、日置市立図書館協議会委員は定数を10人以内から8人以内に改めます。あわせてこの3つの委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行うもの、並びに学識と経験のあるものの中から教育委員会が任命するとの条項が追加されます。

次に、主な質疑についてですが、パブリックコメントを実施したが、その内容はどうかとの質疑があり、10月に実施したパブリックコメントでは一人から意見があった。その内容は、任命基準についてで、1、学校教育法等に精通しているもの、2、学校での勤務経験があるもの、3、親、家庭のあり方を地域に指導できるもの、4、国旗、国歌を理解しているものとするべきではないかとの内容であったと答弁がありました。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第82号日置市社会教育委員条例等の一部改正については、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、議案第75号から議案第82号までの議案4件につきまして、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。4件について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第75号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第75号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第75号日置市営公衆浴場条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第77号は委員長報告のとおり決定することに

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第77号日置市日吉ふれあいセンター条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第79号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第79号日置市乳幼児医療費助成条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第82号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第82号日置市社会教育委員条例等の一部改正については原案のとおり可決されました。

△日程第7 議案第80号日置市農政審

議会条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第7、議案第80号日置市農政審議会条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長大園貴文君登壇〕

○産業建設常任委員長（大園貴文君）

ただいま議題となっています議案第80号日置市農政審議会条例の一部改正については、去る12月3日の本会議におきまして産業建設常任委員会に付託され、12月4日に委員会を開催し、委員全員出席のもと、担当部長、課長等の説明を求め質疑、討論、採決を行いました。

これから本案について委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

今回の改正は日置市農政審議会に水産業を加え、日置市農林水産審議会条例に改め組織の見直しに伴い、委員に江口漁業協同組合理事、吹上町漁業協同組合の理事を加え、あわせて所要の改正をし整理を図るものであります。

改正の理由につきましては、本市が持つ農林水産業全般について課題解決に向けて審議できる体制を整えることにより、これまでより発展的な改善につなげていきたいと説明がされました。

次に、質疑の概要を申し上げます。

委員より、条例一部改正の経過について質疑があり、県下19市の中で10市が同じような審議会を持ち、内容について調査したところ阿久根市などについては、漁業団体も加え審議会が充実していたことから、本市も改正することで農林水産業全般について審議できる体制に整え、26年7月1日から施行するべきであるとのことから提案するものであると答弁されました。

また、審議会の日程についても年度当初と中間で開催し、事業計画、次年度計画審議につなげていきたいと答弁。

質疑を終了し、討論に付しましたが、討論もなく、採決の結果、議案第80号日置市農政審議会条例の一部改正については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第80号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第80号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第80号日置市農政審議会条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第83号平成25年度
日置市一般会計補正予算
(第6号)

○議長（宇田 栄君）

日程第8、議案第83号平成25年度日置市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告

を求めます。

〔総務企画常任委員長中島昭君登壇〕

○総務企画常任委員長（中島 昭君）

ただいま議題となっております議案第83号平成25年度日置市一般会計補正予算（第6号）について審査の経過と結果をご報告いたします。

本案は、12月3日の本会議におきまして本委員会に係る部分を分割負託され、12月4日と12月5日に本委員会委員出席のもと委員会を開催して、担当部長、課長など当局の説明を求め質疑、討論、採決を行いました。

それでは、これから本案について総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告いたします。

今回の補正予算は、既定の予算額に3,470万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ255億2,200万円とするものであります。

まず、総務費で2億3,295万9,000円を追加しておりますが、主なものでは施設整備基金積立金2億8,900万円を追加、選挙費において2,738万2,000円の減額などを計上しております。

また、商工費では、宿泊費キャッシュバック事業の補助金90万円などを追加しております。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

財政管財課では、地域経済活性化雇用創出臨時交付金の実施対象事業には、補助事業が入っているのかとの問いに、建設事業債の対象事業となっておりますが、単独事業であると答弁。

償還金、利子及び割引料の起債利子の10年目利子、利率、利率見直し及び繰り越し事業等借入利率の確定に伴う補正とはとの問いに、市債は10年物、15年物、20年物などがあるが、10年を超えるものについては10年を目途に利率見直しができ、今回

その見直しを行った。

また、繰り越し事業で本年度借り入れ分について起債の利率を当初0.5%で見込んでいたが、0.373%で借り入れすることができた。利子が減額となり、その減額分に対して元金均等償還方式につき元金償還を多くできると答弁。

総務課関係では、市長、市議会議員選挙の掲示版でポスター掲示の撤去が早かったのではないかとの問いに、選挙が終わったら直ちに撤去しなければならないと決まっている、撤去について市民からは撤去が早かったという声より、早く撤去するようにとの声のほうが多かったと答弁。

土地改良区総代選挙費は、市が支払うのかとの問いに、市が立てかえ払いの形をとる。後で土地改良区と精算する。市には雑入で歳入されると答弁。

地域づくり課関係では、地域づくり推進費、報酬で世帯数増に伴うとあるが、内訳はどの問いに、市内全体で約30世帯ふえている。平成24年度が2万2,647世帯だったが、25年10月現在で2万2,676世帯であると答弁。

同じく、地域づくり推進費で組み替えに伴う補正になっているが、最初に地域のニーズ調査をして決めるべきと思うがどうかとの問いに、当初、地区ごとにまち歩きを行い、課題を把握し解決策を計画している。担当課において原材料での対応が可能と判断し予算措置したが、現場の状況から工事費に組み替えたものもあると答弁。

予算の組み方など、担当課との連携、精査が必要ではないかとの問いに、担当課とは密に連絡を取り連携しているが、今後なるべく補正が発生しないよう細かな部分で事業課と連携していきたいと答弁。

平成27年度からの3期に向けて検討すべきではないかとの問いに、ハード面の整備も

進んできた、事業費額を検討し地域本来のマンパワーが活かせる実効性のある活用ができるように考えていきたいと答弁。

商工観光課関係では、観光費の負担金、補助及び交付金の宿泊費キャッシュバック事業の問題点と課題は何かとの問いに、昨年度より50万円増加しているが、指定された15の宿泊施設のうち6施設の利用がない偏った状態と思う、営業努力をしていただきたいと答弁。

今年度の実績状態はどうかとの問いに、10月末現在で宿泊252組、宿泊人数667人、宿泊延べ人数796人、東京から40組、大阪36組、兵庫24組などで県内からは11組である。レンタカー使用は、空港から61%で1番多く、鹿児島中央駅から22%であると答弁。

90万円増額の根拠を示せとの問いに、9月末時点で213組の利用があった。年度内に400組、1,000人以上の利用客を見込むと答弁。

地区別の利用状況はどうかとの問いに、24年度で見ると春先と秋の行楽期間が多い。1月、2月と夏休み期間が少し少ないと答弁。

税務課関係では、賦課徴収費の使用料及び賃借料はなぜ2月までかとの問いに、契約期間が5年間であり26年2月に契約が切れるため、今回の補正で3月の1カ月分を補正をしたと答弁。

次の更新時期はいつかとの問いに、26年3月にサーバー更新が切れる。26年度中に更新すると答弁。

サーバーの中身だけの更新はできないのかとの問いに、サーバーの部品のメーカーサポートが切れるため、部品の交換はできないと答弁。

来年度の債務負担はどの問いに、並行稼働しながら備品購入で対応するため債務負担は発生しないと答弁。

消防本部関係では、常備消防費で出動日数の増加と説明があったが、前年度との比較はどうかとの問いに、平成24年度は火災件数21件、救急車出場2,154件、平成25年度は12月4日現在で火災件数39件で既に18件の増、救急車出場1,978件で増加傾向にあると答弁。

同じく常備消防費の役務費、通信運搬費が減額されている理由は何かとの問いに、発信地表示システム使用料が毎年減額されてきた。県内全体のことではっきりした理由は把握してないと答弁。

発信地表示システムは、入札か随意契約かとの問いに、機器が富士通だから随意契約になると答弁。

その他、多くの質疑がありましたが、質疑を終了、その後、討論を行いましたところ討論はなく、採決の結果、議案第83号平成25年度日置市一般会計補正予算（第6号）総務企画常任委員会所管の補正予算は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長出水賢太郎君登壇〕

○文教厚生常任委員長（出水賢太郎君）

ただいま議題となっております議案第83号平成25年度日置市一般会計補正予算（第6号）は、12月3日の本会議におきまして文教厚生常任委員会に係る部分を分割負託され、12月4日、5日に委員会を開催し、担当部長、次長、課長など当局の説明を求め質疑を行い、その後12月5日に討論、採決を行いました。

これから本案について本委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算額に民生費

で1億3,789万2,000円を増額し、69億9,104万9,000円とし、衛生費が2億7,295万円減額し、総額で31億8,744万円に、また教育費が1億55万8,000円を減額して25億8,557万9,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、市民福祉部所管では、市内の保育所20カ所などの入所児童数などの増減及び保育料の階層の変動に伴い、民生費負担金の中で児童福祉費負担金を1,745万3,000円増額補正また、民生費国庫負担員金の中で保育所運営費国庫負担金が346万7,000円の減額となりました。

教育委員会所管においては、市立幼稚園の入園者見込み増と所得階層の補助金の増に伴い、教育費国庫補助金の中の市立幼稚園奨励費国庫補助金が85万2,000円の増額であります。

歳出の主なものでは、地方公務員の給料の減額や人事異動及び扶養者数や住居地変更に伴う給料、職員手当、共済費などの人件費の補正であります。

また、市民福祉部所管においては、児童福祉総務費の中で放課後児童クラブが伊集院北保育園に増設されたことと、人数などの基準額が変更になったため放課後児童健全育成事業費の委託料802万円を増額、環境衛生費の中では南薩地区衛生管理組合の南さつま汚泥再生処理センター建設工事の負担金が、入札執行残で2億3,469万6,000円の減額となりました。

教育委員会所管におきましては、小学校管理費で住吉小学校体育館の階段の補修と、住吉小学校及び吉利小学校の複式学級への教室改修の工事で180万円の増額、中学校管理費では9月議会で現地調査を行った東市来中学校の運動場などの陥没の調査に269万1,000円の増額補正となっております。

それでは次に、質疑の主なものをご報告い

たします。

市民福祉部の福祉課の関係では、一時保育促進事業費で利用児童数の増と補助基準額の変更に伴い補助金が396万円の増額になっているが、その内訳を示せとの質疑があり、妙円寺保育園が25人から300人の区分から、300人から900人の区分に変更になったため補助金が45万円から158万円に増額された。このほか各区分の補助額も増額変更されており、市内9保育園全体で396万円の増となったと答弁。

市民生活課関係では、南薩地区衛生管理組合の汚泥再生処理施設の落札率が50%近くだが内容に問題はないのか、また汚泥の再利用についてはどうなっているのかとの質疑があり、南薩地区衛生管理組合の汚泥再生処理センター建設工事は、参考見積もりと環境省の指針に基づいて設計金額を63億円と積算し入札にかけた。3社が入札に参加し、技術点7割、価格評価点3割の総合評価方式での一般競争入札を行った結果、クボタ環境サービス株式会社九州支店が31億1,850万円で落札した。最低制限価格が設定されなかったことや現有施設の活用、また最新技術の導入などで安価での落札となった。

工品質については、全国展開の会社なので何ら問題はない。また、汚泥の再利用の処理については、これまで肥料会社に委託をしていたが、平成28年汚泥処理施設の完成後は枕崎にある内鍋清掃センターでごみの助燃剤として再利用する予定である。肥料会社の仕事も減るが、お知らせをして納得してもらっていると答弁がありました。

次に、介護保険課関係では、介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーの欠員により55万円の減額となっているが、現在のケアマネジャーの体制はどうなっているのかとの質疑があり、現在13名体制だが7月に1名が退職し、今後も3名が退職の予定である。

職安などを通じて募集をしているがなかなか応募がない状況で危惧している。

1人のケアマネジャーで約50人の介護予防サービス利用者を担当しているが、1人が退職すればみんなでの50人分を分けあっている状況で、1人1人の仕事の負担がふえている。また、担当者がかわれば利用の皆さんにも不安を与える上、例え新人の職員が入ったとしても引継ぎや育成が大変であると答弁がありました。

次に、教育委員会教育総務課、学校教育課の関係では、伊集院小学校の校舎建設に伴い備品購入が計上されているが、児童数が平成21年度704名から平成25年度800名にふえており、それに伴う教室や備品の不足は考えられないのかとの質疑があり、24クラスから30クラスにふえており、壁をスライディングさせて黒板を設置することや多目的教室を有効利用することで、児童数の増加に対応する。また、それに伴う予算は、来年の3月議会で補正等を考えていると答弁。

次に、日吉地域の山村留学の未実施により35万円全額を減額しているが、この原因は何か、今後の予定はどうかとの質疑には、日新小学校と扇尾小学校で山村留学を行ってきたが、なかなか応募がない。ホームページで募集をしたり、推進委員会でも呼びかけをしているが、結果に結びついていない。来年度も予定しているが、今のところ反応はないとの答弁がありました。

社会教育課の関係では、社会教育施設における電気料金の値上がりの影響はどうかとの質疑があり、平成24年度は18施設で4,237万7,000円、25年度が4,587万6,000円で、前年度比で108%となっていると答弁。また、伊集院文化会館の漏水が2件出ているが、これは老朽化の影響か、問題はないのかとの質疑には、築35年とかなり老朽化しており、さまざま

なところで修繕が必要である。今年度耐震診断を実施しており、来年2月末に結果が出る予定であると答弁がありました。

このほか多くの質疑がありました。当局的説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第83号平成25年度日置市一般会計補正予算（第6号）の文教厚生常任委員会に係る部分につきましては、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長大園貴文君登壇〕

○産業建設常任委員長（大園貴文君）

ただいま議題となっています議案第83号平成25年度日置市一般会計補正予算（第6号）について、ご報告申し上げます。

本案は、去る12月3日の本会議におきまして産業建設常任委員会に分割付託され、12月4日に委員会を開催し、全委員出席のもと担当部長、課長等の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。これから本案について、本委員会における審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。

今回の補正につきまして、給料減額に伴い職員手当、共済費の減額は各課でそれぞれ計上されています。人件費にかかわる部分につきましては説明を省略いたします。

次に、農林水産業について申し上げます。既定の予算から423万1,000円を減額し、13億2,153万1,000円とするものです。

主なものは、農業委員会費では介護休暇1カ月半に伴う手当を減額を計上。農業総務費では負担金22万4,000円の増額は、電気料金改定により不足分を計上。

次に、農業振興費では、補助金、補助及び

交付金は中山間地域等直接支払交付金事業で集約協定面積確定に伴う補正で、新規で伊集院地域から1協定、地目、田で1万5,103m²が追加され、12万1,000円増額計上。

農業振興育成事業補助金353万8,000円の増額は、焼酎麴用米の日置市単独助成として36万円。市内の4つの生活研究グループが、地元産100%の原材料、キタカタの大豆でつくる味噌の試作品用に、吹上の甘塩の、渚の甘塩を購入するため2分の1の10万円を補助。

次に、平成28年度に県茶業振興大会を日置市で開催するための助成金307万8,000円を計上。提案理由としては、お茶の情勢が非常に厳しい中で、若手農家を中心に大会を契機として、日置茶の品質向上と産地賞獲得に向けて頑張っていることから、JA・生産者と一体となって支援に取り組むためと説明。

次に、産地づくり対策事業費の補助金及び交付金では、農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金30万円が増額。この補助金は、吉利地区を中心に大豆・麦・そばの集落営農を行っているキタカタ営農生産組合に対し、国の集落営農法人化支援として法人登記と事務費相当額の助成金です。なお、キタカタ生産組合の人員は43名で、本年度3月法人化を目指すものであります。

次に、農地集積協力金では110万円を増額計上。この事業は、人・農地プランに位置づけられる中心経営体への農地集積に協力していただける農業者に対する経営転換協力金として、国から交付されます。期間は6年以上で、1回限りの交付となると説明。

次に、農地費では、県営中山間地域総合整備事業日置北部地区にて実施予定である、東市来の大峯ヶ原団地農用地開発に伴う改地計画概要書作成のための委託料100万円の増額。

次に、工事請負費では、住環境整備事業で、狹隘道路4路線の下部工事にかかわる工事請負費の不足に対し、土地購入費及び補償費からの組み替えであります。理由は、地権者との協議により、立ち木の補償費を受け取らず、工事の中で伐採処理することを望まれたことから組み替えが必要となった用地取得費見込み額の減額変更に伴い、工事費の組み替えをするものです。

次に、農地農業用施設災害復旧費は、国庫補助の対象とする災害復旧費として吹上地域の農地1件、施設1件で500万円。市単独による災害復旧費として、永吉ダム操作盤の修繕に170万円で、合計670万円を増額。

次に、林業総務費では、使用料及び賃借料36万1,000円増額し、吹上砂丘荘周辺の市有林において、19本の松くい虫の被害木を処理する経費を計上。積立金12万円は、鹿児島エコファンドクレジット認証代金3件分を計上。

次に、質疑の概要について申し上げます。

狹隘道路の整備について、用地取得の見込みと立ち木補償の基準について質疑があり、用地取得の見込みはほぼ契約に至っているが、東市来の宮内地区については、交渉前の内諾は約90%で、これから用地交渉を行う。立ち木補償については、九州地区用地対策連絡会がつくった基準に補償金を積算していると答弁。

松くい虫駆除について、周辺の松は大丈夫か。また国有林との連携について、対策は十分であるかとの質疑に、国有林の中にもかなり被害木があると思われるので、国県と一緒にやらないと被害は大きくなるのが予想されるので、空中散布を含め連携した防除を努め、要望していききたいと答弁。

農地集積協力金事業の制度について質疑があり、人・農地プランで中心経営体と位置づけられた方へ利用権を提供するものである。

基本的には相手方を示さず農業公社へ貸しているが、その公社を通じて中心経営体へ貸し付けを行うことが条件で、交付金の対象となる。今回の貸し手の方は家庭の事情により離農されるものであると答弁。

次に、茶業振興大会の準備のための助成について質疑があり、県茶業振興大会は茶の大会では一番大きく、茶園の品評会と農家の経営改善のコンクールの2種類がある。大会では産地賞を目指し皆さん取り組んでいる。本市では、旧伊集院町で12年、13年度に受賞している。21年度から茶の値段が下がり、また風害や降灰被害でお茶農家も元気がないことや、若手農家は品評会に出品したことがほとんどないため、このような品評会に出品し他の産地と競い合い、自分達の腕を磨いてお茶の産地として振興を図りたいと答弁。

次に、建設課所管部分についてご報告申し上げます。

今回の土木費の予算は、既定の予算から865万2,000円を減額し、予算額を30億4,900万4,000円とするものです。

道路新設改良費の委託料では661万3,000円を減額。減額の主な理由は、測量設計及びCBR試験委託料の執行残をそれぞれ工事費に組み替えるものです。

工事請負費では、2,480万7,000円を増額計上。これは、道整備交付金事業や活力基盤整備事業、橋梁修繕事業など用地費及び補償費委託料の執行残を工事請負費に組み替えたものです。

次に、公有財産購入費771万円の減額は、工事請負費へ組み替えに伴う補正が主なものであります。補償補填及び賠償金1,048万4,000円の減額は、いずれも工事請負費へ組み替えに伴う補正。

次に、河川総務費では、負担金620万円を減額補正。理由は、県営による急傾斜地崩

壊対策事業の工事減に係る市負担金の減額によるものです。施行箇所2カ所で、24年度まで進捗率40%になっています。

次に、都市計画総務費について、繰出金の428万5,000円の減額は、下水道受益者負担金の収入増による補正で、公共下水道事業繰出金を減額するものであります。

次に、補償金では、土地区画整理事業湯之元第一地区の建物移転補償費で、大里川の交換金負担金の増により、1,263万3,000円を増額し、あわせて地方特定事業費を1,313万3,000円減額するものです。

次に、街路事業費では、県施行の郡中央線街路事業費確定に伴う負担金1,051万5,000円を増額補正するものです。

次に、公園事業では、消耗品費及び施設維持修繕料の増額と投資的委託料の執行残448万2,000円を工事請負費へ組み替えるものです。

次に、質疑の概要についてご報告申し上げます。

河川交換金について説明を求め、湯之元第一地区の土地区画整理事業で、河川公共施設管理者負担金の協定の締結により、これが増加したため交換金をふやして起債を減らしたと答弁。

関連してJR負担金について説明を求め、湯之元駅より市来寄りの湯之元西踏み切りが区画整理の道路を取りつけるが、その協議で現在の道路が宅地換地先になっているので、取りつけるための負担金であると説明。

踏み切りについて勾配が急になっていることから、危険である区画整理と同時に対策はできなかったのかの質疑に、湯之元上野線の勾配を緩和するためにはかなりの補償費が必要で、将来的には計画はあるが現在のところは今のところに取りつけると答弁。

次に、事業の中で組み替えが幾つも出てい

るが、仕組みについて質疑があり、ほとんどが補助事業で、事業ごとに補助金がつく。その中で設計料、用地費、工事費などトータルになる。路線ごとに精算しないといけなく、執行残を工事費に充て完成しないと補助がないものとなっていると答弁。

このほか質疑がありましたが、部長、課長等の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論もなく、全会一致で議案第83号平成25年度日置市一般会計補正予算(第6号)は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(宇田 栄君)

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時15分といたします。

午前11時05分休憩

午前11時15分開議

○議長(宇田 栄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宇田 栄君)

質疑なしと認めます。

これから議案第83号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宇田 栄君)

討論なしと認めます。

これから、議案第83号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第83号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、議案第83号平成25年度日置市一般会計補正予算

(第6号)は原案のとおり可決されました。

△日程第9 議案第84号平成25年度
日置市国民健康保険特別会
計補正予算(第2号)

△日程第10 議案第87号平成25年
度日置市介護保険特別会
計補正予算(第2号)

○議長(宇田 栄君)

日程第9、議案第84号平成25年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)及び日程第10、議案第87号平成25年度日置市介護保険特別会計補正予算(第2号)の2件を一括議題とします。

2件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

[文教厚生常任委員長出水賢太郎君登壇]

○文教厚生常任委員長(出水賢太郎君)

ただいま議題となっております議案第84号平成25年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)と、議案第87号平成25年度日置市介護保険特別会計補正予算(第2号)の2件につきましては、12月3日の本会議におきまして文教厚生常任委員会に付託され、12月4日に委員会を開催し、市民福祉部長、各担当課長などの説明を求め質疑を行い、翌12月5日に討論、採決を行いました。これから各議案につきまして、本委員会における審査の経過と結果をご報告いたします。

まず初めに、議案第84号平成25年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について報告いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,996万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億7,778万1,000円とするものであります。

歳入は、平成25年度の療養給付費交付金

と国保財政安定化支援事業費が決定したこと、また平成24年度の決算繰越額の確定による増額補正となっております。

主な歳出では、一般被保険者療養給付費で1億4,139万2,000円の増額。退職被保険者等の療養給付費で3,810万1,000円の増額。平成24年度療養給付費等の負担金の超過交付分の返納金として、5,574万4,000円の増額となっております。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

まず、療養給付費の見込み増に伴う増額とあるが、昨年度より急激にふえているのか。当初予算での見込みが甘かったのではないかと質疑があり、歳入とのバランスで当初予算では満額で組めないため、インフルエンザなど冬場の医療費の増加も加味して、下半期の分は今回の補正で多く見込んで計上した。ただ、今のところ昨年度より約6,000万円少ない状況であると答弁。

次に、平成24年度の決算繰越額が約3億円となっているが、国保の準備基金のほうに積み立てはできないのかとの質疑には、現在準備基金の残高は約6,600万円で、もっと積み立てを行いたい療養給付費等の増が続く中で法定外で一般会計から1億円を繰り入れてる状況で、基金に積み立てられないのが現状であると答弁がありました。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第84号平成25年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第87号平成25年度日置市介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご報告いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ452万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ53億6,762万9,000円とするものであります。

介護給付費では、歳出で、施設介護サービスの予算8,680万円を、今後利用見込みが多くなる居宅介護サービスの予算へ組み替えており、また、歳入では、同じくサービスの利用実績に伴い、434万円分を県負担金から国庫負担金に切りかえております。

地域支援事業費では、1次予防、2次予防事業の執行残、また、権利擁護事業で社会福祉士の欠員に伴い、412万7,000円の減額が主なものとなっております。

また、市の介護保険給付費準備基金と県の財政安定化基金からの借入れについて、今回の補正予算での動きをご報告いたします。

介護給付費に対する保険料の必要額から保険料収入見込み額を差し引いた分が、準備基金による赤字補填となりますが、当初の見込みでは、補填額が1億4,435万5,000円と見込み、市の準備基金からは3,035万5,000円を取り崩し補填し、残りの1億1,400万円を県の財政安定化基金から借り入れて補填をする予定でありました。

しかしながら今回の補正では、平成24年度の精算と、また地域支援事業の減少に伴い、介護給付費に対する保険料の収入の見込みの減により補填額は1億4,363万8,000円となり、市の準備基金から基金残高全ての6,167万8,000円を繰り入れて補填し、またその差額の8,196万円を、県の財政安定化基金から借り入れて補填をすることになっております。

結果、歳入のうち市の介護給付費準備基金繰入金3,035万5,000円から6,167万8,000円となり、3,132万3,000円の増額補正となりました。それから、県の財政安定化基金貸付金は1億1,400万円から8,196万円となり、その差額3,204万円が減額補正となりまし

た。

次に、質疑の主なものですが、委員より、嘱託職員の欠員について、何が原因なのか、職場環境や賃金などが影響しているのではないかと質疑があり、権利擁護事業は市の包括支援センターで行っており、対応する職員は社会福祉士の資格が必須となってくる。総合的な相談なので相談が多岐にわたり、仕事内容が厳しくなっている。

公募しているがなかなか応募がないため、職員全員で対応している状況である。ケアマネジャーが欠員になる背景には、市の包括支援センターより民間の事業所に転職することが挙げられる。ほかと比べて賃金はさほど変わらないが、民間になれば正職員となり、ボーナスなどで差が出るのが理由ではないだろうかと答弁がありました。

また、高齢者元気度アップ・ポイント事業の推進は図られているかとの質疑に対しては、平成24年度から実施しており、65歳以上の高齢者がボランティアや健康教室に通うことで介護予防を図っていく事業である。年1回のボランティア研修会を受けて登録し、市内の介護福祉施設40カ所でボランティアをすればその分ポイントが付与され、そのポイントは年度末に換金できる仕組みになっている。現在116名が登録をしているが、実際には3割程度が活動をしていると答弁がありました。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第87号平成25年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上2件につきまして、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから、委員長報告に対する質疑を一括

して行います。2件について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第84号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第84号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第84号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第84号平成25年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第87号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第87号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第87号平成25年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

△日程第11 議案第85号平成25年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第

3号）

△日程第12 議案第88号平成25年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（宇田 栄君）

日程第11、議案第85号平成25年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）及び日程第12、議案第88号平成25年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）の2件を一括議題とします。

2件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長大園貴文君登壇〕

○産業建設常任委員長（大園貴文君）

ただいま議題となっています議案第85号平成25年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）及び、議案第88号平成25年度日置市水道事業特別会計補正予算（第1号）の産業建設常任委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本案は、去る12月3日本会議におきまして産業建設常任委員会に付託され、12月4日に委員会を開催し、全委員出席のもと担当部長、課長の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

まず、議案第85号平成25年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご報告を申し上げます。今回の補正は、既定の予算に歳入歳出それぞれ86万6,000円を追加し、予算の総額を6億9,946万8,000円とするものです。

補正の主なものは、歳出で、給与の減額、電気料金の改定に伴う光熱水費の増額、受益者負担金の前納報奨金の増額。歳入では、受益者負担金見込み額の増額、受益者負担金収入増による一般会計繰入金金の減額補正であります。

質疑の概要について申し上げます。

まず、公共下水道事業の普及率及び負担金の金額は幾らかの質疑に、公共下水道事業は伊集院の一部の地域になる。平成25年4月1日現在で、伊集院地域の人口は2万4,568人で、区域内の人口が1万6,779人で普及率は68.3%。水洗化率は1万5,965人で95%になる。

受益者負担金は1m²当たり420円である。事業を開始するとき用意した費用のうち、国庫補助金等を除いた分を負担していただくことで算定した。山林や農地は一部猶予しているため、それが宅地化されたときに賦課する。今回はその分になる。区域内で一度は賦課する。単価は日置市420円、いちき串木野市450円、鹿児島市131円、出水市・奄美市500円となっているとの答弁。

次に、負担金を払った後、接続をしなければ返還されるかの質疑に、区域内に土地を持っていれば負担金が発生する。接続しないから賦課しないというものではないと答弁。

次に、今後下水道に加入する見込みはどうかの質疑に、今回つつじヶ丘が変更になるが、極端にふえることはないが年間100件程度の接続はあると答弁。

以上で質疑を終了し、討論に付しましたが、討論もなく、採決の結果、議案第85号平成25年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第88号平成25年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）についてご報告申し上げます。今回の補正予算は、水道事業収益では、職員派遣に伴う負担金の増額、人事異動に伴う一般会計補助金の増額。水道事業費用では、漏水修繕費の増額、材料費の増額、給与減額及び人事異動等に伴う給与、手当、共済組合負担金の減額。資本的支出では、給与の減額、人事異動等及び職員派遣に伴う給与、手当等共済組合負担金の減額など

です。

質疑の概要について申し上げます。

まず、漏水の件数と修繕費について質疑があり、上半期の比較で24年度が77件、618万円。25年度は103件、1,064万円になっており、26件445万円の増となっている。本管からメーターまでの漏水がふえていると答弁。

原因は老朽化なのか、今後の予測について質疑があり、老朽化ということも当然ある。石綿管は管自体が弱いと聞いている。道路改良とあわせて敷設がえを行っているがなかなか追いつかない現状であると答弁。

質疑を終了、討論に付しましたが、討論もなく、採決の結果、議案第88号平成25年度日置市水道事業特別会計補正予算（第1号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。2件について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第85号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第85号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第85号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第85号平成25年度日置市公共下水道事業特

別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第88号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第88号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第88号平成25年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

△日程第13 議案第86号平成25年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（宇田 栄君）

日程第13、議案第86号平成25年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長中島 昭君登壇〕

○総務企画常任委員長（中島 昭君）

ただいま議題となっております議案第86号平成25年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）については、12月3日の本会議におきまして本委員会に付託され、12月4日に委員会を開催して、総務企画部長、商工観光課長などの説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。これから本案についての審査の経過と結果をご報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ

531万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,948万2,000円とするものであります。

歳入では、レストランランチ利用者増による393万1,000円の増額と、基金繰入金138万円などであります。歳出では、レストラン繁忙によるアルバイト確保や賄い材料費及び営業料、消耗品等の増が主なものであります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

レストランランチが利用者増とのことだが、昨年度との比較はどうかとの問いに、平成24年度1年間の利用者は2万901人、売り上げは2,508万8,510円で、1カ月平均売り上げが209万709円であった。平成25年度4月から11月までは、利用者は1万6,405人、売り上げは2,008万8,640円、1カ月平均売り上げが251万1,080円であると答弁。

売り上げは上がっているが支出も同様に伸びている、利益率はどうかとの問いに、レストランだけの支出ではなく、食器など消耗品も含まれていると答弁。今後、吹上浜公園グラウンドゴルフ利用者のレストランランチ利用者の統計もとったらどうかとの提案がありました。

その他質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、討論を終了。採決の結果、議案第86号平成25年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第86号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第86号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第86号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第86号平成25年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

△日程第14 議案第89号日置市特別会計条例の一部改正について

△日程第15 議案第90号平成25年度日置市一般会計補正予算（第7号）

△日程第16 議案第91号平成25年度日置市健康交流館事業特別会計予算

○議長（宇田 栄君）

日程第14、議案第89号日置市特別会計条例の一部改正についてから、日程第16、議案第91号日置市健康交流館事業特別会計予算の3件を一括議題とします。

3件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長中島 昭君登壇〕

○総務企画常任委員長（中島 昭君）

ただいま議題となっております議案第89号日置市特別会計条例の一部改正について、議案第90号平成25年度日置市一般会計補正予算（第7号）、議案第91号平成25年度日置市健康交流館事業特別会計予算

につきましては、12月16日の本会議におきまして本委員会に付託され、12月17日に委員会を開催して、総務企画部長、課長などの説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。これから議案第89号についての審査の経過と結果をご報告いたします。

本条例は、日置市健康交流館ゆーぷる吹上の指定管理者の指定の取り消しにより、日置市がみずから当該施設の運営に当たることに伴い特別会計を設置するため、条例の一部を改正するものであります。

日置市健康交流館ゆーぷる吹上は、旧吹上町が平成10年に設置して、合併後の平成18年9月から指定管理者制度を導入。本年4月から第3期目となり、株式会社エヌ・フーズが運営をしておりましたが、10月11日、上半期を過ぎ、当市に対して想定している利益が上がらない、市の支援がなければ来年3月に撤退せざるを得ない旨の申し入れがありました。日置市としましては、協定書に記載のとおり経営努力を要請しております。

10月19日、株式会社エヌ・フーズから、安全面のリスクを冒してまで運営できないと、12月末をもって撤退の申し入れがありました。10月25日、日置市としては年度途中では受託停止までの期間に猶予がないことから、年度末、来年3月までの運営を要請しております。

仮に、年度末の撤退が困難とするならば、雇用問題、年末年始の予約客への対応を考慮し、26年1月末までの運営を強く要請して、11月20日、株式会社エヌフーズより26年1月末での撤退の申し出を受けての今回の条例制定の議案であります。

日置市特別会計は、現在6つの事業の設置をしていますが、この中に健康交流館事業特別会計、健康交流館事業を追加し平成26年2月1日から施行しようとするものでありま

す。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

募集要項には、今回のように途中で経営がうまくいかなかったので辞退するということを想定していない、そういうことをうたっていないことは、我々議会側は指定管理する場合は、赤字になってもいろいろな事業をやっている中で埋めることができる、その能力があるところを選定するときに考慮するという説明を受けてきた。そのことに対しての見解を伺うとの問いに、選定委員会での審査は経営もだが経営を安定させるだけの企業の体力も十分審査の中に評価して決定してきた。

今回の件については、累積赤字が膨らんでどうしようもないということでの撤退で予想外であった。しかし、どうしてもという相手に、それ以上強制的に続けなさいとも言えず、最終的な判断として撤退の申し出を受けての今回の議案であるとの答弁。

今回、契約を途中で不履行する形になるが、弁護士とも相談したが違約金は取れないとのことだが、契約上のうたい方とか法的な指摘はあったのかとの問いに、指定管理者については契約ということではなくて、条例に基づく指定という行政行為ということである。協定ということでお互いに真摯に協定を交わしたということである。管理者の基準、運営など細かな部分も協定に定めてきたが、今回のように指定管理者からの申し出による指定取り消しは想定していなかった。

参考までに県内19市の中で協定の中に違約金を入れているのは、現在5市である。今までに、9市で指定取り消しという事案が発生して、その事案を踏まえて現在5市が協定の中に違約金を入れている。本市も今後はこのようなことを踏まえて違約金ということは考えていかなきゃいけないと思っていると答弁。

既に指定管理を行っているところは、次の

更新時期にしかできないのかとの問いに、そのとおりで今後、公募の段階から違約金のことを入れて公募しないといけないと思っているので、次の切りかえ時からぜひそうしていきたいと答弁。

経営状況を毎月報告するようになっているが、人件費とか想像以上に膨らんでいるが、どのような指導をしてきたのかとの問いに、経営の状況は毎月上がってくる、宣伝の仕方とか、そこまでして収入を上げられるのかと指導もした。テレビ宣伝については、他の2つの施設と合同であるから、そんなにかからないとのことだった。車両も新しく入れて、ボイラーの資格者も入れて、収入の基礎のレストランにも人件費をかけている。指導する方もどこまで指導できるか難しいところであると答弁。

今回のことでは、どのようなことを学んだのかとの問いに、収入が一定しているところは指定管理者がなじむと思う。審査の中でも、前の指定管理者はこれだけ評判を落としているけれど回復できるのか、挽回することは難しいと見ていた。施設は経年劣化して改修するけれども予算に限りがある。古い施設を指定管理に出すときは、施設をきちんと整備した中で出さないとなかなかと思う。このような施設が指定管理にふさわしいのか難しいと感じる。基本協定等についての違約金というのは、十分検討していくことが今回の反省を踏まえた改善策と思うと答弁。

今回のことを市民へどのように周知するかとの問いに、今までと変わらないサービスをしていくと、広報誌やお知らせ版等で、また看板なども検討したいと答弁。

指定管理を請け負うとする者は、経営方針、経営収支計画書を出してもらおう。総合的に評価して株式会社エヌフーズを選定されたと思うが、計画書とどのあたりに大きな違いがあったのかとの問いに、選定委員会には5社の

申し込みがあつて、株式会社エヌフーズが最高得点で決定した。計画書より収入が見込みより500万円ほど少ない。人件費も基準額では職員を7人しか見ていないが10人見ている。ここが大きかったと思うと答弁。

売上げの500万円不足は変動の範囲内である。大きな効果が出るまでは1年以上かかると予測されている。指定管理者の言い分からすれば、まだまだ撤退の判断は早いのではないか、この辺りの協議はあったのかとの問いに、公募の際に現場を見ている。実際にやってみて予期しなかったのが、設備、備品の老朽化に対する対応で前半はこれに追われたようだった。今の赤字は月100万円くらいだが、前半は200万円くらいだった。それに対する器具というのが上半期でかなり出てしまった。会社としては単体で1,000万円を超える欠損を出すのは社の方針として望ましくない。報告書に上げていないメンテナンスの費用や備品購入など入れれば2,000万円以上の欠損となり厳しかったのかなと、それ以上言えなかったと答弁。

市長は、直営で当分やって、いつきしたら、また指定管理ということだったが、どういったところがこれからの指定管理者として信頼性のあるところだと判断、分析されたのかとの問いに、まだ分析まではしていない。広告と相手の経営状況等を的確に捉えることはかなり必要になってくる。相手に任せるということだけでなく、一緒にやっていかなければこういうことは起こり得る可能性がある、十分認識していかなければならないと思っていると答弁。

その他、多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、討論を終了、採決の結果、議案第89号日置市特別会計条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第90号平成25年度日置市一般会計補正予算（第7号）について、審査の経過と結果をご報告いたします。

今回の補正予算は、規定の予算額に530万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ255億2,730万円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、健康交流館ゆーぷる吹上の指定管理者の指定に取り消しによる補正であります。

歳入では、繰入金で財源調整のため財政調整基金繰入金530万円であります。

歳出では、商工費の観光費で健康交流館事業特別会計への繰出金758万6,000円の増額などあります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

財政管財課関係では、指定管理者の問題改善には、日ごろの経営内容について行政と指定管理者等の連携、指導が重要になるとの説明であったが、健康交流館事業特別会計は、商工交観光課が所管になるのか、また、ゆすいんとゆーぷる吹上は施設目的がほとんど一緒だが、そうなる施設自体の設置目的も見直しが必要ではないのかとの問いに、予算要求については、吹上支所の地域振興課と本庁の商工観光課と協議して、窓口は商工観光課で、主務課は吹上支所の地域振興課で、現場の直接の担当課になる。

ゆすいんと比較だが、今回の予算をつくる上で、ゆーぷる吹上は温泉を核とした福祉の施設と合宿等による宿泊、レストラン業務の2つの顔を持っているとのことで、ゆすいんとは若干違うので観光費に含んだと答弁。

ゆすいんも合宿を受け入れている。施設の経営方針、設置目的を変えていかないと説明に矛盾が生じてくると思うが問題はないのかとの問いに、使い方は同じようだが、どちらに重きを置くかとなると、ゆすいんの合宿は年間ごくわずかである。ゆーぷる吹上は、観光

振興でそちらに重きを置いていると答弁。

売り上げを重視していく経営体なのか、住民の健康福祉を優先するのか明確にしていけないと、従業員や吹上支所の地域振興課は混乱を来すのではないかとの問いに、当初、吹上浜公園が充実していく中で、あれだけの施設をつくったのに地域への経済効果は何があるのかという議論がかなりなされた。その中でそうするためには、人を呼んで栄えるまちづくりということもあった。交流人口を定住人口にという町の方針があった。経済対策事業としてガット・ウルグアイ・ラウンド事業があり地域の経済を活性化しようとかかなりの予算がついた。また、ふるさと創生資金で温泉も掘った。将来的には地域の人たちは運動公園を利用するし、吹上砂丘荘やゆーぷる吹上も福祉目的が基本である。

また、条例の設置目的は、ゆーぷる吹上は市民の健康増進、福祉の向上と都市との交流がある。ゆすいんは市民の生きがいがづくりと健康増進の面しかもっていない。条例で大きく違うのは、ゆすいんはレストラン業務、直営ではやらずに場所を貸し出すという条例になっている。ゆーぷる吹上はその規定がないため営業行為で行っていくので特別会計に準ずる目的になると答弁。

今後を考えると2つの福祉の目的と観光の分野など問題が発生してくると思わなくもない。砂丘荘との関係もはたから見ると同じ目的で競合しているように感じる。制約がある中で観光、健康づくり、福祉はどうしていくのか明確にして役割を担った方がよいのではないかとの問いに、整理しなければならない部分は合宿で来られたお客様等も競技によって大分違う、長距離の陸上競技など実業団などは、ゆーぷる吹上を好まれる。一般の観光客と同じ施設にいと何のために合宿に来たのか、ゆーぷる吹上のほうがよいとの考えもある。プールでトレーニングできるという

ことで評価もいただいている。福祉の部分については、今の施設であっても元気な市民づくり運動で利用していた。プールを活用した形のやり方も仕組んでいかなければならいと考えていると答弁。

その他、多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、討論を終了、採決の結果、議案第90号平成25年度日置市一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第91号平成25年度日置市健康交流館事業特別会計予算について審査の経過と結果をご報告いたします。

今回の予算の概要は、健康交流館ゆーぷる吹上の指定管理者の指定取り消しにより、市がみずから当該施設の運営に当たることに伴い、特別会計を設置して歳入歳出予算の総額を2,093万円とするものであります。

歳入で主なものは、事業収入で食料料を552万4,000円、売店売り上げ料を150万9,000円、プール利用料を373万9,000円、入浴料160万円などを見込み、総額で1,334万4,000円であります。

また、繰入金は一般会計から758万6,000円の繰り入れを行うものであります。

歳出で主なものは、経営費で支配人、調理長などにかかる賃金を769万8,000円、燃料費、光熱水費、賄材料費等の需用費を811万4,000円、し尿浄化槽管理委託料等の委託料を33万4,000円、コンビオーブン等備品購入費を277万3,000円、魚市場取引契約保証金として20万円を見込み、総額で2,063万円と予備費の30万円であります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。管理事業費の備品購入費でコンビオーブン

などがあるが、全て新しいものと取りかえるのかとの問いに、株式会社エヌフーズが引き受けたときに、前の器材が古かったので指定管理者のほうで本年4月に入れかえた、株式会社エヌフーズが引き取るのか、市が買い取るのか、使い勝手や価格も含めて今後協議したいと答弁。

風呂の無料券については、どのように考えているのかとの問いに、売店、食事料など3,000円以上の方に風呂無料券を差し上げている。回数券については1月からは発行しないように指導し、発行済みの分はできるだけ1月中に利用するようお願いする。今後の問題など詳細については検討すると答弁。

評判が落ちると回復に1年はかかる、今回の件では評判が落ちたのか状況がわからないが、どのように捉えているのかとの問いに、1年目の赤字幅が大き過ぎた、1月までレストランしないでサービスの低下をしないように申し入れていると答弁。

今後、直営になると悪化を引きずらないために市の努力が大切になる、責任者はどうなるのかとの問いに、まだ詰めていないが市の職員の派遣は考えていない。現在32名の従業員がいるが、株式会社エヌフーズの社員は1名だけで、ほかは契約社員である。現在移行調査を行っているが、支配人や調理長等は継続を希望されていると答弁。

支配人と調理長が同じ人なら、今後がますます大事になってくる、どのように考えているのかとの問いに、合宿等への対応など魅力づくりを考えていると答弁。

次期指定管理者公募の件も含めて、ほとんど同じ体制で運営は大丈夫かとの問いに、3年目の1年目で今回の問題が起きた。施設のあり方も含めて、最低でも1年間は見極めたい。次期指定管理者の件は1年後か2年後かわからないが、当面この形で進めたいと答弁。

その他、多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、討論を終了、採決の結果、議案第91号平成25年度日置市健康交流館事業特別会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会としまして、今回の日置市健康交流館ゆーぷる吹上の指定管理者の指定の取り消しにつきましては、指定管理者制度そのものに今後も重要な影響を与えるものと捉え、慎重にかつ長時間にわたり審査を行いました。委員会の意見としまして、当該施設は吹上における温泉を核とした福祉の施設、合宿等による宿泊とレストラン業務という位置づけになっているが、現在老人福祉センターや公衆浴場について今後のあり方を検討中であるとのことから、当該施設のあり方も同時に検討すべきである。その上で当該施設が指定管理者制度になじむのか否か検討すべきであり、今後の本市の指定管理者制度導入施設、また更新に当たっては次の点に留意する必要がある。

1、施設の現状を十分に把握するとともに施設改修や維持管理費、備品購入をどうするか指定管理者と協議し、そのあり方についても明確にしておくべきである。

2、指定管理者の選定に当たっては、再度、選定のあり方、選定基準の見定め方等検討し、今回のケースを踏まえて募集要項及び協定書には違約金を盛り込むべきである。

3、今回の問題点、反省点を十分に精査して改善すべき点を明らかにして、今後に生かす必要があるとの意見集約をしましたので申し添えておきます。

以上で、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時といたします。

午後 0 時 08 分休憩

午後 1 時 00 分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。3 件について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第 8 9 号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 8 9 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 8 9 号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 8 9 号日置市特別会計条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 9 0 号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第 9 0 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 9 0 号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 9 0 号平成 2 5 年度日置市一般会計補正予算

（第 7 号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 9 1 号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第 9 1 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 9 1 号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 9 1 号平成 2 5 年度日置市健康交流館事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

△日程第 1 7 議案第 9 2 号日置市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第 1 7、議案第 9 2 号日置市長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第 9 2 号は、日置市長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてであります。

職員の酒気帯び運転という不祥事により、市民の信頼を損ない迷惑をかけたことを深くお詫びするとともに、特別職としての監督責任を重く受けとめ、みずからを処するため給与を減額することについて条例の一部を改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（福元 悟君）

議案第92号日置市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、別紙により補足説明申し上げます。

本案につきましては、附則に次の2項を加えるもので、第7項として平成26年1月1日から同月31日までの間における日置市長の給与の額は、第1条第1項の規定にかかわらず日置市長等給与条例第2条第1項に定める額に100分の80を乗じた額とするものでございます。

これまで、日置市長の給与につきましては、100分の10を減じておりましたが、平成26年1月分はさらに100分の10を減じ、100分の80として支給するものであります。

次に、第8項として平成26年1月1日から同月31日までの間における副市長の給与の額は、第1条第2項の規定にかかわらず日置市長の給与条例第2条第1項に定める額に100分の90を乗じた額にするものでございます。

これまで副市長の給与につきましても、100分の5を減じておりましたが、平成26年1月分は100分の5をさらに減じ、100分の90として支給するものであります。

今回の特例条例による減額は、市長で8万6,200円、副市長で3万2,850円を減額することになります。

附則といたしましてこの条例は、平成26年1月1日から施行するものでございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○12番（花木千鶴さん）

1点伺います。

これまでも、毎年と言っては何ですが職員の不祥事ということが時々起きていまして、

綱紀粛正に取り組むということは市長がかねがね答弁してこられました。今年度もまたこのようにして発生しているわけです。そのことを受けての今回市長の責任を感じてのことと思いますが、給与減額という形になっているところですが、これまでの綱紀粛正の取り組みと、今後やはりどのように市長としてお考えなのか、先ほどはこの条例の関するところだけで述べられましたけれども、やはり市民に対して最高責任者として、職員の今後の綱紀の粛正に向けての取り組みについてのお考えをここで述べていただきたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

今回の事案につきましては、職員の酒気帯び運転という形の中で不祥事を起こしてしまいました。兼ね日ごろ綱紀粛正、この飲酒運転ではなくいろんな形の中で職員は職員たる公務員という公僕という部分の中で仕事をしたいということも今まで言っていました。再三のことにおきまして、大変市民の皆様方にご迷惑をかけたということは、本当に心からお詫び申し上げたいというふうに思っております。

今後につきましても、やはりこのような事件というのが起こりうる可能性というのは、ないことはないと思っております。その中におきまして、やはり私どもは監督者としては、やはり継続的にこのことについて、職員の綱紀粛正、口を酸っぱくしながらも行って行き続けなければならない、そのように考えておりました。今後のまた年末、また年頭に当たりまして職員のほうにおきましても訓示をしていきたいというふうに考えております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第92号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第92号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第92号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第92号を採決します。

お諮りします。議案第92号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第92号日置市長等の給与の特例に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

△日程第18 陳情第6号川内原発の拙速な再稼働に反対する意見書の採択について

○議長（宇田 栄君）

日程第18、陳情第6号川内原発の拙速な再稼働に反対する意見書の採択についてを議題とします。

本件は、総務企画常任委員会に付託します。

△日程第19 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（宇田 栄君）

日程第19、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

総務企画常任委員会及び文教厚生常任委員会から目下、委員会において審査中の事件に

つき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付したとおり、閉会中の継続審査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△日程第20 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（宇田 栄君）

日程第20、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務企画常任委員会、産業建設常任委員会及び議会運営委員会から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付したとおり、閉会中の継続調査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△日程第21 議員派遣の件について

○議長（宇田 栄君）

日程第21、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付したとおり、会議規則第167条の規定により、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付したとおり、議員を派遣することに決定しました。

△日程第 2 2 所管事務調査結果報告について

○議長（宇田 栄君）

日程第 2 2、所管事務調査結果報告についてを議題とします。

文教厚生常任委員長から議長へ所管事務調査結果報告がありました。

配付しました報告書は市長へ送付いたします。

△日程第 2 3 行政視察結果報告について

○議長（宇田 栄君）

日程第 2 3、行政視察結果報告についてを議題とします。

産業建設常任委員会及び広報編集委員会から議長へ行政調査結果報告がありました。

配付しました報告書は市長へ送付いたします。

△閉 会

○議長（宇田 栄君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

○市長（宮路高光君）

定例市議会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

今期定例会は 1 2 月 3 日の招集から本日の最終本会議までの 2 3 日間にわたりまして、鹿児島本線伊集院駅舎整備工事施行協定の締結及び日置市デジタル防災行政無線整備工事請負契約締結の 2 件の契約案件を初め、職員の公益的法人等への派遣に関する条例の制定、消費税改正に係る関係条例の制定、健康交流

館ゆ一ぶる吹上の指定管理者の指定取り消しによる条例の一部改正及び特別会計予算、一般会計補正予算など大変熱心なご審議を賜り、原案どおり可決いただきましたことに対して、心から厚くお礼申し上げます。

審議におきまして、議員各位からのご指摘のありました点につきましては、真摯に受けとめ、円滑な市政の運営に努めるとともに、予算の執行につきましても慎重を期してまいります。

本年は 5 月に施行されました市長選挙によりまして、引き続き 3 期目の市政を担うこととなり、改めてその責任の重さを感じており、安心・安全なまちづくりを第一に掲げ、誠心誠意、全力を尽くしてまいります。

現在の社会情勢は長期にわたるデフレと景気低迷が続く中、消費税増税が決定されるなど厳しい状況であります。一方では雇用対策に当たっても工場撤退を予定していたパナソニックが 4 月以降も継続して生産を続けることに方針を変更し、新たな工場として昭光通商株式会社がパナソニック跡地に進出し春から操業開始を決定したことなど、一部の雇用対策も明るい兆しも見られます。

今後も引き続き関係機関と連携を図り、必要な支援対策を進めてまいりたいと思っております。

最後になりますが、いよいよこれから厳しい寒さを迎えます。議長を初め、議員の皆様方におかれましても、ご自愛くださいまして、穏やかな新年を迎えるようお祈り申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございます。

○議長（宇田 栄君）

これで平成 2 5 年第 6 回日置市議会定例会を閉会します。皆様、大変ご苦勞さまでした。

午後 1 時 15 分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 宇田 栄

日置市議会議員 上園 哲生

日置市議会議員 門松 慶一

